

会 議 録 目 次

令和 7 年第 2 回曾於市議会臨時会

会期日程	1
○ 7 月 23 日（水）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 63 号	5
議案第 64 号	16
散 会	23
○ 7 月 28 日（月）	
議事日程第 2 号	25
開 議	27
議長諸般の報告	27
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	27
議案第 63 号	28
議案第 64 号	32
閉会中の継続調査申出について	34
閉 会	35

会 議 録 目 次

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会

会期日程	37
○ 8 月 29 日（金）	
議事日程第 1 号	39
開 会	42
開 議	42
会議録署名議員の指名	42
会期の決定	42
議長諸般の報告	42
市長の一般行政報告	43
市長の所信表明	43
報告第 5 号～報告第 9 号	45
承認案第 5 号	51
諮問第 1 号～諮問第 5 号	54
議案第 65 号、議案第 66 号	57
議案第 69 号	61
議案第 70 号	78
議案第 71 号	79
選挙管理委員及び補充員の選挙	82
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	83
散 会	85
○ 9 月 3 日（水）	
議事日程第 2 号	87
開 議	89
一般質問	
徳峰 一成 議員	89
山中 雅人 議員	119
渡辺 利治 議員	137
久長登良男 議員	149
発議第 2 号	166
散 会	181
○ 9 月 4 日（木）	

議事日程第 3 号	183
開 議	185
一般質問	
矢上 弘幸 議員	185
今鶴 治信 議員	197
岩水 豊 議員	210
瀬戸口恵理 議員	225
散 会	256

○ 9 月 12 日（金）

議事日程第 4 号	257
開 議	260
議案第 65 号、議案第 66 号	260
議案第 69 号	263
議案第 70 号	272
議案第 71 号	273
認定案第 1 号	274
認定案第 2 号～認定案第 4 号	306
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 67 号、議案第 68 号	308
議案第 72 号～議案第 74 号	318
議案第 75 号	319
散 会	323

○ 9 月 30 日（火）

議事日程第 5 号	325
開 議	328
常任委員会の所管事務調査報告	328
認定案第 1 号	329
認定案第 2 号～認定案第 4 号	336
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 67 号、議案第 68 号	340
議案第 72 号～議案第 74 号	343
発議第 3 号、発議第 4 号	345
同意案第 1 号	347
同意案第 2 号	352
閉会中の継続調査申出について	355
議員派遣の件	355
閉 会	356

会 議 録 目 次

令和 7 年決算審査特別委員会

決算審査特別委員会設置

○ 9 月 12 日（金）

審査日程第 1 号	359
開 会	360
委員長の互選	360
副委員長の互選	360
散 会	361

分科会設置

○ 9 月 12 日（金）

審査日程第 2 号	363
開 会	364
分科会の設置	364
主査、副主査の選任	364
分科会付託及び審査日程	364
その他	365
散 会	365

○ 9 月 26 日（金）

審査日程第 3 号	367
開 会	368
認定案第 1 号	368
認定案第 2 号～認定案第 4 号	382
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 67 号、議案第 68 号	385
閉 会	393

令和7年第2回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

令和 7 年第 2 回曾於市議會臨時會會期日程

會期 6 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
7	2 3	水	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議案等の上程・提案理由の説明・議案等の 審議・委員會付託
			委 員 會	委員會
	2 4	木	休 會	
	2 5	金	休 會	
	2 6	土	休 日	
	2 7	日	休 日	
	2 8	月	本 會 議	○委員會審查報告・審議・表決 ○閉會

令和7年第2回曾於市議會臨時会

令和7年7月23日

(第1日目)

令和7年第2回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和7年7月23日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第63号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

第4 議案第64号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	（ 欠 員 ）	9番	岩 水 豊
10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	渡 辺 利 治
16番	（ 欠 員 ）	17番	久 長 登良男	18番	徳 峰 一 成
19番	山 田 義 盛	20番	（ 欠 員 ）		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	農 政 課 長	吉 田 秀 樹

財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	和 田 忠 義
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
税 務 課 長	中 西 昭 人	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保 健 課 長	谷 川 和 穂	会計管理者・会計課長	吉 元 健 治
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大		
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

開会 午前10時00分

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、令和7年第2回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（山田義盛）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山田義盛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、九日克典議員及び土屋健一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山田義盛）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から7月28日までの6日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、会期は6日間と決定いたしました。

日程第3 議案第63号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第3、議案第63号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第63号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3億3,719万2,000円を追加し、総額を274億3,346万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要を配布しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を667万円、民生費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億4,158万4,000円、繰入金は、財政調整基金繰入金を6,540万4,000円、市債は、教育債の小学校施設整備事業を2,680万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、定額減税補足給付金不足額給付支給事業を1億4,158万4,000円、物価高騰支援として、水道基本料金の免除による水道事業会計補助金を5,078万4,000円、末吉小学校改築工事の追加により末吉小学校改築事業を2,683万1,000円、梅雨前線豪雨等による災害発生により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を4,820万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を5,516万1,000円それぞれ追加するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

歳入歳出の中で水道関連のが入っていますが、これは後ほどの議案提案で質問いたします。また、定額減税が大きいんですが、これは私の所属する文厚委員会に付託になりますので、省略いたします。

一つは、11ページのNHK受信料でございます。先日の全員協議会でも報告がありましたけれども、確認方々答弁してください。NHK受信料について過年度分と本年度分がありますが、これは全額、一般財源であるという点での確認の質問であります。

2点目は、一応、これで曾於市が所有する公用車については全て、もう本年度で一応終了ということで理解していいのかどうか。本年度分のこれで全額ということでもいいのかどうか。

3点目、細かいことですが、本年度分といった場合は本年度の何月までになるのか。まだ7月の段階でありますけれども、今後、8月以降の分はもう打ち切ることになるのかどうかの確認。

以上3点であります。

次に、災害関係が若干ありますけれども、質問の第1点は、このほとんどが応急

措置関係が多いんですけれども、耕地林務並びに土木課長にお聞きいたしますけれども、提案された中で、金額的に今後の新たな補正予算を含めて予算計上されるであろう項目があったら報告してください。

2点目、関連いたしまして、この中で特に土木関係の大峯が今回の予算の中でも1,000万円と大きいんですが、これは具体的に大峯のどの地域でこういったところが今回予算計上されていて、また、今後、新たに追加分があるのかどうか。大峯の地図が添付ないので、具体的にどの地域なのか。大峯も私全部頭に入っておりますけれども、一応、口頭でもいいですから答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

NHK受信料については、一般財源で対応したいというふうに思います。本来、今までNHKのほうから請求というのは来ておりません。その中で、基本的にはNHKを見れる車について調査いたしました。その状況の中で、今回、支払いしたいと思います。今後については、もう一般的には、市の職員が勤務中にNHKを見るというのはほとんどありませんので、最低限必要な部分だけ残して、NHKを見れる受信の部分削除して見れないようにしたいと思います。

細かいことについては、財政課長から答弁させます。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

基本的な部分につきましては、今、もう市長が述べたとおりでございます。今回、NHKと協議をいたしまして、今回の予算ということで287万4,000円を計上させていただいております。今回のこの予算が可決していただきますと、8月からの契約という形で……

（「何月か」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

はい。8月からの契約ということになります。今年度分ということになりますので。遡及分につきましては今回のみとなります。

（「何月まで」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

3月までです。

（「え」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

令和8年の3月までとなります。遡及分につきましては今回のみとなります。また、来年度以降につきましては、またそのときの台数をまた再度調査をしまして、

またそちらのほうを報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

先ほど御質問のありました件につきましてお答えいたします。

農地・農業用施設と林道につきましては、今回、応急等のみ補正をさせていただいたところではありますが、9月の議会におきまして、農地1件、施設1件の2件を補助債として補正をお願いする予定としております。また、今月に入りましても若干雨が降ったりしておりますので、今後、必要な市単独事業等もありましたら、今後検討して補正等で対応していきたいと考えております。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

今回の補正以外に予算はないのかということですが、今回の臨時議会に計上後に確認されたものが、応急災害委託ですけど、19件ほどありまして、大体1,100万円ぐらいになりますが、これにつきましては9月の補正でお願いしたいと考えております。

あと、大峯地区の場所になりますが、谷川内ダム上流の大体2.5kmぐらいの上流の大峯地区になります。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

再確認方々の質問であります、財政課長にお聞きいたします。

一応、本年度分とありますけれども、この本年度、来年の3月までであります、もうこの夏をもって打ち切るということとはできないのかという意味の質問であります。あえて3月までしなくても、途中でも契約を終了はできないのか。これが第1点。

第2点目は、若干、公用車が残るような意味合いの市長答弁でありましたけれども、全て公用車もNHKの受信を廃止するということは全く考えていないのかどうか。あるいは、一部残すとしたら何台ぐらい残す予定であるのか。当然検討されていると思いますので、答弁してください。

それから、土木課長にお聞きいたします。

金額的には、今回予算計上されている中で、大峯地区の1,000万円が一番大きいんですよね、課長。これは、新たにまた9月の補正段階で追加計上が予定されているのかが第1点。

それから、第2点目、地図が添付されていないためにもっと細かく確認したいんですが、谷川内ダムから大峯に至る過程、この途中のいわゆる大峯川——私はあれ

大峯川って言っていますけれども——の一応河川工事になるのでしょうか。市も大峯地域の手前ということでいいのかどうか。具体的にはこういったところが決壊等して、そして1,000万円の予算が必要となったのか。もっと具体的な説明をしていただきたいと思うんです。想像ができないもんですから。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

まず、契約の関係でございますけれども、今回、車に受信機能がついていた分につきましては、これはもうその時点で全て払わないといけないということになっておりましたので、そこを調査した結果、この33台につきましては一旦払わないといけないということでございます。

それから、今後の台数の見込みということでございますけれども、当然、九州管内とか県外とか出張するケースもございますので、そういったときにはナビとかも必要になります。テレビを見るというわけではございませんけれども、そういう受信機能を外せないケースもございますので、私どもとしましては今のところ十二、三台ぐらいは残さないといけないのではないかとというふうに試算しているところでございます。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それではお答えします。

大峯川の災害につきましては、現在、測量設計を実施しているところでありますが、今のこの工事費1,000万円の追加は考えていないところでございます。

（「場所をもっと細かく」と言う者あり）

○土木課長（吉元幸喜）

場所につきましては、先ほど言った谷川内ダムの上流2.5kmの、下大峯公民館があるんですが、そのちょっと下流側になるところで大体10mほど川が決壊しておりまして、そこを一応ブロック積み工を一応今のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、予算委員会の説明資料16ページの曾於市物価高騰対策水道料金基本料免除規則の案のほうから質疑いたします。

まず、第1点目として、都城市や志布志市など、水道料金の基本料金の無償化等を実施している近隣自治体はあるのか伺います。

2点目として、国土交通省のほうで令和4年度に水道カルテというものを公開しておりまして、非常に、曾於市が全国平均以下項目数が3のあまり成績のよくないグループに入っております。本市の料金回収率というのが令和4年度で93%ということでもありますけれども、直近の数値として基本料金を無償化できるほどそれは改善しているのか、また、この基本料金を無償化できるほど余裕のある財政状態であるのか伺います。

3点目として、水道料金は、電気・ガス・食費などと比べ、比較的インフレの影響が少ないものだと考えられますけれども、物価高騰対応に水道料金を選んだ理由について伺います。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

それではお答えいたします。

まず、近隣の都城市、志布志市などの基本料金の無償化を実施している自治体があるかということですが、都城市、志布志市等はありません。ただ、県内で申し上げますと、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市と湧水町が実施しているところでございます。

それから、料金回収率についてでございますが、令和6年度は84.5%でございました。令和6年度につきましては特に費用が大きくて、このように回収率下がったところではございますが、今後も増えていくほうではないというふうには考えております。

それから、基本料金を無償化できるほど余裕のある財政状態であるかということですが、そういう余裕のある財政状態ではございません。恐らく今回5,000万円ほどの減収になりますので、決算では赤字になるのではないかと考えております。ただ、今回、国の交付金、また、一般会計からの補填がございますので、そちらについては全額補填されるということでもありますので、今回、提案に至ったところでございます。

○議長（山田義盛）

ほかにありますか。座ってください。

○水道課長（吉田宏明）

はい。以上です。

（「3点目の質疑については」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

3点目の質疑。3点目は何だっけ。

○1番（山中雅人議員）

水道料金は、電気・ガス・食費などに比べ、インフレの影響は少ないものと考えられますが、物価高騰対応の選択肢として水道というものを選んだ理由について伺いました。

○市長（五位塚剛）

今回の国からの交付金というのがそれほど大きなものでありませんでしたので、そのことを考えて、一番、この夏場に市民の方々が水道をたくさん使われますので、本来ならば、6月議会で即決をしてもらって、7月から12月までの半年間をしたほうが非常によかったんですけど、これができませんでした。ほかの電気とかガスとかそれは、検討はなかなかそれは難しいというふうに判断しましたので、水道だけを検討したところでございます。

○1番（山中雅人議員）

直近の耐震化率なども見ますと、令和4年度時点で基幹管路の耐震適合率などが32%や貯水池が32%等々、かなり全国平均に追いついていないような状態でありまして、こういったものの予算がなかなか足りていないにもかかわらず、基本料金を無償化するというのは、市民に対して財政的に余裕があるといったメッセージにもなりますので、その点、説明にあったとおり、5,000万円の減収分については一般会計からの入れるものや2,000万円の補助金等もあるということなので、直近は問題ないところでありますが、現状の耐震化を含めてこういった設備に使うほうがよいのではないかなと思うんですけれども、その点について水道課長にお伺いいたします。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

今回の物価高騰対策につきましては、その方針に従って私たちとしてはこのような対策を講じたところでございますが、おっしゃるとおり、老朽化対策でありましたり、そういった耐震化でありましたり、そういったところに当然今後費用がかかってまいりますので、当然、料金の改定も含めて今後考えていかなければならない、そういう時期には来ているとは考えております。

○1番（山中雅人議員）

3点目の質疑に移ります。都城市のほうで平均14.95%の水道料金の値上げが起こったということで、直近の近隣自治体のほうでも、そういった形でむしろ老朽化等も含めて負担をお願いするといったのが昨今のトレンドのように思いますが、今後の水道行政を含めて、執行部として全体としてどのように考えていらっしゃる

やるのか。本当に余裕があるのか。その点について、市長のほうから答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

現在の曾於市の水道事業会計ですけど、全体としては基金を持っておりますけど、これは利益で出ているわけではありません。今後、いろんな老朽化しているものを計画的に改修していきますけど、非常に厳しい状況であります。財政上は水道会計は非常に厳しいというのが認識の状況でございます。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、委員会説明資料の4ページ、16ページ、17ページに関して、水道料金の件についてお伺いしてまいります。

まず1点目なんですけれども、16ページを見てみますと、内訳のところで口径によって料金が違いますが、口径によって料金が違っている部分は、基本的には口径が大きいところはどんな用途として使用されているのでしょうか。また、口径13mmにおきましては、ここが一番多くて1万3,600件ございますが、基本的には基本料金無料となりますと、月額当たり500円の補助になるかと思いますが、その500円で果たして本当に市民の生活が潤うのかと聞かれますと疑問に思うところなんですけれども、それについてどのようにお考えかお伺いいたします。

そして、先ほど山中議員からもありましたように、国土交通省が出しています鹿児島県の水道カルテを見ましても、また、都城市が6月2日に出している水道料金の改定に対する資料を見ましても、決して曾於市の水道料金は高くない、むしろ安いほうであるとも考えられますが、今回補助をする必要が本当にあったのか、もう一度お伺いしたいと思います。

プラスして、今後のことに関しまして、基本的に独立採算でやらなければならないというふうに水道料金はなっているかと思うんですけれども、計画的な更新には国庫補助金事業の活用が不可欠であると考えます。国の規定によりますと、国庫補助事業を活用して耐震化を推進するためには料金回収率100%以上の確保が必要というふうになっておりますが、先ほどありましたように、令和4年度は曾於市においては回収率が93%、先ほど答弁にもありましたように、最新のデータでは84.5%でございますが、過去5年間の料金回収率はどのようになっていますでしょうか。

また、先ほど、料金回収率が上がる見込みはないとおっしゃいましたが、大体どれくらいを見込まれているかお尋ねいたします。

○市長（五位塚剛）

今回の国からの物価高騰対策の交付金というのが億単位のものではない状況の中で、何が今市民にとって支援がふさわしいかというのを各課に投げかけました。その中で、やはり毎日使うものは水でありまして、一般家庭はほとんど13mmでございます。少し大きな住宅とか、また、食料販売とか何かをされるそういう人たちは20mmを取っておられると思うんですけど、また、福祉施設関係も非常に厳しいというのも要望もありましたので、やはりそういうことを考えて、半年間、基本料金を減免するというのは市民から大変ありがたいという声が出ているので、そのように今は決めたところでございます。

あとは担当課長から答弁させます。

○水道課長（吉田宏明）

それでは、料金回収率についてでございますが、過去5年間というのは調査しておりませんで、過去3年間でございますが、ここにもありますとおり、令和4年度が93%、令和5年度が96%、そして令和6年度が84.5%となっているところでございます。

これから費用がやはり今後、光熱費、電気料金等の高騰もありますので、費用が大きくなってまいります。そうなりますと、現在の水道料金ではやはり足りなくなってくるというところがございますので、先ほども申し上げましたとおり、今後は料金の改定を視野に入れながら、そういった検討をする時期には来ていると思いますので、そういった形で回収をしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、答弁がございましたとおり、決して潤沢な資金があるわけではないとは思いますが、とにかく水道管の劣化が進んでおりますので、その入替えも早急に進めていかないといけないと思ってはいます。以前、一般質問された議員もいらっしゃったと思いますが、例えば、水道管の漏水であるとか破裂などによる事故も懸念される場所なんですから、それについても予防策としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○水道課長（吉田宏明）

予防策といいますか、現在は、漏水が起こったところに対応するということになっておりますけれども、大きな本管等につきましては、もう年次的に計画を立てて順次修繕、また、再整備等を行っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前も議会のほうに示していただいたように、計画的に進めてくださっているかと思うんですけども、今回のこの補正が入ることによって、その計画に影響はご

ざいませんでしょうか。

○水道課長（吉田宏明）

先ほども申し上げましたとおり、今回は国の交付金、また、一般会計からの補填がございますので、全額補填がありますので、特に影響はないかと思っております。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（久長登良男議員）

それでは、水道事業に対して、また後にも出てきますが、今回は物価対策ということで、国のやつと一般財源を投入しての対策が打たれておりますが、その中で小規模水道、集落水道、そういうところからの要望というのは、今まで一般質問でも出ました。私も要望書も預かって提出しておりますが、非常に集落的には、水道に対する問題というか、そういうところが多いわけです。というのは、今の時代は、水と電気が来なければ生活ができないということはもう重々皆さん分かっているとおりでございますが、その中で、財部では、杣比野というところは何年か前、三、四年前ですか、集落の皆さんが全員要望書を上げていただいて、ここは4か所、水道の水源地がありますが、それを1か所にして、市のほうでどうにかしていただけないでしょうかという要望書も上がってきております。そしてまた、いつだったですかね、一般質問で大隅のほうでの問題点も上げられました。そういうことを勘案されての問題というのは考えられなかったのかどうか。まず、この1点をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内に集落水道組合がまだまだたくさんあります。今までは、その集落水道組合が、例えばポンプが壊れたとかいろんなことがあったときは、市のほうでは原則3分の1の補助をしておりましたが、今、2分の1の補助に変更しております。それと、今言われた杣比野の集落の方々から、また、五位塚、口弁木、椿の末吉の人たちからも、集落水道の今後の維持管理について非常に困っているということが相談が来ておりましたので、森山衆議院議員も立会いの下、杣比野の調査、また、末吉の3か所の水道の調査を一緒にしてもらいました。具体的になかなか今まで事業というのがありませんでしたが、場合によっては過疎債の対応になるのかなというお話も頂きましたので、今、そのことについて具体的に準備をしたいなと思っております。まだ国のほうでこれは、一本化した場合に市の事業につなげてできるかというのは、まだ確定はしておりませんが、そういう方向に今進みあるというところでございます。

以上です。

○17番（久長登良男議員）

今、市長が言われたとおりですが、私も杣比野のところは同席をして見ておりました。もうその中で後手後手に回っているんじゃないかなというふうに思っております。補助というのはみんな知っております。それを、杣比野を今言われましたので、杣比野の例を取って申し上げますと、四つ水源地があつて、もう一人の方は自分で井戸を掘ってボーリングをしたということのようです。これも非常にお金がかかるわけですので、補助を一人でもらえるのかなというふうに思ったところでした。こういうところをピックアップしながら、どこが一番緊急性が高いのか、どういう地域にまずどういう方法をしなければいけないのかという、そのような実態調査というものを進めながらしていかないと、もう田舎のほうはもう水道が故障したり、一つの例を申し上げますと、高塚ですが、ここの場合は、もう図面がないからどこを配管が通っているのか分からないということで、非常に苦勞されております。そして、水漏れがして、やっと見つけたということで。そうしたら、そこを修理をしても、今度はもう水が漏れているところがまだあるんじゃないかということで、ポンプを焼き切って、もうポンプも非常に替えないかんということも言われております。市のほうにもそういう苦情は来ているんじゃない、苦情というか、要望が来ているんじゃないかなというふうに私も、私にも言われましたので、私もずっと見て回ったんですが。そして、ほかのところでも、もう年を取ってきて水源地まで行くのが大変だ、そして、今度はその集落のメーターを見て回るのも大変だということも言われております。そういうところをまず地域ごとに把握して、ここはこういう方法を取ったほうがいいのか、そういう話し合いはできていないものかどうか。そういうのが一番、私は地域の方々が喜ばれる方法ではないかなというふうに思うんですが、そこら辺りは把握されているのかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

今提案しているのは、水道料金の基本料金の減免の提案でありますので、今、久長議員が言われることは、ぜひまた次の新しい市長の下、一般質問を堂々としていただきたいと思います。ただ、私たちはこの間、実態調査もしながら、集落水道の人たちの状況も見て、3分の1から2分の1の補助に切り替えました。また、この間の質問の中でも、解決しなければならないのは、そこの集落の人たちのまとまった意見がならないと、行政としても対応ができない部分がありますので、今後は担当課を含めて水道課と、集落水道はまた市民課のほうになりますので、必ず連携を取りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（久長登良男議員）

今、市長が言われたのは、これはもう要望が上がってきているんですよ。上げたんですよ。そういうことを私はそういう検討をされて今のこれを出したのかということですよ。そういうものを検討すれば、そういうところが一番最初に手だてをしていただいて、その結果、みんなにこういうふうにやればみんなが喜ぶと。まずは、その地域の人たちが大変苦勞されているという実態を把握されていますかということをお伺いしたところでありまして、一般質問でとかそういうことじゃなくて、これが提案されたから、そういうのに引っかけて申し上げているところであって。これは、水道というのはもう1日も今、昔みたいに井戸というのが少ないわけですので、もう水道に全部替えておれば、水が来なくなった場合には大変苦勞されているわけです。田舎で牛を養っている方も大変、水が、水道がなければ大変ですよということで私にも言われております。そういう要望等が来ていると思いますが、そういうことの検討をなされましたかということで、なされたっていえばなされたで、ということのようですが、全然、私の耳に入ってくる場所では手だてがないということをおかれておるものですから、今、ここで再度お伺いしたところでありまして。今後、こういうことがないように進めていただきたいというふうに思っているところでもあります。

○市長（五位塚剛）

この間、末吉の五位塚地区のポンプが壊れてしまいまして、1週間、水が供給されませんでした。すぐに相談がありまして、市の水道課のほうから住民には生活の水をお届けをいたしました。また、牛を飼っている方もいらっしやいまして、畜産課が対応してもらって水を配給いたしました。具体的に緊急性のあるものについては、相談があれば我々行政としても必ず対応はしていきたいと思っているし、やっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第64号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第4、議案第64号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、議案第64号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入の補正であり、水道事業収益既決予定額から507万8,000円を減額し、予定額を5億6,916万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、4ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的収入は、物価高騰支援として行う水道基本料金の免除により、営業収益を5,586万2,000円減額し、営業外収益を5,078万4,000円追加しております。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○18番（徳峰一成議員）

先ほど若干、同僚議員から質疑ありました一般会計の問題を含めて、まとめて今回の提案について質問いたします。

水道料金の夏場の基本料金の免除については私も6月の一般質問で取り上げて、もう全面的に賛同する立場であります。水道事業が厳しいかどうかというのは、何を目安として見るかによって厳しいかどうか判断できようかと思いますが、率直に言って私は、ほかの介護保険とか、あるいは後期高齢とか、あるいは下水道とか国保に比べたら、比較参照では水道事業関係が相対的には一番悪くないと今でも思っております。あわせて、今回の提案は、水道会計から基本的に予算支出がありませんので、そのことも含めて全面的に賛同する立場での質問であります。

集落水道は、旧、特に大隅町、財部町からの大きな課題でありまして、これは改めてもう率直に言って五位塚市政の責任ではありませんので、新しい市長の下で集落水道は一般質問を私は行ってまいります。

提案された中で、一つは、市の水道事業、そして集落水道、それから橋野を含めたほかの自治体で使っている市民の水道、そしてあわせて、自家水のみ使用している水道が、この4項目が対象となっていると記載されております。具体的にそれぞれ4項目の使う市民の戸数について説明してください。

そして、関連いたしまして、その中で特に橋野などが中心ですけれども、細かい質問ですけれども、橋野のほかに志布志の水道を使っているのはどの地域があるのかを含めて、細かい質問であります。答弁してください。

それから、自家水のみ利用しているのも若干ありますけれども、これはどの地域が対象となっているのか。自家水のみでありますけれども、まだ残っていたのかって意外だったんですが、お答え願いたいと考えております。これが大きな質問の一つであります。

それから、質問の2点目は、残念ながら、市長答弁にはありましたけれども、6月議会の最終本会議で即決で提案されて全会一致で決まっていたんですが、残念ながらそうなりません。実際、今回の提案を受けて可決されますと、本年度の何月から何月までが対象となるのかどうか、それを答弁してください。これが2点目であります。

3点目は、ただ、この場合は一定の手続が市民としても必要であります。自分の口座に振り込むことを含めて、その手順のやり方とその実施時期の期限も含めて答弁してください。

さらに、戻りますけれども、今回のこの提案は全部で幾らの予算を伴うものであるのか。その中の財源内訳ですね。国の交付金、一般会計からの繰入れを含めて、その財源の内訳についても答弁をしてください。

最後に、今後の取組の中でちょっと注意を払いたい点がもしあるとしたらお答え願いたいと考えています。どうしても、過去もそうでありましたけれども、一般財源を含めた緊急の市民の救済策、例えば、この数年の物価高騰、あるいはコロナ対策、これはもうどうしても注意を払ってもやはり新たな課題が出てくるのは致し方ないというか、そういった事情があります。この水道関係ではこういった点が特に注意を払いたいと当局では考えているのか。

1回目の質問は以上であります。

○市長（五位塚剛）

曾於市内における水道の実態というのは、市の水道、昔の簡易水道、その延長で市が支援をしているものがありますが、実際、家庭の井戸水で家庭用ポンプで水を給水している家庭はまだたくさんあります。末吉全体の中では、よっぽど集落から離れた個人の住宅、その方はもうどうしてもそうならざるを得ないと思います。特にまた大隅が非常に集落の中から離れて生活されている方がいらっしゃるようでございます。その方はほとんど自家水の井戸水を使っておられるようでございます。そういう方々が現実問題として壊れたときの生活が大変だというのは実際つかんでおります。

あと、橋野以外のほかから水道を供給してもらっているのが、八木副市長の近辺の人たちは、志布志の松山から給水を頂いていると思っております。そこぐらいだというふうに認識しております。

あとは、各水道課長並びに市民課長が答弁ができれば答弁させます。

○水道課長（吉田宏明）

お答えいたします。

まず、戸数でございますが、まず、市の水道料金の対象者、契約者でございますが、1万4,300件を見込んで……

（「ゆっくり答弁して」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

水道料金が1万4,300件を見込んでおります。

続きまして、小規模水道でございますが、そちらが87組合ございますけれども、2,400世帯を見込んでおります。

続きまして、隣接市町の水道の契約者、こちらが470世帯。

（「400いくつか」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

70です。470世帯。

（「市長答弁にあった太田尾地域、橋野・三枝地域以外にないか」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

私どもが今把握しているところではそれぐらいだと認識しております。

それから、自家水。井戸、湧水等を使用している方々、こちらが290世帯と見込んでおります。こちらは、世帯数の把握というのは大変難しいですので、推計にはなってしまいますが、以上のように見込んでおります。

それから、何月から開始かということでございますが、水道料金が偶数月に検針を行っております。次は8月検針であるんですが、ちょっとそこにはシステムの設定変更等間に合いませんので、10月検針から始めたいと思っております。

（「何月から何月ということになるか」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

検針は10月から2月までの検針。

（「市民が払うとしたときの何月から何月分か」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

請求月ということであれば奇数月になりますので、11月から3月でございます。

小規模水道、それから、隣接の市町の水道契約者、また、自家水につきましても、その水道料金に合わせて給付金を支給したいと考えております。

それから、手順につきましてですが、小規模水道につきましては、組合のほうに案内を出しまして、申請を出していただいて、組合のほうに給付するという手順で考えております。

それから、隣接市町の水道契約者、また、自家水の方々につきましては、これはもう個人に案内できませんので、広報紙、FM、SNS等を使って周知しまして、そして申請を出していただくと、そして個人に給付するという形を取らせていただきたいと思っております。

あと、財源の内訳でございますが……

（「手続きの期間はいつからいつまでか」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

今のところ、10月からというのは考えておりますが、終期は年内というふうには考えていますけれども、ちょっとそこはまた検討させていただきたいと思っております。

それから、水道事業の財源の内訳でございますが、国庫支出金が2,133万4,000円と一般財源が……

（「ゆっくり答弁してください」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

2,133万4,000円です。それから、一般財源が2,945万円でございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

課長、これは全市民が基本的にはライフワークでありますので、対象となるわけですね。ですから、この間、大分検討、あらゆる角度から問題が支障が生じないように検討されていると思いますので、それが質問者に響くような答弁をしていただきたいんですよ。これから検討じゃいけないんですよ。もう今日提案されているわけありますので、それを踏まえて答弁してください。2回目であります。

財源は分かりました。国と一般財源ということで。あと、この対象地域もそれでありましたけれども、可能な限り、特に隣接する470世帯と自家水を使っている290世帯は、答弁にありましたように、広報紙とFMを通して一応通知するっていうことでありますので、この辺りはくれぐれも後になって支障とまた不満が出ないようにもっと研究をして対応してください。答弁があったら答弁してください。

あと、市民にとっては、水道料金を払うのは10月から年が明けて来年の3月ですか。10月から半年間ということで一応確認したいと思いますので、間違いはないか答弁してください。

次に、繰り返しますが、一般市民にとってはこういった手続が必要なのか。もう

質問する機会は今日しか私もないですので、ですから、答弁してください。いつからいつが手続期間で、その前には当然通知をしなければいけないでしょう。どういった形で通知をするのか。FMだけじゃなくって、広報紙を含めて、行政だからやっぱり必要だと思うんですね。その手続の方法についても答えてください。

そして、一方、それを通知を受けた市民はどういった手続が必要なのか。一定、この文書にも書いてありますよ。口座引き落とし、振込を含めて。そして、この辺りについても対象となるのが、だからすごい数であります。全市民が対象ですから、混乱が生じないように、その辺りの対応、会計年度職員の対応を含めて十分研究されていると思いますので、かみ合った答弁をしてください。

そして、これらを含めて、どうしても緊急対策でありますので支障とか混乱が生じるおそれはやっぱり出てくるかと思えます。その辺りもやはり研究した上で、極力それを少なくしていくというか。基本的には全市民がもろ手を挙げて賛成すべき内容なんです、これは。だから、せっかくのいい提案だから、課長、喜ばれる形でぜひ支障がないように研究をした上で対応してください。

以上であります、2回目の質問。

○水道課長（吉田宏明）

お答えいたします。

まず、申請の開始時期は10月に開始したいと思っております。

それから、基本料金のほうはもう免除でございますので、基本料金がかかるところで基本料金は免除していくという形になりますので、あとの小規模水道、隣接市町の水道、あと自家水につきましては、10月に申請をスタートしまして、年内12月、まだ日にちまでは決定をしておりますけれども、12月までの申請期間としたいと思っております。

また、期間につきましては、11月、それから1月、3月の請求分について基本料金を免除するという事で、期間は間違いないところでございます。

あと、手続につきましては、まず、水道料金につきましては、もう手続は不要でございます。

あと、小規模水道につきましても、それぞれ組合に案内を出しますので、それぞれ申請を出していただいて、組合に支給するという形を取ります。

それから、隣接市町の水道、それから自家水につきましては、周知を徹底しまして、対象であると、対象者につきましては、支所を含めて、本庁、水道課に手続に来ていただく、そして、申請書を記入していただいて口座に振り込むという形を取りたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

実際上は、新しい市長の体制の下での取組になります。くどいようですが、基本的にはいい内容でありますので、多くの市民がもろ手を挙げて歓迎できるような形で対応していただきたいと思います。

市民課長だけが答弁されていない。市民課も対象となっていますよね。課長のほうで答弁してください。

（「水道課長が答弁した」と言う者あり）

○18番（徳峰一成議員）

じゃあ、了解です。ありがとうございました。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（岩水 豊議員）

水道事業の中で、今回、基本料金の分の5,078万4,000円が一般会計から水道事業に補助金という形で出ますが、収入のほうの給水収益額が5,586万2,000円ということで、どこか500万円ほど、水道料金減額する分で5,050万円、ここの差額について説明してください。それと、あわせて、今出ている小規模水道、他会計とか、個人で引いているところに対する給付に対する申請期間とか、給付時期、10月から3月だったかな、6か月分ですね。そうしたときに、来年の3月までに申請をすればいいのか。早い時期にしないといけないのか。そして、給付については、申請があってどれぐらいの日時をもってするのか。その辺をちょっと説明してください。

○水道課長（吉田宏明）

それではお答えいたします。

まず、一般会計からの繰入分と減額分の差額500万円程度でございますが、そこにつきましては消費税分でございます。収益の減額につきましては、水道料金を皆さん払っていただくときには消費税込みで支払っていただきますので、その分が減額となるということです。そして、一般会計からの繰入れというのは、当然、もともとの基本料金には消費税は含まれておりませんので、そちらには含めていない。その分が500万円ほどと。その差額ということでございます。

それから、申請の期間でございますが、水道料金の免除に合わせて、始まりは10月としたいと思っております。そして、小規模水道、隣接市町の水道、あと自家水につきましては、年内12月、まだ日にちまでは考えておりませんが、12月、2か月間ぐらいで申請の期間を設けたいと――3か月ですね。3か月ほどで設けたいというふうに考えております。

それから、申請から入金までの期間ということですかね、につきましては、1週間から2週間程度になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

小規模水道、他市町からの水道分に対する給付金でいいのかな、補助金になるのかな、ちょっと取り方はいろいろあると思うんですけど、交付要綱とかそういうところではまだ決めていないということですか。

○水道課長（吉田宏明）

要綱等は定めているんですが、その期間につきましては、申請の期間につきましては定めていないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

なかなか自家水の方とか周知というので大変苦勞されると思うし、市民のほうも申請に大変気づかない方等もおられてなかなかだと思うんですが、できましたら3月までの給付、水道料免除ですので、来年の3月までの分になるのかな、だから、最終、来年の3月ぐらいまでを期限として申請とか給付を、給付か補助か、それをするようなぐらいの、もうちょっと期間を12月とかで切ってしまって1月に気がついたとかってなった場合に対象にならないとかいうことになってもいけませんので、この期間については再度慎重に検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○水道課長（吉田宏明）

期間については、おっしゃったとおり、もう一度検討したいと思っております。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、7月28日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午前11時05分

令和7年第2回曾於市議會臨時会

令和7年7月28日

(第2日目)

令和7年第2回曾於市議会臨時会会議録（第2号）

令和7年7月28日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 議長諸般の報告

第2 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第3 議案第63号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第4 議案第64号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について
（産業建設常任委員長報告）

第5 閉会中の継続調査申出について

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	（欠員）	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	渡辺利治
16番	（欠員）	17番	久長登良男	18番	徳峰一成
19番	山田義盛	20番	（欠員）		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 五位塚 剛 教育 長 中村 涼一
副市長 八木 達範 教育総務課長 鶴田 洋一

副市長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
総務課長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企画政策課長	外 山 直 英	畜 産 課 長	和 田 忠 義
財政課長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
税務課長	中 西 昭 人	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
市民環境課長	梶 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保健課長	谷 川 和 穂	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
こども未来課長	新澤津 友 子	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大		
土木課長	吉 元 幸 喜		

開議 午前10時00分

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議長諸般の報告

○議長（山田義盛）

日程第1、議長諸般の報告であります。

去る7月24日、文教厚生常任委員会の岩水豊委員長より辞任届が提出され、これを受け、本日、委員会を開催したところ、岩水委員長の辞任が許可されました。

また、委員長の互選を行った結果、文教厚生常任委員長に矢上弘幸議員、同副委員長に徳峰一成議員が選出されましたので、報告いたします。

以上で、議長諸般の報告を終わります。

日程第2 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（山田義盛）

次に、日程第2、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっておりますが、岩水議員の辞任により1人欠員となりました。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うこととし、指名の方法については、議長において指名することに決しました。

欠員となりました曾於地区介護保険組合議会議員に、徳峰一成議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました徳峰議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、指名しました徳峰一成議員が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

当選されました徳峰一成議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第3 議案第63号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第3、議案第63号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案1件を、7月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

議案第63号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

財政課関係では、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,133万4,000円について、執行期限はいつまでかとの質疑に対し、今年度中の執行を求められており、正式な交付決定は8月上旬の予定であるとの答弁がありました。

歳出のNHK受信料未契約分公用車の受信料287万4,000円の増額について、受信契約に関する質疑に対し、個人と違い、法人の場合は機器の全てで契約する必要がある。県外の出張用などで必要になる12台程度を残すが、それ以外のものは機器を取り外す。今後、各課とも調整していくとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（矢上弘幸）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案1件を、7月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

議案第63号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉介護課関係では、定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業の支給対象人数や手続期間についての質疑に対し、現時点で把握している対象者と転入者等を合計して4,520人を見込んでいる。今年度の税情報の精査後、8月下旬頃をめどに確認書・申請書等を発送、提出期限を10月31日までとし、申請のあった方から順次支払うとの答弁がありました。

教育総務課関係では、末吉小学校改築工事の実施設計が完了したことに伴う事業の年度ごとの配分の見直し等によるものが主なもので、建築・解体工事費が、4年間継続費の総額で35億6,143万8,000円（9,957万3,000円増）となり、令和7年度事業について2,683万1,000円の増額補正を計上することになったとの説明がありました。

今後の工事費の見込みについての質疑に対し、建設資材等の高騰が見込まれるため、現時点では想定し難いとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案2件を、7月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第63号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

耕地林務課関係では、今回の補正は、6月の梅雨前線豪雨に伴う災害応急作業委託料で、農地・農業用施設災害復旧費分が116件4,820万円、林業施設災害復旧費分が7件で200万円であるとの説明がありました。

梅雨前線による被害で大きな災害はなかったかとの質疑に対し、6月の豪雨による災害が1件あり、国の査定を待っている。また、先日の豪雨による被災報告があったため、今後対応していくとの答弁がありました。

土木課関係では、今回の補正は6月の梅雨前線豪雨に伴うもので、災害応急作業委託が56件2,655万円、市単独災害復旧工事が2件1,300万円、公共土木災害復旧工事が1件1,000万円であるとの説明がありました。

大きな災害はどのようなものがあったかとの質疑に対し、財部町では大峯川の河川災害があり、国庫補助を受けて対応する。末吉町では祝井谷後線で道路法面の被

災があり、市単独事業で対応するとの答弁がありました。

水道課関係では、生活用水使用者支援給付金について、都城市や志布志市のほか、霧島市や大崎町の水道利用者もいるのではないかとこの質疑に対し、水道課で把握していないところもあるので、周知を徹底していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

産建委員長に一点、確認方々質問いたします。ただいまの委員長報告の中にもありましたけれども、水道課関係のいわゆる基本料金の免除について、都城、志布志のほかに霧島、大崎の水道利用者もいるのではないかという質疑に対して、把握していないので周知を徹底したいということでございました。これはもう早急に、周知の在り方を含めて、数は少ないでしょうけども、していただきたいんですが、その辺りの突っ込んだ議論があったらお聞かせ願いたいと考えております。

2点目。これらを含めて、委員会としては全会一致で原案のとおり可決ということでございますが、これも非常に大事な点でありますので、異論がなく全会一致ということで受け止めますけども、確認方々の答弁をいただきます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

先ほど徳峰議員からありました質問に対してのことですが、現状の中では、委員会で出た内容については、やはりこの500円のことが一番出て、今の徳峰議員の質問はなかったところであります。

以上です。

（「全会一致ということか」と言う者あり）

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

はい、そうです。

○議長（山田義盛）

それでよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2点質問させていただきたいと思います。

まず第一に、総括質疑の中でも申し上げましたが、国の規定によりますと、国庫補助事業を活用して耐震化を推進するためには、料金回収率が100%以上の確保が条件となっております。しかし、先日、総括質疑の中で、我が市の料金回収率に質問しましたところ、令和4年度が93%、令和5年度が96%、令和6年度が84.5%と

ということで、この料金回収率と、あと、今回、一般財源からも4,000万円を繰り出すということで、その点について、財政の安定化に関しての質問がなかったかについて質問いたします。

もう一点ですが、ほとんどの御家庭では月額500円、6か月で3,000円の今回補助になるかと思うんですけれども、総括質疑の中で申し上げましたが、月額500円では家庭の生活の足しにはならないんじゃないかというふうに私個人として思うところなんですけども、今回、一般財源からも4,000万円出すということで、その費用対効果についての質疑はなかったかについてお伺いいたします。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

現在、質問が出た内容につきましては、やはり500円の問題が出ました。それで議員からも、500円という金額だが、ほかにはなかったのかという意見も出ました。その中で課長の答弁では、国の交付金が2,000万と少ないと、他の自治体での実績がどういうことになっているかという質疑はあったところです。

以上です。

○議長（山田義盛）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第63号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

一般会計補正予算の3号には賛成いたします。特に予算の内容は、額の上では定額減税の不足分の補充1億4,000万円、あるいは、災害復旧費の1億円を超える予算で、歳入では、ただいま質疑も若干ありましたが、水道の基本料金の半年間の免除に対する一般会計からの繰入れ、交付金からの繰入れを含めた予算計上がされておりませんが、これらを含めて全面的に賛成であります。幸い産建委員会でも全会一致で、いろいろ意見はあったようですが、全会一致で採択されていることを踏まえて、大局の立場から全面的に賛成であります。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

議案第63号に賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算の中心部分は、水道料金の基本料無償化が一番大きな点であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用した事業であります。6,000万円程度の全体予算規模のうち国庫支出金は2,000万円程度であり、4,000万円は市の一般財源から持ち出すことを考えると、実態としては市の事業だと考えるのが妥当であります。

この事業には大きく2点問題がございます。まず1点目に、一般財源からの持ち出しが大きい点であります。他自治体の例では、無償化の期間を短くするなどして国の補助金の範囲内に収めていることが多く、これほど多くの一般財源から持ち出すことは異例の対応であると言えます。

2点目に、市民に水道行政の財政状況がよいという印象を与えてしまう点にあります。直近の料金回収率は84%と、決してよい状態にあるわけではありませんが、基本料の無償化を行うことで、本市の水道財政は好ましい状態にあるという印象を市民に与えます。総括質疑の中で水道課長から、水道料金の改定も今後検討する時期に来ているという答弁もあったところでございます。都城市も6月に14%の料金の値上げをしている中、本市の水道財政について、市民に矛盾したメッセージを与えかねません。とはいえ、国の補助金の締切りが12月までと期間が短いこと、また、産業建設常任委員会で全会一致で可決されていることも尊重し、本議案に賛成の意思表示を行い、討論を終わります。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第４、議案第64号、令和７年度曾於市水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第64号、令和７年度曾於市水道事業会計補正予算（第２号）について。

本案は、物価高騰支援として行う水道基本料金の免除により、水道事業収益を減額し、他会計補助金として基本料金免除分を受け入れるため、営業外収益を増額するとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第64号について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありますか。

○１８番（徳峰一成議員）

本提案については、先ほどの補正予算とも関連性がありますけれども、全面的に賛成であります。これは、全ての市民を対象とした支援策であります。本来だったらもっと早かったほうがいいと思うんですけど、いずれにいたしましても、全面的に賛成であります。五位塚市政にとっても最後の市民への置き土産であり、一方、竹田新市政にとっても、今後、市民の共感を得られる、市民から評価される最初の支援策となります。そうした大局的な立場からも判断しても、全面的に賛成であります。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の継続調査申出について

○議長（山田義盛）

次に、日程第5、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで、市長及び両副市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

7月30日付けをもって、私、市長の五位塚剛、そして、八木副市長、大休寺副市長も退任することになりました。今回の選挙は参議院選挙と同日投票もあり、私にとっては残念な結果になりました。選挙結果は真摯に受け止めたと思っています。

3期12年間、長きにわたり住民目線で、元気な市民、元気な曾於市をつくることを努力してきました。議会の協力もいただきながら、市民の皆さんに喜ばれるたくさんの施策の実現ができたことに深く感謝を申し上げます。また、先ほども水道料金の基本料の6か月間の減額も認めていただきました。ありがとうございます。

議員の皆様方にとっては、11月にまた市民の審判を受ける市議会議員選挙が控えておりますので、体調には十分留意され、市民のために活躍されることを期待を申

上げたいと思います。12年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○副市長（八木達範）

それじゃあ、一言お礼を申し上げたいと思います。先ほど市長からありましたとおり、このたび7月30日付けをもちまして退任することになりました。在任中は議員の皆様をはじめ、職員、市民の皆様方到大変お世話になりました。ありがとうございました。今後は、一市民として地域の発展、市政の発展のために、微力ではございますけれども協力をしていきたいというふうに思っております。終わりに、曾於市のますますの発展と皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げまして、退任の挨拶に代えさせていただきます。11年7か月間、本当にありがとうございました。

終わります。

○副市長（大休寺拓夫）

このたび、同じく7月30日付けをもって辞職させていただくことになりました。11年7か月、本当に長い間お世話になりました。この間、御支援、御協力をいただきましたことにつきまして心から深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後、曾於市の発展のために有意義な議論が活発に交わされまして、まちが発展していきますことを心からお祈りをしております。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（山田義盛）

以上をもちまして、令和7年第2回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 3 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 3 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 3 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 6 4 号	令和 7 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和7年第3回曾於市議會定例会会期日程

会期33日間

月	日	曜	会 議	摘 要
8	29	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○所信表明 ○議案等の上程・審議・表決・委員会付託（補正等）
	30	土	休 日	
	31	日	休 日	
9	1	月	休 会	
	2	火	休 会	
	3	水	本 会 議	○一般質問
	4	木	本 会 議	○一般質問
	5	金	本 会 議	○一般質問
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	委 員 会	委員会
	9	火	委 員 会	委員会
	10	水	休 会	
	11	木	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
9	1 2	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等） ○議案等の上程・総括質疑・委員会付託（決算） ○決算審査特別委員会の設置
	1 3	土	休 日	
	1 4	日	休 日	
	1 5	月	休 日	
	1 6	火	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	1 7	水	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	1 8	木	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	1 9	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	2 0	土	休 日	
	2 1	日	休 日	
	2 2	月	休 会	
	2 3	火	休 日	
	2 4	水	休 会	
	2 5	木	休 会	
	2 6	金	委 員 会	決算審査特別委員会
	2 7	土	休 日	
	2 8	日	休 日	
	2 9	月	休 会	
	3 0	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（決算） ○閉会

令和7年第3回曾於市議會定例会

令和7年8月29日

(第1日目)

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会會議錄（第 1 号）

令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長諸般の報告

第 4 市長の一般行政報告

第 5 市長の所信表明

（以下 5 件一括議題）

第 6 報告第 5 号 継続費精算の報告について

第 7 報告第 6 号 令和 6 年度曾於市健全化判断比率の報告について

第 8 報告第 7 号 令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

第 9 報告第 8 号 令和 6 年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

第 10 報告第 9 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

第 11 承認案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 4 号））

（以下 5 件一括議題）

第 12 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（小原忠教氏）

第 13 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（水枝谷孝志氏）

第 14 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂口利幸氏）

第 15 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（小園伊津子氏）

第 16 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について（森田永寛氏）

（以下 2 件一括議題）

第 17 議案第 65 号 曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第18 議案第66号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

第19 議案第69号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

第20 議案第70号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第21 議案第71号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

第22 選挙管理委員及び補充員の選挙

第23 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	（ 欠 員 ）	9番	岩 水 豊
10番	浏 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	渡 辺 利 治
16番	（ 欠 員 ）	17番	久 長 登良男	18番	徳 峰 一 成
19番	山 田 義 盛	20番	（ 欠 員 ）		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市	長	竹 田 正 博	教 育 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	上 村 亮	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一	
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也	
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一	
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	農 政 課 長	吉 田 秀 樹	
財 政 課 長	池 上 武 志	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明	
税 務 課 長	中 西 昭 人	畜 産 課 長	和 田 忠 義	

市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
保 健 課 長	谷 川 和 穂	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	水 道 課 長	吉 田 宏 明
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	会計管理者・会計課長	吉 元 健 治
土 木 課 長	吉 元 幸 喜	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
		農業委員会事務局長	中 野 満

開会 午前10時00分

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、令和7年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（山田義盛）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山田義盛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山田義盛）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの33日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、会期は33日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（山田義盛）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりであります。曾於市議会議員政治倫理審査会の審査結果につきまして、議長として報告いたします。

令和7年5月7日付けで、議長に対し、4名の議員の連名で、岩水豊議員が政治倫理基準に違反している旨の審査請求書が提出されたことを受け、議長において6月20日曾於市議会議員政治倫理審査会に対して審査を付託いたしました。

審査会は、6月20日の第1回以降、4回の審査を行い、8月12日に同審査会から

審査結果報告書が提出されました。

報告書では、岩水議員が令和7年第1回定例会の本会議中にもかかわらず、2日間にわたり弁当購入のため離席した事案は、曾於市議会議員政治倫理条例第3条第1号の規定により、違反するとの判断が全会一致で示されました。

審査会で委員から出された意見としては、当該議員は過去にも祭り会場の禁煙席で喫煙し、市民から苦情が寄せられた件や、広報等調査特別委員長でありながら会議を欠席し、ゴルフ大会に参加した件、また、総務常任委員会傍聴中に、委員へ質疑内容のメールを送付した件、さらに、入院中に公用のタブレットで137GBを使用し、公費を弁済するなど、社会通念上許されない過ちを犯しており、議員辞職勧告を求める委員と、当該議員は本会議で陳謝をし、文教厚生常任委員長を自ら辞任した。今回の事案も法に触れる行為でなかったという点から、役職辞任が適当であるとの委員で意見が分かれ、審査結果に係る措置としましては、採決の結果、いずれも出席委員の4分の3以上の同意を得ることができなかったため、審査会としての合意には至りませんでした。

岩水議員の今回の行為は、新聞やテレビ等でも大きく報道され、令和4年度に引き続き、再び当該議員に対して審査請求書が提出されたことについては、数多くの市民の皆様が議会に対する不信感や疑念を抱く結果になったことも事実であり、真摯に反省を求めなければならないと思うところであります。

また、本人はもとより、全ての議員がこのことを厳粛に受け止め、議員一人一人が自らを律し、今後、曾於市議会の信頼回復に努めていただきますよう強く要望いたします。

報告書の全文につきましては、資料を添付してありますが、混乱を招いた市議会の代表者として、心から深く市民の皆様におわび申し上げます。

なお、この審査結果の公表につきましては、同条例第11条及び第13条第2項の規定により、後日、ホームページと議会広報紙にて周知いたします。

以上で、議長諸般の報告を終わります。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（山田義盛）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 市長の所信表明

○議長（山田義盛）

次に、日程第5、市長の所信表明であります。

市長の所信表明を求めます。

○市長（竹田正博）

おはようございます。所信表明を申し上げます。

所信表明。

曾於市長、竹田正博。

令和7年第3回曾於市議会定例会が開催されるに当たりまして、市政に対する私の所信の一端を申し上げます。

去る7月20日実施された曾於市長選挙におきまして、多くの市民の皆様をはじめ、各方面から力強い御支援を賜り、第6代市長として向こう4年間、本市のかじ取り役を担うことになりました。その重責を痛感するとともに、身の引き締まる思いでございます。微力ではありますが、市民の皆様の信頼と期待に応えるために、決意を新たに誠心誠意取り組んでまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回の市長選挙において、私は市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様と対話し、市民の皆様の暮らしと福祉を守り、「子どもたちが帰ってきたくなるまち」の実現のため、健全財政の下、産業の振興、雇用の創出、子育て支援、高齢者福祉の充実、観光振興、スポーツ振興と文化の継承、防災対策の8項目を軸に、今後4年間、しっかりと取り組んでまいります。

まず、1番目は健全財政に向けた取組であります。

本市の財政は、国・県の動向に大きく左右されるため、国の予算編成方針などの動向を注視しながら、財政需要に弾力的かつ的確に対応していく必要があります。よって、健全財政を行うためには、これまで合併優遇措置であった合併特例債も終了することから、歳出の節約とともに歳入の確保が重要であり、今後、自主財源確保の最優先課題として、ふるさと納税30億円の目標を掲げ、全力で取り組んでまいります。

次に、2番目は産業の振興であります。

農業分野では、生産コスト削減や圃場・農道の再整備を進め、商工業分野では、新規起業者への支援体制の充実を図ってまいります。また、新規就業者・起業者・後継者の支援強化策として、市単独支援の年齢・所得制限を撤廃するとともに、外国人実習生・就業者のサポート窓口の一本化を進めてまいります。

次に、3番目は雇用の創出であります。

都城末吉道路及び曾於志布志道路の整備を見据えた企業誘致を推進するとともに、地元企業と連携したインターン制度の導入を進めてまいります。

次に、4番目は子育て支援であります。

乳幼児のおむつと粉ミルク支援、小児科医の誘致、子供の遊び場を整備するとともに、小学生・中学生の入学おめでとう祝金制度の創設と教育教材費の無償化を図ることで教育支援にも力を入れ、曾於高校との連携による高等教育の高度化支援も進めてまいります。

次に、5番目は高齢者福祉の充実であります。

地域交通政策として、利便性の高い交通体制を整備することで、買物支援・通院支援を図るとともに、高齢者が参加しやすく、生きがいを感じることができる取組として、健康寿命延伸のための屋外競技や通いの場の充実を図ってまいります。また、生涯を安心して暮らしていけるよう、各種制度の持続可能性を確保していくための取組を推進してまいります。

次に、6番目は観光振興であります。

S K L Vと連携した観光ルートの整備や高規格道路圏の連携による広域観光ルートの構築をはじめ、既存観光施設の充実を図ることで観光客の誘客を進めてまいります。

次に、7番目はスポーツ振興と文化の継承であります。

青少年提案型予算を創出し、青少年の提案による様々な活動支援に努めてまいります。さらに、中学生・高校生の競技力向上を目指し、アスリート育成支援を行ってまいります。また、弥五郎どん祭りの継承体制の整備、学校と連携した地域郷土芸能の継承に力を入れ、本市の歴史と伝統を守ってまいります。

次に、8番目は防災対策であります。

南海トラフ地震に備え、地域コミュニティ組織の防災体制の強化を図ります。また、インフラの補修と更新及び自然災害を未然に防止するための社会基盤整備にも取り組みます。

以上のことを選挙公約に掲げておりますが、これらを職員と一体となって進め、市民の皆様の声を大切にし、子どもたちが帰ってきたくなるまち「曾於市」の実現に向けて全身全霊取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山田義盛）

これで、市長の所信表明を終わります。

_____・_____・_____

日程第6 報告第5号 継続費精算の報告について

日程第7 報告第6号 令和6年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第8 報告第7号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の

報告について

日程第 9 報告第 8 号 令和 6 年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第10 報告第 9 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（山田義盛）

次に、日程第 6、報告第 5 号、継続費精算の報告についてから、日程第10、報告第 9 号、令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第 6、報告第 5 号から日程第10、報告第 9 号まで一括して説明いたします。

日程第 6、報告第 5 号、継続費精算の報告について報告いたします。

継続費については、曾於市一般会計の学校給食センター施設整備事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

学校給食センター施設整備事業につきましては、令和 5 年度から令和 6 年度までの計画であり、2 か年度の合計額は全体計画16億3,257万8,000円に対し、支出済額は15億6,839万8,054円となり、6,417万9,946円の減額となりました。

次に、日程第 7、報告第 6 号、令和 6 年度曾於市健全化判断比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

まず、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率ではありますが、実質収支額が 8 億 9,240万6,000円の黒字であることから、数値はありません。

次に、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた連結実質赤字比率ではありますが、全ての会計の合計が黒字決算となったことから、数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率ではありますが、本市の比率は5.9%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率ではありますが、将来負担額がマイナスとなっていることから、数値はありません。

本市では、財政 4 指標のいずれも基準以下となりました。

なお、各指標の計算方法については、令和 6 年度曾於市一般会計主要施策の成果 117ページから121ページに記載のとおりです。

次に、日程第 8、報告第 7 号、令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率についてであります
が、実質収支額が209万2,000円の黒字であることから、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第9、報告第8号、令和6年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

流動負債の部が1億4,495万5,000円で、流動資産の部が10億7,677万1,000円であり、資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第10、報告第9号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見を付けて報告いたします。

流動負債の部が4,892万1,000円で、流動資産の部が7,512万円であり、資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はありません。

以上で、日程第6、報告第5号から日程第10、報告第9号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○18番（徳峰一成議員）

報告第5号の質問に入りますが、その前に、12年前に五位塚市政が誕生して、9月の最初の議会の冒頭にも質問した内容であります。今後、竹田市政と本日の総括質疑を含めて、あるいは、来週の一般質問を含めて質疑を行っていきますが、基本的には、市長は市政発展の立場から議案を提案する立場であり、私たち議員はその提案に対して市民の目線でチェックと提案を行うのが基本的な姿勢であろうかと思っております。その点で、これまで同様、率直な質問を行いますので、真正面からの誠実な答弁を求めるものであります。

報告第5号については、ただいま市長の報告にありましたけれども、令和5年度から6年度の2か年にわたる継続事業の給食センターについて、最終的には6,417万9,946円の減額であり、トータル最終実績が15億6,839万円であるという報告でありましたが、その点で1回目は2点質問をいたします。

減額されたこの財源の内訳は、その他の財源が5,960万円ありますが、その他の財源の内容について具体的に答弁をしてください。

それから、2点目は関連いたしまして、地方債が12億5,890万円とあります。地方債の起債の具体的な内訳について説明をしてください。

次に、6,400万円余の減額となった基本的には大きな事業の内容について、大きな事業だけでよろしいですけれども、答弁をしてください。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

継続費の精算について御説明申し上げます。

今回、給食センターの事業が終わりましたので、令和5年度、6年度に关しまして継続費を設定しておりました。その内容について御説明申し上げたいと思います。

まず、質問のありましたその他財源の内訳ということなんですけれども、今回の事業、国県支出金、いわゆる国庫補助金ですね、それから地方債、過疎債を利用しております。その他の財源といたしまして、いわゆる一般財源の中から学校施設整備基金を積んでおります。その整備基金について充当しておりますけれども、今回は、返納した分については、返納というかこの余った分については、一般財源というところでございます。

それから、起債についてでございますけれども、起債については、先ほど申し上げましたとおり、過疎債を利用しております。過疎債については充当率100%、それから交付税率7割の交付税措置があるというところでございます。

それから、この6,400万円の中で大きかったものをということでございますけれども、継続費の設定額に対しまして多く余ったものを御説明申し上げます。

まず、一番大きかったものが改築機械設備工事でございまして、継続費の設定額が2億9,867万4,000円でございますけれども、実績額といたしまして2億7,776万1,994円、差額が2,091万2,006円でございます。

次に大きかったものが改築厨房設備設置工事でございます。継続費の設定額が2億3,994万8,000円に対しまして、実績額2億2,594万円でございます、差額が1,400万8,000円でございます。

以上でございます。

○18番（徳峰一成議員）

2回目の質問であります。その他の財源は全額、一般財源ということで一応理解いたします。間違っていたら答弁をお願いします。地方債も全額、過疎債ということで一応説明も頂きましたので、そのように理解いたします。

2回目の質問であります。私はこれまで、この給食センターのいわゆる騒音問題については、去る6月の本会議でも質問をいたしております。7年度に入りまして1,000万円を超えるいわゆる騒音対策費が計上されておりますが、その予算額は、ただいまの報告の中の継続費の中には全く含まれていないのかどうか。この継続費は説明がありましたように令和5年、6年度であります。ですから、騒音対策費はまた別に1,000万円余であるのか、それとも、ただいまの実績額に入っているのか、確認の質問であります。

それから、第2点目であります、6月議会も含めて、私は、基本的にはいわゆるこの騒音問題は設計業者に原因があると考えており、基本的にはその掛かる費用は設計業者に負担させるべきだという立場でこの間何回か本会議でも質問いたしてまいりました。答弁は、この事業関係の総括者であります大休寺副市長にこれまで答弁を頂いております。今日はどなたの答弁になりますかね。答弁をしてください。

大休寺副市長は、市としては、曾於市の基本的な考え方としては、私の質問と同じ立場で、やはり設計業者に原因があって負担すべきだという立場でこれまで繰り返し設計業者と市が話し合いを、協議を設けてきたと。ただ、6月議会の段階では、設計業者は、業者としては負担する責任はないということで、平行線であるような立場での答弁でありました。

この点についてのまず質問の第1点、市長が交代いたしましたので、竹田市長はどのようなこの問題、福岡の設計業者に基本的には責任があるという立場で今後も対応されるのか。非常に大事な点であります。今後の一般質問の政治姿勢にも関わる基本的な立ち位置の問題でありますので、市長の考え方をただしていただきたい。

それから第2点目は関連しまして、既に9月に入ろうといたしておりますが、この間、設計業者と市との交渉の経緯、今段階でこういった経緯になっているか。取りあえずは2回目の質問でありますけれども、答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

質問にお答えいたします。

今回のこの件につきましては、私も報告を受けているところでございます。この設計事業者に対しましては、設計事業者の責任もあるというようなことも私は思っております。その旨、今、設計事業者のほうにもその旨を通知をしているということで報告を受けておりますので、その部分につきましては、設計事業者のほうにもしっかりとそこを理解していただきたいというふうに思っているところでございます。

○教育総務課長（鶴田洋一）

今回の騒音に関する予算、事業費がこの継続費の中に含まれているかということに対しての御質問でございましたけれども、今回の騒音に関する防音壁の設置に関しましては、令和7年度の6月の補正でお願いを申し上げました。継続費の設定につきましては、令和5年度、6年度となっておりますので、今回の7年度の事業については、ただいま報告を申し上げました実績額には入っていないところでございます。

ちなみに、この給食センターの事業は、実際は令和4年度から設計等が始まっておりますので、令和4年度、5年度、6年度を含めまして委員会等の決算では報告

をさせていただきたいと思っております。

それから、設計業者との対応についてでございますけれども、今、市長のほうで答弁がございましたけれども、我々といたしましては、これまでの経緯をしっかりと市長に説明申し上げまして、設計業者のほうにこの額についてこれだけの費用が掛かっているということをお伝えしているところでございます。それで、今言くと、ボールを投げているところで、まだちょっとその返事が返ってきていないような状況でございます。

以上でございます。

（「6月議会以降現在までの協議の経過については」と言う者あり）

○教育総務課長（鶴田洋一）

6月以降の協議につきましては、6月の段階で前市長に、今回かかった費用の全額を設計業者のほうに負担をするということを協議いたしました。その旨を、途中で選挙がありましたものですから、もしもの場合を考えて、我々としては次の市長が決まった段階で改めてお伺いを立てて、その後、設計業者にこれだけの費用がかかっておりますので今後協議をさせていただきますというようなことで通知を出しているところでございます。その通知を出して、まだ相手方から返事がないというような状況がこれまでの経緯でございます。

○18番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、ただいま担当課長から説明ありましたけれども、6月以降、実質的な協議の進展はないようであります。先ほども申し上げましたように、繰り返しますが、市長、この問題は、基本的には、私の質疑の中では、この事業を統括する大休寺副市長が答弁に立って答弁された経過があります。今後、こうした設計業者を含めた協議についての言わば窓口といいますか、陣頭指揮を取られるのは新たに提案されるであろう副市長になりますかね。率直に言って担当部局では、教育委員会では私は厳しいと思うんですよ。

議会答弁にもありましたように、相手の業者は専門の顧問になるかどうか分かりませんが、弁護士と協議の上で言わばこれまで強い立場で対応いたしております。ですから、大休寺副市長も、市としてもやはり対応する弁護士とも協議の上でせざるを得ないかなという意味の答弁もたしかしたようであります。ですから、どなたが今後窓口となりますか。簡単にはいきません。翻って大きな立場で考えていただきたい。

この設計業者は、財部の中央公民館の設計業務もしているんですよ。御存じですかね。ですから、そうしたことも想定鑑みて、やはり基本的には、客観的にはどう考えても設計業者に大きな要因があらうかと判断いたしておりますので、その立場

で担当部局どなたを指名するかを含めて、3回目でありますけれども、市長答弁をお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この担当ということですが、以前は大休寺副市長がされていたということでございますので、新たに私も副市長の選任をお願いするつもりでございますので、その方に責任者となって取り組んでいただきたいと思っているところでございますし、この設計事業者につきましては、今、教育総務課長が申し上げましたとおり、これだけの賠償額になりますという工事費を、そちらのほうでもしっかりと担っていただきたいという旨の、今通知を差し上げている状況でございますので、私どももやはり顧問弁護士もおりますので、しっかりとそこを対応していかなければならないと思いますが、まずは向こうの回答を待ってしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田義盛）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

報告5件については、以上で終わります。

日程第11 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度曾於市一般会計補正予算（第4号））

○議長（山田義盛）

次に、日程第11、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度曾於市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第11、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月19日付けで専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、繰入金で財源調整による財政調整基金繰入金を1億3,685万7,000円、市債は災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を5,930万円、現年発生農林施設災害復旧費を530万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を8,070万円、それぞれ追加するものです。

歳出については、8月豪雨災害に伴う災害見舞金の追加により、災害救助費を26万円、農林水産施設災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億5,175万8,000円、林業施設災害復旧費を830万円、公共土木施設災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費を1億2,183万9,000円、それぞれ追加するものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は2億8,215万7,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ277億1,561万8,000円となりました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○18番（徳峰一成議員）

今提案がありました補正の4号は、災害を中心としたいいわゆる専決処分であります。この補正予算の補正額はトータルで2億8,215万7,000円であり、その多くの部分の2億8,215万7,000円の中では、財政調整基金の1億3,685万7,000円と、市債の1億4,530万円で一応歳入で財源を確保いたしております。言うまでもなく、緊急的な専決を中心とした事業内容、予算内容でありますので、財調と市債の二本立てで対応するというのが一般的なオーソドックスなやり方じゃないかと思っております。

この中で1点だけ単純な質問をいたします。財調の1億3,685万7,000円、これは緊急やむを得ない手段・方法としての財源措置でありまして、今後の経過によっては補助等を含めて一定額は財調の予算額を軽くする、軽減されることになるかと期待をいたしております。これは財政課長になりますかね、お聞きいたしますが、最終的には今の段階で予想される、見込まれる財調の1億3,685万7,000円の中での財調部分の軽減額、軽くなる分はどれほどと予想されるか。これは経験則を含めて一定見通しがつくと思うんですね。その点での立場からの答弁をお願いいたします。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

今回、この4号補正につきましては今おっしゃられたとおり緊急的な措置ということで、特に応急的な委託、こういったものに多くの経費を費やしたところでございます。現在、これは単独扱いとなっておりますけれども、恐らく激甚に指定され

たと思いますので、当然そうなってきますと今後の補助率のかさ上げ、そういったものも見込まれてきますので、そういった国県の補助の歳入がまた見込まれるのではないかと考えております。

また、工事につきましても、査定等を受けまして、今後、補助債への対象となっていくと、当然、また起債のほうも対象となってくるので、その辺の起債のほうもまた今後見込まれていくと思いますので、財政調整基金、今回も1億3,000万円ほど支出をしておりますけれども、これは幾分かは今おっしゃったとおり軽減されていくものと思われます。ただ、なかなかここでその金額を幾らというのはなかなか今はちょっと言えないところではございますが、私どもも今後はここは軽減される見込みはあるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

同じ繰り返しの2回目の質問であります。ただいま課長から答弁がありましたように、激甚指定もあるということも含めて一定額は軽減されるようでありますけれども、今後、ただいまの竹田市長の所信表明の冒頭にありましたように、財政問題というのを竹田市長も第一義に掲げております。これは私はもう大賛成であります。であればあるほど、専門部局の財政当局、先ほど1回目の質問で私は経験則という言葉をあえて言葉を使いました。ここに照らして、この1億3,600万円の中で、現在の見通しとしてはどれほど軽減が期待される、あるいはもっと予想される、その見通しをやはり踏まえた上での答弁が今後は大事なことではないかと考えておまして、見通しについては答弁はできないでしょうか。今後、そうした立場からの質問をいたしますので、ぜひ考えて見通しについて答弁ができれば、おおよその見通しを答弁してください。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

この財政調整基金、今回、先ほど申しました1億3,600万円ということで繰入れをさせていただいておりますけれども、今後の激甚指定を受けて、そして、今後、査定等を受けていきながら補助債への対応、そういったもので国県の補助金、それから起債の充当、こういったものが見込まれていくと思います、財源としては。ただ、先ほども申しましたとおり、金額的に幾らぐらいこれが繰り戻せていけるのかという段階は、ちょっと今の段階では私どもはちょっと具体的な数字は申し上げにくいところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、承認案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案第5号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。承認第5号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、承認案第5号は承認することに決しました。

—————・—————

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（小原忠教氏）

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（水枝谷孝志氏）

日程第14 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂口利幸氏）

日程第15 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（小園伊津子氏）

日程第16 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（森田永寛氏）

○議長（山田義盛）

次に、日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第16、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの以上5件を一括議題と

いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第12、諮問第1号から日程第16、諮問第5号まで一括して説明をいたします。

日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である小原忠教氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

次に、日程第13、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である水枝谷孝志氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

次に、日程第14、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である坂口利幸氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

次に、日程第15、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である小園伊津子氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

次に、日程第16、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である森田永寛氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となります。

以上で、日程第12、諮問第1号から日程第16、諮問第5号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○18番（徳峰一成議員）

ただいま市長から5名の候補者の提案があり、全ての方が再任ということであり
ます。

質問の第1点であります、再任を踏まえて質問いたします。

一つは、現在、曾於市の人権擁護委員の定数とこの体制は何名であるか。確認方
の質問であります。

全体として、この1年間の人権擁護委員の業務の内容、しっかり回数を含めてお
答え願いたいと考えております。単純な質問でありますけど、よろしく願いいた
します。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、徳峰議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

人権擁護委員の曾於市の人数であります、現在9名の方をお願いをしていると
ころであります。

1年間の活動についてでございますが、人権擁護委員が行う活動は、人権教室や
人権の花活動などの人権啓発活動、いじめや虐待、差別などの様々な人権に関する
活動を受け、問題解決を図る人権相談活動というのをさせていただいておるわけす
が、回数でございますが、鹿屋法務局での常設相談が2回程度、市内で行う特設相
談が4回程度、研修・総会等の会議が2回程度、あと……

（「何回か」と言う者あり）

○市民環境課長（梶井秀和）

2回程度です。あと、人権の花運動や学校を訪問して行う人権教室などの啓発活
動が12回程度させていただいておるところでございます。あと、人権作文の審査等も
行っていたいて、年間お一人当たりおおむね20回程度の出会というふうに聞いて
おるところであります。

以上です。

○議長（山田義盛）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問5件については、会議規
則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、諮問5件は委員会の付託を省略することに決しました。

ここで、意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議題となっております諮問5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。諮問5件については適任である旨答申いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第5号までの以上5件は適任である旨答申することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第65号 曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第66号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（山田義盛）

次に、日程第17、議案第65号、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第18、議案第66

号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第17、議案第65号及び日程第18、議案第66号を一括して説明いたします。

日程第17、議案第65号、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充や、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、関連する規定を改正するものです。

次に、日程第18、議案第66号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化において、標準仕様書に規定される住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

以上で、日程第17、議案第65号及び日程第18、議案第66号を一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○18番（徳峰一成議員）

議案の66号に絞って質問いたします。

現在、曾於市は、熊本市のRKKCSというコンピューター関連の業者に各課の分野を委託いたしております。電算処理を委託いたしております。

質問の第1点であります。現在、7年度において具体的にはどの課とどの課が、そして、どういった分野で事業を委託しているか答弁してください。

第2点目は、今回改正の提案があった主な内容について、何回読んでも非常に分かりにくい内容でありますけれども、主な内容について説明してください。

質問の3点目、これらの業務の分野について、いわゆるプライバシー保護の観点、立場から、どういったチェック体制を含めて留意しているのかどうか、この点について答弁してください。

以上3点です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、徳峰議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、どの分野、RKKCSのほうがしているかということでございますけれども、こちらにつきましては86の業務、例えば税務、保険、福祉……

（「ゆっくり答弁してください」と言う者あり）

○総務課長（上村 亮）

86業務ございます。例えば税金関係、税務関係、そして保険関係、福祉関係、そして戸籍、市民関係でございますが、ほぼ全課の業務を委託をしているところでございます。

そして、主な改正の内容でございますけれども、こちらにつきましては、地方公共団体のシステムの標準化に伴いまして、標準仕様書に規定されております住登外者宛名番号管理機能という業務がございますが、この業務につきまして事務、そして情報の連携について改正するものでございます。

主な内容といたしましては、まず1点目でございますが、標準仕様書に規定される住登外者宛名番号管理機能、こちらに特定個人番号の項目が追加されたことに伴いまして、市の独自利用事務として条例に規定する必要があることから今回改正するものでございます。

また、2点目でございますが、市長部局と教育委員会の間で特定個人情報の提供を行う場合には条例の規定が必要となるということで今回改正するものでございまして、主な内容はそこでございます。

そして、プライバシーの観点からということでございますが、こちらにつきましては、特定個人情報につきましては業者に監査を業務委託しておりまして、指導等を頂いているところでございまして、情報漏えいがないように、そちらにつきましてはまたプライバシーの観点からも常に監視をしながら、外部に漏れないよう十分注意しながら業務を進めているところでございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

1回目の答弁を踏まえて2回目に入ります。

まず、個人情報云々のシステムの標準化に伴う答弁がありました。単純な質問ありますが、個人情報の解釈、捉え方、あるいは定義といいますか、この場合の個人情報というのは、具体的にはどういった点の個人情報になるのでしょうか。単純な質問であります、これが第1点。

それから第2点目は、1回目の繰り返しになりますけれども、プライバシー保護の観点からというのも一般論的なただいまの課長答弁であったかと思います。具体

的にはこういった形、内容でのプライバシーの保護を、守る立場からの具体的な手だてを行っているのか。具体的に、一般論的ではなくて、説明をしてください。これが2点目であります。

3点目になりますけれども、これは今行っているマイナンバーの登録カードももちろん関係があるかと思っておりますが、曾於市の場合は、現在、現時点での登録の到達度はどれだけであるのか。この3点の質問であります。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

1点目でございます。個人情報の内容ということでございますが、こちらは個人情報、特定の人間が分かるような情報、例えば氏名と例えば住所等、また、その住所か氏名と連なる例えば性別、そういうものが重なった部分について、そういう本人が特定されるものにつきまして個人情報ということでございまして、今回、特定個人情報と言っておりますが、こちらにつきましては、個人情報とマイナンバーが同じものとデータとして含まれる特定個人情報……、申し訳ございません、マイナンバーが含まれる情報、そちらを特定個人情報と言っているところでございます。

続きまして、プライバシーの観点ということで、内容ということで、どのようなことをしているのかということでございますが、こちらはまず業者のほうに年に1回入っていただきまして、資料の保存方法、また、データの管理をどのようにしているのかということで全課でございますが、3年ほどに分けて、その情報の管理方法、漏えいがないか、そして紙ベース、こちらの部分につきまして保存方法等をチェックをしていただいているところでございます。また、ほかの市町村等も比べまして、こちらのほうが劣っているものがないかということでチェックをしていただいているところでございます。

あと、マイナンバーにつきましては、市民環境課のほうから説明させていただきます。

○市民環境課長（梶井秀和）

マイナンバーカードの取得率でございますが、7月末現在で81.65%でございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第69号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第19、議案第69号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第19、議案第69号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に10億7,438万2,000円を追加し、総額を287億9,000万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、治山事業について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

第3条は、地方債の補正であり、7ページの第3表のとおり、大隅文化会館施設整備事業外1件について、限度額を追加し、かごしまの農業未来創造支援事業外4件について、限度額を変更しています。

それでは、予算の概要を、配布しました補正予算提案理由書により説明しますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、民生費国庫負担金の自立支援給付費負担金を6,101万8,000円、民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金を1,540万円、県支出金は、民生費県負担金の自立支援給付費県負担金を3,050万8,000円、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を2,170万円、繰越金は、前年度繰越金を8億4,240万6,000円、市債は、土木債の道路改良整備事業を1,500万円、教育債の大隅文化会館施設整備事業を2,310万円、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を1,040万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1,150万円、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、財政調整基金等への積立金の追加により総務基金管理費を7億2,388万3,000円、障害児支援給付費等の追加により障害福祉サービス費を1億3,262万7,000円、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金の追加により活動火山周辺地域防災営農対策事業を1,526万4,000円、市道舗装等改修工事等の追加により

市道整備事業の緊急自然災害防止対策事業を1,500万円、音響設備改修工事の追加により大隅文化会館管理費を2,310万円、梅雨前線豪雨等による災害発生により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を3,409万2,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1,155万円、それぞれ追加するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、委員会説明資料を中心に質疑いたします。

1点目として、71ページ、酪農経営緊急支援対策事業給付金570万円の試算根拠についてお伺いいたします。

2点目として、85ページ、小規模水道施設事業960万円、これの内訳について、申請予定が14件とありますけれども、その内容についてお伺いいたします。

続いて、94ページ、音響設備改修工事費2,310万円について、この支出の理由についてお伺いいたします。

続いて、同資料の95ページ、86万8,000円、エアコンの不調に備えるためとありますけれども、ほかの地区の公民館でも同様の支出なのか、対応なのか、その件についてお伺いいたします。

以上です。

○畜産課長（和田忠義）

それではお答えいたします。

酪農経営緊急支援対策事業給付金570万円の試算根拠は、農林水産省が公表しています直近の令和5年、令和4年の生乳100kg当たりの生乳生産費を基に、生乳1kg生産するのに必要な飼料費を算出いたしました。生乳1kg当たりの飼料費は、令和4年が52円、令和5年が56円で、差額が4円の増額となりましたので、飼料費増額分の2分の1であります2円を今回支援単価とさせていただきます。

また、期間につきましては、令和7年4月から令和8年3月までの1年間とさせていただきます。

以上でございます。

○水道課長（吉田宏明）

それでは、小規模水道施設事業の内訳についてお答えいたします。

内訳といたしましては、本管布設替工事1件、加圧給水ポンプ取替工事1件、井戸ポンプ取替工事2件、通信機器整備工事1件の計5件が申請予定で、その他申請

見込件数9件を含めまして合計14件、960万円を計上したところでございます。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、94ページの大隅文化会館管理費の今回、音響設備改修工事2,310万円についての支出の理由についてお答えしたいと思います。

大隅文化会館につきましては、昭和58年11月に開館をしております。40年が経過しておりますが、今までに音響設備等の大規模な改修をしたことがなく、現在まで運用をしている状況でございます。このため、ここ数年、スピーカー、アンプ類の故障がちょっと続いているということで、特にスピーカーについては12台、ホール内ですが、12台ございますが、7台が今故障している状況にあるところでございます。利用できるスピーカーで運用しているところではございますが、前方席にしか音が届かなかったり、音響を無理に上げると音が割れると、あと、低音が聞こえにくいなどの利用者からの報告を受けている状況でございます。これに伴いまして、今回、音響設備改修をお願いするものでございます。

続きまして、95ページ、その他社会教育施設の青少年等施設修繕費のエアコンの不調に備えるためということですが、これにつきましては、今年度、各地区、公民館、エアコンの故障が相次いだところでございます。現在まで5か所、修理を実施をしております。どの地区においても20年以上設置からたっているということで、作動に不具合が生じたり、空調の利きが悪いところもございます。これに伴いまして今回補正をお願いするものでございますが、他の公民館でも故障等が出ましたら即修繕ができるような対応をしていくということをお願いするものでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

まずは、酪農家の緊急支援対策事業給付金についてなんですけれども、執行部の報告だと、4円値上がりしていますので、そのうち2分の1を補填するということだったんですけれども、これまでの3月の当初予算等では畜産農家への支援はあったところでありまして、今回、酪農家というのを追加で支援を入れたということで、それをこのタイミングになった理由について、まず1点目、お伺いしたいと思います。

そして2点目として、音響設備に関してでございます。私も直近で8月24日の大隅文化会館であった桂さんの特攻の講演なども行ったんですけれども、そのときは現状5台使えるやつで対応していて、7台が故障中だったということで、そういう理解でいいのか。そういうのをだましだましやりながらやっていたのか。そして、そのときもちょっと後ろの席が入っていなかったんですけれども、あれはそういつ

た機器の不調によって前方の席の方だけに座ってもらったのか。そういう対応をしていたのか。その件についてちょっとお伺いをしたいと思います。

以上です。

○畜産課長（和田忠義）

それではお答えいたします。

時期についてということでございますが、一応、酪農業の方につきましては、鹿児島県酪農業協同組合の志布志支所管内になります。その中に曾於市と志布志市、大崎町の生産者が同じ支所扱いになりますが、この志布志市と、あと大崎町と一応足並みをそろえるということで、今回、補正予算をお願いするところでございます。

ちなみに、大崎町と志布志市につきましては前もってされておりますが、うちにつきましては今回お願いするところでございます。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

先般、桂竹丸さんの講演会の状況でいいますと、もう本当にノイズが入ったり聞こえにくいという意見等も講演会後に聞いたところでございます。現在ある設備で対応をしたところでございます。

それと、席につきましては、大隅文化会館につきましては1,000席近い席がございいます。極力前のほうで聞いていただきたいということがございましたので、前から詰めていただきまして、後ろのほうは空席にしたというところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、同じく一般会計補正予算（第5号）から質問してまいります。歳出のほうから質問いたします。

まず、30ページの災害対策費におきまして、危機管理監費用弁償（通勤手当）の2万5,000円の増額の理由について、単に住居移転なのか、若しくは人数や日数の増なのかについてお伺いいたします。

続いて、31ページ、にぎわい「そお生」事業におきまして、市民祭開催費補助金のうち、抽せん会景品（市制20周年分）60万円とタレント出演料100万円の詳細についてお伺いいたします。

続いて、32ページ、企画事務費におきまして、ネットワーク回線使用料（大隅北校区コンビニ跡地）の11万7,000円の使用目的についてお伺いいたします。

○総務課長（上村 亮）

それでは、瀬戸口議員の御質問にお答えしたいと思います。

30ページ、災害対策費、危機管理監費用弁償の2万5,000円の増額の理由についてでございますけれども、こちらにつきましては、会計年度任用職員に係る費用弁償につきましては、当初予算編成時にはまだ採用者が未確定であるために、全ての会計年度任用職員、こちらの費用弁償につきましては一律単価190円で統一して予算編成を行っているところでございます。そして、採用となった会計年度任用職員の通勤距離に基づく単価で今回補正をお願いをさせていただいたところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、企画政策課分をお答えしたいと思います。

まず、にぎわい「そお生」分でございますが、今回の市民祭につきましては、当初予算時点から20周年記念事業としての冠は設けておりませんでした。6月議会の総務委員の皆様からの御意見等を踏まえまして、市民がたくさん参加する催しですので、ぜひ20周年記念という冠を今回お願いするところでございます。

これに際しまして、新しい市長とも協議しましたけれども、トラベルギフト券20万円分を土日それぞれ1本ずつで合計40万円、それから、ギフトカード1万円をそれぞれ土日5本ずつで10万円、そして、チューリップ券5,000円を土日それぞれ10本ずつ10万円となりまして、合計の60万円分、新たに抽せん会景品をお願いするところでございます。

また、タレント出演料につきましては、こちらも20周年を記念する特別な催しとして、女性歌手の出演の今交渉を行っているところでございます。

次に、32ページのネットワーク回線使用料、こちらにつきましては、現在、大隅北校区におきまして、買物や地域の拠点となる場所を創出するための、コンビニ跡地につきまして市が無償で借り受けまして、ここに地元の皆様が、取れた野菜などを置けるような事業をやろうとしているところですが、ここにW i — F iを設置させていただいて、お客様がよりよい環境で買物等ができるようにしたいというものが一点。それから、もう一つは、防犯カメラの設置ができないかということもありまして、そういう環境を整えるために今回お願いするものでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは1点、にぎわい「そお生」事業についてお伺いしますが、6月議会で各議員からも意見がありましたとおり、20周年の事業を何かしたほうがいいんじゃないな

いかということでした。実際に20周年事業というのは総務課のほうで主催してされたわけですが、市民の方からの意見等は何かございましたでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

特に20周年だからこういうことをやってほしいという御意見はなかったんですけれども、まだ今回の市民祭で誰が歌手が来るのかとか御案内をしていませんので、そういった問合せは多数頂いております。今回、タレントさんの交渉につきましては、補正予算可決後に公表できるような手続を現在取っているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

総務課のほうでされた20周年事業で、何かこうしてほしいかというような市民の方からの御意見等は何か特にございませんでしたでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

私のほうでは、ちょっとその部分につきましては情報は得てはいなかったところでございますが、例えば、式典の記念品とか、お肉とか、そういう部分については御好評いただいたということはお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は、歳出の51ページ、地域介護・福祉空間整備推進事業について質問いたします。

今回、末吉まごころ園に非常用自家発電設備の設置の予算でございますが、全額国庫支出金がついているということで、今回、末吉まごころ園でございますが、この事業はほかの施設等でも要望したら受けられるかどうか伺います。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

それではお答えいたします。

地域介護・福祉空間整備推進事業につきましては、今回、末吉のまごころ園さんが内示があったところでございます。ほかの施設につきましても、まず、この事業をする前に国の1次協議がございます。そこには、したい施設につきましては申請をしていただきまして、その中で国等の内示が来ますので、その中で今回はこの1施設が該当になったということになっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

全額国庫補助ということで非常に……、県の採択がないとできないということで

ございましたが、これまでもこういう措置の予算がついた施設があったかどうか伺います。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

昨年度も同じ事業があったところでございます。昨年度につきましては、3施設がこの事業を利用いたしまして、非常用の発電機を設置されたということでございます。今回は1施設ということでございます。

メニューの中には、そのほかにもスプリンクラーとかいろんな事業がございます。過去にはそういうスプリンクラーを設置したという事業も1か所はあったということでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○18番（徳峰一成議員）

若干、同僚議員とダブる点がありますが、了解を頂きます。

まず、質問の第1点でありますけれども、説明書の6ページの繰越金の8億4,240万6,000円です。質問の第1点は、これで最終的な繰越しの予算計上であるのか。この金額は例年に比べてほぼ例年どおりかを含めて答弁してください。あわせて、市債の7,190万円の内訳についても説明してください。

それから質問の2、38ページの基金の積立てでございます。毎年、この9月議会では、繰越金の振り分け、基金への振り分けが計上されていますが、今回は特に3項目であります。財調の5億2,388万3,000円、ふるさと開発基金の1億円、まちづくり基金の1億円でございますが、これらの今後の基金を活用した主な事業について説明してください。

市長も御承知のように、曾於市の場合、今後の総合振興計画はありますけれども、その関係で特にどういった基金をどれだけ活用するかが明確化されていないために、今回、このような、毎年でありますけれども、単純な質問をせざるを得ない点がありますので、今後の主な事業について答弁してください。

次に、65ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業の1,526万4,000円でございます。この事業はもう旧町時代からありますけれども、質問の第1点、今回は二つの農家等に対する補助であります。たからべ製茶と、それから有限会社のジェイエイそおアグリサービスであります。この農業団体等の内容について簡単に説明をしてください。特にジェイエイそおアグリサービスというのについては、私、全く把握しておりませんので、説明をしてください。そして、今回の補助内容についても一応説明書で記載はされておりますけれども、説明をしていただきたいと思います。

おります。先ほどの質問で、この二つの農家等については、住所、代表者等を含めて説明してください。

次に4点目、71ページの酪農経営の緊急支援、先ほども同僚議員が質問いたしましたが、8戸に対する質問であります。

まず、質問の第1点は、今回の予算提案は竹田市長が就任してからの提案であるのか、それとも、前市政からの継続的な提案であるのか、確認であります。

この事業について、質問の第2点目でありますけれども、総合振興計画の中にこれは記載されていますか。その点も質問であります。

質問の3点目、8戸の中で最大でどれだけの補助となるか、あるいは最小でどれだけの補助となるか、その内訳についても答弁してください。

最後に、先ほどの同僚議員の質問に関連いたしますが、この間、酪農家のいわゆる乳価は例年に比べてどれだけ上がっているのか下がっているのか説明してください。私が知る限りでも、訪問したところではクラスター事業を導入したということもありまして、非常に経営環境が率直に言って厳しい状況でありますけれども、この乳価の動向についても最後に答弁してください。

次に、質問の大きな5点目、75ページの49万5,000円、基幹水利施設管理事業、いわゆる北部畑かんの揚圧力計の取替修繕事業という説明であります。それで、今回は4台修繕ということですが、全部で何基あつての4台であるのか。あるいは、もう設置後何年たっているのか。この施設の所有者は国であるのかが大きな質問であります。

次に、大きな質問の第2点目は、管理は国・県が60%、市が40%となっているということでありますが、修繕関係も同じ負担ということで文書上明記されているのかどうか。この負担割合については、国が法律を作りまして、県も条例あるいは市も条例を作ってきたいきさつがあります。修繕関係も同じ負担ということで明記されているのか、確認方々の質問であります。

次に、質問の6番目、災害関係であります。まず、78ページの農地災害関係の3,409万2,000円について、主な内容について説明してください。

同じく81ページの市道の整備についての1,500万円、さらに、83ページのいわゆる土木災害の1,155万円、主な内容について説明してください。これらについては、災害関係についてはこれで最終であるのか。あるいは、12月議会でも追加的な災害についての予算計上を考えているのか。もし考えていたら、現在の段階ではどれほどの予算計上であるのか。その辺を課長から答弁してください。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、まず、財政課関係からお答えをさせていただきます。

まず1番目は、今回の繰越金が全額だったかということですが、これにつきましては、6年度の全額の繰越額を今回予算計上させていただいたところでございます。

次に、この額について、例年どおりかどうかということでございますけれども、ちなみに昨年が約7億9,000万円、約8億円ほどでございますので、今回、9,800万円ほどは若干上回っておりますけれども、この額につきましては、一般的には標準財政規模の3%から5%が望ましいとうたわれておりますけれども、今回、最終的には6.8%となりました。若干多くはなっておりますけれども、額としましては、私どもとしましてはおおむね望ましい範囲であったのではないかと捉えているところでございます。

それから、市債の関係でございます。今回、市債が全部で7件ございます。順番にいきますと、まず、かごしまの農業未来創造支援事業ですが、これは用排水路の工事関係でございます。これは起債の事業名が緊急自然災害防止対策事業というもので、充当率は100%、交付税措置としましては70%となっております。

それから、治山事業ですが、こちらは建場地区の法面補修の関係ですが、こちらは同じく緊急自然災害防止対策事業ということで、充当率100%、交付税70%です。

3番目が市道整備事業ということで、これは笠木・かんじん松線の法面補修の関係でございます。こちらにつきましても緊急自然災害防止対策事業で、同じく100%の70%となっております。

4番目ですが、大規模盛土造成地整備事業、今回は830万円計上しております。これにつきましては、当初予算のほうで歳出のほうが出てきておりましたけれども、今回、起債の対象に持っていけるということで県との協議をしまして、今回、財源ということで歳入だけを上げさせていただいております。

（「起債の事業名は」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

起債の事業名は、防災対策事業債というものでございます。充当率は75%、交付税措置は30%でございます。これは末吉中学校のグラウンドの関係でございます。

それから、5番目が大隅文化会館の施設整備事業でございます。こちらは音響の施設整備ということで、過疎債です。充当率100%、交付税が70%となっております。

それから、災害のほうでございますが、現年発生の農業用施設災害事業につきましては、これは補助債のほうでございます。充当率は90%で、交付税措置は95%と

なっております。

それから、現年発生の公共土木のほうですが、こちらは一般単独災害復旧事業債となります。充当率は100%ですが、交付税措置につきましては47.5%から最大85.5%ということで幅がございます。その理由としましては、交付税の算出の中におきまして様々な計算をしないといけませんので、ちょっと複雑になっているところでございます。

それから、基金のほうでございますけれども、今回、先ほどの決算余剰金の処理、そして、今後の財政運営を考慮しまして、三つの基金に積立てをさせていただいております。財政調整基金は、今後もいろいろと財政運営をする中で非常に大事な基金でございますので、今回、5億円からの積立てをさせていただいております。

それから、ふるさと開発基金ですが、今回、1億円積立てをしております。目的としましては、やはり老朽化する公共施設の修繕とか、それから地域振興、今後の地域振興を図る上で必要であるということで積んでおります。

それから、まちづくり基金でございますけれども、こちらにも主に地域振興を図るためということで、こちらは幅が広がりますけれども、ハード事業、それからソフト事業、広く使える基金でございます。こちらにも今後も様々な事業が想定されますので、1億円を積み立てたところでございます。

財政課関係は以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

65ページの1,526万4,000円についてですけれども、これは、国の活動火山周辺地域防災営農対策事業におきまして、たからべ製茶株式会社と有限会社ジェイエイそおアグリサービスがそれぞれ機械を導入するものでございます。

まず、たからべ製茶株式会社につきましては、降灰による地力低下の低減を図るために、土壤改良を行うためのアタッチの土壤反転、肥料散布機と、これらを稼働させるための乗用型茶園管理機の導入と、降灰による品質低下を防止するための茶園での摘採前に降灰を洗浄する摘採前洗浄機を導入するものでございます。

会社の概要といたしましては、代表者は永吉隼平氏でございます。住所につきましては財部町南俣3653の1、飯野地区の近くでございます。事業の受益面積につきましては11.2haで、今回、事業の主な地区、受益地の地区としましては財部の南俣、高之峯の下の岡下地区、約5haが中心となっているところでございます。

次に、有限会社ジェイエイそおアグリサービスにつきましては、降灰による地力低下の低減を図るために、土壤改良を行うためのアタッチの土壤反転、肥料散布機、中耕機とこれらを稼働させる乗用型茶園管理機の導

入でございます。

ジェイエイそおアグリサービスにつきましては、そお鹿児島農協さんの子会社で、代表者は組合長の竹内和久氏です。住所につきましては、会社登記上はそお鹿児島農協の岩川5591の1になっておりますけれども、施設自体は岩崎の丸山、岩崎2968の1にあるところでございます。受益面積が11haで、主な受益地につきましては岩崎・丸山地区が中心となっているところでございます。

以上です。

○畜産課長（和田忠義）

それではお答えいたします。

71ページの570万円についての御質問ですが、まず、議員からありました時期についてですけれども、これにつきましては、前市長、副市長が在任中に畜産課のほうから提案させていただいたことでございます。

それから、給付金の額についてですけれども、一応8件ございますが、一番大きい方で126万円程度、一番少ない方で31万2,000円になる計算でございます。

それから、乳価についてでございますが、乳価につきましては毎年少しずつではありますが、乳価自体は上がってきております。高くなってきております。ただし、新聞等でも出ておりますとおり、飲料のほう、牛乳の飲料のほうがどうしても需要が低迷しているということで、乳価は上がっているんですが、加工品のほうにどうしても回される率が高くなってきているということで、農家経営としては厳しい状況であるというのは間違いないようでございます。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、議案第69号の75ページ、49万5,000円についてお答えいたします。

谷川内ダムには揚圧力計が39台設置してあります。そのうちの4台に不具合が出てきているため、今回、交換のため、補正をお願いしているところです。

ダム本体の管理者は曾於市となり、今回の補正につきましては一般財源でお願いしているところです。

ダム本体の運用につきましては、平成23年から運用しているようです。

続きまして、議案第69号の78ページ、3,409万2,000円の主な内容についてお答えします。

主な内容は、工事請負費の3,350万円で、大隅町大谷地内の田と用排水路それぞれ1件の災害です。また、このほか、災害査定や事業実施に伴う時間外手当等及び消耗品などとなっております。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、81ページの1,500万円についてお答えいたします。

今回提案いたしました緊急自然災害防止対策事業におきましては、本事業債における事業実施計画に対し、確認結果通知が届いたことによる提案となっております。場所としましては笠木・かんじん松線で、ここにおきましては法面が崩壊しており、今後、隣接する市道の通行に支障を来すおそれがあることから提案するものです。

一応、内容としましては、工事費1,400万円、電柱移転補償費が100万円となっております。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債で対応したいと考えております。

続きまして、83ページの1,150万円の主な内容についてお答えいたします。

今回提案しました1,150万円におきましては6月の梅雨前線豪雨に伴うもので、7月にお願いしました臨時議会への予算要求後に判明した19件分の応急作業委託料となっております。梅雨前線豪雨災害につきましてはこれで全てとなっております。

12月補正としましては、今回の8月豪雨によります工事費のほうを今後計上したいと考えております。現在のところ、市単独災害、公共災害、合わせて3億2,400万円を見込んでいますところではありますが、今後の測量設計、また、国の査定などにより若干増減すること考えられます。

以上です。

（「答弁漏れがあります」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

答弁漏れ。

（「75ページの基幹水利関係」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

いやいや、答弁せないかん。

○耕地林務課長（入来 満）

すいません。答弁漏れがあり申し訳ございませんでした。申し訳ないですけど、今の手元の資料では答弁できないところです。

以上です。

○議長（山田義盛）

休憩をちょっと取りたいと思うんですけど、ここでちょっと休憩を取らせてください。

（何ごとか言う者あり）

○議長（山田義盛）

はい。調べられるでしょうから。

(「難しい質問じゃないから調べて」と言う者あり)

○議長(山田義盛)

はい。じゃあ、1回切りますね。午前中ね。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時10分

○議長(山田義盛)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○耕地林務課長(入来 満)

先ほどは大変失礼しました。修繕に関しましては、鹿児島県基幹水利施設管理事業補助金交付要綱を県が定めていまして、それに基づき、国・県が60%以内の補助金が交付されます。

なお、今回は、補助金の交付は概算要望で実施年度の2年前となるため、今回は早急の対応をしたいため、一般財源としているところです。

以上です。

(「修繕の負担割合は文書に明記されているのか」と言う者あり)

○耕地林務課長(入来 満)

この補助金の要綱によりますと、修繕及び管理委託、すいません、修繕や警備委託料、浄化槽の委託料など、そういったところで補助金が交付できるようになっているところです。

(「明記されているんですか、負担割合は」と言う者あり)

○耕地林務課長(入来 満)

負担割合といいますか、補助金交付の要綱の中で、国・県で60%以内ということで県の要綱の中で定めてあるところです。

以上です。

○18番(徳峰一成議員)

2回目の質問に移ります。

まず最初に、6ページの繰越金についてでありますけれども、今、財政課長から7項目にわたりましての市債の7,190万円の内訳がありました。この中で2件について、特に末吉中学校のグラウンド整備関係の大規模の防災事業対策費については、課長答弁では、充当率が起債の75%で、交付税措置が30%ということであったですよ。これは極端に目立つというか、ほかのところは1例を除きまして充当率が

100%あるいは交付税措置が70%というのが多いんですが、教育関係については75%で充当、交付税措置が30%という、もうこれは非常に目につく、条件がよくない起債でありますけれども、これは、なぜ極端にこれは低いんでしょうか。一般にこれを含めて教育関係の分野は、そうした関係は防災を含めて条件が厳しいのでしょうか。これが1点であります。

次に、基金の積立てについて課長から3項目答弁がありました。これは市長に質問いたしますが、五位塚市政は、この財政調整基金については一応30億円を年度末、年度末においては30億円を目標としたいということで、ほぼこれは30億円を踏まえて財源措置を行ってきました。竹田市政についても30億円ということで考えてよろしいでしょうか。今現在、財政調整基金がこの5号の補正段階で24億円あります。だから、あと6億円積み立てなければいけませんけれども、30億円ということで財政を最優先する——所信表明では——竹田市政でありますので、基本的な点でありますので、確認方々の質問であります。

次の3点目であります。活動火山の中で1点、担当課長に質問いたします。これは、この事業ができてからもう40年ぐらいたつんじゃないでしょうか、この事業は。もう本当に昔からあります。その中で、単純な質問で1点だけです。この条件は割と補助率もよくて60%を超えており、比較的良好な条件の補助でありますけれども、農家から見て、農業団体から見て、申請した場合はおおむね全て鹿児島県としてはこの補助は一応承認される、そうした予算の枠があるのでしょうか。それとも予算枠が厳しいんでしょうか。この1点だけであります。

次に、基幹水利について、先ほどの質問をいたします。課長、若干答弁が漏れがあります、2回目。圧力取替えについて、4台今回修繕であります。もともと北部畑かんは何基設置されているんでしょうか。答弁が難しかったらよろしいですけれども、繰り返しの質問であります。

そして、これも答弁漏れでありますけど、設置後何年たっているかであります。これが質問の2点目であります。これも答弁漏れです。

そして、質問の3点目、繰り返しの質問になりますが、管理は、だから国と県が60%、市が40%、これは当然のことながら明記されていると思うんです。基本的な点であります。これは明記されていると思います。もう答弁はよろしいです。

修繕となりますと、農業予算に限らんけれども、非常に今の日本の地方自治体の国から補助起債を使つての施設修繕となりますと、修繕に対しての捉え方が、政府の、非常に曖昧というか、弱い点があります。北部畑かんのこの種の修繕については、修繕が市が40%ということで明記されているんでしょうか。くどいようですが、その確認の質問なんです。やはり修繕が明記されていなかったら、市長、こ

れは今後の取組として国に要請すべきだと思うんですね。修繕もはっきり負担割合を納得いく形で明記するようなやはり要請も、これは議会も含めてですけども、やっていくというのが大事じゃないでしょうか。その点での基本的な出だしの質問でありますので、答弁をしてください。

あわせて、2回目であります。あわせて、今後、東部畑かんだけじゃなくて、北部畑かんも完成しつつありますけれども、この種のいわゆる修繕についてはどういった今後中長期的に見て修繕の必要性があるのか、市は把握しているのでしょうか。把握していなかったら、やっぱり事務所のほうに提出させるというか、市が負担するわけでありますので。この点で市長にも答弁を頂きますけれども、やはり財政的な点から考えていくべきじゃないかと思います。市長もコメントがあったら答弁してください。

次に、最後に、今回の補正の中で、土木関係は課長から、今のところ、今後の新たな予算枠は答弁がありました。耕地関係はもう12月議会で新たな予算計上する計画はないのでしょうか。ありましたら、今の段階でおおよそ何億円程度になるか答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、基金の関係でございますが、15の基金の中でおおよそ100億円ということでございますけれども、この財政調整基金というのは、今回の水害であつたりとか緊急を要する場合に、非常にこの財政調整基金というのはありがたいといいますが、こういった形で執行ができるわけでございますので、私もやはりこの財政調整基金、最低でも30億円という部分はしっかりと確保していけるように目標を立てていきたいと思っております。

それから、畑かん事業の関係の修繕費の割合の関係でございますけれども、これにつきましても、今後、まだ北部畑かんのほうが今進んでおりますけれども、施設の修繕、そういった形、その割合といいますか、そこはまだ私もしっかりと打合せをしておりますが、県の事業、まだ続いている中では、その割合の明確さをしっかりと協議もしていきたいというふうに思っております。

○財政課長（池上武志）

それでは、市債の関係で質問がございましたので、お答えいたします。

今回、大規模盛土土地造成事業の市債でございますが、先ほど申しましたとおり、今回、防災対策事業債ということで、充当率は75%、交付税の算入が30%ということでございます。当初、この事業につきましては一般財源で対応しておりましたけ

れども、今後の測定の結果、またどういった工事が必要なのか、そういったところを想定していきますと、今後、多くの事業費がまた必要となる可能性も含んでいるということでございました。その意見を聞きまして、私どもも今後の展開を考えまして、何か該当する起債がないかということでいろいろと検討していたところでございます。そうした中で、今回、この防災対策事業の中の防災基盤整備事業というところで該当するのではないかとということで、県のほうと話をしたところでございます。

どうしても起債の種類によって細かな条件・制限等がございます。例えば、過疎債とかで充当できれば一番よろしいんですが、なかなかこういったものは対象とならないということでございましたので、そうした中から何とかこういった充当率、交付税算入が若干低い起債ではございますが、少しでも財源の糧となればということで、今回、歳入の財源として予算計上したところでございます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

活動火山周辺地域防災営農対策につきましては、桜島の爆発に伴う降灰によりまして、周辺地域において農作物の被害による大きな影響を及ぼしていることから、防災のための事業でありまして、生産者、農家の方に対しても補助率が65%と大変有利な事業となっております。この中で、事業の要件で、事業主体が農業者3戸以上の団体若しくは要件を満たす法人、また、それぞれの事業で受益面積なりの要件がございます。ただ、要件の中でも、経済性なり妥当性、機械導入に関する適正な受益面積であるのか、また、経済的に見合った能力、規模、仕様であるか、こういったことを県のほうで定められた要件がございます。そういう要件、事業計画を県と協議を進めていきまして、要件を満たしたものが申請できるという形でございます。

今回の2件につきましては、当初、令和8年度の事業として要望をし、県と協議を進めておりましたけれども、県のほうから7年度の前倒しでの採択が見込みとなったことから、今回補正をお願いしたところでありまして、県の予算枠、これにつきましては、私どもはちょっとそこまで分からないところではございますが、これまで協議行つて要件を満たして申請をしたもので、今現在、これまでは不採択になった事業はないので、ある程度、予算枠があるのではないかと推測はできるところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

揚圧力計につきましては全部で39台あるところです。今回、そのうちの4台を更新する予算となっております。ダム自体は平成25年から運用を開始して約14年ほどたっております。築造の年月日、揚圧力計の設置年は把握していないところです。

修繕につきましては、先ほど申し上げましたように、鹿児島県の基幹水利施設管理事業補助金交付要綱の中に、国・県で60%以内で補助するということから、市は基本的に40%というふうに考えております。要綱の中には、適正な維持管理を図るためということで、修繕も含めてこれで対応できるものと考えております。

今後、東部とかそういったところの老朽化とかそういった更新・修繕等につきましては、北部、南部、東部の土地改良区と関係する市町村で協議会を設置しており、その中で国へ要望するように今後動く予定となっているところです。必要な管理や更新・修繕等につきましては、管理している土地改良区と協議しながら今後進めてまいりたいと思います。

耕地災害の今後の予定ですが、12月補正で工事費をお願いする予定ではあります。8月14日時点ですが、工事費が約3億8,000万円程度を今見込んでいますけど、本日もまだ調査……、地元からの報告等が現在もあるので、早急に取りまとめたいと思いますが、現状としてはそういう状況となります。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

財政課長に1点だけ繰り返し質問いたします。市長のほうも考えてほしい点であります。

くどうようでありますけれども、先ほどの中学校の防災関係についてはなかなか事業がなかったけれども、課長答弁では、今回、答弁がありました一応事業、補助事業があったということでありますが、それはそれとして、いかんせんほかの事業に比べて、性格が防災でしょう。災害でしょう。災害にしては要件が悪いというか、低いと思うんですね。せっかく市が苦勞して一応そうした市債があったということで、これはこれとしてよしとして。やはりこの事業を含めて、先ほどの耕地関係もそうでありますけれども、せっかく新しく誕生した市長でありますので、時間をかけて、副市長を頂点として、市が現在あるいは今後活用できる補助を含めて、曾於市の立場から見て条件がまだまだ低いというのは、やはり中長期的に取組を含めてやっていくべきじゃないかと言えます。その点で、財政課長になぜ、くどうようでありますけれども、教育関係の防災については極端に低いのか。調べていなかったらいいんですけれども、一般に私の印象では教育関係は補助が低いんですよ。土木関係等に、あるいは農業関係に比べて。そのような私は理解を持っておりますけど、その点でもし答弁ができたなら答弁してください。今後の検討課題として研究し

ていくべきじゃないかといった提起を含めた質問です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

私のほうで答弁させていただきたいと思います。

徳峰議員からありました、いわゆる教育関係の国庫補助等の率が他の事業に比べて低いのではないかということの御質問ですけれども、今、徳峰議員が言われるように、我々としてもいわゆる文科省管轄の国庫補助事業というのは他の事業に比べて非常に低いというのが我々としても感じております。例を申し上げますと、例えば、先ほど継続費の報告を申し上げました給食センター、それから、今回新たに提案をしようとしております末吉中学校、いわゆる書式上は10分の5.5という補助率になっておりますけれども、実際は予算の範囲内ということで、10億円に対して1億円、2億円しか来ない補助事業もあります。この点も含めて、我々や県、それから関係機関を含めて、国等にここの補助率について、もう少しちゃんとした対策を取っていただけるようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

（「市長からも何か一言」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今ありましたこの充当率と、それから交付税の算入率、この低い部分でございしますが、今、教育総務課長が申し上げましたとおり、教育サイドのほうはそういった事業が多いということでございます。やはりこれを引き上げていっていただきたいというようなことで、県であったり、国、そういったところとの連携、そして、その要望、そういったところをしっかりとやっていくことがこれから重要だというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田義盛）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第70号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いて

○議長（山田義盛）

次に、日程第20、議案第70号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第20、議案第70号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に189万6,000円を追加し、総額を57億3,309万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、一般会計繰入金の事務費繰入金を189万6,000円追加しています。

歳出については、曾於地区介護保険組合負担金の認定実績に伴う再計算により、認定審査事務負担金を189万6,000円追加しています。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第71号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第21、議案第71号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第21、議案第71号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、債務負担行為の補正であり、8ページの第1表のとおり、水道事業包括業務委託について、限度額を追加しています。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○18番（徳峰一成議員）

二つの点で質問いたします。

一つは、水道関係の今回の債務負担行為は、令和8年度から12年度までの2億4,090万円の業務委託であります。単純な質問であります。この業務委託の内容について説明してください。

第2点目、これは市長に今後の検討課題として考えていただきたく質問いたします。一般には、一般会計においては事業計画、この総合振興計画にのっとり、私たち議会は事前に今後の長期計画についても一応把握をすることが、周知することができます。財源の負担割合を含めて。しかし、こと水道事業については、そうしたことの義務づけがないために、私たち議員は今後の億単位の事業についても今後の計画を、特に負担割合を含めて知ることができません。これが今の地方自治体における大きな一つの問題点の一つじゃないかと受け止めておりますが、ですから、今の質問も、2億円を超える大規模な債務負担行為でありながら、私たち議員は基本的には知る由がないわけであります。ですから、この辺りは今後の検討課題として、議会と当局との質疑をかみ合ってより前進させる上でも検討課題じゃないかということで、質問であります。この2点であります。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

議員がおっしゃっていることは、事業の計画の今後の透明性ということであろうというふうに思っておりますが、これにつきましても今後の計画、そういったものをでき得る限り明確にできるような形で検討をしていきたいというふうに思っております。

○水道課長（吉田宏明）

それでは、今回、債務負担行為補正2億4,090万円の事業内容についてお答えいたします。

これまでも量水器検針業務や緊急工事等の一部業務については、民間事業者に委託しておりましたが、今回、受付・窓口業務の一部、それから開閉栓業務、滞納整

理業務、漏水の初期対応等を加えて、包括的に民間委託するものでございます。

○18番（徳峰一成議員）

今の課長答弁では、私たち誰もよく分からなかった。もっとゆっくりと何と何で2億4,000万円の内訳ということで答弁してください。私だけじゃなくて、皆さん全員分からなかったと思いますよ。

○水道課長（吉田宏明）

先ほど申し上げましたのは、量水器検針業務とか、緊急工事、漏水等の業務について、民間事業者に委託をこれまで出しておりました。それに加えて、受付・窓口の業務であったり、開閉栓業務、滞納整理業務、それから漏水の初期対応といったものを加えて、一部ではなくて包括的に委託をするといったものでございます。

○18番（徳峰一成議員）

じゃあ、もう3回目でありますけれども、その事業の場所はどこですか。どこの事業で、そして、その2億4,000万円の事業費の負担割合はどうなっているか。基本的な点を、初歩的な質問をしているんですよ。ですから、場所はどこで、どれだけの事業をやって、そして、その事業費の負担割合はどういった負担割合と。必要最小限の質問です。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

委託につきましては、現在、職員がそれぞれ本庁、支所、配置されているわけですが、この委託をしますと、本庁2名の職員を減、そして、そこに委託先の職員を3名配置、それから、支所につきましては職員が1名ずつ、それから会計年度職員が1名ずつ配置されているところに委託先の職員を1名ずつ配置するといったところでございます。そこに窓口業務であったり、これまで職員が行っていた部分、移動処理でありましたり、水質管理、水道水質管理、そういったところは委託できる部分は委託して業務の効率化を図りたいと、そういった内容でございます。

○議長（山田義盛）

3回終わりましたが、いいですね。

（「はい」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第22 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（山田義盛）

次に、日程第22、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決しました。

まず、選挙管理委員には、澤律雄さん、狩長泰博さん、富岡廣男さん、水枝谷孝志さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名しました澤律雄さん、狩長泰博さん、富岡廣男さん、水枝谷孝志さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名いたします。補充員は順位をつけて指名いたします。補充員には、第1順位、神宮司寛さん、第2順位、柳田敏美さん、第3位、岩元祐昭さん、第4位、堀内光秋さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、神宮司寛さん、第2順位、柳田敏美さん、第3順位、岩元祐昭さん、第4順位、堀内光秋さん、以上の方が補充員に当選されました。

日程第23 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山田義盛）

次に、日程第23、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（山田義盛）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久長登良男議員及び徳峰一成議員を指名いたします。

候補者名簿を配付します。

(候補者名簿配付)

○議長（山田義盛）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（山田義盛）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（山田義盛）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、17番、18番、最後19番、投票をお願いいたします。

(投票)

○議長（山田義盛）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。久長議員及び徳峰議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（山田義盛）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票1票です。

有効投票のうち、山田義盛議員14票、井上勝博議員2票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（山田義盛）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月3日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 1時56分

令和7年第3回曾於市議會定例会

令和7年9月3日

(第2日目)

令和7年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月3日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

- 通告第1 徳峰 一成 議員
- 通告第2 山中 雅人 議員
- 通告第3 渡辺 利治 議員
- 通告第4 久長登良男 議員

第2 発議第2号 岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議案について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 山中 雅人 | 2番 出水 優樹 | 3番 瀬戸口 恵理 |
| 4番 矢上 弘幸 | 6番 重久 昌樹 | 7番 鈴木 栄一 |
| 8番 （欠員） | 9番 岩水 豊 | 10番 湊合 昌昭 |
| 11番 今鶴 治信 | 12番 九日 克典 | 13番 土屋 健一 |
| 14番 原田 賢一郎 | 15番 渡辺 利治 | 16番 （欠員） |
| 17番 久長 登良男 | 18番 徳峰 一成 | 19番 山田 義盛 |
| 20番 （欠員） | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 5番 片田 洋志

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 竹田 正博 教育長 中村 涼一
総務課長 上村 亮 教育総務課長 鶴田 洋一

大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財 政 課 長	池 上 武 志	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
税 務 課 長	中 西 昭 人	畜 産 課 長	和 田 忠 義
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
保 健 課 長	谷 川 和 穂	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	水 道 課 長	吉 田 宏 明
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	会計管理者・会計課長	吉 元 健 治
土 木 課 長	吉 元 幸 喜	農業委員会事務局長	中 野 満
大隅支所産業振興課長	新 納 徳 美		
財部支所産業振興課長	中 崎 健 一		

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（山田義盛）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○18番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、大きく3項目にわたり質問いたします。

竹田市長にとっては最初の一般質問での答弁となりますが、率直で誠実な答弁を求めます。

初めに、竹田市長の政治姿勢と立ち位置について。

①、一般に何事を行うにも出だし、最初の出発点が大事なことではないかと言えます。全国の地方自治体が様々な分野で各施策や財政上、政府の政策の影響や制約を受けており、竹田市政が市民の暮らしや健康を守る立場でかじ取りを行うには、しっかりと市民の目線を貫くことが大事ではないかと言えます。このことでの市長の所見をお聞きいたします。2回目以降の質問で、具体例も挙げながら質問をいたします。

次に②、副市長は、2人、それとも1人登用を考えておられるか、所見をお聞きいたします。その理由についても併せて答えてください。

今後、曾於市の人口は、このままでは3万人を切ることになるでしょう。さらに、2万5,000人になるかもしれません。そうした中で副市長は2人必要かといった市民の意見があります。市長の見解をお聞きいたします。

次に③、所信表明では1番目に健全財政を掲げ、財源確保の最優先課題としてふるさと納税30億円を目標にしております。大事なことではないかと言えます。30億円を達成するための方針と計画をお聞きいたします。

次に、2点目、五位塚市政の今後の継続について、あるいは非継続について、10項目質問いたします。

五位塚市政は、3期12年、市政を担当しました。このため多くの施策の中には、

市単独の施策、あるいは国の施策に市の予算を上乗せした施策が少なからずあるため、質問いたします。

質問の①、農村地域の活性化対策として、池田市政以来行っている地域振興住宅の建設があります。あるいは、国民健康保険税を軽くするため、池田市政以来取り組まれている毎年2億円規模の一般会計からの国民健康保険会計への財源の繰入れがあります。竹田市政は、この二つは継続されるか。

質問の②、医療費の無料化は、池田市政で中学3年生まで実施、五位塚市政で高校3年生年齢時までされております。さらに、五位塚市政の下で、現在、国県の補助に上乗せして学校給食の完全無料化、保育料の無料化が行われ、さらに五位塚市政の下で敬老祝金の全員支給を実施しております。これらを継続されるか。

③、今年6月議会の私の一般質問の中の補聴器購入補助の現行の上限2万円は、実際の補聴器が平均で15万円——これは当局答弁であります——平均で15万円から見てあまりにも少なく、今後引上げを行う方向で対応したいとの市長答弁がありました。この点、答弁を踏まえて令和8年度から竹田市政で実施される方向で受け止めてよいか所見を伺いたい。

あわせて、物価対策では、園芸農家への肥料代の補助は、今年の秋に支援ができないか検討したいとの五位塚前市長の答弁がありました。市長は前市長の答弁を継承されるかお伺いいたします。

質問の④、前市長は、老朽化した末吉のメセナ温泉は宿泊施設の改築を含めて取り組む方針でありました。市長はこの方針を継続されるか。

このことに関連して、前市長は私の質問に、民間の活用を考えていきたいとの答弁がありました。このことについても市長の見解をお聞きいたします。

質問の⑤、前市長は、老朽化した財部温泉の改築は、用地を除く温泉施設を民間に無償で譲渡して、建設と運営を民間に任せる方針でありました。このことでの竹田市長の今後の基本的な考え方、対応をお聞きいたします。

質問の⑥、前市長は、民間の参入を前提に、公民連携で市営住宅の建替えを含め取り組みたい、場所は市営向江団地の近くを考えたいとの答弁があり、まちづくり推進課がこのことで進めつつあります。この事業についての市長の見解を伺います。

質問の⑦、宅地分譲は池田市政以来取り組まれております。大事なはそのスピードと力の入れようかと思えます。市長の今後の方針をお聞きいたします。

質問の⑧、特に大隅・財部町に多い集落水道への対応や取組について、市長の所見をお聞きいたします。

⑨、末吉小学校の改築は、総事業費が42億円規模であり、既に事業が始まっており、本体工事の入札はこの9月に実施される計画ではないでしょうか。大変大事な

事業であります。市長は、前市長の取組を継承されるか伺いたい。

次に、質問の⑩、郷土史の改訂作業について。

この取組は教育委員会が力を入れており、私もその重要性について今年6月の一般質問で取り上げ、前市長は議会答弁で、この事業を成功させるには令和8年度から専任の職員を配置したいとの考え方でありました。市長はこの方針を継承されるか伺います。

以上の10項目であります。

最後に、8月8日の大雨災害の対策と教訓について質問いたします。

質問の①、多くの建物に浸水がありましたが、その原因と今後の対策をお聞きいたします。

質問の②、浸水地域への職員の急派、いわゆる出動を含む市の体制と対応について、時間系列で報告してください。

③、災害見舞金1万円から3万円はどう見ても少なく、引き上げるべきではないでしょうか。これは規則で対応できます。所見をお聞かせください。

これで私の1回目の質問を終わります。

○市長（竹田正博）

おはようございます。それでは、徳峰一成議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、質問の1項目め、私の政治姿勢と立ち位置についてということで、①市民の暮らしを守るための立ち位置について、お答えをいたします。

地方行政においては、財源の多くを国・県に依存している現状です。各種交付金や補助事業あるいは広域的なインフラ事業への取組など、国・県との連携は不可欠であり、しっかりと歩調を合わせていくことが大事であると考えております。

1の②、副市長の登用について、お答えをいたします。

副市長の登用については、お二人を考えております。

1の③、ふるさと納税30億円の目標のための方針と計画について、お答えいたします。

本市は、肉用牛、豚や芋類、白菜などの農畜産物の生産や、焼酎やユズ製品などの加工品の製造が盛んな町であります。

自信を持ってお届けできるたくさんの特産品を、これまで以上に全国にPRしていかなければと考えております。

あらゆる角度から検証を行い、返礼品取扱事業者の皆様と、これまで以上に情報交換を図るとともに、専門業者の力を活用しながら、返礼品の見直しや、新たな魅力的な返礼品の開発、効果的な広告などを積極的に進め、任期期間中に目標を達成

したいと思っております。

大きな項目の2番目、五位塚市政の継続、あるいは非継続についての①地域振興住宅の建設と、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰入は継続されるかについて、お答えをいたします。

地域振興住宅建設事業については、自治会維持活性化及び地域経済、児童増などの活性化に寄与してきたものでありますが、今後の申込み状況に応じて、段階的に縮減していきたいと考えております。

また、これまで国民健康保険特別会計への一般会計からの繰入を行ってまいりましたが、鹿児島県国民健康保険運営方針において、決算補填目的の法定外繰入は計画的・段階的に解消することとされております。

本市においては、法定外繰入を直ちに解消することは、市民生活への負担増となることから、段階的に保険税の見直しをしていくことが必要と考えております。

2の②、医療費、学校給食、保育料の無料化、敬老祝金の全員支給は継続されるのかについて、お答えいたします。

高校3年年齢時までの医療費の無料化、学校給食の完全無料化、保育料の無料化、敬老祝金の全員支給については、市民の皆様に喜ばれている事業でありますので、今後も継続していく考えであります。

2の③、高齢者に対する補聴器購入補助、園芸農家への支援について、お答えいたします。

現在、補聴器購入補助につきましては、対象経費の2分の1以内、2万円を上限に補助しておりますが、補聴器の購入金額が高額になってきていることは承知しております。

この事業は、高齢者の認知機能の低下を予防し、積極的な社会参加や地域交流を支援する大事な事業でありますので、今後、状況を把握し、補助金額を見直しできるか、検討してまいりたいと思います。

次に、園芸農家への支援につきましては、国、県の支援策を見ながら、状況を見極めて検討してまいります。

次に、2の④、メセナ温泉の宿泊施設の改築、民間の活用について、お答えいたします。

メセナ住吉交流センターは、平成8年に開業して以来、29年が経過しました。

浴室等の老朽化が進んでおり、改修の必要性を把握しています。

今後は、施設全体として、大規模修繕等が見込まれるので、優先順位等を考慮して、計画的に取り組んでいきたいと考えております。

2の⑤、財部温泉健康センターの無償譲渡による改築について、お答えいたしま

す。

財部温泉健康センターにつきましては、指定管理者と協議した上で、まずは、入浴料の見直しや、営業時間の検討など赤字解消に向けての取組を行っていきます。

加えて、施設の設置目的確認や利用状況などの把握から、市民生活にとって必要な施設の在り方を考えていきます。

このようなことから、現在、民間への無償譲渡は考えておりません。

2の⑥、公民連携で市営住宅の建替えを含む取組における市長の見解について、お答えいたします。

公民連携推進事業におきましては、現在、市営住宅建替・エリア開発事業をリードプロジェクトとして進めております。

この事業においては、民間事業者にアイデアやノウハウを生かした効果的な提案を求める段階にあるため、この事業を継続的に推進していきたいと考えております。

2の⑦、今後の宅地分譲について、お答えいたします。

これまで実施してきました宅地分譲事業については、人口減少の歯止めに一定の効果があつたと考えております。

これらを踏まえ、今後も宅地分譲事業を推進していきたいと考えています。

2の⑧、集落水道についての市の対応、あるいは取組について、所見を聞きたいについて、お答えいたします。

人口減少・施設の老朽化等により施設の維持管理が困難になっている小規模水道組合から、施設整備費補助金の補助率の増や市の水道事業への編入を望む声が聞かれます。

現在、できるだけ地元の意向に沿えるよう整備計画や財源の確保について検討を継続しているところです。

2の⑨、末吉小学校の改築は、前市長の取組を継承されるかについて、お答えいたします。

本事業は継続して進めてまいります。

現在、校舎本体工事等の仮契約をしている段階であり、本議会の追加議案にて工事請負契約の締結を提案させていただく予定であります。

2の⑩、郷土史改訂について、令和8年度から専任の職員を配置する方針であるかについて、お答えいたします。

令和12年に曾於市史を刊行する計画であることは教育委員会から説明を受けております。

私としても、郷土の歴史や文化、先人たちの知恵を次の世代に伝えていく重要な市史づくりであると認識しております。

今後、本格的に市史編さん事業を進める中で、事務局に専任者を置くなど体制強化が必要であると考えております。

次に、3、8月8日の大雨災害の対策と教訓についての①、浸水の原因と今後の対策について、お答えいたします。

今回の浸水の原因といたしましては、現地を確認しましたところ、泥の堆積が多く見られたことから、異常な豪雨により河川が増水し、排水路から逆流したことが原因と考えられます。

今後の対策としましては、河川管理者である県と協議を重ね、適切な対応策を検討してまいりたいと考えております。

3の②、浸水地域への職員の急派を含む対応について、お答えいたします。

今回の大雨については、7日の22時17分に気象台から大雨警報が発表されたため情報連絡体制を取り、22時21分には土砂災害警戒情報が発表されたため、災害警戒本部を立ち上げ、緊急の避難所開設の準備に取り掛かったところです。

その後、FMラジオにて注意喚起を行い、8日の零時から、市内3か所に避難所を開設したところです。

8日午前1時7分には、曾於市において一時、線状降水帯が発生しました。

浸水被害の報告が一番多かった大隅地区では、早朝6時前に職員が浸水地域の周辺を見て回り、被害状況の確認を行い、8日の午前7時30分に災害対策本部に体制を引き上げ、市内全域の災害調査を実施したところです。

3の③、災害見舞金の金額の引上げについて、お答えいたします。

今回の災害では、浸水被害のあった方々に対して、住家又は店舗の床上浸水に3万円、住家の床下浸水に1万円の見舞金を支給いたしております。

金額については、見舞金という性格上、近隣市町村の状況なども参考にしながら、妥当であるのか、今後、判断していきたいと思っております。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○18番（徳峰一成議員）

もうちょっと踏み込んだ答弁があるのかなと期待しておりましたけども、2回目以降の質問で深めてまいります。

まず、竹田市政の立ち位置についてでございます。

副市長が2人を今後継続したいということですが、その理由についてお聞かせください。

人口が減少することは今後もほぼ残念ながら確実ではありますが、竹田市長が今後、4年、8年、12年するかどうか分かりませんが、一旦お二人にした場合は、人口が減る中でお一人に減らすということはなかなか難しいと思うんですね。で、

その点も総合的に長期的に考えながらの私の質問でありましたけども、再度、市長、答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

副市長につきましては、お二人を提案させていただきたいという答弁をさせていただきました。

と申しますのが、現在の人口が3万1,700人ほどでございます。そして、この市の課の体制も多岐にわたっております。そういったところから、やはり総務担当、それから事業担当、そういった形での副市長の体制を取りたいというふうに思っております。

おっしゃるとおり、人口減少した場合の長期的な考え方につきましては、私はやはり、もし人口が2万5,000人を下るような場合については、早めの段階で副市長の人事というのは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

私は、何が何でも1人にすべきという単純な考え方じゃないんですよ。ただいまの市長の答弁を了解いたします。私も基本的な考え方の一つだと思います。

次に、質問の第2点目であります。

率直な質問が二、三続きますが、一つは、今回の選挙で竹田市長は無所属で出られました。で、五位塚市長の場合は、1期目は無所属だったけども、共産党の所属がありました。で、途中1期目に市民の会から、もう共産党を離党してくれと要請がありまして、1期目の途中でもう共産党から離党いたしました。で、2回、3回、4回は、完全な無所属であります。

で、そこでお聞きしますが、竹田市長の場合は、完全無所属なのか、あるいは率直に言って、自民党の籍がありながらの無所属であるのか、いずれか確認させてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私は、政党には一切属していませんので、無所属という形になります。

○18番（徳峰一成議員）

自民党の所属はないということであります。

これも一般論として、何が何でも無所属でなければいけないという単純な考え方じゃないんですよ。それはもう個人の問題でありますから。

ただ、竹田市長も長年、行政に携わってきて、農業分野も——米問題に代表され

るように——そうであります、特に今後、福祉、教育あるいは保健関係で予算編成を行う中で、あるいは今後取組を行う中で、今の政府のやり方ではどうしても問題が残る課題がある。もっと言って、制約があるということを今後幾つも経験すると思うんですよ。もうここは時間がないので本日は省きますけども、幾つもあります。で、そうしたときに、どういった立ち位置——あえてだから立ち位置と言ったんですよ——立ち位置で取り組むかというのが大事であります。

もちろん、県と国と連携を取るというのは第一義的に大事であります、一方、やはりどうしても矛盾点がある場合、砕いた言葉で言いますと、県や国に対して市民の立場ではっきり物を言うというか、自主的で自治的なやはり基本姿勢が、立ち位置が大事じゃないか。このことを本日の一般質問でも、一番、私は強調したい点なんですよ。そういった強い意志でかじ取りは行うべきじゃないか。議会や市民に、目に見える、感じられる。そういったことを求めたいんですが、市長の率直な考え方をお聞かせください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられた福祉あるいは保健の関係、そういった部分も、今後、感じられるということですが、先般、県内の19市の市長会がございました。その中でも様々な議題について提案がされ、そして、その部分につきましては、やはり県、国、そこに要望するべきだという部分も出ておりますし、また、4市5町の大隅総合開発期成会、そういった中でもそういった問題は提起されてきておりますので、しっかりとそこの組織の部分で県、国に要望をしていく、そういった形を取っていききたいというふうに考えております。

○18番（徳峰一成議員）

了解いたしました。ただ、非常に微妙な問題が今後幾つか出てきますので、そのときに、はっきり市民の立場で物を言ったり、かじ取りを行っていくことを考えていきたいものであります。今後、具体的に質問等をさせていただきます。

次に、五位塚市長は、この12年前から市長の退職金は受け取っておりません。3回であります。で、総務課長、7月の、この場合は給与も一応未支給になりますよね。ですから、私の概算では、3回分で五千数百万円からになるようであります。5,000万円を超えます。

で、私は、池田市政のときに、4年ごと支給の退職金は市民の多くの理解は得られないからやめるべきではないかという一般質問を4回前後、池田市長に申し上げた経緯があります。

そこで質問であります、竹田市長は、4年ごと支給の退職金は今後受け取る考

えであるのか、お聞かせください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私は選挙戦におきまして、退職金の関係につきましては、公約には掲げておりませんでした。

ただ、前例はございます。ですので、現在の段階で受け取る、受け取らない、その判断は、私も考えてもおりませんし。ただ、そういった前例があるということだけは考えております。

しかしながら、退職金を受け取らないことが市の財政へその分だけ還元されるかということを考えますと、それはない。

ただ、議員がおっしゃる市民の感情ということでございますので、そこは十分に今後4年間考えていきたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

まだ時間がありますので、一つの懸命な判断をしていただきたく思います。たしか間違いがなければ、志布志の市長も受け取っていないと思います。総務課長、そうですね。答弁はよろしいです。私が間違っていたら撤回いたします。いずれにしても、政治姿勢として今後、今日の答弁はよろしいですので、考えていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税の30億円が大きな目玉であります。

私も竹田市長のこの間の政策ビラも可能な限り全部目を通してありますが、30億円が目玉であります。任期中4年間に達成したいということですが、そのためには、市長、やはり何事もそうでありますけれども、毎年の目標値を持った計画を議会に示すべきじゃないでしょうか。これはもう、あらゆる事業について目標値を持って計画を進めるというのは、物事を前進させる上でも、あるいは議会での論議を深め発展させる上でも一般的に大事なことだと思うんです。ですから、30億円を達成するという強い決意でありますので、それを年度ごとにどこまで持っていくか。本日は難しいでしょうけども、これを12月議会までには示すべきじゃないか。なぜかという、11月から予算編成に入りますので。12月議会までには目標値を定めるべきじゃないでしょうか。所見をお聞かせください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、就任いたしまして、早速、商工観光課と打合せをさせていただきました。今年度のふるさと納税の今の現状、そして今後こういったものを必要としていくかということ、今、検討しております。

また、最大の事業者であるナンチクさんとも協議もさせていただきました。

そういった形を取りながら、今後、12月までには目標値を定めていきたいというふうに思っております。

(「年度ごとのですね」と言う者あり)

○市長（竹田正博）

はい。

○18番（徳峰一成議員）

年度ごとの目標値を12月議会ということですね。必ずしもこう目標どおりにいかないことはありますので、私はそれには全くこだわりません。お互い人間のやることであるし、努力の経過を見られたら目標値を変更することはありますので。その点で、私も大きな立場でこの問題も考えていきたいと思っております。

次に、五位塚市政の継続、非継続についてであります。

地域振興住宅については、現在、この数年来希望者が少なく、御承知のように、なっております。

ただ、一般論として言いますと、池田市政の当初から、私も再三、一般質問で取り上げたんですが、これは、強く進んで、一番進めたのは池田市政なんですよ。1年間に20戸以上建設した年もあるんですよ。ですから、この事業がどれだけ、今、農村地域の人口増、活性化に役立っているか。いきなりの質問でありますので答弁ができなかったらよろしいですが、まちづくり課長、地域振興住宅に住んでいる大人あるいは子供の、特に子供の総数が分かっていたらお答え願いたいと考えております。分かっていなかったらよろしいです。いきなりの質問であります。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

地域振興住宅につきましては、平成20年度からこの事業を開始したところでございます。現在、令和6年度末までに完成しました住宅棟数が150棟でございます。このうち4棟が既に譲渡済みでございます。本年3月末現在でのこの地域振興住宅に入居されている方は、約600人でございます。

以上です。

(「子供は何人いるのか」と言う者あり)

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

このうちの高校生が37名、中学生が56名、小学生が133名、未就学児が82名でございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

地域振興住宅は、御承知のように農村地域の小学校区の、基本的には住宅でありますよね。で、この中で実に620名が住んでおられて、子どもの数が300名前後おりますよ。これはもう大変な数ですよ。600名を農村地域に人口増させる、あるいは子どもを300名前後もやるということは、もし地域振興住宅がなかったら、あと幾つかの小学校は閉校になっているんじゃないでしょうか。それほど客観的には大きな役割を果たし続けているんです。

ですから、利用者が少ないから減少傾向という、一つの側面では理解できますけれども、じゃあそれに代わる人口増対策を考えていかなければ、対策を。そうでないとますます今後、加速度的に農村地域の人口は若者を中心として減るのじゃないでしょうか。その点で、やはり単純化して考えるべきじゃないと考えております。

一言、市長の、これからでありますので、考えを聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、地域振興住宅、これまでの役割、大変大きいものだろうと思っております。

今後、私が縮小していきたいという考え方の中には、やはり宅地造成事業、そういったものも含まれますし、また、回ってみますと空き家もかなりたくさんございます。そういった空き家バンクの活用、そういったものも活用していただきたいということ。

その理由といたしましては、昨今の新築住宅の建築費というのがかなり上がってきている状況でもございますので、農村地域にそういった空き家バンクの登録をしていただいて、それをスピーディーに皆さん方に供給できるような体制、そういった形を取っていく中での地域振興住宅の縮減という考え方でございます。

○18番（徳峰一成議員）

繰り返しますが、総合的な観点から分析しながら、その中の位置付けとして地域振興住宅も位置付けて対応していきたいと考えております。もう答弁はよろしいです。

次に、国民健康保険の一般会計からの繰入れです。

これも、この答弁では若干、私は、分析が弱いんじゃないかという率直な印象を受けております。

この国民健康保険の一般会計の繰入れというのは、長年の歴史があります。

今でも、市長、ペナルティーがあるんですよ。担当課長、そうですよね。県連合へのペナルティーがあります。あるんですよ。

しかし、曾於市を含めて、特に曾於市は、池田市政以来、これは重視しているん

ですよ。これは後で勉強したらいいと思うんですが、池田市政のときも年によっては2億数千万円も繰入れしたことがあるんですよ。それを継いだのが五位塚市政なんです。今もペナルティーはあるんですよ。

で、本年度の、令和7年度でも1世帯約2万円このことで保険税が安くなっているんですよ。2万円ですよ。ですから、これも単純化してこのことを考えるべきじゃないと思っております。その点で、やはり基本的には、これまでのこの池田市政、五位塚市政のいい点はやはり継続していくという点が国保税対策上も大事じゃないかと思っております。再度、答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この国民健康保険税につきましては、この県の国民健康保険運営方針というのがございます。その中で縮減していくべきという答申がされているわけでございまして、現在、令和6年度1億9,000万円、令和7年度の当初予算については、1億8,000万円という計上をされている状況でございます。

ただ、これを私も一挙に解消するという考えは持っておりません。今後、こういった形で県の指針に合わせていくか、そういったところをしっかりと協議をしてみたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

国保問題は非常に複雑でありまして、単純に県連合への統一は、まず難しい。断言してもいいです。断言しても。もう今日は本題でありませぬので、さらに担当課長ともっと市長に勉強を重ねていただきたいと思いますと思っております。

次に、補聴器の問題です。

補聴器の問題は、答弁が弱かったと思っております。

補聴器は、御承知のように、今、高いほうでは20万円から30万円するんですよ。で、曾於市の場合は、上限が2万円であります。ですから、担当課長、答弁よろしいんですが、もうほんの僅かの――課長はどなたですかね。僅かな予算ですよ。それも利用者が少なくて、令和6年度も年度末で減らしているんですよ。ですから、やはり昔から地方自治体の補助というのは、一般に全て3分の1補助が大体この相場というか、一般的ですよ。その点から見て、15万円平均。ですから、本当に少ないんです。ですから、6月議会の五位塚答弁でも、あれは7年度からやる方向で考えたいという、当然のことながら前向きの答弁だったんです。市長の答弁をお聞かせ願いたいと考えております。

ちなみに、全国的には、もうかなりこれ進んでおります。今、全国で補聴器の補助を行っているところが400、約70町村であります。例えば、対象年齢も曾於市

の場合は高齢者でありますけども、年齢制限のないところも幾つも出ております。あるいは、この補聴器の限度額が10万円を超えておる。補助が10万円ですよ。いうところもあるんですよ。全国的にはですね。

ですから、2万円を、だから7年度からもっと引き上げるという前向きな答弁はできるのでしょうか。なぜかという、11月から予算編成に入りますよ。そういった点で、これはちょっと前向きな答弁はいただけのでしょうか。

○市長（竹田正博）

補聴器の件につきましては、担当課長と打合せをさせていただきました。

確かに、平均で15万円、高いのになると40万円以上するのもあるというふうに出ております。実際、近隣の市町村よりも曾於市のほうは若干低めであるということも報告を受けているところでございますので、これにつきましては、当初予算の編成までに引き上げることができるかどうか、そういったことも含めながら前向きに検討を重ねていきたいと思っております。

○18番（徳峰一成議員）

大きな予算額じゃないですので、その方向で実施してください。

次に、園芸農家への肥料の補助については、ちょっと前向きな答弁ではなかったんですが、これはもう専門家である竹田市長ですね。以前、二、三年前に畜産農家、園芸農家に対しての、園芸農家の肥料代の補助があったですよ。で、今回も物価高の中で、畜産農家には国の政策として一定の補助が7年度は継続されており、また今回の補正予算でも、酪農家にも市単独の補助があります。ですから、園芸農家だけが言わば取り残されていると。

園芸農家の置かれた状況というのは、もう竹田市長が一番熟知しておりますけれども、その点で、いつからということは申し上げませんけども、いきなり、まだ市長になられたばかりでありますので、やはり前向きな検討が必要じゃないかと言えます。この点で答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この園芸農家への肥料代の助成というのは、今年の秋に向けてという答弁がなされているようでございました。そういった形で打合せをしたところ、有機センターの堆肥をというようなことの中身であったようでございます。

しかしながら、今、有機センターの工事がまだ継続中であり、生産できる状況にないというようなことで、この秋の助成というのはなくなったという考えでございますが、今後、やはり園芸農家にとって一番、今、必要な部分は何なのか、そういったことの検証を含めながら、助成に対しては取り組んでまいりたいというふうに

思っております。

○18番（徳峰一成議員）

この秋は難しいとして、新年度予算では何らかの対応策を取るべきじゃないかということを提案と質問をいたします。

内容とやり方は、もう竹田市長のほうが専門家でありますので、一応お任せしたいと思うんですが、新年度で何らかの対応措置は取るべきじゃないでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

新年度におきまして、園芸農家への支援というのは、今、農政課長とも打合せをさせていただいております。

やはり、今後は、後継者の方々は大規模化という形になってまいりますし、省力化ということも含めて考えていかなければなりませんので、そういった部分についての助成措置はできないかということで、今、検討を始めているところでございます。

○18番（徳峰一成議員）

新年度予算を一応期待したいと思います。

次に、メセナ温泉の老朽化対策です。

老朽化しており、今後、施設の改修が必要ということは答弁にありました。

五位塚前市長は、これを、一般論的な答弁であったんですが、民間に任せる方向を検討したいということを、再三、私の答弁であります。

単純化して申し上げますけれども、メセナ温泉について、民間に任せる形でやるのか、それとも財部と同じように市直営でやるのか、まず、その点からが判断が大事であります。どちらでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

基本的には、メセナ住吉交流センター、これは民間への活用ということは、今は考えておりません。

○18番（徳峰一成議員）

それを踏まえて質問いたします。

いずれにしても、これは、もっと今後検討していただきたいんですが、大きな財源と予算を伴います。それはもうどうしてもしなければなりません。

で、もう一つ、宿泊施設です。宿泊施設について、五位塚市長は、これは行うということを、もう公約にでもそうありますが、私の質問でも答えております。末吉町には、あるいは財部を含めて、宿泊施設がありません。ですから、これは、ど

うしてもメセナ温泉、宿泊施設の改築は、これは必要不可欠じゃないかと思っております。その点で所見を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、宿泊施設については必要だと思っておりますが、メセナ住吉交流センターにつきましては、私も以前、担当課長でございましたので、やはり優先的には浴槽の改修というのがまず第一優先順位かなというふうに思っております。その浴槽の改修を行って、宿泊施設、こういった形に変えていくのか。今、和室の部屋になっておりますので、昨今の宿泊施設については、やはり洋室型という形になっておりますので、そういった形で検討していかなければならないんでしょうけれども、取りあえずは、まず浴槽のお湯漏れの改修、これを最初にしないといけないというふうに、今、考えているところです。

○18番（徳峰一成議員）

じゃあ2段階的に考えていきたいということで、宿泊は2番目の2段階というところで受け止めていいでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この浴槽のいわゆる修繕がどれぐらいの事業規模になるのか、そこをまず把握しないことには、予算の関係上、宿泊施設まで一緒にできるかどうか、そういったところまで及びませんので、まずはその補修に関わるいわゆる予算、そういったもの、そして財源、そこを検討しなければならないと考えているところです。

○18番（徳峰一成議員）

私は、もう来年からすべきだという単純な質問じゃないんですよ。今言われたように、財源問題もあるし起債問題もありますので。ですから大事なものは、繰り返しますが、やはり、この計画性を持って議会にも説明するということは大事じゃないでしょうか。で、総合振興計画にも入れるというか、という形で、それが入っていないんですよ。ですから、できたら来年の3月議会までには一定の具体的な方針と、特に計画は持たせるべきじゃあないかと思っております。これを踏まえて、議会では議論が必要じゃないでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、総合振興計画上もまだ載っていないということでございますので、第1番目は、やはり私は、浴槽の改修という形で取り組まさせていただきたいと思っております。

宿泊施設については、今現在、使えない状況ではございませんので、宿泊施設については、その後に検討させていただくという形でお示しをさせていただきたいと思っております。

（「来年の３月頃までに、第２段階として議会に、計画の中で提案できると受け止めてよいか」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

財源の状況を見ながら、次年度以降その工事に入れるかどうかは微妙でございますけれども、計画としてはしっかりと上げていきたいと思っております。

○１８番（徳峰一成議員）

くどいようですが、計画にはぜひ入れていただきたいと思います。計画どおりにいかないということもありますので、その場合は、私も大きな立場で考えていきたいと思っております。とにかく計画に入れるというのが大事だと思うんですね、財源もいろいろ研究しながら。その点で来年の３月、第一段階としての応急的な措置については対応していただいたと考えております。

それから、財部温泉については、直営でやるということでありました。で、今後の事業もありますけれども、細かい点は後ほどの同僚議員の久長議員にお任せしますけれども、これも放置はできない状況であります。老朽化してですね。やっぱり一定のこの計画性を持つべきじゃないかと思っております。その点で答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、メセナ末吉の社長と打合せをさせていただきながら、この財部温泉施設の今後の経営改善に向けてということで議論をさせていただいているところでございます。

やはり、現在のいわゆる指定管理料3,100万円ほど入れているようでございますので、若干、今、その売上げのほうも上がってきている状況ではあると聞いております。ですので、この温泉センターの施設につきましては、やはり入浴料が、今、330円ということでございますので、県内のいろいろな温泉施設、あるいは近隣の施設、どこを見ても一番安い状態でございます。そこの入浴料をやはり少し引き上げさせていただければ、経営のほうも少しは楽になっていくという社長のお話でもございました。そこも検討を含めながら、協議を進めていきたいというふうに思っているところです。

（「来年の３月までにか」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

この計画については、メセナ末吉のほうと協議を重ねてまいりますので、なるべく早い段階で方針はお示したいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

なるだけ早い時期ということで、明示はなかったですけども、やっぱり一定の計画を議会——議会ということは市民にも提示しながら、料金問題を含めて、そしてそれをたたき台としてやはりやっていくというのが民主的な手法や手続だと思うんですよ。ですから、その点ともかくたたき台を出していただきたいということなんです。もう答弁よろしいです。

あと、この公民連携について、もう現在、市が進みつつありますけれども、担当課長に質問いたします。

現在の進捗状況について、特に、この民間の参入、これはたしか今月あたりがこの中心じゃなかったかと思うんですが、状況について聞かせてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

現在、公民連携推進事業につきましては、先ほど市長からもございましたとおり、市営住宅建替・エリア開発事業をリードプロジェクトとして進めているところでございます。

この内容につきましては、5月30日に議会全員協議会で御説明申し上げたとおり、この事業のまず実施方針を定め、これをまずは7月に公表という形で周知をしたところでございます。で、この周知をした後に、この公民連携に携わっていただけると見込みのある事業者の方にお集まりいただいて、7月23日にこの説明会を開催したところでございます。この説明会では、まず、この実施方針の説明をしまして、今後のスケジュール案を提示いたしました。

で、今後の進め方につきましては、この公民連携の事業についてのまず提案をしていただくと。事業者から提案していただくというところが、まず一番な、大事なところでございます。この募集要項という形で公表するところをまず10月で考えております。で、この募集要項を公表した後、各事業者の皆様から、この提案に向けての準備をしていただくということになりますが、この提案の受付については、今のところ11月をめどに考えておりまして、この後12月ぐらいにこの提案の審査を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

課長に質問いたします。

市が考えている方向で最終的には民間の参入が期待できる、あり得ると考えてよ

ろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

先ほど申し上げました実施方針の説明会、7月23日に行いましたが、このときに21の事業者の方に御参加いただきました。この21事業者を中心としまして、今後、この募集要項等を公表したというところで、まずは周知を図っていきたいと考えております。

で、この後、先ほど申し上げたとおり、10月になりましてこの募集要項の公表を行うわけですが、この公表を行った後の受付の期間の間でも、この事業者の方からいろいろ対話、ヒアリング等を行いながら、まずは募集1件でも上がるような形でここに注力したいと考えております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

再度質問いたしますが、民間が最終的には参入するであろうという、そのめどと
いうか、可能性はあるんですか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

この公民連携事業につきましては、民間の方の参入がなければこの事業が進まない
というところがございます。1者以上の提案があるように最大限の努力をしてい
きたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

結論として申し上げて、市長、私は、公民連携全てが悪いという単純化した考え
方じゃないんです。ただ、公営住宅の市営住宅を民間に一応造ってもらって、20年
たったらもう民間のものになるという、そうしたありようが、特に市営住宅という
のは、一般的には生活困窮者、あるいは住宅に困る人たちの低所得者層が対象とな
っております。もう法律上もですね。それを民間参入という形でやったほうがいい
んかどうかですね。

市長もこれからでありますので、もっと勉強と議論を深めていただきたいものだ
と考えております。市営住宅については。その点で、私も、五位塚市政の下でも率
直に、批判的な質問をこれまで行ってまいりました。この公民連携の、特に市営住
宅についてでありますけども。で、この点、総合的に、そもそも論、市営住宅のそ
もそも論を考えていただきたいと考えております。これは、また項を設けて別な形
で一般質問で取り上げます。失礼な言い方ですけども、もっと大きな観点からこの
市営住宅問題、公民連携を含めて、市営住宅のありようについては考えていただき

たい点であります。先ほどの地域振興住宅も600人が住んでおります。これらを含めて、我が曾於市の今後の住んでみたくなる、高齢者も安心して住めるような曾於市を築くためには、この市営住宅を含めて公営住宅のありようについては高い観点からやはり考えていくのが、特に、トップの市長は大事な点じゃないかと、おこがましい言い方ではありますけれども、考えておりますので、市長の基本的な考え方を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この公民連携事業の市営住宅の建替えの関係につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたが、私も打合せを重ねる中で、やはりその受けていただく事業者が長年にわたってのリスクを負うという部分もございます。そういったリスクを負える体力のある事業者であるのかどうか、そういったところも大事になってまいりますし、市のほうも、20年という長きにわたって負担をしていく部分もございます。そういったところをしっかりと検証しなければならないというふうに思っております。今、委託事業、アドバイザー事業のほうで、昨年から今年度、予算化されて進んでいる段階でございます。ですので、私としては、結論を急ぐ考えはございません。やはり、しっかりと、もし受けていただく事業者がいらっしゃったときに、そのメリット、デメリットをしっかりと検証して進めていかなければならないというふうに思っているところです。

○18番（徳峰一成議員）

私が申し上げたいのは、今、市長が言われた観点が一つだし、もう一つは、やはり、現在の曾於市民の、高齢者を含めた、置かれている状況も考えながら、特に、今後の住宅需要はどうか、その辺りは大局的な観点から考えて、そして、市営住宅も位置付けていただきたいと思いますと思うんですよ。私も、かなりこの市民の中に足を運んでおります。農村地域を含めて、大隅・財部町を含めてです。高齢者の、もっと町に住みたいって——病院が近くにないないということですね——潜在的な高齢者はいっぱいおられます。しかし、年金が少ないということで、それがままならないという方——統計上は出ていないですけど、いっぱいいるんですよ、これは南之郷を含めて。ですから、その点も大事な観点としてですね、考えていただきたいという観点からの問題提起であります。答弁はよろしいです。次に……。

○議長（山田義盛）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○18番（徳峰一成議員）

同僚議員に感想を聞いたら、ちょっと私、迫力が今日はないって言われました。

（笑声）

○18番（徳峰一成議員）

1回目でありますので、今後厳しい質問になることもあるかもしれませんので、一応前向きな答弁をお願いしたいと思います。

次に、宅地分譲について。宅地分譲を推進していきたいと、これも一般論的な答弁なんですね。これでは弱い。私は、ですからあえてこの1回目の質問でスピードと力の入れようかと大事な点は考えておりました。あえてスピードと力の入れようということを申し上げたんですよ。

宅地分譲が必要で大事なことというのは、もう恐らく全議員が一致して共有の認識であります。その点で、やはりもっとスピード力を持ってやるべきじゃないかと思うんですね。その点で、やはり計画が必要じゃないかということをまた重ねて申し上げたいと思うんですよ。計画を持って、スピード力を持って取り組んでいただきたい。その点で答弁してください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も子どもたちが帰ってきたくなるまちへという形で掲げておりますので、やはりこの宅地分譲事業は非常に大事だと思っております。スピーディーに計画を持ってということでございます。

やはり宅地分譲事業を計画しますと、用地の選定、それから設計をして工事、やはり分譲という形になると3年計画になるのかなというふうに考えております。

そういった点では、私もしっかり候補地を選定し、その分譲に向けて進めてまいりたいと思っております。

特に、今の分譲地の中で財部地域はすぐ完売するという現状もございます。ただ、今大隅地域のほうでもまだ売れていない分譲地もございます。そういった部分も含めて考えていきながら、今後こういった手法で販売をしていくのか、そういったところも検討しなければならないと思いますので、新規にする宅地分譲については、早速候補地の選定に入りながら、当初予算に組み込めていけたらというふうに思っているところでございます。

（「それは計画に入れるということか」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

はい、計画に入れながら進めていきたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

やはり計画に2年後、3年後、4年後入れたら、我が大隅、財部、末吉を含めて市民の人たちも関心が高くなるし、一定の期待感が出ると思うんですね。その点で3か町にこの計画を持たせるというか、そういった目的姿勢が大事なことじゃないかということの質問であります。

次に、集落水道ですね、一定の答弁がありましたけども、1点だけ申し上げたい点は、市長、これも2分の1補助ですよ、以前は3分の1補助、私、一般質問でも取り上げました。

しかし、これだけでは非常に弱いと、御承知のように農村集落は2分の1補助だけでは高齢者中心であって、急の故障には対応できないと、何とかしてくれという声があるし、今後ますます増えると思うんです。

ですから、申し上げたいのは、補助の在り方を2分の1を含めて、二つ、三つ、あるいはそれ以上、状況に応じて補助を多面的に構成するような在り方が必要じゃないか。もちろん財源問題があります。そこは前提としながらも、そうした複合的な補助のありようを研究していくちゅうか。そういう形でやはり取り組むべきじゃないかということをご提案をいたします、どうでしょうか。

○市長（竹田正博）

集落水道の現状といたしましては、やはり大きな組合もあり、そして少人数での組合もあるということをご伺っております。特に大きな組合においては、貯水槽であったりとかそういったものの修繕、あるいはくみ上げるポンプの修繕になりますとかなりの額がかかってまいります。

そういった部分で、やはりその構成員の方々の1人当たりの負担というのはかなり大きくなってくだろうというふうに思っております。その負担割合をどのように変えることができるかどうかという検討はまだしておりませんので、今後、担当課と負担の割合について、詳細決定できるかどうか協議はしていきたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

その考え方を議会に示すということが大事だと思うんですね。まだその議論が、たたき台がないまま一般論的に今日も質問せざるを得ませんので、まず、たたき台を示していただきたい、この点でございます。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

その集落水道の組合の規模にもよりますので、今後こういった形ができるか、まずそこから協議を始めさせていただきたいと思いますので、その協議が整いましたらお考え方は示させていただきたいと思っております。

○18番（徳峰一成議員）

次に、小学校の改築は規定方針どおりに行っていくという、ある意味では当然のことではありますが、市長はこの新校舎の概要等を含めて、あるいは教育委員会のいわゆる学びの学校運営を含めて、一応意見交換はされたでしょうか、お聞きしているでしょうか。

特に、この教育委員会、この末吉小学校の改築も、九州でもまだ一、二例しか事例がありません。非常に先見的な取組であるし、42億円では済まないかもしれません。何とか成功させたいという気持ちであるし、文教厚生委員会のメンバーは、県外研修を含めて、また今回の校舎改築も詳しく担当課から聞いております。

その点で、まず市長自身が教育委員会の校舎改築を含めて、今の教育方針について理解を深めるということが大事じゃないでしょうか。市長の八つの公約あるいは所信表明の中でも、文化体育関係の継承というのはいうたっておりますが、教育関係の教育分野の所信表明が柱としてないんですね。その点で、まず、教育委員会の進めるやり方を校舎改築を含めて理解するというのが大事じゃないでしょうか、その点で考え方を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私もこの末吉小学校の改築につきましては、就任前ではございましたが、中村教育長ともいろいろな考え方を伺ったところでもございます。そして就任後に打合せをする中で、この末吉小学校の学びの教育の在り方、考え方は概要は聞いております。

今後、私もそこをしっかりともっと勉強しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

例えば、中村教育長が就任してから学びの学校運営、末吉小学校だけじゃなくて、いわゆる詰め込み教育、点数を上げることをのみを目的とするやり方でなくて、やはり不登校生を少なくする、あるいは学校が楽しくなる、あるいは社会に出てから特に子供たちが社会生活になじむような、そうした取組を行っているという理解いたしております。

御承知のように、学校教育課4名の現場の先生出身の方々が朝7時過ぎには出て

こられるんです、毎日。もう大変な努力をされているんですね。3年、5年で芽が出ることにはならないかもしれませんが、これは非常に大事な取組であって、その点で可能な限り予算的なバックアップを市としても進めるべきじゃないかと思っております。これは、小学校の校舎を含めて再度答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この改築事業の事業費については、また議会にもお示しされることだろうと思いますので、その方向で私も進めてまいりたいと思っております。

あと学びの学校の推進につきましては、やはり学校教育だけではなくて、家庭教育、地域の教育、そういったことも含めて考えていращやいます。そこをしっかりと総合的に勘案して、今御質問のありました予算措置も含めながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

教育長、そういったことでありますので、よろしくお願いします。

最後に、この郷土史の改訂ですね。6月議会でも私は取り上げました。機会があったら、市長も、精読する必要はないけども、ぱらぱらということでもいいですので、旧3か町の郷土史3,000ページありますので、大体どういった構成になっているかも読む機会があったら読んでいただきたいと思います。

一般的に言って、一つの改善点としては、大ざっぱな内容であります。これはどなたもが読んだ市民の方を含めて感想を持っております。

6月議会でも申し上げたんですが、これを本当に改訂するためには遅いんですよ。50年、70年前だったら、当時の明治の方々もまだ生存しておられましたので、聞き取りを含めて、特に近代史——近代的な明治以降の分については改訂ができたんですけども、今ではもう遅きに失したぐらいで、今回思い切った手を打たなければ、教育長も申し上げて、話しておりますけども、もう最後のチャンスだと私も考えております。

そのためには、腰を据えた発掘が必要でありまして、ですから、毎回、市の広報でも資料等があったら写真を含めてぜひ御連絡くださいと書いてあるでしょう。そうしたことで、そして、やっぱり現場に足を運ばなければ中途半端な改訂になると、非常に私も心配しております。

ですから、この点で、最低1人は令和8年度から専従者を置かなければ中途半端な形になりかねないかと、県内のほかの市町村を見た場合に非常に心配いたしております。

6月議会でも、その点で五位塚市長も前向きな答弁がありましたけども、新年度

から、8年度から1人はこれに関わる職員を配置する、これがもう必要最小限の措置だと思っております。市長の前向きな答弁をください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この郷土史、市史につきましては、6月議会の答弁というのも承っております。生涯学習課とも打合せをしております、令和8年度から職員を1名増して取り組みたいということも伺っておりますので、また定員の適正化計画もありますけれども、そこに職員を1名配置できるような形で取組をしたいというふうに思っているところです。

○18番（徳峰一成議員）

私も何とか、やっぱり50年後、100年後評価される立派な郷土史を作っていきたいという気持ちを強く持っておりますので、ただいまの市長答弁を一応前向きに受け止めたいと思っております。

次に、最後の質問、8月8日の大雨災害の対策と教訓について、浸水の原因については話がありました。川の逆流ですね。で、今後の対策は県と協議したいという当然の答弁でありましたけども、ここについては、実は池田市政の十二、三年前までは、やはり大雨が降ると一定の浸水があったんですよ。私も関わったんですけども、最終的には池田市政の最後の今から13年前後に、誤りがなければ約8,000万円お金かけて、かなり、曾於として8,000万円、改修を行いました。

その結果、この十二、三年は大雨が降るたびに私、現地にも足を運んでおりますけども、今回のような大きな被害はありませんでした。一定はあったんですが、今回のような大雨はなかったです。

その点を踏まえて質問いたします。事務局、写真よろしいでしょうか。

（徳峰議員、議場モニターに森田橋の写真を表示）

○18番（徳峰一成議員）

まず、写真から、これは8日の朝6時から7時頃に撮った写真で、その森田橋ですね。私、森田橋も雨が降ったらいつも行っているんですけども、今回はちょっと道路に入るような、しかも6時から7時だから、もう4時頃はもっとひどかったんじゃないかと思います。

じゃ、次、お願いします。

（徳峰議員、議場モニターに菱田川の大沢津原から大隅町の土成の田んぼの写真を表示）

○18番（徳峰一成議員）

これは、菱田川の大沢津原から大隅町の土成の田んぼですね、浸水いたしており

ます。ただ、二、三日後にはこれがもう水を引いております。

じゃ、次、お願いします。

(徳峰議員、議場モニターに岩南の浸水地域の写真を表示)

○18番(徳峰一成議員)

これが岩南の言わば浸水地域ですね。かねてはここは宅地、雑種地であります。左にこの常備消防の車が見えますが、あれが道路なんですね、手前はまだこの時間帯でももうつかっております。

次、お願いします。

(徳峰議員、議場モニターに前田橋の写真を表示)

○18番(徳峰一成議員)

これが岩南のいわゆる前田橋です。前田橋の橋から下流です。すごいこれは量でしょう。もう川幅は結構広いんですよ。ちなみに、橋の上流のほうはちょっともう民家にもうちちょっとで民家を押し潰すような水量でありました。はい、ありがとうございます。

こうした状況なんですね。私個人としては、曾於市内で大雨が降った場合はどこが危険かというのは、体験的にも財部だったら大川原の、あるいは中谷、堤にかけての溝ノ口川。あるいは大隅町だったら市柴あるいは月野川、月野川の場合は田んぼのあれになります。末吉は南之郷、そして何といてもこの岩南地区であります。

ということをお大雨が降ったら見に行くようなことを10年以上前からやっております。その中で、今回の対策についてであります、担当課長に質問いたします。

まず、市としては対策本部の立ち上げが必要であります。対策本部は何時に一応立ち上げて、そして何名体制で職員に集まっていたか、その点からお聞きいたします。

○総務課長(上村 亮)

それでは、お答えをいたします。

対策本部につきましては、8日午前7時30分に対策本部を立ち上げたところでございます。

こちらにつきましては、各課長、全課長を集めまして、その段階の現状等を報告しながら各課、今後の災害状況を把握するようということで、市長から指示をいただいたところでございます。

以上です。

(「職員は何名、最初の段階で」と言う者あり)

○総務課長(上村 亮)

災害対策本部につきましては、課長全てですので28名、そして市長、そして危機

管理室の職員全員で、あと総務課の職員が数名出席いたしましたので、全部で40名弱、三十五、六名だったと思いますが、対策本部で協議をしたところでございます。以上です。

○18番（徳峰一成議員）

さきの質問に返りますが、市長、原因と今後対策、対策については議会に、全協でも何でもいいんですが、やはり示すべきだと思います。その点で、いつということは求めませんけれども、今後の市の対策については、県との関係もあるでしょうから、あるいは市単独の事業もあると思いますので示していただきたいと思います。何月をめどに示すことができるでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この災害が起きまして8月の20日の日に、大隅地域振興局の建設土木部長ほか3名の方と市の関係課課長を含め、担当打合せをさせていただきました。

その中で、やはり河川管理者としては県のほうが河川管理ということになります。それぞれ県道の管理、市道の管理者、そして今度はその流末に関わる部分の関係者、そういった方々との協議も必要であろうというふうに思っております。

昨日も、県の地域振興局の担当と市の担当課打合せをしております。今後、月に1回のペースで対策を講じる方策、そういったものをお互いに検討していくということで協議をしております。

ですので、この対応策を総合的に全てこの対策を取りますということを報告できる時期というのは、まだ未定でございます。

ただ、私としては、やはり今後台風の襲来時期でもございますので、一刻も早くやはり県・市連携しながら、対策を早い段階で講じればというふうに思っております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

早い段階でということで、で、さっきの総務課長が対策本部を立ち上げて40名体制ということでありますが、1回目の答弁でありましたけども、この岩南地区の浸水したところには朝6時前に職員が最初に派遣されたんでしょうか、確認してください。

○大隅支所長兼地域振興課長（渡邊博之）

お答えいたします。

先ほど総務課長が対策本部の時間について説明を申し上げましたけれども、担当職員としては、大雨警報が出た時点で警戒体制に入ることによって基本方針にうた

っておりますので、まず、7日の22時17分に大雨警報が発令されたということで、直ちに地域振興課の係長が待機に向かいまして、避難所開設の報告がありまして、担当職員、私が零時過ぎには出勤しまして、その後警戒体制には入っております。

（「浸水の状況になったの、それは何時ですか」と言う者あり）

○大隅支所長兼地域振興課長（渡邊博之）

その間、雷の状況、大雨の状況は確認をしておりましたが、夜間のために緊急に備えてそのまま待機をしておりまして、明るくなった5時半過ぎ、5時40分ぐらいだと思いますけれども、私と係長で旧大隅庁舎付近と県道63号線の浸水状況を確認をしたところであります。

またその待機中には、午前4時過ぎに消防署のほうから県道63号線の冠水と住民付近の救助の連絡、それから6時頃に志布志消防署の応援による輪光無量寿園付近の住民の救助の連絡等も受けて、状況の把握も行ったところであります。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

私は最初に行ったのは4時半なんです。高架橋のところで、常備消防車が一応交通止めをやっていたんです。これはさすが常備消防って私も感心したんです。その後、月野川も見ただけで、現場に行ったのが5時半頃でしょうか。

そしたら、まだ市の職員が来ていないということで住民が不満たらたらないですよ。私はもう二、三人の床上浸水の方から聞けなかったんですが、もう雨で入れなかったからですね。すぐこれはいけないということで、末吉の市役所に飛んできたんです、朝6時前後でしょうか。

そのとき、市長や担当課長、上村課長が4名おられたですね。情報収集には入っております。だから情報収集はもちろん第一点大事な点であります。と同時に、やはり浸水がひどい状況でありますので、現場にやっぱり派遣するように要請したんですよね、課長御承知のようにですね。朝6時前後だったでしょうか。

そして、その後、私は先ほどの写真を撮って、また現場にも行ったんですよ。ということで、申し上げたいのは、やはり今回のようなそう頻繁にない大雨被害については、もっと対策本部の立ち上げのありようもそうでありますけれども、現場にやはり職員を配置して、そして住民の要望もよく聞くということがやはり必要じゃないかということを痛切に感じました。

その点でやっぱりそれについて弱さがあつたんじゃないか、今後に生かすべき教訓があつたんじゃないかということで、タイトルでも教訓についてと書いたんです。市長の見解を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今回の大雨につきましては、夜中、ちょうど午前零時頃から強く降ってきておりました。私も気象台から直接連絡が入るようになっておりまして、最初は大雨特別警報を出すかもしれませんということでございました。しかしながら、その後また連絡が来まして、霧島市までがその範囲になりますということでした。

しかしながら、私も自宅にいます中でかなりの雨量でございましたので、早速、本庁のほうへ出向いていったのがちょうど4時半過ぎだったと思います。徳峰議員が来られたのが5時半から6時の間だというふうに思っておりますが、その中で職員を派遣してくださいという要請がありましたけれども、職員を派遣することというのは二次災害のおそれがあるという判断をいたしました。

したがって、とにかく情報収集に努めるということでその判断をさせていただいたところです。消防署のほうで救助をされたという情報も入ってきておりましたので、一旦雨が収まって状況判断をしていただきたいということで指示をしたところでもございます。

ただ、今回のような急激な大雨でございましたので、おっしゃるとおり、初動体制にはやはり若干の遅れ、そして情報を収集して取るべき対策、そういったものが遅れたというのは否めないところだろうというふうに思っております。

そういったことも踏まえて、今回、庁議の中でもやはりこの初動体制に対するフローチャートを作って、そして、それを全職員にしっかりと認識をさせていただきたいということも、今指示をさせていただいたところでございます。

今回のような短時間での大雨、こういったこともしっかりと想定しながら、今後対応策を練っていくべきだというふうに思って、私もその点では反省しております。

○18番（徳峰一成議員）

市長から率直な答弁がありましたが、全くそのとおりでありますので、今後に生かしていただきたいと考えています。

総務課長にお聞きいたします。市長は、まだこれは細かく読んでおられんと思います。市の長年の積み重ねによる防災計画であります。

この中で、課長、やはり今回の教訓として見直すべき点があろうかと思っております。それは水害対策でございます。水害対策の項目はないんですね。このページ自体は全体で540ページほどありますよ。その中で地震とか火事とか台風とかいう項目も、崖崩れを含めてあります。

しかし、水害については、僅かに県が主な河川は管理いたしておりますが、1ページの半分、半ページ、半分だけ書いてあるだけなんですよ、危険と予想される河川（県指定）と。数箇所が記載されるだけで、あまりにも取扱いが弱いという

か、位置付けが弱いと思います。

ですから、結果として初動体制の遅れにも目に見えない形でつながったと私は判断いたしております。もっとここを含めて、あるいは水害については位置付けをもっと取扱いを強めるというか、大きくすることが大事かと思っております。

細かい点は時間がないので質問を省きますけれども、課長の答弁をしてください。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

今議員がおっしゃったように、この防災計画、こちらのほうには少し薄いという点もございます。ただ、現在、この計画につきましては、風水害のくくりで対応するという形になっておりますが、今回のような線状降水帯の発生による大雨の洪水、そこが我々もなかなか対処がし切れなかったと、短時間でこのような雨が降りまして、土砂災害警報がこのような短時間でなるということは全く想定をしておりませんでしたので、今後、若干はここにつきましては検討させていただきながら、今後、防災計画のほうにも何かしら反映できるものがありましたら、その分につきましては修正していきながら、また先ほど市長からもありましたように、フローチャート、初動体制を十分にしないといけないという御指示もいただいておりますので、私のほうもそちらを危機管理室と協議しながら各課と協議して、今後、万全な体制が取れるよう協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

この防災計画は、もう長年の積み重ねによる一つの到達点でありますので、これはこれ大事にしながら、さらに現在と今後に生かす形での教訓ですよね、それをやはり見直しをしていくということでもありますので、答弁よろしいです。

最後に、災害見舞金の床上が3万円、床下が1万円、これは市単独の規則による支給であります。今回の現地についても、ほとんどが高齢者ですよ。だから災害救助を受けたからといって、半分の補助で家を改築するということはほとんどないんじゃないでしょうか、もう高齢者がほとんどでありますので。

ですから、市の支援というのは、一つはこの1万円、3万円の見舞金だけなんですよ、市長。ですから、ほかの市町村を検討して云々じゃなくて、やはりその人の立場になって、あれだけ苦労するのに1万円の補助かということになるんですよ。これはもう市長サイドでできますので、条例じゃないからですね。ぜひ今回の災害に間に合わせる形で、そう大きな予算額は伴いませので、規則の改正をすべきじゃないかと思っております。

規則の改正はほかにもあります。今回の場合に絞っての提案であります、答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この見舞金につきましては、御指摘のとおり、曾於市の見舞金の額が最高で3万円ということでございますが、担当課とも打合せをしましたところ、この要綱が平成30年ですかね、できたのが、その時期だと聞いております。

今後やはり、私も浸水状況を見ながら、見舞金もお配りしながら、被災された方々とお話もさせていただきました。やはり見舞金制度と、あと激甚指定になりましたので、各種国・県の補助金制度もあるということも聞いております。

ただ、見舞金については、被災された方のやはり心情でもございますので、この分につきましては、今後、金額を含めて検討させていただきたいと思っております。

○18番（徳峰一成議員）

今回に適用する形での一応支援はできないでしょうかということを申し上げているんですよ。これは規則で対応できますので、1万円じゃ、どう考えてもあまりにも少ないですよ、もう。

ですから、今後じゃなくて、今回を含めて対応できないかという、そういった質問なんです。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今回については、私も想定はしていなかったところでございます。

○18番（徳峰一成議員）

じゃあ、もう今回は無理ということですね。何とかできんですか。

○市長（竹田正博）

今回につきましては、ほかの床上浸水等につきましても補助金の制度がございます。そちらのほうも今担当課のほうで説明をしていただいているところでございますので、今後の災害について検討させていただきたいというふうに思っております。

○18番（徳峰一成議員）

残念ながら一般論としては、やっぱり行政の場合は遡及的な対応というのは少なからずありますよね、何でも。支援に係る遡及的な対応、その観点からの質問であったんですが、以上で質問を終わります。

○議長（山田義盛）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

さくら会、1番、山中雅人、通告に従い3点質問いたします。

7月20日の選挙戦において、竹田新市長が1万43票を獲得し当選されました。これは竹田市長の公約である「子どもたちが帰ってきたくなるまちへ」というビジョンが、本市の深刻な少子高齢化による自治体の将来に不安を持つ、高齢者から子育て世代までの幅広い世代に伝わった結果であると考えます。

今後、本格化する予算編成において、子どもたちが帰ってきたくなるまちにするための実効力のある政策の実現をお願いいたします。

そのためにも、第1に公約実現のための予算の確保についてどうするのか、その観点から、まず、ふるさと寄附金について伺います。

1、ふるさと寄附金について。

①竹田新市長の公約の第1に、ふるさと寄附金を「最低でも30億円」に引き上げることが目標として提示されており、所信表明においてもその目標が同様に掲げられている。市長がかつて商工観光課長時代に20億円あったふるさと寄附金は、令和6年度では13億3,431万円と7億円近く減少しています。本市の取組の成果が上がっていない原因はどこにあると認識しているのか。

②曾於市は「肉のまち」というイメージがあるが、本市の寄附金返礼品ランキングを見ると、麦焼酎の返礼品が1位の年もあり、肉をメインとした商品開発の余地もまだあるように考えられる。出荷者協議会の在り方も含め、商品開発を今後どのように進めていくのか。

大項目2、8月8日の豪雨災害について。

①8月8日の線状降水帯の発生において、本市においても49棟の床下・床上浸水が発生し、市民生活が大きく脅かされた。特に菱田川、前川周辺の被害が多かったところであるが、特に岩川地区の河川沿いは過去何度も浸水被害があったが、氾濫の原因と予防が難しい理由は。

②当該河川の管理者は県であり、8月20日に県の当局者が現地調査に来たと聞かすが、県の対応はどのようなものであったか。

3、曾於市鳥獣被害防止計画について。

①現在大隅を中心に猿の群れの出没が見られ、住民を威嚇したり自家菜園に被害をもたらしているとの報告があった。執行部の把握している被害の状況はどのようなものか。

②本市は令和6年度から令和8年度までの鳥獣被害防止計画を策定しており、捕獲計画数の中に猿10頭とあるが、実績は出ているのか。また、猿の捕獲報奨金の1頭当たり1万5,000円は適正なものか。

以上、3点をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

それでは、山中雅人議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1、ふるさと寄附金の①でございます。7億円近く減少した本市の取組の成果が上がっていない原因について、お答えいたします。

令和2年度の20億円より、寄附金が大きく減少している要因としましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による買物控えや巣籠もりの影響もあり、大容量の豚精肉が寄附者から大変好評でありました。

ただし、翌年度になりますと、ほかの自治体からも同様な内容の返礼品が出品され競合されたことにより、寄附額に大きく影響いたしました。

また、令和5年10月の制度改正によりまして、令和5年11月から返礼品の寄附金額を上げたことや、昨今のふるさと納税市場においてネットショッピング化してきており、寄附者が選べる返礼品が多様化するとともに、価格競争が進んでいることや、お米やトイレットペーパーなどの生活必需品に人気があることの影響が大きいと分析しているところであります。

1の②商品開発の今後の方針について、お答えします。

本市は、肉用牛、豚、芋類、白菜など農畜産物の生産や、焼酎やユズ製品などの加工品の製造が盛んなまちであります。

自信を持ってお届けできるたくさんの特産品を、これまで以上に全国にPRしていかなければと考えております。

あらゆる角度からの検証を行い、返礼品取扱事業者の皆様とこれまで以上に情報交換を図るとともに、専門業者の力を活用しながら、返礼品の見直しや、新たな魅力的な返礼品の開発、効果的な広告などを積極的に進め、任期期間中に目標を達成したいと思っております。

2、8月8日の豪雨災害についての①岩川地区の氾濫の原因と予防が難しい理由について、お答えいたします。

過去の主な原因としましては、流域の排水が一定箇所に集中していたことが上げられます。

このため、周辺の排水路整備としまして排水の分散、排水路の新設などの対策を行ったところです。

しかし、今回のような異常気象による豪雨となりますと、根本的な対策は難しいと思いますが、今回の浸水を踏まえ県と協議しながら適切な対応策を検討したいと考えています。

2の②8月20日の県が現地調査に来たときの対応はどのようなものであったかについて、お答えいたします。

8月20日の協議におきましては、大隅地域振興局の建設部長をはじめ4人に参加していただいたところです。その中で、県としても市と協力しながら、今回の原因を調査し、対応策を講じていくと前向きな意見をいただいたところでございます。

大きな項目3番目の曾於市鳥獣被害防止計画の①猿の被害の状況について、お答えいたします。

現在、把握している被害状況は、自家菜園を中心に食害等の被害と自家菜園以外の農作物被害では、カンショ、スイカ、イチゴの食害や苗を引き抜かれた等の被害を把握しております。

また、猿に威嚇されたとの市民からの連絡も受けております。

猿による人身的被害の報告はありませんが、猿出没のあった集落を中心に追払い用の花火を市民に配布しながら、FM放送で「猿とは目を合わさない」「家の中などへ避難する」「餌となるようなものを外に置かない」などの対策を周知しております。

また、可能な限り職員が現場に出向き、追払いによる対応を行っており、併せて捕獲隊をはじめ、警察等の情報共有や連携で対応しております。

3の②猿の捕獲実績と猿の捕獲奨励金の1頭当たり1万5,000円は適正なものかについて、お答えをいたします。

猿の捕獲実績は令和5年度に成獣1頭の実績となっております。

現在、出没のほとんどが住宅地周辺や住宅、道路が近くにある農地で、出没の連絡があった場合は、捕獲隊に随時連絡しているところですが、捕獲隊員が現地に行き、猿を確認しても、住宅地や道路等での銃規制から捕獲ができないのが現状です。

捕獲奨励金の単価については、猿の出没が確認され出した令和4年度に捕獲隊と協議を行いまして、令和5年度から定めたものですが、今後、農作物への被害状況等を考慮しながら見直しも検討してまいります。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○議長（山田義盛）

ここで、昼食のため、山中議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。午

後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き会議を開き、山中議員の一般質問を続行いたします。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目から質問してまいります。

ふるさと納税に関しては、何度もほかの議員を含めて一般質問で聞かれてきたことだと思いますけども、まず全体について概要をお話ししますと、ふるさと納税自体は全国的には拡大傾向にあるところであります。

これは総務省の発表によりますと、平成27年度の1,600億円から平成30年には5,127億円、令和5年には1兆1,175億円、令和6年には1兆2,728億円と、全体的に市場規模自体は伸びております。

先ほど回答にあったように、お米やトイレットペーパー等の生活必需品に若干流れているところはあるんですけども、市場自体は拡大しておりますので、今後、任期中4年間を一つのめどとして30億円に達するというのは、これはとても現実的な目標のようにも思えるんですけども、まず、その点から市長の回答を求めます。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに1兆円産業になっているという状況ではございます。

お隣の都城市170億円、そして志布志市50億円を超えて、大崎町も50億円を超えるというような状況でございますので、やはり生鮮品が一番返礼品としては好まれているという現状には変わりないと思っております。

ただ、やはり、いわゆる自治体間の競争の中で、その量の差であったりとか、例えば写真といいますか、ネットで見えるわけですから、その見せ方であったりとか、あとはポイントもあるんでしょうけれども、そういった部分の研究をやっぱりしていけないといけないのかなというふうに思っています。

○1番（山中雅人議員）

これは五位塚前市長がこの前本会議でおっしゃっていた例ですけども、この宮崎市の例ですと、令和2年度には5億400万円しか、言ってしまうえばはけていなかったふるさと寄附金が、令和5年には81億円と75億円以上伸ばしているという、そういった例もございます。

この宮崎市の例で言うと、ミヤチクさん等のかなり大手の業者さんと協力してタイアップしていろいろやっているのが、伸ばした背景だというふうには聞いていますけども、やはり本市の場合、ナンチクさんという、規模としては500億円以上の出荷額を誇る企業がありますので、もう少しタイアップ等も増やしていければ、もっとふるさと納税の商品の魅力も上がっていくように思うんですけども、この点について市長の回答をお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。私も就任しましてからナンチクの社長さんと協議をさせていただきました。

肉のステーキにつきましてはグラム数を増やして今出しているんですが、そしてプラス、それにおまけではないですけども、それもつけて出していると。しかしながら、今のところではまだそれが伸び切れていないという状況でございます。

その協議の中で、南社長のほうとしましても、次に展開をする商品のお話もございました。肥育した雌牛に限定した商品を作りたいということもございました。

また今、担当課長と打合せをしているのは、「肉のお節」ですね。これを限定で取り組めないかなということで、今事業者のほうとそれを協議ができないか検討に入っているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

昨今のふるさと納税を伸ばしている自治体を見ますと、繰り返しになりますけども、地元の特に大手の業者さんとかなりタイアップしている例が多いです。

例えばミヤチクさんの例で言いますと、民間企業のホームページだったのでそこに出すのは遠慮したところなんですけども、ミヤチクさんのほうで検索をかけると生産者の思いを届けるふるさと納税特設サイトというのを開いていまして、ミヤチクさんの思い、特産、全ての返礼品、ランキング、自治体一覧といった形で、ミヤチクさんのほうがもうそういったホームページの中でいろいろ出していると、自治体の中のランキングを含めて出していると。ということで、これまでのふるさと納税の肉というものは、ある意味大手の業者さんが卸したやつを小さい業者さんが持って、その小さい業者さんが登録して出すといった、そういった形が都城含めて結構多かったところなんですけども、あまりにも市場規模が大きくなり過ぎまして、大手が直接販売に乗り出してくると、自治体とかなり強力にタイアップして販売力を高めていくといったところが結構伸びているようにも思います。

先ほど南社長との打合せの話もありましたけども、今後もっともっと、せっかく本社もありますし、曾於市のほうも株を持っていて、ある意味、経営にも一部触れ

る部分もございますので、もっともっと連携を強化してタイアップ続けていただきたいんですけども、その点について、市長の回答をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

ナンチクさんとは、今後、密に連携を取りたいというふうに思っております。特にほかの自治体を見ますと、次から次に限定商品であったりとか、そういったものも出てまいります。そういったことをナンチクさんにこちらからも提案しながら、またナンチクさんからも提案をいただきながら、あとは、問題はナンチクさんのほうがその商品に対しての発送準備であったりとか、そういった人的対応ができるかというところが一番ネックになってまいりますので、その辺も対応を含めて協議を進めてまいりたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

まず、前提のお話のために商工観光課のほうに伺いたいんですけども、令和6年度に曾於市の商品がいろいろありますけども、そのランキングというのは直近ではどうなっているのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

令和6年度の返礼品のランキングということで、まず1位でございます。こちらにつきましては、麦焼酎の麦王パック25度の焼酎が1番であります。2番が鹿児島県産黒毛和牛ロースステーキになっております。3番が曾於ポーク切り落としでございます。4番が焼酎のパック6本アソートとなっております。そして5番目が本格焼酎おやっとなあ黒パックの6本セットとなっております、こちらが上位5番目までのランキングとなっております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

1位が麦王ということで焼酎が1番出ているというところでありました。本当にバランスよく商品が売れていくというのは大変いいことではあるんですけども、やはり個人的な思いとしては、せっかくナンチクさんのような大手の会社が地元にあるので、ここをひとつ伸ばしていっていただきたいというのがございます。

最近伸ばしている宮崎市の例で言いますと、1位がロースステーキの500g、これをミヤチクさんが直接卸していると、2位、3位にウナギがあって、そこをカバーするといった形で、テーマとなるような商品と魅力ある2位、3位のそういった肉以外の商品が支えるような形でぐんぐん伸ばしているといったところもありますので、もう少し地元の企業とも協力して商品を開拓していけば、伸びる余地は逆

にあるんじゃないかなというふうに思いますけども、その点について、商工観光課長の見解を伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

先ほど市長のほうも答弁されましたとおり、地元のナンチクさんとは常日頃から協議のほうは行わせていただいております。そしてまた、特にお肉の関係でございますが、昨年まで一つのステーキ肉を200gのところを250gに増量を図っていただき、また、プラスアルファでまたハンバーグ等も今つけていただくような交渉もできまして、今そこの中で返礼品のほうも発送をしておりますが、そこは議員がおっしゃるとおり、今後もナンチクさんとまた連携を密にしまして新商品の開発、いろんなものをまた組み合わせてできるような返礼品のほうを開発していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

お話があったとおり、地元の企業とある意味別種の官民連携といいましょうか、そういった連携によって伸ばしていくというのが今後のトレンドでございます。

本当にもう1兆円を超えるような市場規模になってきまして、今までは自治体の事業に企業が社会的責任としてちょっと公的な思いで協力していくというのが、これまでのふるさと納税のトレンドだったんですけども、本当にあまりにも市場規模が大きくなって、1回目の答弁要旨にもあるんですけども、もう返礼品競争が大変厳しくなっていると。

そして、本当にネットショッピング化してきているということで、逆にネットショッピング化していくぐらい市場規模が大きくなっていると。そこで本当に激しい商品開発競争が繰り広げられておりますので、やはりそれに対応できるような商品開発を本当に今後進めていっていただきたいというのがあるんですけども、その点、市長の回答をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

やはりそういったネットショッピング化してきている中で、やはり伝えるところをしっかりと伝えていくということも大事だろうと思っております。やはり曾於市はこういった取組をしておりますよという形で消費者の方にお伝えする、そのことがリピーターへとつながっていく、そういった形でしっかりとリピーターの数を確保する方策というのにも必要になってくるだろうというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

この1回目の②の回答の中に、効果的な広告なども積極的に進めというふうにあるんですけども、効果的な広告が、商品を買う前の広告もあれば商品を買った後の広告もまたあるというふうに思います。

本当に都城市の担当者の方とも結構話すんですけども、やはりうちはただ本当に何万件も年間来ますけども、それをこのふるさと納税を使って何に使いましたということから、〇〇が助かりましたというところまで、アフターフォローも含めていろいろやっているから、ふるさと納税がなかなか離れないというところも少しお話ししていただきまして、やはりアフターフォローをですね、商品というのは1回買って終わりじゃなくて、恒常的に買い続けられなくてはいけないと、そういった努力をしないと、やはりどんどんお客さん逃げていくと。

1回曾於市に注文しても、次は都城市にしてみよう、次は大崎町にしてみよう、そういった形でどんどん離れていってしまいますので、一度新商品などを作って獲得したお客さんを、いかにコンスタントに曾於市に来年も再来年も買い続けてもらえるか、そういった信頼関係を構築していくのは、お客さんを逃がさないために重要だと思うんですけども、その点、現状、どういった対応をされているのか、商工観光課のほうで話を伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今おっしゃいましたとおり、アフターフォローというところまではなかなか全てができているかと申しますと、そこまでできていない状況でございますが、今ポータルサイト内で寄附のいただけるように返礼品のほうをページのほうに出させていただいております。

その中には、今度は返礼品のお肉であれば調理方法であったり、いろんな食べ方の方法まで今出してあるところでございます。そこは協力事業者のほうと綿密に連絡を取りながら、そしてまた、そのページの作成についても協議を行って今出させていただいているところです。

また今度は、この寄附をいただいた方に対しても、そしてまたこの寄附の使い道についても、具体的に給食費の無料化とか、そのような形で使わさせていただいていますということもページ内にうたわせていただいているところでございますので、また続きまして、そういうアフターフォロー等につきまして、寄附者の皆様にまたリピーターが増えるような、そのような対策を今後も取ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

その点に関連して質問なんですけども、本当に実はこれは都城市長がぼろっと言ったことなんですけども、そういった返礼品のお礼のようなものの中に、今都城市がやっている500万円の取組など、そういった自治体のアピールも含めてちょっといろいろ混ぜると。本当に何万件、下手をすれば何十万件と都城市のような規模だと来ますので、そこでふるさと納税で来てもらおうと。

そういった商品の中に都城市の魅力とかブランドとか、そういったものを全部織り込んでお礼の作業と同時に、都城市のまちづくり対策や、そういった子育て支援対策なども全部含めて入れていくといったことで、非常にある意味、ふるさと納税というものを自治体のアピールの一つの機能としても使うという形で、一石二鳥のような取組もされているところでございます。

なかなか手が回らないところもありますので、本当にもう10月、12月ぐらいの繁忙期には大量のものが来ますので、そこでなかなか手が回らないところもあると思うんですけども、やはりふるさと納税を一つの曾於市のアピールにも使っていくと、そういった取組などできたら本当に一石二鳥かなというふうに思うんですけども、市長の回答をお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。今返礼品の中には、お礼状という形で入れていただくようにはしておりますが、やはり今の現状として、ふるさと納税がモノからコトへというシフトしてきている中で、やはり曾於市がこういうことをやっていきます、曾於市が皆さんの寄附のおかげでこういった事業をやっておりますというPRも必要かと思えますし、また、ふるさと納税の事業者におかれましても、以前、非常に金額を伸ばされた事業者は、その事業者の方々がメモ用紙に手書きでありがとうございましたと、商品に何か不具合がありましたら連絡くださいとか、そういった一筆を添えられて伸ばしていかれた経緯もあります。

やはりそういった曾於市の真心を見せるといいますか、そういった部分も非常に必要になってくるかと思えますので、検討していきたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

ふるさと納税の対応作業というのは、特に繁忙期は担当が物すごく大変なことかと思えます。市長も昔対応されていたということで、その苦労も十分分かっていらっしゃると思うんですけども、やはりこれが本当に唯一の自主財源というようなものでありますので、担当者はすごく大変だと思うんですけども、ぜひ今後とも曾於市の財政を拡大していくために努力していただきたいと思えます。

そして、2点目の質問に移ります。8月8日の豪雨災害についてでございます。

これに関しては、徳峰議員も一部お話があったところでありまして、その重なる部分に関しては割愛して質問をしていきたいと思うんですけども、今回の中で、逆流が起こったといったことがありました。それを防ぐためには、なかなか抜本的な対策が必要になってくると思うんですけども、この逆流というのは、私が聞いた話ですと八合原のほうから水が一気に流れてきまして、前川と菱田川が合流する地点があつて、そこが非常に狭く一気にあふれてしまったというふうな話を聞くんですけども、一応状態としてはこういった理解でまずいいのか、その点について伺いたします。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、お答えします。

今回の岩川地区の浸水につきましては、先ほど答弁がありましており、河川の増水に伴う逆流が原因ではないかと思われませんが、一応はっきりした原因は今まだつかめていないところですので、取りあえずあの地区の水の流域なんかをちょっと今現在調べて、それを基に、今後、県と協議しながら検討策を対応しようということになっておるところでございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

正確な理由に関しては、県とも協議の上でまだ調査中ということでありました。これは災害に関して、我々もたくさん質問を出しているところですけども、議会側も関心も高いところでもありますので、やっぱり原因がどういったものだったのかについては、別途議会側ともちょっとどこかのタイミングで共有をしていただきたいと思いますんですけども、それは一応可能でしょうか、土木課長、お願いします。

○土木課長（吉元幸喜）

それにつきましては、今、県とも月に1回程度の協議を重ねていこうということですので、次につきましては今月末にはまた会を開く予定ですので、そこでもし何か原因とかが分かれば、またそういったようなお示しをしていきたいと考えております。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

分かれば議会にも伝わるということで、少し安心したところでございます。一応地域振興局とも月1回の形で協議していくということなんですけども、協議する内容というのは、どういったところが原因だったのか、そして今後どういった対応が可能なのか、そういったところの打合せになってくるんでしょうか、お願いします。

○土木課長（吉元幸喜）

先日も、昨日ですかね、一応協議をした内容では、まず原因をつかむためには、もう流域の調査をまずすることが大事だということで、その結果に基づいてまた今後協議を重ねて検討していくという形となっております。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

本当にこれは管理者が県のところもありますので、管理者がうんと言わない限りはなかなか難しいところがありまして、私も霧島市や始良市などにもちょっといろいろ御縁があって行ったところもあるんですけども、なかなか本当に甚大な被害が出ておりまして、霧島市長ともお話をすると、災害当日に役所の職員が実態調査のために行こうと思ったら、役所の周辺が全部沈んでいて、車がどんどん突っ込んでいって、それが全部ネズミ捕りみたいに捕まってしまって、職員の車が壊滅したというような話も聞きまして、本当に甚大な被害だったというふうなことが聞いております。

やはりそういったところで、霧島市や始良市の災害対応が県としては中心となってきますので、うちも49棟の床上・床下浸水が起こって、ということは2 m近い浸水であったと。場合によっては、消防の対応が遅かったら誰か亡くなっているもおかしくないような、そういったかなり大きな災害だったと思いますが、やはり県に何とかしてうちの岩川の川も何度も何度も氾濫していて、それを防げていないと、これじゃ人が住めなくなってしまうということです、やっぱり優先順位をなかなか上げてもらうために、どんどん県のほうに言っていただく必要があると思うんですけども、その点について、市長のほうに見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今回の8月8日の豪雨災害を受けまして、私もその日の午後からと、それから翌日現地を回らせていただきました。それを見た上で、皆さんがおっしゃるのは、もう4回目なんですということもおっしゃられました。

今後、できれば二度とこういったことが起きてほしくないという思いが強くありましたので、私もすぐ、ちょうど休みの日でございましたので、瀬戸口県議のほうにお電話差し上げて、県との協議の場を設けていただきたいというお願いをしたところであります。

それを受けまして、翌々のちょうど祭日もありましたので火曜日の日に早速県の鹿屋の振興局のほうから連絡をいただきました。私も最初の会合を立ち会いまして、やはりもう5回目というのは避けたいんだということを強く申し上げて、また現地も見ていただきながら、ただ、この原因究明をしっかりと、今後どのような対

策が取れるかということをお県・市あるいはこの周辺の地域の事業者の代表であったりとか、そういった方々も交えながら、まず原因究明をして、こういった対策を取るとことを決めていきたいということでもありました。

そういったことから、この菱田川水系につきましては、大隅地域の治水協議会というのがあります。それをこの曾於市において作業部会という形を作りたいという県からの提案もいただいておりますので、そういった形で総務課の危機管理室を含めまして、今後、協議を月1回ずつ進めていくということにしているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

県とも作業部会を立ち上げて、今後対応していきたいということでありました。本当におっしゃるとおりだと思います。やはり1回あった災害を2回起こさないことですら、政治行政の仕事でありますので、今回4回目ということで、はっきり言って河川管理が県でありますので、しっかりと県のほうに、しかもこの前川、菱田川というのはかなり大隅の中でも中心地、中心街を流れるところであります。本当に旧大隅支所も一部つかったというような、そういった状況でありまして、やはりそういった人が多く住む生活空間のど真ん中を流れる川を改修するのは、やはり最低限責任ですよということ、もっともっと、これが起こる前にやれば本当は理想だったんですけども、やはりこれを5回目を起こさないために、同レベルの線状降水帯が発生しても耐えられるような河川改修、これに関しては、南日本新聞も抜本的な改修をとという形で記事にもしていたところですけども、そういった形で抜本的な改修を作業部会でどんどんお願いしていくべきではないかなというふうに思っておりますけども、再度確認として市長の答弁をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

河川の改修につきましても、市のほうとしては要望はしていきたいと思っております。ただ河川改修となりますと、ちょうどあそこは菱田川と前川が合流する地点でもございます。そして人家もございます。それを計画をしてどれぐらいの期間、事業費かかるんだろうなということを危惧しているところでございますし、県といえども、河川だけではなくて、やはり県道、市道を含めた排水、そのの見直しも含めて検討したいということでございましたので、河川改修というところまではまだ協議が至っていないところでございます。

○1番（山中雅人議員）

なかなか先ほど土木課長の答弁あったとおり、原因も分からないといったところがありますので、原因が分からなければどこを手を入れていいのか分かりませんの

で、本当にその点、どういったことが原因でこういったものが起こってしまったのかについて、十分に協議の上で進めていっていただきたいというふうに思うところ
です。

また、関連なんですけども、今回徳峰議員の質問の中でも、職員のことがいろいろ出たところでありますけども、私もやはり霧島市長のお話などを聞いていますと、現場に行こうとして役所に車で行ったけど、それはどんどん沈んでいったというようなことも聞きます。

やはり大規模になればなるほど、市の職員の安全管理というのがかなり重要になってきます。こういった場合において、現地調査をしなければもちろん対応が難しいところがあるんですけども、こういった安易に現地調査に行っても二次災害等も起こりますので、そういったことも含めて、今後の徳峰議員の教訓の話と重なるところがあるんですけども、どういった市の危機対応がいいのか、その点について、再度、市長のほうから回答をお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今回の場合は、夜中に一気に大量の雨が降ったということもありまして、非常に夜ですので見通しが悪いというのがありました。実際私も、ちょうど4時頃に家を出たんですが、途中で軽トラックがちょっと止まりそうになってしまいました。

そういった状況もある中で、あの岩川の市街地の冠水というのは、役所に着いた時点では情報は入ってきておりましたので、ただ、そこで職員を派遣しても、二次災害の危険があるということもありましたので、総務課長ともお話しをしながら、今はちょっと明るくなるのを待ちましょうということで協議したところです。

やはりその間の対応策については、消防署からの連絡もありましたし、また支所との連絡体制も取っておりましたので、ただ、被災された方については、一刻も早くという気持ちは十分理解はしているところでございますけれども、なかなかそこは職員を動かすということについては、私の判断ではしかねるところでございます。

○1番（山中雅人議員）

そういった対策本部も立ち上がっておりますので、そういった場合においては消防との連携も含めて、どのタイミングで現地調査等を行えばいいのか、十分職員の安全に配慮して対応していただきたいと思います。

続いて、3点目に移ります。

曾於市の鳥獣被害防止計画についてなんですけども、これは私も本当に大隅の方とお話ししますと、あらゆる人から言われるところでありまして、もう猿が怖いと、猿がもう大量に出ていると。自分も大隅の269のところを運転していると猿が座っ

ているのを見たことがありますして、びっくりしながら、方向を見ながら通り過ぎたんですけども、本当に町のど真ん中かなり出没してきているというところで、農作物を単に食い荒らすイノシシとまた別のちょっと怖さが発生しているところがございます。

今のところ人身的な被害はないというところなんですけども、今の猿の群れというのはかなり子連れも多くなっておりまして、結構気性が荒いということになっております。

現状、花火を配布して、たまにパンパンと猿を追い払うような音が自分は聞こえたりはするんですけども、なかなか慣れてきて、ちょっと逃げてすぐ動きが止まっちゃうということがかなり多くなっております。

やはりなかなか追払いの対応が難しいと思うんですけども、その点について、農政課のほうで改めて現状の分析について答弁をお願いいたします。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

現状といたしましては、先ほど市長答弁の中でもありましたけれども、自家菜園なり農作物のカンショ、スイカ、こういった被害があるところで、あと市民の方から連絡があったのは、猿に、今議員のほうがおっしゃられた威嚇をされたとか、そういった状況でございます。イノシシ等については山とか畑地、そういうところで捕獲わなを仕掛けて捕獲ということができんですけども、なかなか猿については、住宅街とかそういうところに多く出没して、ごみをあさったり、また秋の時期になると収穫しない柿とか、そういったものを食べているという状況でございます。今、市のほうの対策としては、花火のほうを、ロケット花火をお配りいたして、個人で上げると先ほど言われたとおり、大分慣れてきているんですけども、地域で花火を上げていただいて追払いをしていただく。

また、FM等では、目を合わさないとか、そういった注意喚起。また、現場にも可能な限り農政課職員が走りまして追払いの対応。また、警察——、捕獲隊と連携は取っている状況でございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

②の中にも、令和5年に成獣1頭が捕獲実績があるというところなんですけども、この1頭というのはこれも鉄砲で撃ったということなんですか。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

令和5年度の成獣1頭というのは、令和5年度実質的には6年の3月に、イノシ

シのくくりわなに偶然捕まっていたのを捕獲したという状況でございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

猿というのはなかなかハンターさんも撃つのがすごく嫌な獣でございまして、やはり鹿やイノシシは4足獣だから撃てるけども、2足歩行の猿はちょっと気持ち的に撃ちたくないというハンターさんもすごく多くて、なかなか手を出してくれない、そういったものになっております。

また、そういった心情的なハードルや答弁の中であつたとおり、この町なかに出られると、どうしても鉄砲が使えないということで、なかなか対応が難しくなるところですけども。ただやはり、ちょっとあまりにも人の生活と近過ぎますので、現状はですね、銃等以外の捕獲方法など、そういったものというのは現状ないんじゃないか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

今想定しているのは銃だけですけれども、一応捕獲指示の中にはわなとありますけれども、あくまでもくくりわななりイノシシ用のですね、そういったものでしか考えられないんですが、猿の捕獲につきましては、法的な制約、もともとが狩猟動物ではないので、そういった制約、あと猿については高い知能があると、あと警戒心も強く、あと運動能力ですね、これにもたけているということでなかなか捕獲が厳しいと。

また、昔はよく1頭とかはぐれた若猿、そういう場合もあつたんですけれども、今現状は、10頭、20頭、いろいろ目撃者の情報では多い状況でもあるので、そういった群れであるということも非常に困難な捕獲の状況ではないかと考えられます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

本当に答弁にあつたとおり、知能も高ければ住宅街に出没しているのもあつて難しいということで、ハンターさんもなかなか捕りたがらないということで、市のほうが策定しているこの報奨金に関してなんですけども、1頭当たり1万5,000円と。ほかの、イノシシが2万円ですので、高いほうではあるんですけども、先ほどの答弁の中であつたとおり、偶然かかっただけということで、はっきり言ってハンターさんはあまり捕りたがる生き物ではないです。

そういったものでありますので、せめてインセンティブといいますか、捕獲に対する報奨金等は今後増やしていかないと……まあ、増やしたからといって結構ハンターさんたちは伝統とか、これまでのやり方とか、本当に生き物を撃つので、それ

をたたられるみたいな、そういったところも含めて考えることが多いので、難しいと思うんですけども、現状ちょっと増やしていかないと1万5,000円では難しいのかなというふうに思うんですけども、その点について、今後上げていく方向性はないのか、農政課のほうで答弁をお願いいたします。

○農政課長（吉田秀樹）

報奨金のことについてお答えいたします。

令和4年の11月頃から猿の群れが、出没の確認がされまして、5年度からということで捕獲隊のほうで協議をしていただいて1万5,000円という金額になったところでございます。

その際、参考として近隣市町村の金額等も参考にはしたところですが、調べてみますと、6年度につきましては志布志市さんが1万5,000円、大崎町さんが2万5,000円、鹿屋市さんが2万8,000円と近隣ではそういう状況でございます。

中には、国の報奨金が1頭当たり猿は8,000円ですので、8,000円で打切りという市町村も多くいるところでございますので、今後——当初は短期間でいなくなるだろうというそういうところもあって、今3年ほどいますので、今後の農作物への被害の状況、そういった状況を考慮して見直しについて協議が必要かと考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

なかなか猿は知能が高いので、イノシシであれば1頭当たり2万円ということで、結構ハンターさんともお話ししますと結構かかってくれと、若い個体だったらかかってくれる。だからちょっと、実入りのところもいいから結構行くよって人もいるんですけども、猿も同じようなことができるかという、なかなか難しいと。

そもそもかかりづらいし、知能も高いんでやりたくないといういろいろありまして、やはり最低限のインセンティブをかなり高くしてあげないと、そして高くした上で市のほうから猟友会や駆除隊のほうに、大変困っておりますので何とか対応をよろしく願いますということで、問題意識をそういった団体とも、各隊員とも協力、共有していかないと、なかなか難しいかなというふうに思うんですけども、そういった情報共有や市としての問題意識の共有に関して、今後どうしていくのか、農政課の回答を求めます。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

今議員のほうが言われましたとおり、そういった危機管理、そういったことで、今後、猟友会また捕獲隊と情報共有しながら協力してやっていきたいと考えており

ます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

少し捕獲隊のお話が出たので、そこに関連してお伺いしたいんですけども、令和5年の9月の議会で私が猟友会や駆除隊の末吉、大隅、財部、いわゆる地域の話のちょっと質問をしまして、そのときの当時の國武耕地林務課長の回答としては、猟友会に関しては民間団体でありますので、末吉支部、大隅支部、財部支部の在り方についてはコメントできないところもありますけども、駆除隊に関してはもう、末吉、財部、大隅というのはなくして広域的に対応されていると、そういった方針を言っているといった回答がありまして、そうなんだなとちょっと安心していただけたところなんですけども、それから何回かハンターさんとお話を聞きますと、あまりそうはなっていないと話をお聞きます。

やはり猟友会と駆除隊のメンバーが結構かぶっていますので、実際のところは、駆除隊として対応しているんですけども、猟友会の方針の末吉の人は財部に來るなとか、大隅の人は末吉に來るなとか、そういったことで駆除隊としてやっているんですけども、地域性でブロックされて駆除に支障があると、そういった苦情も來ているところがございます。

一応農政課として、令和5年の回答があったところなんですけども、現状の旧町ごとの地域性による場所の区割りみたいなものに関して問題はないと思っているのか、まず、そういった点の問題意識について、農政課の見解をお伺いいたします。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

さきに令和5年のときに当時の耕地林務課長が答弁があったと思うんですけども、市としましては、猟友会自体は一本化しておりませんが、あくまでも民間の団体なので。捕獲の体制ということで御協力をいただいて、令和2年に捕獲隊として会のほうを設立されまして、広域的に動いていただくということで捕獲指示書については市内一円で発行して、捕獲場所について限定しているわけではありませんけれども、一応捕獲隊は猟友会のメンバーとほぼイコールなので、そういった関係で捕獲隊についてもエリアがあるものですから、土地の専門性、そういったのを考慮して動いていらっしゃるかと考えています。

イノシシが広域等で出没した場合などは、連携協力していただきたいということで、各隊長のほうにはお願いをしているところがございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

実務のところになってくるのでいろいろ難しいところはあると思うんですけど、この猟友会のメンバーの方々と駆除隊、捕獲隊のメンバーの方々がどっちの仕事としてやっているのかというのが、結構曖昧な状態でされている方もいらっしゃる。駆除隊としては本来そういうことは言ってはいけないんだよということも含めて、農政課も、今後、猟友会の総会や集まりなどに行くこともあると思うんですけど、鳥獣被害の担当の方もいらっしゃいますので、そういった場所において各支部も含めて、市としてはこういった広域的な対応をお願いしていますと、猟期以外の期間のハントは確実にこれは駆除になってきますので、特に猟期以外の期間のハントに関しては、あまり地域性を表に出して囲い込むというか、そういった対応はできればやめていただきたいということを市のほうからも強めにちょっと伝えていただきたい、情報共有をしていただきたいというふうに思うんですけども、その点、農政課の回答をお願いいたします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、広域的な出沒こういった状況では、やはり連携協力を各隊にこちらはお願いをしていくところでございますので、会の際にはまたそういった形でお願いはしてまいります。

○1番（山中雅人議員）

実はこれはマナーの問題以上の根深い問題がございまして、やはり1頭当たり2万円というこの報奨金は、ほかの自治体と比べてもかなり高いところがございます。

となると、誰かが捕ると、そのイノシシがいなくなってしまうので、言ってしまうとお金がなかなか入ってこなくなると。そういったこともあってある意味、ハンターさんたちの生活もいろいろあるので、そこでいろいろ言うところもあるのかなというふうには思っております。

ただ、そういった話はあくまで農業被害というのを軽減させるためのものでありますので、それも含めて市としてハンターさんがいろいろ行ってくれるわけですので、末吉側のハンターさんが足りなければ大隅の人が来てくれるのは、むしろそれ自体いいことでありますので、市としてそういったこと、もう合併後20年もたつんだから、そろそろやめてみやんということを、そういった方針についてちゃんと共有をお願いしたいなというふうに思うところでございます。

その回答の中でお話がありましたので、これに関しては以上にいたしたいと思えます。

以上で、3点の質問が終わりました。本当に竹田新市長におかれましては、子育て

て支援、そういったものを通して子どもたちが帰ってきたくなるまちというものを
実現していただきたいと思います。

私も本当に同級生の多くが市外、県外に出ていってしましまして、とても悲しい
思いをしております。ぜひ今後10月、11月の予算編成作業において、市長だけでな
く執行部全体として、そういった子どもたちが帰ってきたくなるまちの実現に取り
組んでほしいと思います。

以上です。

○議長（山田義盛）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○15番（渡辺利治議員）

15番、創政会所属、渡辺利治です。通告書に基づき、災害対策と農業振興策につ
いて、今回新たに市長に就かれた竹田市長に大きな期待と実行力を求め、質問いた
します。

市長になられていきなり大きな災害が発生し、市民の生活をおびえさせました。
私も、議員になってから、大雨の後や台風の後にはチェーンソー、なたなどを積んで
ずっと見回りを行っております。今回は、特にひどい災害でございました。被災さ
れた方々の復興と、一日も早い通常どおりの生活が戻れますことを願ってやみませ
ん。

そこで①、これまでも各地での災害がテレビ等で報道されておりますが、実際に
地元で起きた豪雨災害を目の当たりにして、市長はどう思われたか伺います。

次に②、この地域は過去にも同じ水害を受けておりますが、なぜ大きな改善がな
されなかったのか伺います。寄洲の除去はございました。

③で被災された方の心痛は計り知れないものがございますが、私たちにせめてで
きることは、物心両面の支えだと思っております。

市として、しっかりとした対応策はされたのか伺います。

④地域住民が、これから先、安心して暮らせるための対応策をどのように講じて
いくのか伺います。

次に、農業振興策について伺います。

①本市の農業生産額で抜きんでいるのは畜産であります。売り相場は一定しておらず、生産費だけが上がるばかりで、全てではないですが、安定性の少ない不安な経営を続けているような状況であるということは、市長も十分に理解していると思います。畜産業に対する振興策について伺います。

次に②、園芸振興策といっても路地作物から施設型など、幅広い営農形態であります。生産者が安心して再生産できる施策をどのように講じていくのかを伺います。

水稻作も同様でございます。

③お茶、ユズ等の工芸作物への振興策を伺います。

お茶は日本一になりました。あとは売り方次第と思います。

ユズは、高齢化や裏年、表年で収量に格差が出て不安定であります。ユズ単価は、今年、この前の取締役会で、品物によりますが、1 kg当たり最高3円まで値上げが承認されました。同じように振興策を伺います。

④、今、あらゆる分野において外国人技能実習生が各地で活躍されておりますが、経営者は事業を左右される存在であります。

市長の所信表明にありますように、どのような形で外国人実習生、就業者へのサポートの窓口の一本化を進めるのかを伺いまして、明確な答弁を求め、1回目の質問といたします。

○市長（竹田正博）

それでは、渡辺利治議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1番目の災害対策についての①8月8日の豪雨災害を目の当たりにしてどう思ったかについて、お答えいたします。

今回の豪雨災害については、短時間に集中した豪雨であったため、私もそうですが、市民の皆さんも初めて経験する災害であったのではないかと考えております。

1の②これまで見舞われた地域、なぜ改善されなかったかについて、お答えいたします。

過去の浸水に対しましては、排水路の整備により一定の効果はあったものと考えます。

しかし、今回の浸水につきましては、河川の増水に伴う排水路からの逆流が主な原因であると考えられることから、今後は河川管理者である県と協議を重ね、適切な対応策を検討していきたいと考えています。

1の③被災された方々への心のケアについて、お答えいたします。

被災された方々の心のケアは、災害で心身に強いストレスを受けた方々に、安心を取り戻し、生活の再建を支える支援になります。心理面においては、時間の経過とともに心理的变化をもたらすことから、段階ごとのケアが重要となります。

今回は、被災家屋を8月10日に全戸訪問し、健康状態の確認を実施いたしました。現在は、家屋の消毒班と保健師がチームとなり、不眠や自覚症状の健康観察を実施しています。

今後の支援については、災害1か月後をめどに被災者全戸訪問を実施し、支援が必要な方には継続して寄り添った支援を行ってまいります。

1の④地域住民が安心して暮らせるための、今後の対応策について、お答えいたします。

災害への備えとして、「自助・共助・公助」がございしますが、大規模な災害発生時において「公助」には限界があります。

地域防災力を高めるためには、「共助」となる自主防災組織の育成・強化が不可欠であるため、市の防災訓練において、各地域の自主防災組織と連携し、訓練を行うことで、防災力の強化を進めてまいります。

また、今後の災害対策については道路、橋梁、上下水道、河川など、インフラ整備の強化も欠かせないところです。

今後も引き続き地域住民主体による防災訓練を重ね、関係機関とも連携を図りながら、災害に強いまちづくりの実現のため、取り組んでまいります。

2、農業振興策についての①畜産業での振興策について、お答えをいたします。

本市の畜産業は、高齢者の離農や担い手不足等から戸数・頭数が減少しており、生産基盤の維持・拡大が大きな課題となっています。

今後は、本市の畜産振興を図るため、新規就農者や後継者等への就農支援強化や、市単独事業及び畜産振興協議会事業による経営継続を支援するとともに、国・県の補助事業も活用しながら、畜産農家の経営継続と頭数維持・拡大に努めてまいります。

2の②園芸、水稻での振興策について、お答えいたします。

農業を取り巻く環境は高齢化、担い手不足など、多くの課題があります。このような中、園芸、水稻での振興策としましては、機械化やスマート農機などの活用のため、市単独事業及び国県事業による生産コスト削減の支援を行い、面積の維持・拡大による経営の安定化と新規就農者支援事業の見直しによる、担い手の確保及び育成支援を行いながら、生産者、各団体、関係機関と連携した振興に取り組んでまいります。

また、水稻につきましては、国が水田政策を令和9年度から根本的に見直すこと

を発表しておりますので、その動向を注視してまいります。

2の③工芸作物での振興策について、お答えいたします。

工芸作物の主なものであるお茶でございますが、鹿児島県全体の荒茶生産量が県全体での取組で令和6年度に全国1位となりましたが、茶業を取り巻く状況は、価格低迷など厳しい状況が続いております。

お茶の振興策としましては、園芸振興策と同様に機械化等への市単独事業及び国県事業による生産コスト削減の支援と、茶の需要に対応した品種への転換等を進め、面積の維持・拡大による経営の安定化と新規就農者支援事業の見直しによる担い手の確保及び育成支援を行いながら、生産者、各団体、関係機関と連携した振興に取り組んでまいります。

2の④外国人技能実習生、就業者へのサポートについて、お答えいたします。

農業を含め慢性的な人手不足であることから、生産者、国・県、各種団体と連携しながら、労働者確保のためのサポート窓口を一本化し、雇用者の負担軽減のために支援を行ってまいります。

以上、1回目の答弁を終わります。

○15番（渡辺利治議員）

ただいま質問に対して答えが出されたわけでございますが、本当に今回の災害を目の当たりにして、非常に空恐ろしいような気がいたしたと思います。

大体20年前かな、あのときも岩川の病院のあそこの橋も氾濫寸前、そこを私は元団長と歩いて行って、怒られましたけど、避難をさせた経験がございます。

だから、起きてしまってからどうしようもございません。だから、そういうことが起きないように、やはり行政としても前向きにずっとしていかなければならないことと思っております。

2番目の②で改善されなかったかということ、私、1回目で言いましたけど、寄洲を取ったことがあります。寄洲を取ることによって流れが変わります。そして、高低差が幾らかありますので、十分対応できておりますが。あと川底の問題、川底も鹿屋の例で言いますと、鹿屋は町なかをトンネルが通っていますよね、いざというとき。

そして、もっと大きいのであれば東京の荒川のほうでは、上流のほうから4か所大きなやつを造って、随時ため込んでいって自然に放流させる。それが一番いい方法なんだけど、それは到底曾於市においても、どだい無理な話かと思っておりますけど、やはり計画的に川の状況を見ながら、川底の除去、寄洲の除去というのを検討される必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

川底の砂の除去、それと寄洲の除去、これについては以前実施をされたと聞いております。今回も対応策がまだ決まらない中では、そういったところを少しでも早く何らかの形でしていただきたいというのは、私は思っているところでございます。

○15番（渡辺利治議員）

まだ県と協議を重ねながら適切な対応策の検討中ということですが、やはりそれを見ながら我々も進めてまいりたいんですが、そこを市長のほうから強く、川底と寄洲の除去、これを進めていってもらいたいと思っております。

それと、被災された方々への心のケアの問題でございますが、いろいろとされております。確かにこのようにしっかりとしたケアをしていただければ、被災された方々の心労が少しでも和らぐものと思っております。

今回の災害におきましては、薩摩川内、始良、霧島ですよね。それに曾於市を含めるんですが、曾於市以外は余りにも被害が大きかったのか、新聞でもボランティアと、あと二つ、三つのことが毎日載っていましたよね、受付とかいろんなのが。それが、曾於市だけは載っていなかったのが、どうしたら助けてあげられるのかなという疑問も、また私も相談を受けましたけど、ボランティア活動というの、曾於市には協議会の中でちゃんとありますよね。それを協議会と市のほうが話をして、8日の日ですかね。8日の日と聞いております、間違いないですね。8月8日。

（何ごとか言う者あり）

○15番（渡辺利治議員）

社会福祉協議会との見回り。市長は、今、8月10日全戸訪問と書いてあるんですけど。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

ボランティアの関係でございますけれども、まず現地を見に行っただということにつきましては、8日の日には、私どもも現地を見に行かせていただいたところでございます。その後、各職員で災害の調査がございました。

それを踏まえまして、社会福祉協議会とのボランティアセンターの設置につきましては、その現状を把握した後の8月の13日の日に協議をし、また、その後社会福祉協議会が現状の把握でまた確認をされたという流れになっております。

以上です。

○15番（渡辺利治議員）

やはり被災された方々というのは、自分で、自力、できないわけですよね。だか

らボランティアというのは一番助かります。これは、どこの災害が起きても、世界各地でもありますが、やはりボランティアの方々の支援というのは非常に助かるものがございます。

曾於市でも、聞くところによりますと、43団体754名です。個人として62名、こんなに多くの方々が協力的な体制を敷いておりますので、これをいかに早く市民に知らせるか、それが一つの重要なポイントとなってくると思っておりますので、今回13日に置かれておりますけど、もうちょっと早くできなかったのかなという疑問点を持っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。私どもも状況把握をすることを優先した部分もございまして、私もちょうど8日、9日、ずっと岩川のほうも回らせていただきましたけれども、やはり汗だくになって、身内の手伝いいただいたりして、作業されておりました。

その後、ボランティアという話が出てまいりましたので、もっと早い段階でそれを、手を打つべきだったなということを今反省しているところでございます。

やはりこれも午前中申し上げましたが、そういったフローチャートの中に、初動体制のフローチャートの中にしっかりと入れ込んで、担当課同士での横のつながり、そういったものをしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに教訓をしたところでございます。

○15番（渡辺利治議員）

確かにそのとおり、本当に市民が喜びます。災害は最小限に食い止めて、心労も早く直すことが基本であることだと思っております。

今回、この対応策の件ですが、すぐに県に訴えて、被災状況視察があつて、今後の協議中ということで見守るわけですが、自主防災力を高めるために「自助・共助・公助」とありますが、この防災ガイドブックが今回3月に発行されておりますが、これを見ますと、今回の災害におきましては、指定避難所、これが開設されました。何名利用されたか知っておりませんが、お答えですけど、指定避難所プラス届出避難所というのが昨年市内に8か所できております。

あつてはならないことなんですけど、うちの自治会にも指定をもらいましたので、この前8日の日にはそれは発動されませんでした。11日の深夜0時ちょっと過ぎにアラームが鳴って、それで出されましたので、大変だなと思っておったところ、岩南のほう、下のほうからですね、避難したいんだけどちゅうことで、すぐ開けて対応しました。2世帯3名の方が来られました。

これは、大きな判断だったと思っております。実際はあのとき雨は降らず、風も強くもなく、幸いよかったんだけど、あそこでその人たちが考えたのは、まず脳裏によぎったのは、あの8月8日の大雨洪水、あれがどうしても離れられず、橋を渡れない、家を出られないだったから、今回は安全なところの我々のところに避難したという状況でございますが。何事もなくよかったんですけど、やはりあるということ、市内8か所、多分これは周知不足かなと思っておりますけど、その辺どう思われますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

届出避難所、おっしゃられるとおり、令和7年4月時点で8か所指定をされております。これの開設の実績としましては、令和6年度に2回、それから今回が梶ヶ野と丸山下という報告は受けているところでございます。

おっしゃられるとおり、広報等にそういったものがなかなか記載されていない部分がありました。そこは、しっかりと広報体制を整えるようにしたいと思っております。

○15番（渡辺利治議員）

そう、これには、マップには載ってないんです。指定避難所はしっかり載っています。ヘリポートとかほかのやつは載っていますが、これだけが載ってない。ひょっとするとこれを作った時期と、ちょっと時期が間に合わなかったような気もするんですけど。これを新しく作って配布せよというのは膨大なお金がかかりますので、何らかの形で、市としては周知徹底をお願いします。

災害関係につきましては、今後の成り行きをしっかりと見届けさせていただきま。市民安全が第一でございます。

農業振興について伺います。

畜産業、園芸振興、それぞれ答えをいただきましたけど、生産者は自助努力をしながらも、やはり国、県、市の事業等を、補助事業等をもらいながら、考えながら頑張っておりますので、今後とも積極的に捉えることを期待しております。要は農家がどんだけ再生産できて、どんだけ潤わしていくか、それが市の所得にもつながります。

園芸のほうでございますが、特に私が今回力を入れておりますのはお米です。お米に対しての、今、作付体系というのが変わってきているんです。それが、農水省も2026年度に向けて米増産に大幅な新規予算を要求されておりますが、これが乾田直播といって、水をためないやつですね。

これを私が初めて見たのは平成8年です。平成8年、19年前です。これをどこで

見たかという、末吉町議会時代に全員による……、2人行かんかったかな、議員研修でカリフォルニアに行きました。カリフォルニアで見たのは複葉機です、飛行機。複葉機によって種まきを空からして、1枚の田んぼにするわけですが、その1枚の田んぼの広さ、そしてまた農場に行って、農場機械庫に行つてのトラクターの大きさ。前輪のタイヤがこうあります。全てスケールが違いました。

日本では規模は小さくても、確実に今、乾田直播が伸びてきておりますが、曾於市でも手探り状態で始めた方がおります。名前は言いませんが、姓は児玉です、これは許可を取っております。ここでスライドによって紹介しますので、お願いします。タブレットにも入っていると思います。

(渡辺議員、議場モニターに水を張っていない水田の写真を表示)

○15番(渡辺利治議員)

これが、6月初めにばらまいて、種もみをばらまいたやつでございます。なぜ手前にあんだけ残っているかといいますと、たまたま発芽しなかったのと、あそこに雑草がないということを強調したかったから、あえてあそこを写しました。除草剤の使用効果が十分発揮されたということでございます。

次、お願いします。

(渡辺議員、議場モニターに成長した稲の写真を表示)

○15番(渡辺利治議員)

これはもうこうべを垂れておりますが、これは4月19日です。普通より約一月早く、同じくばらまきでございますが、もう今週中にはコンバインによる収穫を行います。これは、苗移植と全然遜色はないと思います。

次をちょっと進めてください。

(渡辺議員、議場モニターに2枚目に表示した水田の全景を表示)

○15番(渡辺利治議員)

これが今の拡大したやつの全体の水田です。これには4月19日というのは、まだ本人も試行錯誤で初めてでございますので、部分的に雑草がありました。先ほど見たやつには、雑草が消えていた。それはもう技術の向上としか言いようがありません。

次、お願いします。4枚目ですか。

(渡辺議員、議場モニターに畑で米を栽培している様子を写真で表示)

○15番(渡辺利治議員)

これは、水田ではございません、畑です。ただし、7月……10日前かな、4、5日頃に畑に条まきで植えておりますが、今ちょうど除草剤を振ったばかりで、幾らか効果が、黄色くなっておりますので、除草剤の効果が出てくると見受けられま

した。この方法をもうちょっと、4月、5月頭に植えたら、畑でも十分取れますと、本人が採算ベースに近づけられると言っておられました。

これが、今回私が言う乾田における直播、じきまきです。それが今皆さんに教えたところですが、市長、この写真見てどう思われました。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

国のほうの、今、農林水産省が米の増産ということを言っております。こういったじきまき栽培、水管理をしないという部分では非常にありがたいのかなと。それから、作業として代かき等が、しなくていい。そして、田植えの手間も省ける。そういった、非常にコスト削減という面では非常に画期的な方法なのかなと思います。今後これが実証されていって、農家への波及がしていく段階になっていけば、しっかりと取り組める作型だなというふうに今感じたところでございます。

○15番（渡辺利治議員）

この写真を見る限り、また現場を見る限り、本当にこの稲作りというのは画期的であります。まず苗を作らない、運ばない、代かきもしない。田植え足袋ももちろん要りませんよね、ぬかるみじゃないから。

これは、種まきはドローンじゃなく、ブロードキャスターです。飼料をまいたり、肥料をまいたりする、何でもできるやつを使っております。トラクターも、小さいのではちょっと無理かもしれませんが、普通、大規模農家であれば持っているので十分利用できます。使えます。

ですから、従来型に比べ相当なコスト削減と、あとはもう普通の管理をしておけば、秋の収穫をコンバインですれば終わりです。

しかし、この前新聞に、27日でしたか、省力化が期待できる一方、雑草が生えるほか、収量が少なくなると掲載されたんですが、これは1年生はたしかそうなるかもしれませんが。あとは本人の技術次第で、努力次第で、全国のデータもございしますが、これは必ず上回る若しくは一緒ぐらい。おまけに省力化だから、コスト削減ですから、絶対プラスになると出ておりますので、この方法を市としてはどのような形で、全ての農家には該当しないと思いますが、どのような形で普及させていく考えか、伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、取り組まれていらっしゃる方が8haほどということでしたすっけ。今回の取組の経緯、こういったものも農政課と連携していただいて、また関係機関、畑かんセンターであったりとか、JAさんであったりとか、そういったところと情報の

共有をしていただき、この方法が、本当に——コストが下がるというのは当然でございますので、モデル的に取り組める方々がいらっしゃれば、積極的にそれはまた農政課を中心として取り組んでいただければと思っております。

○15番（渡辺利治議員）

大隅町でも今1人いらっしゃいます。そしてまた、今回の実証を見て、末吉町でもまたやってみようという方が実際いますので、これはもう本人はもとより、やはり行政の対応も必要かと思っておりますので、政策のほうに入れておいていただきたいと思っております。

次に、外国人実習生のことなんですけど、これのメリット、デメリットというのはどこにあるのでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私が想定していますのが、今、外国人の、農業でいきますと約300人ほど実習生が市内にいらっしゃると思っています。多いところでは大隅南地区、100名ほどいらっしゃいます。その方々の、いわゆる雇用者の方々は、コーディネートいただく会社のほうに毎月最低でも4万円、お一人当たり4万円という金額を負担しなければなりません。

そこを考えますと、非常に負担が大きいという考え方がありまして、その窓口を何らか、市のほうがそのサポート窓口、そこに市が少しでも絡んでいけないだろうかということを考えたわけでございます。

そうすることによって、例えばサポートされる会社の方々が毎月来られて、就業の実態であったりとか、そういった調査もされます。

そういったところを、例えば市で第三セクターを起こして、そこが代行してやっていくことによって、雇用者の方々の負担額の軽減につながるのではないかと、ということを今考えておりまして、これをどこが担うかということが一番問題になってきますけれども、やはり先々は農業公社、そういったところがその窓口になってできないかなということを、今、想定しているところでございます。

○15番（渡辺利治議員）

農業者の仲間でも、やはりそういう技能実習生を結構使っておりますが、人によっては4万円あるいは3万円、ただし当たりはずれがあって、いなくなったり、明日からの仕事が急に計画狂ったりすることもあるんです。

そこで、安定して続けられる、技能実習生を受け入れられる、その対策が今一番必要だと思っておりますのを今市長が答えてくれたわけなんですけど。今、雇い入れる人は、また10月に直接相手国に行って面接をして、そして人選をしながら連れ

てきております。そこら辺りも一本化できるのでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、それを一挙に一本化というのはかなり厳しいと思いますし、今、民間でもそういった事業をされている方もいらっしゃいます。

私は、そういった方々のノウハウっていうのを、市のほうで賄える分野があれば、そこを市のほうでも賄っていける体制を作ればというふうに思っておりますし、また、私も若い後継者の方とお話ししたときに、時期的に欲しいんだと、時期的にその外国人の実習生が来ていただいて、作業をしていただきたいという部分もあるんだということをお聞きしましたので、やはりそういった形で、時期的に派遣ができるような形、そういった形も取れないだろうかというふうに思ったところでございました。

そういった部分で考えますと、やはりそういったサポートしていただく会社のほうが、いわゆる外国人技能実習生の受入れから1か月間日本の教育をされますので、その部分はそこを担っていただいて、そして、いざ農家のほうに派遣するときに、その後の運営・運用、そういったものを市が何らかの形で携われる機関ができないだろうかというふうに、今、考えているところでございます。

○15番（渡辺利治議員）

これを外国人技能実習生を雇う側といたしましては、やはり安定・安心が一番の問題なんですけど、今、JAそおは輝北町のゴボウを基に、数名の方をやって、ゴボウの時期以外はほかのほうに回しております。

これはもう違法ではございませんので、そのような形を取るとしたら、曾於市においては、もう一番それを手っ取り早い窓口となるのは公社じゃなかろうかと今考えたわけなんですけど、そのような形も取りながらの模索といいましょうか、考えておられますか。そしてまた……、一問一答だから、そこからお答えください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおり将来的に農業公社の作業というのが、今、受委託が中心になっておりますので、これが後継者の代になったときには、やはり大規模経営で、機械も大型化ということを想定しますと、受委託の作業自体も減ってくるのかなというふうに思っておりますので、議員がおっしゃられたとおり、農業公社が請け負って、そこから、端的に言うと人材を派遣するというような形の事業ができないかというふうに想定しております。

○15番（渡辺利治議員）

それが、最もポピュラー的なやり方だと思っております。そのほうが、また大型農家は大型機械を使って、外国人実習生は免許がないので乗れませんが——圃場は乗れるんですけど、もし事故等があった場合は大変ですから——、やはり手作業が結構あるんです。だから、そこらあたりに回せるような体制が必要となっております。

それと管理会社ですが、外国人技能実習生を受け入れる会社組織、例えばグローブとかT O Aとかあります。それらとまたやはりミスマッチをするとおかしくなりますので、行政としても、やはりそこらあたりは十分検討しながら、これから先、外国人実習生を扱うに当たっては十分検討していただきたいと思っております。

それと最後に1点、外国人技能実習生は日本語を勉強します。しかし、現地に着いてからは鹿児島弁です。ほとんどもなまっていますよね。それをどっかとか、何らかの形で日本語の勉強という勉強会を開ければいいなと思っているんだけど、これを市の1か所でしたら、結局、事業主が送迎せないかん。それはちょっと無理かもしれないと思いますので、出前講座じゃないけど、地区を決めて、長い時間でなくていいです。そのような実習生に対する日本語勉強、そういうのを考えられませんか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

以前は企画課のほうでしたっけ、ございました。そういった形で、交流をするという形で計画をされておりました。

そういった取組も今から必要になってくると思いますし、外国人の方々、それぞれ宗教も違いますし、生活習慣も違います。ですので、そういったコミュニケーションを取るためにも、やはりそれは必要な措置かと思っております。

ただ、例えばたくさん雇っていらっしゃる方々については、なかなかいわゆる自分のところの給料体系とほかのところの給料体系が違ったりして、その情報が交錯するといなくなってしまうという懸念もされているようでございますので、そういった部分の懸念を取り払わないとなかなか厳しいのかなと思いますが、そういった日本語の言葉もそうですし、習慣、いわゆるこちらの曾於市での習慣であったり、そういったものはしっかり学んでいただきたいなと思っておりますので、そこはしっかり計画を立てていきたいと思っております。

○15番（渡辺利治議員）

園芸と工芸作は追及しませんでした。市長の1回目の答弁のとおり、それを実行するよう、それを農家も期待しておりますので、必ず守っていただくよう、農家が安心して再生産できることを願っておりますので、以上をもちまして、私の一般

質問を終わります。

○議長（山田義盛）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分
—————・—————

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○17番（久長登良男議員）

8月8日、大雨による被害が発生しました。被害を受けられた方々には、心からお見舞いを申し上げます。市当局も災害復旧に努められていますが、一日でも早い復旧復興を願うものであります。

それでは、先日通告をいたしておりました一般質問として、市長の政治姿勢についてと、財部温泉センター、財部のまちの振興対策について及び財部城山公園整備についてお伺いいたします。

まず、1項目めの市長の政治姿勢についての①市長として、今後、市政を司る上での政治姿勢と理念についてお伺いいたします。

②に有名な政治家は公約を掲げ信念を貫かれている、このようなことを市長としてどのように捉えているか、お伺いいたします。

次に、2項目めの財部温泉健康センターについて、①財部温泉健康センターの今後の基本的な考えをお伺いいたします。

3項目めの財部のまちの振興対策についての①財部市街地活性化検討委員会でも答申された経緯があるが、このことについてどのように認識されているか、お伺いします。

②旧財部支所庁舎跡地についての考え方をお伺いします。

③財部駅から南九州畜産獣医学拠点SKLV間の道路及び県道都城隼人線の正ヶ峯から水ノ手の道路の改良整備についての考えをお伺いします。

4項目めの財部城山公園整備についての①城山公園は龍虎城として親しまれ整備されてきた。今後、公園らしく管理していく必要があると思いますが、考えをお伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（竹田正博）

それでは、久長登良男議員の質問にお答えいたします。

1、私の政治姿勢についての①政治姿勢と理念について、お答えいたします。

私の政治姿勢といたしましては、市民の皆様の声に耳をしっかりと傾け、市民の皆様の声をしっかりと市政に生かし、市民の皆様が主役のまちづくりに努めていく所存です。

また、何事にも感謝の気持ちを持ちながら市政運営に当たっていくことを理念として取り組んでまいります。

1の②有名な政治家は公約を掲げ信念を貫かれていることについて、お答えいたします。

地元選出の国会議員の先生方は、自身の政治に対する信念を貫かれ行動されておられます。私自身、先生方の「大衆の幸福のために積極かつ良心的に行動します」と、「常に現場主義を貫き、これからも真っすぐに前へ」という政治信念に大変感銘を受けております。この信念を胸に、これからの市政運営にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

大きな2項目め、財部温泉健康センターについての①今後の基本的な考え方について、お答えいたします。

財部温泉健康センターにつきましては、指定管理者と協議した上で、まずは入浴料の見直しや営業時間の検討など、赤字解消に向けての取組を行っていきます。

加えて、施設の設置目的確認や利用状況などの把握から、市民生活にとって必要な施設の在り方を考えていきます。

このようなことから、現在、民間への無償譲渡は考えておりません。

大きな3番目の財部のまちの振興対策についての①財部市街地活性化検討委員会でも答申された経緯があるが、どのように認識されているかについて、お答えいたします。

令和4年3月9日に財部市街地活性化検討委員会より、財部支所庁舎の建設場所や財部中央公民館の在り方、南九州畜産獣医学拠点事業、財部市街地の活性化策などについて、答申を受けているところであります。

この中で、市街地の活性化については、将来的な開発構想を持ち、計画を作成した上で、段階的に市街地整備を行う必要があると答申を受けており、今後、市街地の活性化へ向けた計画を検討してまいります。

3の②旧財部支所庁舎跡地についての考え方について、お答えいたします。

旧財部支所庁舎の跡地活用につきましては、今後、財部市街地の市有地や空き家の状況、また、南九州畜産獣医学拠点を一体的に考えて市街地活性化の計画を作成し、その中で旧財部支所庁舎跡地の利用を考えていきたいと思っております。

3の③道路の改良整備について、お答えいたします。

財部駅前の県道財部停車場線におきましては、整備がされておりますが、SKLV付近の県道末吉財部線におきましては、幅員が狭く通行しづらい区間があります。

また、正ヶ峯から水ノ手間の県道都城隼人線におきましても、幅員が狭く、大型車同士の離合が困難な箇所があります。

いずれにしても、道路管理者は県であることから、市としましては、今後も引き続き要望を行っていきたいと考えています。

大きな4番目の財部城山公園整備についての①城山公園を今後公園らしく管理していく必要があると思うが、考えを伺うについて、お答えします。

財部の城山公園は龍虎城跡として知られ、その一部は平成5年3月に文化財に指定されています。城跡内には曲輪や空堀があり、往時の面影を今に残しております。

また、城山公園内には陸上競技場や野球場もあり、各種スポーツ活動やウォーキング、歴史散策等で活用されております。

城山公園は、本市の都市公園の一つであり、公園の維持管理として定期的に園路やトイレの清掃等を行っております。

園路や施設の補修が必要な場合は、歳出予算を計上し、修繕を行っているところであり、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

以上で、1回目の答弁といたします。

○17番（久長登良男議員）

今、1回目の答弁をいただきました。それでは、項目ごとに質問をしてまいります。

①番目の問題でございますが、これはここに答弁されたとおり、「市民の皆さんの声に耳を傾け」、これは市民の皆さんということですから、個人ではないということで安心をしておりますが、私はちょうど50年前に財部の有名な町長をされた方との月に1回——私は農協におりましたので、月掛けをしてもらいました。

そのときに、月に1回その人と懇談する機会がありましたので、その人の言われた言葉を今でも覚えております。財部町でしたので、そのときの、標準語じゃなくて、財部の言葉で話をされましたので、いろいろパワハラとかそういうものを気にせずにざっくばらんに話をされたのを記憶に残っております。

その一例を申し上げますと、そのときの町長ですから、町長というのはですねということでは言われました。というのは、どういうことを言われたかと申し上げますと、町民のためにはみんな平等に町長は扱わないかんですよということを言われました。

というのは、まず道路問題で言われましたが、地位の高い人、それから、いろん

な立派な人、そういう人と普通——「おなごどん」ち言われましたので、これは今使うと非常に問題になりますが、50年前ですから、何も違和感も何もなかったですが——そういうところとの差をすっといかんたっでなということを言われました。

それはどういうことかと申し上げますと、道路が拡張になれば、ここは高くここは安く、いろんなところを差別をするなということを言われたなというふうに私は思っております。それが行政の役目だということで、みんな平等に行政というのはせんないかんということを言われました。

それと一つはどういうことを言われたかと申し上げますと、税金のことを言われました。税金というのは町民の義務だから、権利ばかり言ってもらうといかんだよなということで、地域で、そのときに税金を納めんという地域があったということで、私に言われました。そして、税務課長に、そこをどうしてんお金を取ってこいということで言われて、それで、お前がといがならんときは最終的には町長自らが足を運んで説得をするからということで言って、税務課長にまずそこに行って説明をしてこいということで指示をしたと。

そうしたなら、ある程度は取ったどん、最後がまだ、全面的に納入ができないということで、そしたら町長自らが行って、どういうことを言われたかといいますと、税金というのは、みんなこれは町民は義務だから、納めてもらわないかと。「納めん人はなあ、道路を税金で造っちゃったっど」と——学校もちょうどそのときに、昭和28年、29年、30年ですか、31年頃、財部小学校が鉄筋になった時期ですから、そのときの町長ですから——「もし、おはんたった、学校に子供をやっとか、教室もびしゃっと作りたいが、そいやれば、道路は真ん中を通つもろといかんど。一番端を通つもらわないかんど。学校も机な座っせーな授業はしつもろといかんど。後に立つとかないかんど」と。「んにゃ、そげな差別をしつもろといかん」「そいやれば、税金をみんなを納めつもらわないかんな、そいで作っちゃりたいがな」と言ったなら、全員税金も滞納がなく納めていただいたという。そういう、権利を主張するんであれば、義務も果たしてもらわないかんとということを言われたのを記憶に、50年前の記憶に残っております。

これを言われたのはアメリカの大統領、ケネディ大統領が大統領になってすぐに、国民は国家に何ができるか、国家は国民に何をするかということを問うよりも、そういうのを……演説で言ったのを記憶に残っておりますが、竹田市長はそういうことを考えてしていただければ、竹田市政にみんなが目を向ければ、自ら、今さっき言われました自助・共助・公助というそっちが先にくるんじゃないかなというふうに思ったわけですので、それを十分、みんなに平等で、みんなが曾於市を愛し、そして、みんなが協力体制を作っていくための施策ということでお伺いしたわけですが、

それに対しての今後の、もう一回そういう強い取組というか、信念というものをお聞かせいただきたいと思います。と思っています。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられました義務と権利の関係もございます。私も、やはり平等であるべきだというのは当然でございます。また、いろいろな、市政でいいますと補助金の絡みであったり、そういったものは受けられる権利はあられるわけですので、市政に対しての義務、それから、市民としての義務を果たしていただきたいというのはしっかりとお願いをしていく、そういった姿勢で取り組んでまいりたいと思っています。

○17番（久長登良男議員）

今そういう表明されましたので、大いに期待をいたしているところであります。

次に2番目ですが、1回目の答弁の中に、山中先生の信念のことをここで挙げられているなというふうに思うわけですが、山中先生は県議に出られたときに、「魂の公約」ということで、政治家活動の中に、これをずっと守ってされた政治家かなというふうに思っております。

山中先生のこの公約というの、これは国民、あるいは県民、市民、地域住民のためを思っている政治活動というのを、この信念から読み取れるんじゃないかなというふうに思うところであります。こういうのを頭に入れて、そして市政を、かじ取りをしていただくならば、これは市民全員が竹田市政を見ながらついていくのではないかなというふうに思ったところでありますから、口先だけではなくやっぱりこれは信念として行動することが、市民が見ている姿勢だというふうに思いますので、再度このことについての表明というか、ここに書いてありますが、いま一度質問をいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この山中先生のお言葉は、やはり私に置き換えますと、市民の幸福のため、その幸福のためには積極的に行動しますということでございます。

それから、常に現場主義を貫き、これからも真つすぐ前へというのが現森山幹事長のお言葉でもございます。こういった形で、私も森山幹事長とは何回かお会いいたしました。常にこちらのほうへも帰ってきておられて、現場をしっかりと見られて、その対応を取られている。その姿を見まして、やはりこうあるべきなんだろうということを感じたところでございますので、しっかりと私もそういった信念で執り行なってまいりたいというふうに思っております。

○17番（久長登良男議員）

私も、いろんな国会議員の方々と懇談する機会がありました。山中先生、あるいは隣の小里貞利先生ですね。あの人と懇談する中で、阪神・淡路大震災のときの復興大臣をされました。そして、あそこをどうすれば復興されるのかなというふうを考えられたそうです。そのときにお寺、神社、こういうことについては非常に厄介な、手をつけづらい問題があって、なかなか復興に支障を来すんじゃないかなというふうを考えられたそうです。そのときに、大臣に一任してくださいということで、そういう約束事で、ハーレーに乗って回っていた熊本から上京されて、任命を受けたということでもあります。

それが早めに復興できたのは、そういう強い信念の下で、市民、あるいは県民、そういう人たちのために思ってすれば、何事もできるというのを感じたところでもありますから、市長もそういうことを念頭に置きながら、自分のためじゃなくて、市民あるいはそういう地域の方々のために思ってするんだという意識の下で、今後、市政を司っていただければ、みんながそういうふうに応援してくるんじゃないかなというふうに思うわけですので、そこらあたりを十分考えて進めていただければ、非常にありがたいなというふうに思うところでもあります。何かこれに対してありますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も関係各課と、就任しましてから打合せをずっとさせていただく機会が多くあります。その中で、一つ一つの案件について、これが市民の皆さんのためになることなのかということを、やはりそこを念頭に置いて協議を進めてきておりますので、そういったその初心というのはしっかりとずっと持ちながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○17番（久長登良男議員）

今、市長の強い、市民に対する市民のための政治をしていくという決意でございますので、御期待を申し上げます。

次に、大きな2番目ですが、財部温泉センターですが、このことについては、現在、民間への無償は考えておりませんということでもあります。

この前、全協の中で報告がありましたが、その中で財部温泉健康センターは、竹下創生資金を活用されて、そのときの町長さんが何を造ろうかということで一生懸命模索されて、財部は温泉がないから温泉を造ろうかいということで、財部温泉センターができたわけですが、これはただ収支だけの問題じゃなくて、健康ですから、健康保険税の抑制を図る意味からも、少々の赤字は覚悟の上で造られたのではない

かなというふうに、私はそのときは議員でも何もありませんでしたので、町民の方々のいろんなそういう要望の下でされたというふうには聞いております。その中で、先ほどもありましたが、去年の赤字は381万5,000円、これは指定管理を3,118万2,000円出しておりますので、大分赤字は大きいわけですが、先ほどもあります入浴料の値上げ、そういうものも検討するということでもありますから、ここだけじゃなくて末吉も赤字ですね。指定管理料が財部の温泉よりも1,800万円ぐらい少なく、大隅の場合出しておりますから、いや、末吉の場合は。そういう形で、どこも温泉というのは赤字ではないかなというふうに思うわけです。

そういうことで、国民健康保険税との絡みというのも考えながら、そして入浴料の見直し、そういうものを検討しながら、短期的に考えるんじゃなくて、長期的にどういうふうになれば赤字が少しでも抑制されるか、そこらあたりを十分検討して、こういうのは進めていただきたいと思うわけですが、そのことについて、何かそういう対策というものを今後検討されているものかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、メセナ末吉の社長と1時間ほどその打合せもさせていただきました。財部温泉については、おっしゃられますとおり、指定管理料3,118万円ほどでございます。メセナ温泉についても、1,300万円ほどになっております。

この温泉施設については、やはりおっしゃられるとおり、造ったときの当時の経緯というのは、やはり町民の皆様の福利厚生という形が一番大きかったわけでございます。

そして、私も選挙戦で回っていく中で、やはり田平、宇都、川内、この近辺の方々におかれましては、もうこの温泉は残してくださいという要望が非常に多くありました。もう入浴料は高くなってもいいから、残してほしいという要望がありました。

これが市民の方々の切なる思いだというふうに私も受け止めましたし、また、この財部温泉につきましては、非常に泉質もかなりいいということも伺っておりますし、都城近郊からの入浴者も結構いらっしゃるということです。今後は入浴料に関しましては、メセナと合わせて検討しなければなりませんけれども、やはりそういった営業努力というものも、会社のほうでも考えておられますので、そこを一緒になって取り組んでいくことで、何とか直営での維持をしたいというふうに考えているところでございます。

○17番（久長登良男議員）

30年前に掘った第1源泉というか、源泉ですね。ここがあまり、量が少なくなったということで、第2源泉を掘って、今、営業をしているわけですが、そこを掘ったときには、非常に、まだあるなって思ったんですが、この第2源泉についての今の状況というのが分かっていられれば、お聞かせをしていただきたいと思います。

○市長（竹田正博）

メセナ末吉の社長から、第2源泉の湯量というのが、若干少なくなっているというのは、情報をいただいているところでございます。

○17番（久長登良男議員）

いきいき親水公園ですか、あそこから水を引いておったんですが、普通の温泉に。あれはどうなっているかなって思うんですが、分かれば。あその水がちょっと悪いという……普通の水ですね。温泉は風呂に入るときの温泉、普通のところの水はそういうのを、前は使っていたんじゃないかなというふうに思うんですが。全部温泉だと今おっしゃるように、水が、温泉がいくらでも要るわけですので、水で対応できる場所は水であればいいんじゃないかなということで。あその親水公園のプールも、もうしないんじゃないかなと。それで、あそこは水は引いてないのかなって思うんですが、分かっている人がいれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田義盛）

答えられますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

親水公園については、以前は私、経済課長の頃は、経済課の管轄でしてありました。あそこが、修繕料がかなりかかるということで、今、休止している経緯があるんですが、ただそれが温泉センターのほうへ水を引いているという部分については、当時からちょっと私のほうでは把握をしていなかったところでございます。今、尋ねてみますと、恐らく……、ごめんなさい、すいません。

○議長（山田義盛）

いいですか。私は分かっているつもりだけど。

（笑声）

○17番（久長登良男議員）

財部の温泉は質が、今言われましたように、掘ったときは四国の道後温泉の温泉の質と同じと、非常に肌触りがよくて、効果があるということで、私なんかは聞いておったんですが、「坊ちゃん」で有名な道後温泉です。

そういう宣伝もしながら、少しでも曾於市内の人たちが利用しやすいような環境づくり、宣伝、そういうものをしていくことによって、健康保険の抑制にもつながっていくんじゃないかなというふうに思います。若干、コロナからすると入浴料も増えているようですが、これをもうちょっと最盛期ぐらいの人が来て、私にも、料金を若干上げて問題ないんじゃないかという話も来ておりますから、そういうのを総合的に検討して、民間への無償譲渡というのは考えていないということです。それから、メセナで運営されるのであれば、そこらあたりを十分加味しながら検討して、いい方向での財部温泉の継続をお願いしたいと思っておりますが、これについての今後の検討というのをどのように考えていらっしゃるか、再度お伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私は、基本的には最初申し上げたとおりで、直営で運営をしたいと思っておりますし、メセナ末吉さんのほうで、今、私の意向も酌んでいただいておりますので、経営努力として今後また打合せをさせていただきたいということも受けております。

もちろんメセナ末吉さんのほうでは、四季祭市場、きらら館それからメセナの温泉、財部温泉、この四つの施設がございます。連結して収支を出していきますと、何とか今のところでは会社運営は成り立っているわけですがけれども、そこを個別の施設しっかりと、少しでも解消していきながら、市民の方々へもお願いする部分もございますけれども、この会社運営としてもしっかりとやっていけるような形で打合せを続けていきたいというふうに思っているところでございます。

○17番（久長登良男議員）

それでは、3項目めのまちの振興対策についてをお伺いいたします。

まず1番目ですが、この振興対策の答申の中で、五つ、このときに項目を出しております、答申を。

その中で、1番は財部支所庁舎の建設場所については、これはもう庁舎が、財部支所が今のところにできておりますから、そのとおりになっているなというふうに思います。2番目、中央公民館の改修についても、今、計画どおり改修が進められております。それから、3番目ですが、これは南九州獣医学拠点についてのことでありますので、これももうできておりますので。4番目ですが、市街地活性化についての、これをお尋ねしているところであります。

その中で①についてのことは、もうこのとおりでありますので、②ですね。財部支所庁舎についての、跡地についての考えということで、これが4番目の5ということで書いてあります。

このことについて、跡地についてはどのように考えているのかということをお尋

ねしたわけですが、このときには企業誘致とか、体育施設とか、宅地分譲とか、いろいろこういうものが並べてありますが、これは一つに絞って検討しなければ、全部を造ろうとしてもちょっと無理です。

あそこは田んぼでありましたので、今の現状では、あそこが災害——今、大雨が降りますが、あその前のところは水を一旦ためる、そういう形にもなっているんじゃないかなというふうに——あれを全部排水にすると郵便局の前の辺りが非常に、水と一緒に来て、あそこは排水路、用水路になっておりますから、それがあふれて、人家のところに水が行った経緯もありますから。十分考えてこの計画を立てていかないと、宅地分譲をしても、いろんなことをしても、問題が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので。十分そこらあたりは検討して、そういうものを見据えてせんと、いざやってから、災害が出たということでは、非常に問題になると思いますので、このことについてどのように、庁舎を壊すのか、どうするのかというのを、今すぐはできないと思いますが、考えとしてはどういうふうに、将来的に考えて、いつ頃どういうふうにするという、そういう計画を立てて進めるべきだと思いますが、そこについての考え方があればお聞かせをしていただきたいと思います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、今、答申書を持っておりますけれども、この支所跡地については、この三つの項目が書かれておられたところです。

ただ、議員がおっしゃるとおり、私も財部支所におりましたときに、雨が降りますと、南側の駐車場の用水路のところがあふれて、駐車場も浸水する状況もありました。ですので、慎重に検討しなければならないだろうということは思っております。

ただ、財部のあの市街地を一体化して、今後どうした形でもっていくか、SKLVとの動線というのもしっかりと捉えていかないといけないだろうというふうに思っております。

ですので、私の今後の構想といたしましては、できれば商工関係の方々を中心とした今後の検討の在り方の、そういった協議会を作れないものかなというふうに思っております。

そういった方々がいろんな案を出していただいて、答申をいただく。長い期間置きますと、なかなか前に進んでいきませんので、1年ぐらいのスパンで、できれば若い方々、40代ぐらいまでの方々が中心となって、財部駅からSKLV、そして市街地、支所跡地を含めた開発の構想、そういった御意見をいただけるような協議会を作れないものかなというふうに今思っているところでございます。

○17番（久長登良男議員）

市役所前の県道2号線からその間、そこも市のほうに寄附があったり、市のほうで買い取ったり、もうぽつんぽつんと、今、市のほうの土地になっております。あそこと一体化したまちづくり、財部のまちづくりを考えていただきたいというふうに思っております。

まちづくりには、私は2通りあると思います。というのは、「ミツバチのまちづくり」、「金バエのまちづくり」、表現は悪いですが。どちらがいいかというと、ミツバチが通うまちですね。そういうところであれば、市長が言われる若い人たちが帰ってくるまちになるんじゃないかなというふうに思っております。

というのは、一番最初こう見て、ここはきれいだなと、今日の農業新聞だったかな、何か載っておりましたが、若い人たちがそこに住みたいというのは、まず見た感じが印象に残って、そこに移り住みたいというふうに思ったというのが載っておりましたので、まずはやっぱりそういうことだろうなと。

そしてそこで、なぜかという、きれいなまちだったと。何でここはきれいなんだろうって、どうしてもそこに住んでみたいという機運になったということです。財部も、駅もあるし、SKLVもあるし、そういうところでまちだけが、今空き家、空き地、そういうものがありますので、そこをきれいにせんとミツバチが来るようなまちにはならんと思います。

そういう形で、そうしますと、県道2号線を通って、ここはほかの町とすると、ちょっと変わった町だなという、行ってみようかという機運になるし、寄ってみようか、そして行ってみようか、住んでみようかという、そういう機運をするためには、今、財部庁舎から県道2号線、そこを一体となった道路の整備というのが一番大事ではないかなというふうに思っております。

というのは、真ん中は昔の道路ですから、車が、消防車が入らなかったり、いろんなそういうことで、なかなか家が建たないというふうに思っております。それを、道路を入れれば活性化になって、道路も家も造れるしですね。

そういうものを地域の人たちが話をしながら、今さっき言われたように、どういうまちづくりをすればいいか、そして、地元ですてからコンサルにお願いせんと、丸投げではいけないというふうに思いますので、地元の人たちが一番どうしたほうがいいということですね。企画課長も、新地通りというところがありますが、あそこまで道路を入れれば、非常に今の庁舎から、旧道を広くして入れる、そういう図面を作って、地域の人たちに説明すれば、私は反対はいないんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこら辺りの地域の人たちの話を聞きながら、そういう財部のまちの一体化を図

りながら、子供たちが帰ってくるまちにぜひしていただきたいというふうに思っておりますが、再度その計画というものをどのように考えて、いつ頃をめどにというのがあれば、そういうものを出していただきたいというふうに思っております。構想をお聞かせください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃられるとおり、ちょうど私が農政課長時代に、ちょうど所長であられた荒武課長のほうだったと思います。あの市街地の中の用地を3か所か4か所ほど、市のほうで取得をした経緯がございます。そうする中で、やはり2号線から道路を入れる構想もありました。

ですので、そこをコンパクトシティ構想として計画を立てていこうという動きもあったときでございます。

ですので、私が先ほど申し上げた検討していただく委員会と、やはり今後支所跡地をどうするかという部分もあります。取壊しをしなければならないんでしょうけれども、そこで、その利活用をどうするかというのを、協議会を早い段階で立ち上げたいというふうに思っております。

その結論が出るのが、長くても1年後というふうに考えておりますので、また支所長を含めて関係課と協議をしながら、まず、あの市街地の活性化をするための検討委員会なるものを早急に立ち上げていければというふうに思っております。

以上です。

○17番（久長登良男議員）

今、市長のほうで答弁されたとおり、市のほうで早めにその素案というか、そういうものを作って進めていただきたいと思っております。

次に、③番目ですね。③番目の道路整備のことですが、これも今の市街地活性化の中に含まれておりますが、まず財部駅から県道財部停車場線におきまして、これがいろいろ書いてありますが、駅からSKLVまで、これは県道500号線ですか、この線で、ちょうどSKLVの下のところが狭いですよね。あそこを、改良をお願いしたいという要望も来ております。

市のほうにも来たと思いますが、そういうことで、これも県道ですから、県に要望しなければいけないわけですが、市長のほうで県のほうに要望して、そして改良というのをしなければ、——SKLVに、財部駅から降りて、そして荷物を、1週間ぐらい研修に来る人が多いわけですが、その中で非常に凸凹というか、歩道をずっと引いて上がって、非常に大変だと。近くの人たちは、帰りには、荷物が重いからということで、駅まで送ったという人もいらっしゃいます。

そういうことで、どうしてもあそこを改良して——大型車が来ると、離合するときに狭いところがありますので、十分県のほうも承知しているというふうに思っておりますから、トップセールスというか、やっぱり市長がお願いをせんと、私なんかはどれだけ言っても負担が来ますので。私なんかには信用がないみたいですから、市長が県のほうに行って交渉をしていただきたいというふうに思っておりますが、このことについてどのように認識されているかお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

県道の整備については、この路線は、私も非常に狭くて通りづらいというのは理解しておりますので、要望はしてまいりたいと思います。

また、2号線におきましてもちょうど正ヶ峯のあの坂のところ、あそこはもう大型車が全然離合できない状況で、非常に、今、平塚で降りて、霧島方面への車がかなり多くなっている現状でございますので、その部分についても先般県議ともお話をさせていただきました。

私のほうとしましても、これ、どちらも含めて、また県議を交えながら、県のほうと協議を進めてまいりたいと思っております。

○17番（久長登良男議員）

私も9月1日の日に、7時半から8時まで、県道2号線に交通補導ということで立ってみましたが、非常に大型車が多いです。木材を積んだ車、飼料を積んだ車、そして一般の大型車両、そういう車が非常に通って、私の、小学校の前辺りも、非常に最近では大型が増えております。そういうことで、子供の通学区間ですが、危ないなというのも思っております。

それでまた歩道は、県道2号線の場合は、非常に昔の歩道であって、もう年々人なんか、歩道を歩いて通るのは大変です。斜めになった歩道があったり、縁石のこっちのほうは、ただ排水路に蓋がかぶせてあるだけの歩道というのもありますから、非常に危険性があるなということで思っております。

それと今、おっしゃったとおり正ヶ峯のところは、非常に、大型車の離合というのは、ちょっと無理です。一方が止まっていないと通れないという。この前は大型車がすれ違うのに、通りにくくて、ずっと事故があったみたいに連なったということも聞いております。

そういうことで、早急な改良をお願いしないと、もう、どうしようもないなというふうに思っているところであります。

先ほども県のほうに言われましたが、再度、そういうことを踏まえながら、早めの計画に乗せていただくというのを、お願いせんないかなというふうに思ってお

ります。

国のほうでも理解されております、あそこは。県のほうでもしていらっしゃいます。というのは、私が国に行ったときも、国会議員の先生から、どうしてもあそこは、正ヶ峯のところは、どげんかせんないかなんということも言われました。そして財部の町のところも、そういう計画を、どうしてもやって、計画書を早めに持ってきてくださいということもありました。

県のほうも、市と県と一緒に汗をかかないかなんということも言われておりますから、竹田市長が県、国に出向いて陳情されれば、そういう計画書を持っていけば、県も国も一緒に汗をかいて、早めにできるんじゃないかなというふうに期待をいたしておりますから、ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思います、再度決意のほどをお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、県議とは2号線のお話はさせていただいております。ですので、この区間については、やはり今後の交通体系を考えますと、末吉都城線のバイパスの構想もございますので、これができた場合に、やはり平塚が核となりますので、どうしても2号線の改良というのは急いでいただかないといけないというふうに思っておりますので、ここはしっかりと、強く要望をしていきたいというふうに思っております。

○17番（久長登良男議員）

そしたら、次の4項目の財部城山公園の整備ですが、これは、ちょうど30年前、私が議員になったときの先輩の方々が、財部では陣が岡、それから悠久の森、そして城山、大川原の洞穴、そういうところが観光名所ということで、一生懸命整備を計画される途中でありました。

その中で、先輩の議員の方々が、一番メインは財部の城山が一番中心にあるんだから、城山はどうしても、整備をしていかないといけないからなということでも言われました。

というのは、あそこに藤棚が、忠霊塔のところと一番下のところの奥のほうにありますが、あれを見て、この藤は棚がしっかり作ってあるので、剪定をして、きれいに整理をしないといけないなど。それで木も、こう見ながら、忠霊塔は、ちょうど65年ぐらい前に、城山の忠霊塔ができたと思っております。私が、ちょうど小学校の5年のときだったというふうに思っておりますから、そのときに整備されたというふうに思っております。

というのは、私ごとはあまり言うといけませんが、私もあそこの出身ですから、

よく覚えております。あれが忠霊塔ができるときに、失業対策事業で、背負い籠、モッコや一輪車、リヤカーで整地をされた経緯がありますから、あそこで遊んだ記憶がありますから、そういうものを思い出しているところでもあります。

その中で、あそこを30年前に先輩の人たちが行って、ここをどげんかせないかと。そしたら、ある議員の方が整備をするときに、「こん木はなあ」ということを言われました。職員の方もいらっしゃいましたが、そのときに、木には三つの芸があるんだということで、幹の芸、枝の芸、葉の芸というのがあるんだから、それを生かした管理をせんないかんどということを言われました。それはどういうことかという、大きな幹の場合はそれを見る、そして枝ぶりの良いのは枝を見る、葉っぱの良いのは葉っぱを見るということで、その三つの芸があると。

あそこにもみじが植えてありましたが、あれは瓶台という、悠久の森が国有林だったときに、秋に行って紅葉しているのに印をつけて、そして今度は春先にそれを取ってきて植えたということを言われました。「そういうもみじだからな」ということも言われましたので、これはどうしても、ここはそういう管理をしながら、今……、私が言ったように、その葉の芸というのを言われたのかなというふうに思うところでした。そういうもので、昨日行ってみますと、前の私が一般質問したときよりも、若干整備がされております。

まだまだ整備には遠いなというふうに思うわけですが、あの一帯は、この前、新聞にも載っておりましたが、愛宕山の戦前の57司令部があったということで、財部の唯一の太平洋戦争の守りの部隊が、あそこに駐留しておったというのも載っておりました。そういう歴史的な城でもあるし、山城でもあるし、そして大手門というのも、財部町時代に、あの立派な門もできておりますから、あれを生かした、やっぱり文化財、あるいはあの一帯の管理というのも計画的に、一気ににはできませんが、そういう——人が帰ってくるというのは小さいときに、あそこは遠足に、小学校1年生・2年生のときには連れて行かれておったというふうに思っておりますから、そういうところは、よそに行って懐かしいということで、帰ってきたときに、城山から財部の町を眺めながら、財部も変わったなというふうに思うようなまちづくりをせんとですね。この前、財部高校の慰霊祭をしましたが、校長先生たちが来ていただいて言われたことには、この高校跡地は、お金をかければ、こんなにきれいになるもんですね。その点、財部の町は全然変わらんですね、というような感じですね。変わらんというのは、余りそう変わり目がないというような形で言われたのかなというふうに思っておりますが。そういうことで、先ほどからSKLVとの一体感ということが言われておりますから、一体的にやっぱり早めに進めていかないと、よそから来た人がそういう第一印象を、しっかりした形での取組をしていか

んといかんというふうに思っておりますから。市長でもいいですが教育長でも、そういう考えというのがあれば、城山の公園というものを、教育委員会では予算がないわけですので、計画を出して、そして市のほうでの予算づけをしていただかなければいけないというふうに理解はしているわけですが、そういうふうな取組というものを提案をしながら、そして、市の予算を計画的に入れて整備をしていくという、そういう取組の決意というか、そういうものを教育長の考えをお伺いし、市長のほうでの予算づけというものを後でお伺いしたいと思っておりますが、教育長の決意をお伺いします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

私も、何回か城山公園のほうは行かさせていただいて、本当に運動公園を中心に見ていたんですが、この間、久しぶりに大手門のほうから入ったら、以前よりは本当に少し良くなっているなと思いましたが、今回、公園らしくという、久長議員からありました。

そういう観点から言うと、やっぱり今後、手を入れていかなければならないなど。雑木が大分大きくなって、非常に、本来ならば財部の町が、景観が見れる場所が、雑木が遮ってなかなか見えていない状況もございました。

それから藤棚のほうも、大分、これは手を入れないと、やっぱりきれいな藤の花は見れないだろうなというような状況もございましたので、教育委員会としては関係する各課と協議しながらも、せっきくのこの城郭公園ですので、本当に地域の方にとっては非常に近くにある公園として親しまれていますので、今後、段階的にそういうふうに手を入れていければ、本当に文化財として指定した公園ですので、今後もたくさんの市民の方に親しまれる公園になっていくんじゃないかなと思っております。

予算のほうが大分かかると思いますので、それは、市長のほうにお願いしたいと思っております。

以上です。

○17番（久長登良男議員）

今、教育長のほうで計画はしたいというような考えのようですが、お金が伴うわけですので、この辺りを一気に計画をするんじゃなくて、できるところから徐々にして、公園を、財部のシンボルですので、龍虎というのは、今、SKLVから見たときに、虎がこうしとって、あっちん畜産センターですか、あっちから、こう龍が登るような、それで龍虎城ってついたのではないかなという、これは伝説ですから、私も、その人がつけたかどうかは分かりませんが、そういうことを言われておった

ようですから、龍虎城というのは、そのようなことかなというふうに思っておりますので、そこを広めていくためにも、財部のシンボルという公園の、そういうためには、今、教育長からあったように、市当局でも、できるだけ予算をつけて、計画が出てくればつけていく、そういう……計画を持っているかどうか、市長の決意をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、先般この一般質問の通告を受けて、久しぶりに門のほうから、車を止めて階段をずっと上がっていきまして、それから橋を渡って、慰霊塔のほうまでずっと拝見させていただきました。

最初、階段を上がっていったとき、やはり、ちょっと暗いなという印象も受けましたので、やはり生涯学習課長も言われておりましたが、やはり、木がかなり大きくなってきておりまして、町の景観も、なかなか見えない状況でもありました。

やはり、ここはしっかりと手を入れていかないといけないのかなというふうに感じたところでもございますので、また教育委員会とも打合せをしながら、できるところから段階的に整備していきたいというふうに思っております。

○17番（久長登良男議員）

竹田市長が30億円のふるさと納税を目指してということでありましたので、私にも、「どうしてん、ふるさと納税をしたいんだが」ということで言われましたので、「んにゃ、曾於市の人がふるさと納税はできませんよ」と。それで「娘さんにお金をくれっせ、娘さんから申込みをしていただかんと、ちょっと無理ですね」「ああ、そうじゃっとな」ということを言われましたので、そういうふるさと納税が伸びるんじゃないかなというふうに思いますので、財源というのは、そういうふるさと納税もあるし、もう一つ申し上げますが、財部は市有林があります。

これは50年前ですか、そのときに財部小学校を造ったり、役場庁舎を造ったり、公民館を造ったり、全部、自主財源は木を切って、いろんな補助事業の足らん分は、木で賄ったという、そういうことも聞いております。

そういうものを考えたときに、市長も、副市長が誕生して、若干仕事の余裕ができたときには、担当課長と係と一緒に、市有林を見ていただきたいと思います。というのは、ちょうど伐期に来ております。それで、その木も倒木もあります、市有林には。そういうものを切って自主財源に充てれば、また植えれば、また50年後には次の世代の人たちが管理をして、また自主財源になるんじゃないかなと思っておりますから、そこら辺りも考えながら計画を立てて、次の世代に送っていただきたいというふうに思うわけです。それが、若い人たちが曾於市に帰ってくる一つ

の政策にもなるんじゃないかなというふうに思うところでありますから、そういうことを考えて市政を運営していただければ、非常にありがたいというふうに思っておりますから、このことについての考えを再度お伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

第一に掲げているふるさと納税、これをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、今、議員おっしゃられました市有林の関係も、私も担当課長でございましたので、そのときの林政の係長さんとお話をさせてもらいながら、財部の市有林も伐期が来ておりますけれども、私も財部の市有林、ずっと回らせていただきましたが、非常に手入れをされた、きれいな山が多くございます。複層林もかなりございます。

ですので、更新時期も来ておりますので、これはまた森林組合とも協議をしながら、その財源に充てられていける部分を、やはり林業としても持続可能な林業というのは大事でございますので、そこは組合とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○17番（久長登良男議員）

市長、教育長の決意を聞いたところであります。これに向かつて、市長の公約の実現のために奮起され、曾於市がよりよいまち、子供が帰ってくるまちを目指して頑張っていただくと大いに期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（山田義盛）

以上で一般質問を終わります。10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分
—————・—————

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 発議第2号 岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議案について

○議長（山田義盛）

次に、日程第2、発議第2号、岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩水豊議員の退席を求めます。

（岩水 豊議員 退場）

○議長（山田義盛）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○13番（土屋健一議員）

発議第2号、岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議案。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年8月29日付けであります。

曾於市議会議長、山田義盛殿。提出者、曾於市議会議員、土屋健一、賛成者、同上、原田賢一郎、同じく徳峰一成、同じく重久昌樹、同じく片田洋志、同じく鈴木栄一、以上の賛成者でございます。

提案の理由。

岩水豊議員は、曾於市議会議員としてコンプライアンス違反を繰り返し、注意及び措置を受けています。そのような中で、またしても本会議中2日間にわたり、弁当を購入するため離席する事案を引き起こしました。

このような行為により、曾於市議会の品位品格と権威は、曾於市民の前に大きく失墜させられました。

岩水豊議員は、曾於市の最高意思決定機関の一員としてふさわしくない人員として、速やかに議員を辞職されるよう勧告するため決議案を提出するものであります。

岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議。

曾於市議会議員は、高い倫理を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること、また、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことがないように行動しなければならない。これらは、曾於市議会基本条例における議員の責務と活動原則として定められています。

また、曾於市議会議員政治倫理条例及び曾於市議会会議規則にも、自らの行動を厳しく律すること、倫理の向上に努めること、議員の品位と名誉を損なわないことなどが定められている。

岩水豊議員は、本年第1回曾於市議会定例会一般質問の最中に、2日間にわたり離席して弁当を購入した事案がありました。この事案は政治倫理審査委員会に挙げられ、メディアでも報道されたところであります。

岩水豊議員は過去にも問題があり、その都度、注意や措置を受けている。度重なる軽率な行動は、曾於市議会そのものの品位品格を損なうものであり、全議員の社会的価値を押し下げていると思われる。

よって、曾於市議会は、岩水豊議員に対し、曾於市の最高意思決定機関の一員と

してその任にふさわしくない人員であるから、速やかに議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年9月3日、曾於市議会。

よろしくお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○11番（今鶴治信議員）

発議者の土屋議員に質問いたします。

この件に関しましては、議会の開始に当たって、倫理審査会での結果を山田議長が本会議で報告された事案でございます。その中で、御存じのように倫理審査会の中では、4分の3以上の意見の一致を見なかったところで、議員辞職勧告3、役職辞任が4ということで結論を得た事案だと思っております。

それを、今回新たに、また発議ということで、議員辞職の発議をされましたが、倫理審査会、それぞれの意見があるところではございますが、私も倫理審査会のときも意見を述べましたけれども、この間、いろいろタブレット問題等もございました。それはそれで議会で、全員協議会での陳謝ということも決まりまして、今回またということは、本当いかななものかということは、倫理条例に反していることは、全員一致の倫理審査会メンバーの意見でございました。

その中で議員辞職というのは、やはり市民に委託を受けた代表である議員でありますので、非常に、その議員の辞職を求めることということは、重きことであると思っております。

委員会の中でも述べましたけれども、道路交通法、刑法、民法等の違反は、法律違反はされていない事案であります。

確かに本会議中に弁当を買ったということは、市民から見て許されるべきことではないとは思いますが、こうやって曾於市議会の中で、一回、倫理条例の下で慎重に審査した事案について、もう一度議員辞職を求められるということは、今回11月で、お互いに改選の時期を迎えております。

その中で、あえてこういうことを、市民が、もし立候補されるかどうか、それぞれ分からないところではございますが、市民が選挙の際にふさわしくないと言えば、また選ばれないし、日頃の頑張りを評価して、また当選されるかも分からないけど、その市民の判断にお任せするべきであって、我々議員が、それぞれ意見があると思うんですけれども、議員が議員を裁くようなことになると思うんですけれども、その件に関しては、どういう……、コンプライアンス違反という、非常に憤りを持つ

ておられることは分かるんですが、今回あえてまた倫理審査が出ていた結果に、不服というか、もう一回出された真意についてお伺いいたします。

○13番（土屋健一議員）

最後のほうが、よく聞き取りにくかったんですけども、要は、質問は倫理審査会にも上げたじゃないか。そして今度、いわゆる決議案が出たじゃないかということとでよろしいでしょうか。

それと、法律には違反をしていないじゃないかということ、それから市民の判断を、これを、その議会で裁くことが妥当かどうかということだと思いますので、要を得ないかも分かりませんが、答弁をいたしたいと思います。

実は倫理審査委員会に申出をして陳述をしたこと以上に、実は本会議は、重みのある会議だと思います。

なぜかと申しますと、お気づきかどうか分かりませんが、議長報告が8月29日に出されました。その議長報告の中で、議長は、市民におわびをされているわけです。これは軽いことじゃないです。

曾於市議会を代表する人が、市民の皆様におわびを申し上げますと、その事の発端は、いわゆる何回もコンプライアンス違反を繰り返している議員がいるということです。そのことが問題になったということで、議長はことわりをされたと思います。

裁くことではないと、議員同士と言われますけれども、じゃあ誰が、こういう提案ができますか。倫理委員会にも、あるいは本会議でも、議員でないとできないんです。そのことは申し上げておきたいと思います。

今回は、辞職勧告決議案でございますので、そのことも含めて御審議いただけるというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

おっしゃることは分かったところでございますが、やはりそれぞれ、ここにいらっしゃる議員の皆様のそれぞれの考えがあると思いますが、私としましては、やはり議会の中で、一旦、倫理審査会等で出たことを、もう一度こういう場で、それぞれ、これから賛同者以外の方々も、それぞれ、やはり自分の考えがおありだと思いますけれども、もし何かのミスで皆さんも同じ立場に立たれた場合に、何回もコンプライアンス違反をされているという意見もございしますが、先ほどから言いますけれども、やはり法律に違反したような案件でもございませし、市民に対しては、議長が本当、私もいろいろ批判を聞いておりますので、この件に関しては市民の方の憤りも分かっているところではありますが、本会議で議員辞職に値する事案であるかということに対しては、私は疑問に思っているところでございますので、先ほど

と同じ答弁だと思いますが、もう一度、土屋議員にお伺いいたします。

○13番（土屋健一議員）

ほかの議員は、こういうことは何回もされません。そのことは明白でしょう。もう分かっているだけでも5回目ですよ。3回は、もう会派代表者会で報告がありました。あとの二つが倫理審査委員会です。ほかに、こういう議員がおられますか。いないと思います。

それともう一つ、なぜ仲間うちの議員の中で、そういうアドバイスをされないのでしょうか。これではよくないよと。なぜそれが出てこないのか、私は不思議でならないんです。そうすれば、1回目の政倫審、2回目の政倫審、なかったはずなんです。

私どもを責められる立場に立たれているかも知れませんが、とんでもないです。こういうことをしでかした人がいるから、ここまで来るわけなんです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、土屋議員に2点質問いたします。

まず、1点目なんですけれども、若干、今鶴議員との質問にもかぶるところになるんですけれども、私もこの倫理審査会を4回出席しまして、熟議を尽くしてまいりました。そのつもりでございます。

そして、結論が出たにも関わらず、こういった、このような決議を出されてしまったては、この倫理審査会の4回の会議の意義は、一体どこにあったのかなというふうに思うところです。

最初から、その議員辞職を求めるのであれば、議員辞職決議を出せば、そもそも、この倫理審査会の会議は、そもそも要らなかったのではないのでしょうか。なぜ、初めから決議を出されなかったのか、その点についてお伺いをいたします。

2点目として、一般に、その議員や市長といった政治家に対して、この辞職勧告決議をする場合も、これ、ございます。ただその場合というのは、できる限り全会一致に近づけていくのが通例でございます。

なぜかと申しますと、選挙で選ばれた人の失職を求めるわけでありますので、当然、その広く意思を集めなければならず、過半数ギリギリでそれが可決するというのは、これは不適當だからでございます。

ただ今回、8月29日の金曜日に、タブレットのほうで5時14分に上がりまして、当然それを見たときは、もう終わっていたので、議会事務局ですね。月曜日になっ

て、また私も個人的に、その決議ってどういう内容なんですかってことを事務局に問い合わせたんですけども、9月3日に公開されますというような回答が返ってきたところでございます。今日です。9時、議運の審査をしておりましたけども。そのような、その手続からして、辞職勧告決議案に広く賛同者を募って、できる限り全会一致に近づけていこうという努力が、私のほうから見られないんですけども、なぜ広く賛同者を集めるような努力をされなかったのか、賛同者以外の方々に情報共有をされなかった理由は何か、この2点をお伺いいたします。

○13番（土屋健一議員）

この後ろ向きですと、なかなか声が聞こえにくかったんですけども、再質問してください。不足であれば、してください。

なぜ最初から発議を、この発議をしなかったかということだと受け止めましたけれども、まず順序としては、政治倫理審査会ではないでしょうか。いきなり発議ということでもないと思います。

発議をしなければいけないと思ったのは、倫理審査委員会の委員長が議長に報告をされて、議長が議会を代表して、市民の皆さんにおことわりをされたんです。これは重大問題です。

いわゆる審査会の報告を受けて、それで事なきを得たぐらいの議長報告であれば、何も感じなかったです。これは発議しなきゃ駄目だと、曾於市議会全体が、こういうふうに見られていると。しかも議員の一人として、議長に頭を下げさせたと。これはよくないことなんです。

皆さん、若い議員の皆さん、特に感じていただきたいのは、自分とこのトップに、世間に対して頭を下げさせるような、そういう議員ではいけないということを、私は念頭にいつも置いています。当局、執行部もそうです。市長が頭を下げる、これは職員にとっては屈辱なんです。市長に頭を下げさせたらいけないんです。それが、行政も議会も同じ理屈なんです。

ですから、重ねて申し上げますが、政倫審で報告されたことがあった。その報告を受けて議長が世間に頭を下げられた。これは議員としての責任があります。

以上です。

○議長（山田義盛）

ちょっと待ってください。九日議員、今鶴議員、私語は慎んでください。

○1番（山中雅人議員）

2点目の、8月29日にこの決議が出されるということが通告がされまして、その決議案の内容を知ったのが、今日の9時の議会運営会でありました。余りにも、その決議が提案される当日に急に来たもので、私たちも、ちょっと、どう対応してい

いか分からないんですけども、もう少し前から情報共有などをしていただきたかったというのがあるんですけども。土屋議員のお話によると、8月29日の、多分10時10分ぐらいの議長の口述によって、議長が頭を下げられたということで、今回の決意を固められたということなんですけども、8月29日は金曜日でありますので、金曜日に議員辞職決議を固めて、その場でその日のうちに議員辞職勧告を出した。受理されて、本会議の今日、水曜日に上がってきたと。余りに時間的な余裕がないように感じます。

もちろん、この議員辞職勧告というのは、可決される例もございますし、当然場合によっては必要なことだと思うんですけども、その当然ながら議員の失職を求めることでございますので、そんな、その金曜日の午後に提案して来週の水曜日に可決するような類のものではないように思うんですが、その点について土屋議員の回答をお願いいたします。

○13番（土屋健一議員）

余りにも時間が短すぎたという御意見のようでございますが、議長報告が議員に對してない限り、浮かばないんです。次のこの行動は。

つまり、次の行動というのは決議案です。これが、議長報告があつて初めて、これ、やらないかと、そういうふうになるわけです。

以上。

○1番（山中雅人議員）

それでは、3点目の質問を行います。

私も倫理審査会のメンバーとして、いろいろ審査してきた経緯がございます、その中に、倫理審査会のほうに、第8条第4項に議員辞職の勧告というものも入っております。倫理審査会において結論は出なかったわけではございますけども、条例上、議員辞職勧告に収まることもあり得ました、今回は。

しかしながら、議員辞職は妥当ではないだろうと、私は役職辞任が……、今鶴議員と一緒にございまして、今回は——旧大隅町時代には飲酒運転をしてぶつけて逃げたという方がいらっしゃって、その方には議員辞職勧告が出たという、そういった慣例は聞いております。

しかしながら今回は、そういった重大な法令違反ではありませんので、懲戒免職といひましようか、議員辞職勧告には、ちょっと無理があるなと思って、その前の役職辞任というものを、私の意見として言ったところでございます。

そこでまとめられたわけでありまして。そこでまとめられずに結論として出たのが、議会としての結論でございますので、仮に今回、議員辞職勧告が可決されたとして、岩水議員はどちらに従えばいいか分からないわけでありまして。

その倫理審査会条例に基づいて提案された倫理審査会としては、倫理違反はあったけれども、結論はまとまらなかったという話が一つとしてあり、今回、辞職勧告決議が可決された場合、その両方が並立することになりますので、どちらが議会の意思なのか分からないわけであります。

それっていうのは、一般有権者にとっても、その理解が不明瞭になりますし、また岩水議員にとっても、どちらが議会の意思なのか分からないところありますので、やはり今回の決議というのは、場に混乱が起こるだけで、余り意味がないようにも思うんですが、その点について土屋議員の見解をお願いいたします。

○13番（土屋健一議員）

今度の決議案が、市民の皆さんにどういう混乱を起こすかと。とんでもないです。大体こういう事案を起こさなければいいんです、大の大人が。私は、そう思います。

それと、先ほどから山中議員の発言、あるいはプリント配布で気になったことがあります、倫理委員会の結論を尊重、当該決議を速やかに撤回することを求めるものである、という表現をされておりますが、倫理委員会の結論というのは、出ていないんです。結論が出ていないのが結論なんです。分かりますか。二通り意見が出て、どちらも4分の3に達しなかったんです。ですから、結論は出ないんです。

そうなれば、それを理由として、ここで決議案を出すのが筋じゃないかと、そういうふうに思います。

分かりやすく、重ねて申し上げますけど、議長が、市民へ議会を代表しておわびされたことが重大なことであります。それから、先ほど申しました政倫審の報告、これは結論を得ていないんです。そして役職辞任をされました。これは、自己判断です。役職辞任は。そのことでもって、良しとはいたしません。

なぜかという、役職辞任をするのであれば、委員長報告を済まされた日に役職辞任されればあつぱれというような気も持たないでもないです。そういったことも少しお話をしましたけれども、問題は、この私の発言が正しい悪いのじゃなくて、問題を起こさないでほしいんです。

これは、もう各議員の品位も傷つけているんです。議長がおわびされましたけど、そのことを、我々は真摯に受け止めるべきであって、そして仲間うちの議員の皆さんは、それをやっぱりたしなめる必要があるんです。

もうこれが5回目です。こういうことになったのが。そのことは全議員が責任を取らにやいかんと思うんです。

以上、答弁といたします。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（渡辺利治議員）

るる質疑がされておりますが、私は、個人的には何のために倫理審査委員会が開かれたのかなという、この疑問が、いまだに払拭されません。それは、当然発議という手だてがあったのだらうかと思います。

この経緯を見てみますと、7月28日に第4回の倫理審査委員会が開かれて、もちろん公開です。開かれまして、8月12日にまとめというか、それがございまして、それが8月29日に報告されております、議長より。そして今、こういう形になっているわけですが、私が不審に思うのが7月28日の倫理審査委員会の中で、委員長である副議長が中を取り仕切るわけなんです、結局、そのときに終わったと思っております、私は。

報告します。報告書につきましては一任でよろしいですかということになっておりましたので、みんな、それを了承したと思います。

ですから、そのときに不信不服があった場合は、なぜ、「いや、これじゃいかん。再度継続審査、若しくはもうちょっとさせてくれ」というような言葉が、一言もありませんでした。

今日出席、今日のこの賛同者みんなに伺いたいんですが、しかし当時の倫理委員会の委員といたして出席しております賛同者とかぶっておりますのが、原田議員、徳峰議員、重久議員でございます。

矢上議員につきましては、委員でありましたけど、今日のこれに賛成者になっておりませんので伺いませんが、この3名の方それぞれ、なぜそのとき継続なり申し出なかったのか伺います。

（「それはできるのか」「それぞれ答えてください」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

それはできません。渡辺議員に申し上げます。

今、発議者代表が土屋議員でございますので、土屋議員に対しての質問という形でよろしいですね。

（「代表でいいです」と言う者あり）

○13番（土屋健一議員）

私は、最終日、渡辺委員が欠席をされたときに、委員長の報告を傍聴席で聞いておりました。もちろん発言も何もできない立場でございます。

そのときに聞いていたその言葉と雰囲気の中で答弁をいたしますと、永久に結論は出ない会議内容だったと思います。委員長も大変つらかったと思います。4対3でしたか、3が辞職を求める、4が自分で自ら責任を取っているからいいのではないかという意見だったと、そのように思っておりますが、これは別物じゃないで

すかね。

倫理審査委員会に上程するのと本会議に上程するのは、タイミングも重みも、全て違うと思うんです。ですから、別物だということを御答弁申し上げたいと思います。

○15番（渡辺利治議員）

私が言っているのは、最初言ったように、決議はこれは認めますということを行っています。そして、その間、28日の倫理審査委員会の中での結論に達しない結論、これが結論なんだけど、そこでなぜ、と言ったところ、結局、今、土屋議員のほうから永久に答えの出ない、結局水かけ論みたいなことになる、ということを申されましたけど、それはそれでいいと思います。

しかし、それをあえて深く、もっと何らかの形でする、すべき方法があったんじゃないかなろうかと考えますので、そこを私は言っているのをございまして、そのことを答えていただければと思います。

○13番（土屋健一議員）

政倫審の雰囲気を受け止める中で、さて、どうしたらいいんだろうかという案は、私には浮かび上がりませんでした。また、そこに意見を申し上げる立場でもなかったと、そのように考えております。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

賛成からですね。

○議長（山田義盛）

反対の討論ですよ。反対からです。

○1番（山中雅人議員）

それでは、反対の立場から討論させていただきます。

今回の決議というのは、最大の論点といたしましては、岩水議員の行為が適切か不適切かということではございません。倫理審査会の結論が、尊重するかしないかということになります。

6月20日から8月12日まで、4回の公開審査を通しまして、条例に基づき議会として結論を出したところであります。最終報告書は、各委員が報告書の内容について了承の下という言葉も、わざわざ明記されております。その上で、本会議場で議長から報告をされました。

内容に幾ら不服があっても、その結論を尊重いただかないと、倫理審査会自体の存在意義、かなえの軽重が問われることにつながります。

ましてや土屋議員は、平成31年の3月25日の、倫理審査条例の賛同者であり、また賛成討論もされた立場もございます。御自分で提案した条例に基づいて委員会の審査があったのです。しっかりと、その結論については尊重していただかなければ、倫理審査会のメンバーとして、面目がないところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

賛成の討論はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

私は、岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議案には、賛成であります。

その前に、ただいま何名かの議員の方から、政治倫理審査会で結論を得ているんじゃないか——結論というのが、内容的に格好つけの結論になるわけですけども——得ているんじゃないかという立場で、ただいまの山中議員を含めて話があった、あるいは討論があったかと思いますが、私は、全くその方法論において立場に立っていないんです。

政治倫理審査会が全てじゃない、あるいは、ただいま土屋議員から出された決議案は、また、もう一つの法律上、条例上の保障された、また提案であるんです。

この二つを、一方だけで判断するということ自体が、私から見たら、個人的には、言葉はきついですけどナンセンスであります。

全然、この政治倫理審査会と今回の決議案は、目的や内容、あるいは拘束力を含めて、違うことは御承知かと思います。だから、全国的に見ましても、この両面から行っている事態も、今すぐは上げられませんが、ないわけじゃないんです。

ですから、その辺りは別に、出してはいけないという、法律、条例上の制約・規制がない以上は、出したって問題にならんんです。この点は、もう方法論の問題だけ

ら、割り切って考えるしかないと考えております。

そうした立場で、先ほどの質疑を聞いていて、もっと大きな立場で考えていくべきじゃないかと、個人的には思いました。

なぜ、今回賛成するかというと、繰り返しますが、その理由は8月29日の政治倫理審査会の報告を踏まえた議長報告にあった内容で、私は討論いたします。

一つは、岩水豊議員は、今年3月の本会議中に、2回にわたり弁当購入を行ったことであります。ただこれだけだったら、こういった時間を使ったことにはならなかったんじゃないかと、個人的には思っております。

先ほどの土屋議員も再三言われましたけれども、そのほかにも、過去にも問題行動を起こしているって、大の大人が。市民から付託を受けた私たち議員の一人がです。そういった点があるんです。

繰り返しますが、例えば弥五郎祭の祭り会場の禁煙席でたばこを吸って、市民から議会に苦情が寄せられた。あるいは、広報等調査特別委員長でありながら、会議を欠席してゴルフ大会に参加した。総務常任会の傍聴中に、委員へ質疑内容のメールを送信している。あるいは入院中に公用のタブレットで137GBを使用して、公費を弁済するなどの社会通念上も、あってはならない、もっと言って許されない過ち、過ちと言ってもいいと思うんです。過ちを繰り返しております。

こうしたことが、過去に一人の議員で繰り返した事例を、皆さん、知っておられますか。私も46年、47年ありますけれども、一回、もしあったとしたら、注意を含めて、あるいは謝罪を含めて、恐らく全会一致で、それは許容範囲ということで、合意ができたと思うんです。

これ、2回、3回、4回、5回繰り返しているって、それでも、やはりかばわなければいけないんでしょうか。そのことを私は申し上げたいんです。1回だけじゃないんです。1回だけだったら、私も一定の許容範囲は持ちたいと思うんです。同じ仲間、同僚議員でありますから。そこを、やっぱり考えていかなければいけないと思うんです。

このために、社会通念上も、これは許されない。そうしたことでありまして、残りの期間は短いんですけれども、議員辞職に該当すると考えます。

関連いたしまして、重なりますけれども、併せて政治倫理審査会では、同僚議員の中から役職辞任を本人がしたのだから、議員辞職までは求めるべきじゃないといった意見がありました。

岩水議員が、本会議中の弁当購入だけを対象とした審査会ならば、繰り返しますが、そうした考え方や意見もあろうかと思っております。否定はいたしません。しかし、審査会で議論したのは、それだけじゃない。タブレットの137GB問題をはじ

めとした、過去の過ちを含む審査会での議論でありました。

このため率直に、私は先ほどの質問者にもお聞きいたしますが、本日の、もし反対討論がありましたら、その討論の中で役職辞任だけでよいのかどうか、過去の数回の過ちも含めて、その関連性について、ぜひ討論の中で示していただきたいと思っております。

過去の不祥事について、どのように捉えておられるか、総合的に見てどのように考えているのかどうか、この点も、ぜひ、どなたかでもいいからお聞かせ願いたいと思っております。

以上、提案された岩水議員の辞職勧告の決議案に、私は賛成する立場からの討論といたします。

○議長（山田義盛）

反対の討論、ありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

私は、反対の立場から討論をいたします。

先ほど徳峰議員から、今、ございましたけど、倫理審査会でも述べましたが、倫理条例が新たに制定される前のことと、新たに制定されたのは切り離して判断したほうがいいと。それと、この間いろいろ問題にあって、2回、曾於市議会選挙が終わっております。比べるのも、ちょっと不適切ですけど、国会議員の先生方も、もう一回、いろいろ、いろんな理由で辞められて、国民の負託を受けて、また国会議員になったらみそぎを受けたという言葉もございます。

ということで、議員としては、許されることではございませんけど、私たちは議員でございますので、倫理ももちろん大事なことでございますが、先ほどから言っているように、重要な法律違反でない。タブレットも、私も特別委員長でありましたが、繰り返す必要もないけど御存じのように、タブレットの取扱いのことについても、性善説というのもおかしい言葉だけど、そういうのを想定していなくて、それが悪いというのが示す根拠の規則も何もないところで、全員協議会で陳謝ということで収まりました。それを済んで、また選挙が終わって今回です。

先ほどから言いますと、重要な法律違反をしているわけではないので、議員を自ら辞められたということを評価するわけではないんですけど、私の意見では、議員辞職相当という意見でございました。

先ほど、発議者の土屋議員の答弁の中についても、やはり倫理審査会の後、議長が市民の方々に陳謝されたことが、非常に重きなすことということがありました。それはもちろん、私もそのように感じますが、それだけ議員辞職、役職辞任も相当重い罪であると思っております。

それと、倫理審査会の中で審議されたことですが、聞かれていない方もいらっしゃると思いますので、この件に関しましては、議員の皆さんは御存じですが、迫議長が健在中に、全員協議会後の中で、名前は伏せるが市民の通報によって、議員が弁当を購入されているという事案がありました。議員各位に議長から申し上げますが、綱紀粛正、襟元を正して議員活動に努めてくださいというのが、最後の迫議長の判断でありました。

先ほど、山中議員の意見じゃないんですけれども、議長の意見を重きを置くというのだったら、私もそのときは知りませんでしたけれども、迫議長も重い病気で、余命も幾ばくもないという最後の遺言だったのではなかったかと思っております。

それが、いろいろ新聞とテレビ等でも報道されて、それは本人がしでかしたことでありますので、やむを得ないこととは思いますが、でも守秘義務ということも、ここの中の誰かがこういう詳しい内容を言わないと、漏れることではなかったと思っています。十分にそういう面で社会的制裁を受けております。

先ほど、土屋議員が議長の発言は重いということでありましたが、反対討論として、迫議長はそう言い残して、結果的に不幸にして病気で亡くなられたということで、私は反対討論でございます。

○議長（山田義盛）

賛成の討論ありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

私は、土屋議員の発議第2号に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから徳峰議員の討論にもありましたが、重複いたしますが聞いてください。

岩水議員は、まず、1番目に弥五郎どん祭り同柔道場会場の禁煙席で喫煙をした。このことは、市民からの苦情も受けました。

2番目に、広報等調査特別委員長でありながら、委員会を欠席してJAのゴルフ大会に参加をされました。この件につきましては、私が議長時代でありましたので、全員協議会において厳重注意処分したところであります。

3番目に、総務常任委員会を傍聴した際に、タブレットで委員へメールの送信をしております。

4番目に、入院中に公用のタブレットを持ち込み、11日間で137GBを使用し公費支出を弁済した不祥事件。この件につきましては倫理審査請求がなされ、その結果、全員協議会で陳謝がなされましたが、陳謝とは名ばかりで過去の反省もなく、今回は本会議場を抜け出し、2日間にわたる弁当購入であります。

今回で5度目であります。議員は、度重なる不祥事は今回で5回目ですが、倫理審査会にも2度上げられております。

倫理条例第2条、議員は市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。第3条の1、議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこととあります。

岩水議員の、法に触れさえしなければ何をやってもよいというこの一連の行為は、倫理条例に大きく違反していることは明白であり、議会として軽率、無責任な行動であり、議会軽視も甚だしく、良識、常識の欠如であり、条例規則も全く無視されております。

よって、コンプライアンス違反を繰り返している岩水議員の議員辞職を求めます。

○議長（山田義盛）

反対の討論はありませんか。

○15番（渡辺利治議員）

反対多数いろいろありますけれども、私は、この決議案に対して反対の立場で討論させていただきます。

本当に悪いんです。岩水議員、度重なることを繰り返しておりました。しかし、残り2か月、任期に限らず、もう十分、彼は社会的制裁を受けております。

こういった事例が、これまでも全国紙でも度々紹介され、——結局、社会的制裁を受けたことによって、これ以上追及しないという判例、事例が相当あります。

今回発議されたことによりまして、また、彼は落ち込んでおります。そしてまた、彼のみならず奥様も、相当落ち込んでおります。

もうこれ以上、私は道徳的、人間として、これ以上の制裁は、余りにも悲しい、苦しい、そしてまた同じ17名の議員としても、もう、これでいいじゃないかという観念を抱いております。

ですから、今回はもう、この件はなくし、あとは市民の判断、それを委ねるのが最良の策じゃなかろうかと思って、この決議案に対する反対の立場での討論といたします。

○議長（山田義盛）

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山田義盛）

起立少数であります。よって、発議第2号は否決されました。

岩水議員の入場を許可いたします。

（岩水 豊議員 入場）

○議長（山田義盛）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日4日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時54分

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会

令和 7 年 9 月 4 日

(第 3 日目)

令和7年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月4日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 矢上 弘幸 議員

通告第6 今鶴 治信 議員

通告第7 岩水 豊 議員

通告第8 瀬戸口恵理 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	6番	重 久 昌 樹	7番	鈴 木 栄 一
8番	（ 欠 員 ）	9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭
11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一
14番	原 田 賢一郎	15番	渡 辺 利 治	16番	（ 欠 員 ）
17番	久 長 登良男	18番	徳 峰 一 成	19番	山 田 義 盛
20番	（ 欠 員 ）				

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

5番 片 田 洋 志

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	竹 田 正 博	教 育 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	上 村 亮	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財 政 課 長	池 上 武 志	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
税 務 課 長	中 西 昭 人	畜 産 課 長	和 田 忠 義
市 民 環 境 課 長	栴 井 秀 和	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
保 健 課 長	谷 川 和 穂	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	水 道 課 長	吉 田 宏 明
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
土 木 課 長	吉 元 幸 喜	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
大隅支所産業振興課長	新 納 徳 美		
財部支所産業振興課長	中 崎 健 一		

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（山田義盛）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、矢上弘幸議員の発言を許可いたします。

○4番（矢上弘幸議員）

4番、れいわ会、矢上弘幸。このたびの豪雨災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。いまだ不安な日々を過ごしていらっしゃる方も多くいらっしゃると思います。一日も早く安心して暮らせる日常を取り戻されるよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは、大きく二つの項目について質問いたします。

1、大雨災害について。

①8月8日の市内の浸水被害状況と、避難所に避難された人数について伺います。

②避難場所への備蓄食等の提供の流れについて伺います。

③床上・床下浸水の被害を受けた方の支援策について伺います。

④旧市役所大隅支所付近は浸水被害がひどかったが、ここは浸水被害が度々起きている。今後の対応策について伺います。

⑤通行止めについて、市民への周知はどのように行ったか伺います。

大項目2、市長の公約について。

①公約のふるさと納税30億円の具体案について伺います。

②子供たちが帰ってきたくなるまちへの具体案について伺います。

③新規就農者の年齢上限を撤廃の具体案について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○市長（竹田正博）

おはようございます。それでは、矢上弘幸議員の質問にお答えしたいと思います。

1、大雨災害についての①市内の浸水被害状況と、避難所に避難された人数について、お答えいたします。

8月7日から8日にかけての大雨による市内の浸水被害については、8月25日の時点で床上浸水が31棟、床下浸水が19棟の合計50棟の被害を確認しています。

避難者の人数については、3か所の避難所で42人が避難したところです。

1の②避難場所への備蓄食等の提供の流れについて、お答えいたします。

避難所における食事等については、原則本人調達をお願いしております。しかし、地震災害など、大規模な災害により避難所生活が長期化する場合には、市の備蓄品の配給を行うこととしております。また、台風などの風水害時においても、数日間の避難所生活が余儀なくされる場合は、避難者の状況や被災状況を考慮して、配給を検討することとしております。

1の③床上・床下浸水の被害を受けた方の支援策について、お答えいたします。

今回の大雨災害における支援策の一つとして、災害救助法における住宅の応急修理があります。国は、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に係る災害救助法を本市へ適用することとし、災害により準半壊以上の住家被害を受けた住宅については、住家の応急処理を受けることができるものです。

1の④旧大隅支所付近の浸水被害に対する今後の対応策について、お答えいたします。

当該箇所におきましては、平成18年にも浸水した経緯があります。今後の対応策としましては、河川との兼ね合いもあることから、河川管理者である県と協議を重ね、検討してまいりたいと考えています。

1の⑤通行止めについて、市民への周知について、お答えいたします。

今回の浸水による通行止めにおきましては、浸水の情報を受け、県道であることから、県が緊急的にバリケードを設置し、通行者への周知を行ったところです。

大きな項目2の市長の公約の①ふるさと納税30億円の具体案について、お答えいたします。

本市は、肉用牛、豚や芋類、白菜などの農畜産物の生産や、焼酎やユズ製品などの加工品の製造が盛んな町であります。自信を持ってお届けできるたくさんの特産品を、これまで以上に全国にPRしていかなければと考えております。

あらゆる角度からの検証を行い、返礼品取扱事業者の皆様とこれまで以上に情報交換を図るとともに、専門業者の力を活用しながら、返礼品の見直しや新たな魅力的な返礼品の開発、効果的な広告などを積極的に進め、任期期間中に目標を達成したいと思っております。

2の②子供たちが帰ってきたいくなるまちへの具体案について、お答えいたします。

本市の出生数減少を危惧するに、若い世代の方々に定住していただくことが急務であると考えます。そのためには、定住対策としての宅地造成などの住環境整備と

雇用環境づくりのための企業誘致、子育て支援の充実を一体となって取り組む必要があると考えています。

また、児童・生徒の皆さんには、生まれ育った曾於市が誇れる町だと感じてもらえるよう、学習はもちろんのこと、様々な活動支援を行っていきたいと考えております。

2の③新規就農者の年齢上限を撤廃の具体案について、お答えいたします。

現在、新規就農者支援対策事業は、申請時に18歳以上55歳以下という年齢制限を設けています。これからの農業を支える後継者や55歳以上で農業を始めたい方もいらっしゃると思いますので、55歳以下という年齢制限を撤廃したいと考えています。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○4番（矢上弘幸議員）

大雨災害については、ほかの議員も質問されているので、まとめて質問したいと思います。

まず、2番の避難場所への備蓄食等の提供の流れについてですが、今回の大雨災害は、早朝、急を要する避難でした。そのときに非常食を持っていくというのは難しかったりします。目が覚めたときに床上浸水だったりするので、そのときに非常食を持っていくというのは本当に難しいと思うんですけど、そういうときの市の備蓄品の対応はどうなっていたかお伺いします。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

今回、備蓄品につきましては提供はしなかったところではございますが、先ほど市長からもありましたように、本人調達ということが基本でございますけども、ただ今回、朝方、零時に避難指示を出したところでございますが、状況に応じて水、又は食事等も今後検討しながら、状況に応じてしたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

今回、いろんな新聞やメディアとかを見たんですけど、ボートで避難された方とか、もう本当に着の身着のまま、財布を持っていくというぐらいしかできなかったと思います。そういう方が、直接お聞きしたところ、やっぱり食料品がなかったので、雨の中、近くのコンビニに食料品を買い出しに行って避難所に戻ってきたというのを聞きました。

そういうことも踏まえて、避難所に備蓄品を備えておけばいいのではないかなと思うんですけど、普段、備蓄品はどういう保管をされているんでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

普段、備蓄につきましては、大隅のほうにあります備蓄倉庫、そちらと庁舎のほうに保存をしているところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

特に大雨災害とか地震であつたりすれば、交通……道路も遮断される可能性もあります。そのときに、市役所から避難所まで、また大隅の倉庫から避難所まで運ぶことが難しいかもしれないんですけど、避難所にある一定の備蓄品を置いておくというのは難しいんでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、交通手段が遮断されたりそういうこともございまして、今、2か所に分けておりますけども、今後、そこにつきましても、保管の仕方もございますので、そこについては、人がいるところ、そういうところにつきましては、今後、そこにつきましては協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

今回、私がお聞きした方は、まだ元気な方で、自分でコンビニに買物に行けたからよかったんですけど、中には高齢者で、自由に歩くことができなかつたりとかする方もいらっしゃると思います。そういうことを踏まえて、備蓄品を避難所に常に保管して、たくさん保管すればいいというわけでもなくて、数日間だけでも保管できるような体制を整えてほしいと思います。

では、次、床上・床下浸水の被害について、3番なんですけど、中には車が水没された方もいらっしゃると思います。仕事道具で車を使う方もいらっしゃると思います。霧島市ではレンタカーとかを借りられたりしているんですけど、曽於市ではそういう手助けはできなかったのかお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も回りましたときに、車が水没して駄目になったという方が数名いらっしゃいました。今回、車の手だてをしてほしいという要請は受けていなかったわけですけども、今後、車の手配が必要だという要望があれば、そういった要望にもお応えできるような形を取っていきたいと思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

今回は近くに親戚とか、知り合いの方から車を借りられたからよかったかもしれないですけど、今後、身寄りのない方とか高齢者の方は交通手段、移動手段がなく

なり、買物にしろ、病院に通院するにしろ、大変なことが起きると予想されますので、また、そういう車の手配とかそういうことも、また環境を整えてほしいと思います。

次、5番、通行止めについてお伺いします。

答弁では、緊急的にバリケードを設置、通行者への周知を図ったところですが、市のホームページや公式LINE等、あとラジオでも案内はなかったかお伺いします。

○土木課長（吉元幸喜）

お答えします。

今回の岩川地区の浸水による通行止めについては、県のほうでは、先ほど市長が答弁されたとおり、一応周知は行っておりましたが、市としては、ホームページやFMでは流していないところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

私が8月8日は鹿児島市内にいて、早朝、曾於市に帰ってこようと思ったんですけど、国道が通行止めで帰ってこれなくて、仙巖園前のところですよ。結局フェリーに乗って、垂水から峠を越えて大隅方面に帰ってきたんですけど、交通止めの情報の収集手段というのがラジオだけでした。看板でもあったんですけど、「どこどこ地区が交通止め」とあっても、垂水方面は地理に疎いもので、どこなんだろうというのがあって、峠を越えるときに、この先通行止めだったらまた引き返さないといけないのかなと不安に駆られながら運転したのを思い出します。

ですので、例えば霧島市や始良市では、ホームページでもどこどこ線が通行止めですよというふうにホームページでも載っています。今後、そういう、市でもラジオなりホームページなり、公式LINEで通行止めの案内をすることが可能かお伺いします。

○土木課長（吉元幸喜）

今回の災害におきまして、市道につきましては、崩土や倒木などで30か所ほど通行止めの場所があったことにより、FMで周知したところですが、また県道、国道につきましても情報を収集して、今後、そういった対応を取らせていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

通行止めに関しては、もう本当に行ってみて、そこに行かないと通行止めというのは分からないことが多いので、前もって公式LINEやホームページに地図——市道、農道まですれば、もうかなりの広範囲になってしまうので、主要道路、国道

や県道だけでもよろしいので——地図つきでどの範囲が、具体的な場所まで提示していただければ、市民も分かりやすいんじゃないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、8月10日ですけど、知り合いが隼人にいたので、私はボランティアで行ってきました。その方がおっしゃったのは、水はあると、ただ生活用水がない。断水だったからです。床上浸水で泥がたまって、その泥を洗い流す水がないので、とにかく水を持ってきてほしいと言われていました。なので、私は自宅にあるキーパーとか水筒にしろ、全部いろいろかき集めて、とにかく水道水を持っていったのを覚えているんですけど、そのときに、やっぱり手洗い用の水、あとトイレの水、あと掃除で使う水だったり、すごい喜ばれました。

今後、地震なり大雨で、断水になる可能性が高いと思います。以前、私が手掘り式の井戸をどうですかと、前五位塚市長にはお伺いしたんですけど、この点に関して、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

先般、県内の市長会がございまして、霧島市長から言われたのが、まずその水のことでございました。やはり生活用水がないということで、そこで協議されたのは、やはり給水車の応援をすぐできる体制はできないだろうかというお話はありました。

ただ、手掘り式井戸の関係は、私もちょっと理解はしていなかったもので、そういった議論はありませんでしたけれども、やはりいち早く給水車の要請をするという議論はされたところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

私も手掘り式の井戸を実際にされている方に話を伺ったところ、日南市の市議が8人ぐらい、その方のところにお伺いして、幼稚園とか公民館に手掘り式の井戸を掘っているというのを伺いました。

人が集まる場所、特に町なかはすぐ復旧できると思うんですけど、特に人口が少ない、災害があったときに支援がなかなか行きづらい、先ほどもお話ししましたが、道路が遮断されてなかなか行けないとき、そういうのもあると思いますので、そういうところに手掘り式の井戸があれば、急をしのげるんじゃないかなと思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、今、議員がおっしゃる手掘り式の井戸というのがどういった方式なのか全く理解をしていない状況ですので、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○４番（矢上弘幸議員）

手掘り式井戸といっても、実際にきちんとした飲み水に使えるというわけではないので、生活用水で使う、しかもそれが安価でできるということなので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

市長の公約のふるさと納税30億円についてですけど、先日、私は全国PTA大会で三重に行ってきました。そのときに、いろんな高校が障害者施設や企業とコラボして、お菓子などを開発、販売している例がたくさんありました。曾於市も曾於高校がありますので、あくまきとかも今コラボして販売していると思うんですけど、曾於高校もコラボの返礼品を企画したらどうかと。高校生に限らず中学生からもアイデアを募って、そういうふうになれば、地元の特産品、企業の特産品だけでなく高校生や中学生とのコラボ返礼品というふうになれば、また目玉の一つになるんじゃないかなと思います。

実際、長崎市では高校生が考案した出島バームクーヘンとか、玖珠市では、景勝地を模した高校生デザインによるケーキがあります。本庄市では、高校生、大学、企業で開発したオリジナル枕もありますし、熊本市では、高校生が発案した定期便の返礼品というのもあります。

曾於市にも、曾於高校もそうですけど、旧末吉高校、旧財部高校、旧岩川高校の卒業生が全国にたくさんいます。学生と企業のコラボ返礼品を開発できたら、その卒業生が、母校とかふるさとを応援したいという思いから、ふるさと納税へつながるんじゃないかなと思うんですけど、市長の御見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

以前、あくまきドラ焼きを津曲食品さんと曾於高校の生徒と作っていただきました。また、曾於高校生の発案したパンも、１回ローソンで発売した経緯もあると思います。

実は私も、商工観光課時代に、曾於高校の先生と——豚味噌、あるいはジャムを作られておられましたので——これをふるさと納税にどうしても取り扱いたいというお願いをした経緯がございます。

結果から言いますと、やはり収入が県の収入になっていくというような状況でございましたので、高校の生徒が返礼品を作って出すというのは、いろんないわゆる段階を踏まないと厳しいでしょうという結論でございました。

ただ、議員のおっしゃるとおり、市内の企業であったり、卒業されたOBの企業と高校生が一緒になって開発する、そういったのはすばらしいアイデアだと思います。

すので、その辺はまた模索していきたいというふうに思っております。

○4 番（矢上弘幸議員）

今、市長が言われたのは、実際に高校生が作って販売するのは難しいということなので、高校生や中学生がアイデアを出して、それを企業が形にしていくという形であれば問題はないのかと思います。実際、そういう商品が形になることで、子供たちも自分たちが出したアイデアが商品になれば、曾於市は楽しいなと、また就職・進学で県外に出たとしても、また帰ってきたくなくなるんじゃないかなと思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

非常にそのとおりだと思います。高校生、中学生が考案したものを商品として実現ができるというのは、非常に夢があることですし、彼らが大人になったときも、こういう商品を自分たちが開発したんだという、そういった気持ちの持ち方といいますか、そこが違うと思いますし、そういった意味から考えると、やはりじゃあもう一回地元で何かしてみようかなという意欲にもつながっていくんじゃないかというふうに思っております。

○4 番（矢上弘幸議員）

子供たちがまた曾於市に帰ってきたいと思えるようなまちになるように、前向きにお願いいたします。

それでは、2 番の子供たちが帰ってきたくするまちへの具体案についてなんですけど、昨日の市長の答弁では、宅地造成も含めて空き家対策にも力を入れるということでしたので、実際、私が市民の方からちょっと声を聞いたんですけど、市内の空き家に見学に行ったところ、市役所から鍵を預かって、ただ自分たちで行ってくださいというふうに言われました。見学に行ったところ、草は伸び放題で、家の中はカビ臭かったり、虫の死骸があったりとかいうことで、ちょっとそこには住もうという気にもならなかった。3 軒見に行ったんですけど、3 軒とも同じような感じだったんで、管理が行き届いていないし、どうして一緒に来てくれなかったのか、それもちょうと疑問に思ったと言われているんですが、関係課の答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

空き家バンク登録制度によって、まちづくり推進課のほうでこの内容を進めているところでございます。今、議員がおっしゃった鍵を借りたというところではございますが、本来、空き家バンクに登録された住宅でありましたら、この鍵等は、市のほうで宅建協会のほうに媒介依頼した後の、仲介業者がこの鍵を持っております、

その鍵をその後の空き家の利用を希望する、買いたい、借りたい、そういった方に対しては、そのような対応をしているところでございます。

また、管理につきましても、空き家の所有者が行う、空き家の所有者の不動産でございまして、空き家の所有者の方が管理をすべきところでもありますし、また、管理ができないということであれば、仲介業者に依頼する、あるいは、またシルバー人材センター等の事業者には依頼するといったところも考えられるところでございます。

昨年度そういった事案があったというところでございますので、私もそこは承知しておりませんでしたので、そこについてはまた調査をして、改善するところがありましたら、改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

空き家についてですけど、借りたい人がいる場合、仲介業者だったりとか、その所有者が前もって見に行ったりとか、そういう連絡とかはされないのかお伺いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

空き家バンク登録制度の中で、この空き家バンクの登録に至った物件につきましては、仲介業者と空き家を利用されたい希望者、こことの相談であったり協議、その後に進みますと売買、あるいは賃貸借の契約といったところに進むところでございます。

この空き家バンクに登録された住宅等については、曾於市のホームページでも紹介しておりますし、また、仲介業者、事業者の持っていられるホームページでも紹介しているところでございます。

全国からこの空き家の利用等が希望される方がいらっしゃったら、いずれかの情報をもって、この空き家についての内見とか、そういった交渉、こういったところが進められるところでございますけれども、まず曾於市のほうで、こういったところの情報を知りたいとかいうところでありましたら、仲介業者が決まっておりますので、仲介業者の方にこういう今希望がありますというところでお知らせをします。

また、仲介業者に直接この利用希望者が連絡された場合は、その仲介業者と利用希望者との今度は交渉が進むというところになるところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

私もアパートを借りたりしたことがあるので、内見に行くときは不動産会社の方

と一緒にいったりはしたんですけど、今回みたいな鍵だけを預かって、自分たちで見に行ってくださいというのはちょっと初めて聞きましたので。実際、借りたい家が管理が行き届いていないとなったら、さすがに借りる気にもならないかなと思うんですけど。私も実際、空き家バンクを見学に行ったことがあります。防草シートが敷いてあって管理が行き届いているところもあれば、ちょっと最近見ていないなというところもあります。

市では、そういう空き家バンクについて、定期的に見に行ったりとか、換気をしたりとか、そういうチェックとかはされていないか伺います。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

空き家バンクに登録された住宅等につきましては、これは売買、あるいは賃貸借の契約が行われるまでは、空き家登録者の、空き家の所有者の不動産でございますので、その管理については空き家の所有者の方が行うということがまず原則となるところでございます。この後、空き家の売買、あるいは賃貸借を進めるに当たっては、当然ながら空き家の所有者の方は売りたい、あるいは貸したいという希望があるわけですので、ここの住宅等を管理をしていく、売買が進むような形で管理されるというところでございます。

仮に、空き家バンクに登録されたところが管理が行き届いていないといったところが市のほうにありましたら、仲介業者のほうにこういう苦情がありましたというところでお知らせするところでもありますけれども、今現在、仲介業者等に対してこういう形の情報提供を行ったところはないところであります。

市のほうが空き家バンクに登録された住宅に関して管理をするというところにつきましては、空き家バンクの制度、実施要綱というのが市のほうで規定されておりますが、市に対しては、交渉あるいは媒介、そしてその管理も含めて一切関与しないというところもございます。ですので、関与しないといっても、空き家バンク登録されたところが、しっかりと管理されていくというところがこの制度の趣旨でもございますので、こういったところの支援等はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

相談を受けた方から話を聞いたところ、本当、管理が行き届いていない空き家を見て、曾於市に住むのはやめようかと思ったとも言っていました。でも、その周りの方々の温かさで、民間アパートに結局は住むことになったんですけど。

今後、空き家バンク、管理が行き届くような感じで、もっと定期的に管理者だっ

たり不動産会社にもっと徹底して管理をしてもらうような感じにしないと、かえって市のイメージダウンにもなりかねないと思いますので、その点に関しては市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今ありました件につきましては、実は私も伺ったことがございました。やはりその問合せがあった時点で、管理者であったり、管理をされている会社に連絡を差し上げて、いついつ内見に来られますよということで、手入れをしてくださいという一報をやはりこちらからも入れたいというふうに思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

今後、曾於市に行きたいと思う方がすぐ住める、イメージがいい状態で住めるような感じになるように、よろしくお願いします。

では、最後の新規就農者の年齢上限の撤廃についてなんですけど、手法では55歳以下というのを撤廃して、あとさらに所得制限を撤廃するということだったんですけど、それで間違いなかったでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

新規就農者、新規就業者、私が想定しているのが、1回会社等を定年されて、地元に戻ろうと言われる方々が、ある程度の農業収入で生計を立てようという方、そして新規の起業であったりとか、商工業後継者、60歳になっても後継者というか、家業を継ごうという方々がそれで生計を立てようという方々に対しての、いわゆる新規の就農就業、そういった枠を広げていこうというのが目的でございまして、ただ、今ある要綱の中では、幅が上限一番上で月額15万円の2年間ということになりますので、やはりある程度の所得のある方については、また要綱を見直しながら、金額の設定を、今、その幅を何段階かに分けていくように、今、指示はしているところなんです。

ただ、若い人たちと同じような金額というのはなかなか、前年の所得があらわれるわけですから、そこは若干抑えた形で考えていこうというふうに思っているところです。

○4番（矢上弘幸議員）

新規就農、新規就業の補助の件なんですけど、いきなり新規就農するにしても、やっぱり機械を購入したりと、かなりの出費が予想されます。例えば、ほかの自治体でもしているんですけど、数年後には農業を廃業しようという方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、そういう方とのマッチングとかは考えていないかお伺

いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

特に、今、農業の関係では、畜産をもう廃業するという方も数出てきております。そういった方々へ、若い方々への牛舎の売買であったり賃借であったり、それから、やはり農業機械、かなり導入にお金かかりますので、そういった部分の継承であったり売買であったり、そういったものは、あつせんといいますか、情報提供は今もしながら、若い人たちが就農しやすい形というのは、今、取っているところでございます。

○４番（矢上弘幸議員）

新規就農者の件なんですけど、いきなり就業、就農するというのじゃなくて——ほかの自治体では、２年間の研修制度というのがあるそうです。座学や複数農家での実習があったりとか、そういうのを踏まえて、慣れてからの就農という感じですよ。そういうのは曾於市ではやっていないか伺います。

○市長（竹田正博）

農業に関しましては、国の青年就農等の関係はそういった制度がございます。市の単独事業の補助金制度につきましては、おおむね１年以上就農してから申請をいただくという形を取っているところでございます。いわゆる継続性があるかどうか、採算性が取れているかということを確認しているということでございます。

○４番（矢上弘幸議員）

特に農業に関しては、実際にお金が入ってくるのは物が売れてからになるので、それまでが大変だと思います。ですので、廃業するところとマッチングして、実際に弟子入りするような感じで、雇ってもらうような感じにしたほうがいいのかなと思うんですけど、人を雇うときの、やっぱり自営業だったらそれだけ人件費がかかるものですから、そういうときに市の補助金をちょっと前倒して、人件費に充ててもらうような感じというのはどうかなと思うんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

国の青年等就農交付金の中には、研修期間もその助成金の対象になる部分があります。ただ、市の場合については、やはり実績が上がってということになりますので、今、市の助成金に関しては、実際、就農して１年たってからの申請ということをお願いしているところです。ですので、新規に就農するためには、やはり自分で自己資金は要りますよということもしっかりとお伝えをしながら、申請を受けているところでございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

確かに私も担当課にお伺いしてお聞きしたところ、自己資金がない方もたまにはいらっしゃるということでした。実際に自己資金がなければ大変というのは分かります。ただ、先ほども言いましたけど、初期投資があまりにも大きいので、そういうことに関しては廃業を考えていらっしゃるところから、機械を購入じゃなくてリースですれば、その方も月々の収入にもなるし、新規でされる方も出費が少なくて済むので、長続きしやすくなるんじゃないかなと思います。

今後、農業とか工業を辞められる方も多く出てくる、高齢化で後継者がいなくて辞められる方が多いと思いますけど、なるべくたくさんの方が商業、農業に取り組んでいけるような市の補助、サポートを期待したいんですけど、市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、やはりもう廃業される方という方々の情報というのは、やはり農業、商工業含めて、いろんな方々から情報は入ってくると思いますので、市だけではなくて、農業であればＪＡさん、そして商工業であれば商工会のほうと、しっかりとその情報を共有しながら、マッチングができる分については、やはり一緒になって何らかの手だてができないかということは検討していきたいというふうに思います。

○4 番（矢上弘幸議員）

曾於市の今後を担う分野ですので、期待しています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田義盛）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時44分
再開 午前10時54分
—————・—————

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11 番（今鶴治信議員）

創志会、今鶴でございます。私は、大きく2項目について質問いたします。
まず初めに、危機管理について。

① 8月8日の豪雨による市内の浸水被害状況について伺います。

② これまでも大雨による浸水被害があったが、どのような対策が行われたのか伺います。

③ 災害時の給水対策について伺います。

続きまして、市長の所信表明について。

① 30億円のふるさと納税を目指しての新たな取組について伺います。

② 人口減少対策（雇用の創出・子育て支援）について伺います。

③ 外国人技能実習生のサポート窓口の一本化について伺います。

市長の明確な答弁を求めて、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（竹田正博）

それでは、今鶴治信議員の質問にお答えしたいと思います。

1 番目、危機管理についての① 8月8日の豪雨による市内の浸水被害状況について、お答えいたします。

今回の大雨災害により浸水被害を受けた市内の住宅については、令和7年8月25日の現在で総数で50棟であります。このうち床上浸水は31棟、床下浸水は19棟であります。各町で申し上げますと、末吉町は床上浸水9棟、床下浸水2棟、大隅町は床上浸水20棟、床下浸水7棟、財部町は床上浸水2棟、床下浸水10棟であります。

1 の② これまでの浸水被害に対する対策について、お答えいたします。

過去の浸水被害の対策としましては、流域の排水が集中していた箇所の改善を図るため、排水の分散、排水路の新設などの整備を行っております。

1 の③ 災害時の給水対策について、お答えいたします。

災害発生時は、市内の水道施設の被害状況を把握し、断水区域が限定的である場合は、応急給水が可能な施設から給水袋や給水タンク等による給水を行います。また、被害が甚大で断水区域が広域となり、市単独で対応できない場合などは、給水車で運搬給水を応援要請いたします。

大きな2 番目の市長の所信表明の① 30億円のふるさと納税を目指しての新たな取組について、お答えいたします。

本市は、肉用牛、豚や芋類、白菜などの農産物の生産や、焼酎やユズ製品などの加工品の製造が盛んな町であります。自信を持ってお届けできるたくさんの特産品を、これまで以上に全国にPRしていかなければと考えております。

あらゆる角度からの検証を行い、返礼品取扱事業者の皆様とこれまで以上に情報交換を図るとともに、専門業者の力を活用しながら、返礼品の見直しや新たな魅力的な返礼品の開発、効果的な広告などを積極的に進め、任期期間中に目標を達成したいと思っております。

2の②人口減少対策について、お答えいたします。

雇用の創出の一つに企業誘致がありますが、高規格道路の優位性を見据えた工業団地造成が必要だと考えています。場所の選定や各種法令の許認可についても、今後確認が必要となることから、慎重に整備計画を検討したいと考えています。

子育て支援については、これまでの子ども医療費や学校給食費の無償化を継続し、乳幼児のおむつ等支援、小・中学生の入学おめでとう祝金制度の創設も視野に入りたいと考えております。

2の③外国人技能実習生のサポート窓口の一本化について、お答えいたします。

農業を含め慢性的な人手不足であることから、生産者、国・県、各種団体と連携しながら、労働者確保のためにサポート窓口を一本化し、雇用者の負担軽減のために支援を行ってまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま1回目の答弁を市長にいただきました。

今回の私の一般質問の内容につきましては、同僚議員より同じ内容の質問が重複しておりますので、その辺はもう割愛させていただいて、新たな疑問点のところを質問させていただきます。

まず、8月8日の豪雨災害についての被害状況でございますが、大隅町は写真等でも拝見してひどかったなということで、場所もある程度分かるんですが、末吉町、財部町もやはり床上・床下浸水等の被害が出ていますが、大ざっぱな、私もそんな地理に詳しいわけではございませんが、大体どこの地区、末吉町と財部町、だったのか伺いいたします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まず末吉町でございます。末吉町につきましては、大字末吉町岩崎のところは7件でございます。自治会でいうと宮原、ほぼもう大隅町に近接しているところ、菱田川流域沿いでございます。

次に、財部町でございます。財部町につきましては、宇都自治会のところが1棟と大川原自治会のところが3棟、あと、大良地区、このところが3棟、そしてもう1棟、これについては南俣、すみません、自治会についてはちょっと承知しておりませんが、南俣が1棟で合計の8棟となっているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今回の大雨は曾於市全般にわたって、これまでにない住宅の床上浸水、床下浸水

での被害が出ているところでございます。やはり河川の流域ということで、大雨による水位の上昇によることだと思って、幸いに消防団等の配慮もあったのか、それか日頃の危機意識もあったのか、人災が出ていなかったことはよかったと思っております。

以前も大隅町は大隅支所周辺が水害を受けて、ということを受けて、大隅町の新庁舎が今のところに移った経緯もあると思っております。そのときからして、また今回起こったということで、いろいろ同僚議員の質問の中で排水等の原因もあるのではないかとということで、特定はできていないということでしたが、その間に対して対策をした結果なのか分かりませんが、市として県等に調査依頼、そういうことは前回の災害のときには行っていなかったのかどうか。関係する課長さんもその頃はまた以前のことでありますけれども、分かっている範囲で質問いたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

以前の大隅町岩川市街地の冠水があった際に、私が伺ったのは1回、川底のいわゆる除去と寄り洲の除去、それは1回行ったということは聞いているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

今回、河川流域の上流側で大雨が降った場合に、特に曾於市の雨にもですけど、特にまた流末が集まって増水したという……それぞれの市内の町でも違うんですけども、この前の8月8日の豪雨のときは、時間当たり何十mmぐらいの大雨であったのか伺います。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

こちら气象台の雨量計となりますが、まず7日で一番多かった時間計で23時に49mmと、そして翌日でございますが、朝4時に時間計で42.5mmを記録したところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

今年は梅雨入りも早かったですけど、梅雨明けも早く、幸いに集中豪雨による被害が少ないからと少しは安堵していましたが、やはり台風等でいつ大雨が来るか分からないという危惧もしておりましたが、やはりこの49mm、42mmという大雨が来た場合、こういう浸水被害等が出るということは、今後も大いに考えられるところでございます。

今回、同僚議員の質問の中で、早速 8 月 20 日に大隅地域振興局の建設部の方々 4 人に来ていただいて、いろいろと調査をしていただいたということで。同僚議員の質問の中でも、これから原因究明も、複合的なことがあると思いますが、河川床の除去、できることからやるしかないと思っていますけど。やはり何年かに 1 回、まあ来年でもまたこのぐらいの大雨が来たら被害が出るということで、その地域の住民は本当、見舞金を若干は支払っていただくということでありましたが、不安でたまらない状況であると思っています。

すぐにできることは限られていると思いますが、河川の改修等については、国等の予算等も非常に重要になってくると思いますので、その辺について——昨日の答弁の中で地元選出の瀬戸口県議にも早速御相談されたということでありましたが、市長として、県が最初でございますが、いろいろ抜本的、そういう問題点がある程度把握したところで県、それで、県で対応できないことは国等への要望、その辺については、今後のことでございますが、どのようにお考えか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

県の地域振興局のほうとは、昨日答弁しましたように、1 月に 1 回ずつ作業部会という形で検証をしていく計画でございまして、抜本的にどこの部分をどう手を入れていけばいいんだということが協議の中で結論が出ましたら、やはり県、県で対応し切れない分は、やはり国へ要望をしていくという形を取っていきたいというふうに思っております。

○11 番（今鶴治信議員）

今回、市長になられてすぐこういう大雨災害ということで、先ほども言いましたけど、大きな人災には、住宅の被害は出ているところでありますが、人命に対しては被害がなかったということで。まあ、今後も想定されますので、早急に県と協議していただいて対応策を出していただいて、対応していただきたいと思っております。

続きまして、3 番目の災害時の給水についてということで、給水タンク等によってやると。先ほどの矢上議員の答弁の中でも、短い期間であつたら自分で準備するのを基本としているということでありました。今、市長が災害に強い曾於市というのも、後の所信表明の中でも公約に上げられていますが、南海トラフ等の地震等も想定される中で、今、旧岩川高校跡地のところに応急用の備品が置いてあるということだから、どのぐらいの水とかが常時準備されているのか伺います。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

まず、備蓄につきましては、水につきましては1万3,847L、こちらにつきましては、目標数、南海トラフを想定いたしまして、1週間後2,300人が避難をするという状況で、1人3L、その3日分で2万700Lを目標にしておりますが、今、こちらにつきましては1万3,847Lということで、備蓄率、今、目標の67%という形になっているところでございます。

そして、あと、食事の関係でございますが、こちらにつきましても、2,300人、1日3食、それを3日分でございます。こちらも目標として2万700食を目標としておりますが、現在1万5,370食、備蓄率でいいますと74%を今備蓄しているところでございまして、こちらにつきましては保存期間もありますので、こちらにつきましては入替えをしながら、100%となるよう今目標を立てて備蓄をしているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

比較的保管期間も長く、想定されている給水、非常食だと思いますが、品物にもよるんでしょうけど、大体どのぐらいの賞味期限というか、水又は緊急時の食料についてはもつような感じなんでしょうか。分かる範囲でいいですけど。

○総務課長（上村 亮）

こちらにつきましては、お米、マジックライスというのがございますが、こちらが5年から7年という形で保存期間があるところでございます。また、水につきましては、こちらも5年若しくは10年の保存期間がある水もございますので、今、そちらのほうを備蓄しているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

非常に、短くて5年、長くて10年ぐらいで、目標とする……若干まだ67%程度ということで、100%を目指しているんでしょうけど、期限があるということで。これに対しては国等の交付税措置等もあるんでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

こちらにつきましては、一般財源で備蓄をしているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

霧島市、始良市が非常に、曾於市も被害が大きかったんですけど、それを上回る大災害であったということでニュース等で報道されていましたが、その中で、テレビの中で、非常にやっぱり生活するのにライフラインとして水が大事ということで、給水車が報道で出ていたんですけど、曾於市の場合は備蓄用の水は準備されている

ということでありますが、全体的にする場合に、この給水車という――消防組合等にもまだそういうのを準備していないということですが、市としてやっぱり、今後の災害対策として、賞味期限のある水もありますけど、限りがあることでありますので。大災害の場合は、自衛隊とかを要請すればそういう給水車の手配もあるのかもしれませんが、曾於の全体的に、志布志市、大崎町も含めた消防組合対応でもいいと思うんですけど、そういう給水車の配置ということについてお考えでないか、市長にお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

先般19市の市長会の中でも、その給水車の話が出されたところでしたが。今、持っていらっしゃるのが鹿児島市と阿久根市が持っていらっしゃるというのはお聞きしたところで、ほかの市は今持っていらっしゃらないようでございます。

給水車自体は導入はできないことはないんでしょうけれども、やはり衛生的な維持管理というのがかかるんじゃないかということも議論になったところがございます。

ただ、今後はそういった想定もしながら、やはり広域的な部分、南海トラフを考えますと、特に曾於市、志布志市の関係でいいますと、曾於市は後方支援に回らないといけないということになりますので、その観点では、やはり消防組合で議論するのもしかりかなというふうに思っておりますので、またそこは単独市だけではなくて、広域的な考え方で検討をさせていただきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

志布志市、大崎町を含めてというのも分かるところでありますが、定住自立圏の中で、やはり都城市、三股町も含めて交流もしているわけですが、そこまで調べてはいらっしゃらないと思いますけど、宮崎県、近隣の都城市等ではこういう給水車なんかはないかは把握されているのか質問いたします。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

詳細なのは承知しておりませんが、都城には給水車があるという情報は持っているところがございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

自前の給水車も、そんなに金額的には消防タンク車等と比べた場合、そのぐらいの金額、高いのは高いんですけど、人命のためには必要かなと思うけど、やっぱり市長がおっしゃったように、飲み水ですので衛生管理等の維持管理等もメンテナン

スが非常に大変だと思いますので、今後のことでありますが、広域的、そういう連携を組んで危機対応をしていただければと思っております。

この件に対して、市長もやはり今後は近隣の都城市との連携も大事だというお話も聞いておりますが、市長の見解を伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

大災害が起きますと、やはり曾於市だけではなく、近隣の市町も同じような災害を受けると想定をされます。やはり都城市さんのそういった給水車を要請したときに、都城市自体も給水が必要という事態もあろうかと思えます。

今回のように、曾於市のほうで断水が長く続くような状況がありますれば、そういった要請もできるような形で、また広域圏の中でも協議をさせていただきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

給水車のところでまたお伺いしますが、これとは違うんでありますが、末吉町の五位塚地区の集落水道が水中ポンプの故障でということで、1週間ほど断水が続いたということで、非常に7月の暑い時期に水道組合の方々苦勞された。早急に地元の水道事業者が代替りの水中ポンプを準備されて、対応はしていただいたけど、やはり市のほうの助成も、昨日の徳峰議員の質問にもありましたけど、小規模水道の助成を半分使えたということでありましたが、その間に、やはり高齢者等に対して本当に水の、生活水はまた二の次にしましても、この暑い時期に水のことに對して非常に心配したということで、南海トラフ用の給水の水等があれば、そういうのもあれだから、もし今後もあり得ることであるので、相談は市のほうにもされたということでありましたが、市としてどのような対応であったのか伺います。

○水道課長（吉田宏明）

お答えいたします。

五位塚の水道組合に對しましては、飲料水が水が来なくなったということで報告を受けまして、こちらから給水袋のほうを提供したところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

市のほうでも一応は対応していただいたということで、本当、自助・公助、昨日の中でもありましたけれども共助、自分で水は買ってくればその地区だけのことでありますが、やはり飲料水、食事の御飯を炊くのに水がなければ非常に大変ということで、水道の故障であります、やはり全体的に大災害が出た場合は、その集落水道の範囲で済む話ではございませんので、今後もどこの水道工事の断水とかもあり得ることで、ある程度長期にわたるときは、水道課でもあります、総務課

のほうでも拡大的に解釈して、そういう危機管理的に対応するというのは非常に大事なことでありますので、要請する窓口を決めて、早急にそういうときは対応できるような対策が必要じゃないかと思えますけど、市長の見解を求めます。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

五位塚の水道の関係につきましては、受益戸数も結構たくさんいらっしゃったというのも聞いております。約3日ほど飲料水あるいはそのほかの生活用水が全然足りなかったということで、一番困ったのはトイレが一番困ったということも聞いておりました。やはりそういったときに、何らかの給水手段ということは必要であろうかと思えますので、今後そういった事案につきましては、早急に水の供給ができる形、そういったところを考えていかなければならないと思っておりますので、また水道課のみならず、そういった部分は横の連携をしながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

災害時のライフライン確保はもちろんでございますが、そういう水道の故障によるところも、やはり周りはそういう災害はないんでしょうけど、公共水道が通っているところは。でもやはり死活問題でありますので、今回も対応していただいているということでありますので、今後もいろんなところで起き得ることありますので、市のほうの早急な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の市長の所信表明の内容について行きますけども、市長が第一に財政の安定化ということで、30億円のふるさと納税を目指すということは、たくさんの議員が質問されて、大体的にも分かるところでございます。

その中で、いろいろ市長もお考えで、ナンチクともコラボして早速動いていらっしゃるという商工観光課長の答弁もございましたので、以前もあったんですけど、全国的にインターネットで見れることでありますので、あまり詳しくここで手の内を聞いてもいかなもんかということで、この件に関しては今まで質問された人たちのことで大体分かっていますので、割愛させていただきます。

続きまして、人口減少対策ということで、特に全体的に所信表明の中で人口減少対策をうたわれていると思うんですけど、その中で、雇用の創出、子育て支援について特に今回は質問をいたしました。

高規格道路と、今後、平塚と10号線を結ぶバイパス、また弥五郎インターと高規格道路を結ぶ事業化も、今、竹田新市長の下でも進めていかれると思っておりますが、いかんせん国の採択がないと、事業化がないと難しいことであると思っております。私も末吉インターのところに住んでおりますので、志布志まで全線開通したときに、

失礼な話ですけど、総務委員会の中で企画課長にお伺いしたとき、御存じのように梅北のインターが今造成工事をやっておりますということで――委員会の中でしたので本音だったので、本音ではそういうことかもしれませんけど――やはりこの都城志布志道路の近辺は都城がもうリーダー的にしているから、ほかの地域を考えていますということでありました。私の地元としましては、高規格道路がつながって、今度、宅地分譲、企業誘致等の可能性もありますので、今後、非常にここの地域は発展する要素もありますという話もしているんですけど。末吉のインターの近くに限らないんですけど、市長として既存の高速道路の財部末吉インター近辺で、そういう新たな……大隅町のアヤベ跡地はあるんですが、内村工業団地はもう全て完売したということで、すぐにできることではありませんけど、企業誘致をするにも団地が必要でありますので、まあ、これからいろいろ適地を探していかれるとは思いますが、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

工業団地の造成につきましては、やはりいずれにしてもインターの近く、利便性の高いところというふうにまず考えているところでございます。

おっしゃられたとおり、末吉都城道路、このバイパス道路の国が整備をしていたく分を今要望活動しておりますけれども、ここがつながりますと、やはり平塚、それから末吉財部インター、ここが非常に核となってくるだろうというふうに思っておりますので、やはりそれを考えると、末吉財部インターの近くへの造成。それから、有明北と曾於弥五郎、これがつながりますと、今、八合原でのインターというのも想定の中に入っておりますので、やはりそこ辺りの候補地を選定する。それから、今の高規格道路の末吉インター、近くに有機センターがありますけれども、そういった部分での物流の流れというものが取り組めないか、そういったところへの団地の造成という形では考えているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

私が副議長のときだったんですけど、西原商会在曾於市に立地協定ということで、私も議長代理か議長と一緒に参加させていただきました。そのとき、曾於市に何かつてがあって来られたんですかという質問の中で、いえ、やはり今後の道路網の将来性を考えて、既存の鹿屋、都城、国分の営業所が手狭になって、そこを集約してこちらの曾於市のほうに進出したいということで、やはり市長が今おっしゃられたように、高速道路網の整備は非常にやはりそういう流通業に対しても魅力があるということで、早速大きな西原商会在曾於市に来ていただいたりということで。いろいろ場所的、企画課長のおっしゃるには、やはり精密機械工業に対しては、埋立地

より岩盤のしっかりしたところでないというふうにも聞いておりますので、そういう地盤的なものも調査されて——以前、道の駅ができたときも、徳峰議員だったと思いますが、非常に当時の市長が立地条件、流通量を調べて、今のところに出して、結果的に時間はかかったけど、それが今の道の駅の成功につながっているという話も聞いたことがあります。ぜひ成功に導くように、時間はかかっていいですけど、優良な選定地を見つけていただいて造成をして、最終的には製造業を中心にしたそういう企業が来ていただければと思っているところであります。そういうのができた場合は、働く場があるということで人口増につながるとは思います。

子育て支援で、今までも子ども医療費、学校給食費の無料化、そしてまた3歳児以下までの保育料を無料化したということで、市長が目標に掲げている、先ほどちょっともうふるさと納税の30億円を飛ばしましたが、やはり30億円あれば15億円使えるということで、いろんなまた高齢福祉にも使えると思うんですけど。優先をつけて市長も今後やっていかなくちゃいけないということを言いました。まず私は、新たにやるのも大事であります、子ども医療費、学校給食の無料化、3歳未満の保育料の無料化、これは今年始まったばかりでございますので、これも非常に効果が出てくる制度だと思っていますので、まずこれを存続するのを第一目標にして、その後、できる範囲でいいですけど、いろいろ今市長が思われていることを子育て支援のためにやっていただければ。ここ1年や2年で難しいところであり、任期中の4年で何か一つでも、この公約に上げられたことをしていただければと思うけど、先ほどから言いましたように、ふるさと納税、財源がないとできないところであります。

そこら辺を、非常に今の制度を存続するのにも相当予算がかかると思いますが、市長としてその辺の見解をどうお考えか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今年度予算の扶助費も49億円ほどでございますので、やはり歳入の確保というのは非常に大事になってくるだろうというふうに思っております。

今あるこの支援制度、これも非常に予算的には大きなものがあると思っています。この支援を途中でやめるわけにいきませんので、しっかりとまずは継続をしていくということが大事だというふうに思っております。それができた上で、やはり掲げましたおむつであったりとか、あと入学おめでとう祝金であったりとか、そういった部分については、やはり財源の見通しを見てから実施を考えていきたいというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

先ほどふるさと納税はもういいですよと言ったところでありましたが、1点だけ、商工観光課長に伺いますが、これまでふるさと納税の返礼品に対してポイントがつくということで、国のほうもポイント制を廃止するというので、楽天等も訴訟を起こしているという状況で、結果はまだ出ていないということですが、このポータルサイトのポイントがつかなくなる、この影響についてはどのようにお考えか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

本年度9月をもってポータルサイトでのポイント制度をなくすということで、国のほうから決定事項でありまして、これを受けまして、本年9月までに私たち特需と言っているんですけども、このポイントを活用される寄附者の皆様方が駆け込みがあると。駆け込み寄附があるということで今想定をしているところです。これは当初予算のときにも説明のほうはさせていただいたんですけども、そこを踏まえて、今、各返礼品事業者の方々にも在庫の確保とか、その辺の打合せ等もさせていただいているところで、こちらについてはポイント制度がなくなると、今度は逆に10月以降が若干また落ち込んでいくんじゃないかというふうに想定はしているところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

国の施策で、東京都なんかはふるさと納税の反対とかいうのもこの前ちょっとネットとかで見たところではありますが、非常に地方自治体にとっては大事な制度でありますので、何らかの形で存続はしていくと信じております。担当課はいろいろ国の制度が変わってきますので、対応に大変であると思いますが、9月までは特需みたいにそうやって駆け込みがある、でも、落ち着いてきたら全国的にどこの自治体も同じ条件でありますので、やはり魅力ある——トイレットペーパーとかそういう家庭必需品が多かったという答弁もありましたけど、9月まではそれに対応していただいて——今後は、今までほかの議員がおっしゃったように、魅力あるそういう商品開発に努力していただきたいと思います。と思っています。

これは先ほど漏れましたので、また戻って質問しました。

続きまして、市長の所信表明の外国人技能実習サポートの窓口一本化についても、これも同僚の渡辺議員が詳しく質問されましたので、私のほうからは、もう重複するところは省略させていただきます。

2027年、令和9年になりますか、この外国人技能実習制度から就労支援制度に変

わるということで、以前も一般質問でさせていただきましたが、大崎町が、商工会が窓口で、大崎町の商工会がやっているわけじゃないという話でございましたが、その管理団体のあっせんを窓口ですということ。市長の曾於市の農業公社を中心にできないかという意見も聞いております。今後制度も変わっていく中で、私が聞いた中でも、曾於市内もいろんな職種の企業さん、農家、そういう管理団体を通して入ってきております。そういうところのそれぞれの管理団体の月の契約料も、昨日、渡辺議員からありましたけど、それぞれ違って——結構高く感じるところもそれなりにサポートがしっかりして、逃げ出す人がいないとかメリットもあるんですけど、比較的その月の管理団体の支払いが高額でなくても、しっかり続けている事業者もいらっしゃいます——その辺の調査をしていただいて、市がその代わりをする必要もないと思うんですけど、そういう情報を農家に限らず新たにこれから入れたいという——介護現場から相当外国人が今入っていらっしゃいますので、もう今後……今、2020年度が全国で7,509万人の生産年齢人口がいるんですが、2040年には5,978万人に減るということです。

いろいろと外国人問題もありますけど、どうしても今のサービス、いろんな製造業の量を維持していくといたら、労働力不足でどうしてもそういう技能実習生、そういう就労支援の外国の方に頼っていかなくちゃいけないというふうになってくると思いますが、今、日本も円安等で外国の方もそれぞれ国を選ぶ時代になっております。昨日もありましたけど、やはりいろんな国の方が来ていらっしゃいますけど、そういう文化的な交流とか仕事に限らず、そういうのも今後必要になっていくんじゃないかと思ってます。昨日も、市長もこれからということでありましたが、そこも含めて、まずいろんなところで特定技能として3年間を過ごして、特定技能2号になってあと2年延長する、そういう人が派遣できているという、忙しいときだけというのもありますので、そこら辺の内容を調査されて、すぐということではないけど、非常にこれは大事なことでありますので、いろんな職種に対してありがたいことでありますので、その辺を調査していただくのが大事だと思いますけど、市長の意見を伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃられるとおり、管理団体につきましては、それぞれあられるというのを聞いております。また、毎月の管理団体へのお支払い金額も違うということも聞いておりますし、そこはまたそれぞれの事業者の方々にお聞きをしたいと思っております。

また、農業の分野であつたりとか介護の分野であつたりとか、そういった部分も

また違うと思っております。特に今度から育成就労型に変わっていった、そして特定技能制度になって、最終的にそれ以上のいわゆる技能を持つと永住権も与えられるというような制度になってくるようでございますので、やはり今後はそういったグローバル化、やはり国際化というところも視野に入れていかないといけないだろうというふうに思っております。

まずはそういった管理団体の調査は、今後していきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

私も確実かどうか分かりませんが、私が聞いた中では、今回、育成就労制度に変われば、これまで1年間だけしか認められなかったという和牛の畜産の分野で、森林組合等の造林とか下刈り作業の人手不足とかも……。前、森林組合長にお伺いしたときも、外国人は駄目なんですかと言ったら、1年しか認められないんですよということでありましたが、聞くところによると、最大で就労支援制度が枠が広がって、3年はいれるということです。非常に今後需要が増えてくる可能性は高いと思っておりますので、先ほど市長の答弁にありましたけど、いろいろ実情を調査していただいて、曾於市のいろいろな職種に対してサポートができるような体制をぜひ構築していただきたいということをお願いして、私の一般質問をこれで終了いたします。

○議長（山田義盛）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時から再開いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○9番（岩水 豊議員）

9番、新生会の岩水です。議長の許可を得ましたので質問いたします。

8月7日から8日の集中豪雨で被災された皆様におかれましては、早期の復興を願うばかりです。

竹田新市長においては、子供たちが帰ってきたくなるまちの実現を訴えたことが、少子高齢化の曾於市を思う市民に受け入れられ、当選されたと思っております。所信表明にある政策実現に向けてまい進していかれることを強く望みます。

それでは、まず第1に、市長所信表明について大きく八つの計画を挙げておられます。

その中の、まず①健全財政に向けての取組の、ふるさと納税30億円の目標実現について伺います。

2番目に、産業振興の新規就業・起業者・後継者支援強化策の、市単独支援の年齢・所得制限の撤廃と、外国人実習生・就労者のサポート窓口の一本化政策について伺います。

3番目に、雇用の創出として、企業誘致の推進について伺います。

本日も同じような質問が3人目になっておりますので、違う視点で、こちらでもまた2回目からの質問をしていきたいと思っております。

次に、8月7日から8日にかけての大雨について伺います。

①市の管理する市道・河川については報告がありましたが、県が管理する県道・河川について、曾於市内の災害状況について伺います。

2番目に、菱田川水系の前川の氾濫による旧大隅支所周辺の浸水状況について伺います。

③前川の改修と浸水対策についての見解を伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を望みます。

○市長（竹田正博）

それでは、岩水豊議員の質問にお答えしたいと思っております。

まず1番目、市長の所信表明の①ふるさと納税30億円の目標実現について、お答えをいたします。

本市は、肉用牛、豚や芋類、白菜などの農畜産物の生産や、焼酎やユズ製品などの加工品の製造が盛んな町であります。

自信をもってお届けできるたくさんの特産品を、これまで以上に全国にPRしていかなければと考えております。

あらゆる角度からの検証を行い、返礼品取扱事業者の皆様と、これまで以上に情報交換を図るとともに、専門業者の力を活用しながら、返礼品の見直しや、新たな魅力的な返礼品の開発、効果的な広告などを積極的に進め、任期期間中に目標を達成したいと思っております。

1の②市単独支援の年齢・所得制限の撤廃と、外国人実習生・就労者のサポート窓口の一本化政策について、お答えいたします。

まず、新規就農者支援対策事業は、申請時に18歳以上55歳以下の年齢制限と、世帯全員の過去3年間の平均農業所得額が600万円以下ということを設定しております。

次に、商工業新規就業者支援対策事業につきましても、申請時に18歳以上55歳以

下の年齢制限と、世帯全員の総所得金額が600万円以下を設けています。

これからの農業及び商工業を支える後継者や、55歳以上で農業を始めたい方や、起業される方もいらっしゃると思いますので、55歳以下という年齢制限と600万円以下という所得制限を撤廃したいと考えています。

次に、サポート窓口につきましては、雇用者の負担軽減のために、国・県、各種団体と連携し、サポート窓口を一本化し、労働力確保への支援を行ってまいりたいと思います。

1の③企業誘致の推進について、お答えいたします。

都城志布志道路の全線開通後、都城末吉道路や曾於志布志道路など新たな整備計画が進められています。

これらの整備計画を見据えた候補地を検討したいと考えています。

2、8月7日から大雨についての①曾於市管内の県道・県管理河川の災害状況について、お答えいたします。

県関係の施設の災害につきましては、補助災害に係るものが河川17件、砂防水路1件、道路0件と聞いております。

2の②前川の氾濫による旧大隅支所周辺の浸水状況について、お答えいたします。

今回の大雨災害により浸水被害を受けた大隅町の住宅については、令和7年8月25日現在の総数で27棟であります。このうち床上浸水は20棟、床下浸水は7棟であります。

2の③前川の改修と浸水対策について、お答えいたします。

今回の浸水に伴い、8月20日に大隅地域振興局の建設部長をはじめ4人に参加していただき、協議を行ったところです。

今後も引き続き協議を重ね、適切な対応策を検討していきたいと考えております。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、市長の所信表面についての中で、結構、今回、新市長ということで議員の皆さん方の質問もかぶっているところではありますが、ちょっと変わった観点からを含めて質問させていただきたいと思います。

特に、任期中に目標を達成したいということで、これはすごい決意だと思います。現在の3倍近い2.5倍以上のことを計画される、目標に挙げるということは、非常に決意の要ることだと思っております。大変なことだと感じております。

その中で、私なりにも思っていることが、特に今、物価高騰について、非常に日用品とか食品、生鮮食料品を含めた、いろいろな……一番身近なものに対して、国

民が一番、目が向いていると思うんですね。ですから、そういうところの消費者の動向、国民の動向というところも少し研究する必要があるだろうと。

今回の答弁で、あらゆる角度からの検証ということで漠然と書いてありますが、私とすれば、そういう消費者の方の思いというのをしっかりすることと、特に、あとは今回、市の職員の皆さん方も、トップダウンだけではなく、市の若手職員の皆さん方のアイデアを募るとか、活発な意見を交わして取り組んでいただければと思いますが、この辺について市長はどのような見解をお持ちかをお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

ふるさと納税については、全国の動向として、やはり、一番が生鮮品だと思っております。魚介類であったり、お肉であったりというところですね。私も身近なもので考えますと、やはり、曾於市はお肉であると思っているんですが、一つは、今、例えば、大隅の道の駅農土家市であったりとか、そういったところは非常に、季節季節で野菜関係を生産者の方が出されておりますので、それを、例えば毎月の定期便で載せるとかそういった形も検討できないだろうかというふうに思っております。

やはり、ふるさと納税される方というのは、そういった身近なものってなりますと、やはり、昨今は野菜の高騰であるとかそういったところもありますので、そういったものも取り組めないか。以前も一回、農土家市さんのほうに取り組めないかお願いした経緯があるんですけども、やはり、その月々で物がそろわない部分もあるというようなこともありましたので、もう一回、そこはちょっと検討してもらえないかなというふうに考えているところです。

○9番（岩水 豊議員）

広く意見を取り入れて多くのアイデアを出し、また、市職員の皆さん方の、若い皆さん方を含めたアイデアを取り入れていただいてということも、若い職員の皆さん方の育成にもつながるし、市を思う気持ちというのは、もう我々以上にあるのかもしれませんので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。任期中にということですので大変な努力でしようが、頑張っただけだと思います。

次に、市単独支援の年齢・所得制限の撤廃ということで出ております。

1回目の答弁で頂きました、先ほど、今日1番目の矢上議員のとき、新規就農者だけが出ておりましたので気になっていたところですが、商工業の新規就業者についても支援をということで。

以前、私が、前市長のときに市民から相談を受けて、食堂開設したいと、飲食店をしたいということで。実際は、奥さんのほうが全実権を握ってやるんですけど、

一応、旦那さんの名前で開業をして。そしたら、旦那さんがその年齢制限に1歳か2歳か引っかかった。奥さんはまだお若かったんですけど。それで、それはもう制度上駄目ですというようなことで、非常に残念で。その方は、最初の2年から3年は、娘さんが鹿児島に、結婚しておられたんですけど、週に二、三回通ってきて、御両親のお手伝いして、店が軌道に乗るまでということで、ずっとしたりして、家族で支え合ってどうにか今、順調に回っているところなんですけど、その当初の2年3年という間が非常に苦しいところだなあと感じながら見ていたところでした。その方は、どうにかそうやってできたんですけど。

今回、英断だと思いますが、55歳の年齢制限を撤廃。ただし、あくまでも撤廃して同じようにできるということではないと認識しているんですけど、例えば、最近、私どもの近くに理容店をされる方がいらっしゃいます。もう始めたのかな。年齢としては70歳です。ぱっと見、私なんかより非常に若い。元気でやろうということで、地元に戻元したいっっちゃうかな、そういうような気持ちで。ですから、Uターンして帰ってこられた方なんですけど、していて。高額なお金とかそういうのを、全然、希望されているわけではないとは思いますが。

高齢化社会の中で人生100年と言われる時代ですので、仕事がある限りは働こうという方が結構多くなっております。ですから、そういう方についての、ちょっとしたお手伝いというような形ができればと思いますが。

年齢による支援額については、それなりに考えておられると先ほどお伺いしましたが、今言う70歳ぐらいでということもありますが、どこかで線引きせざるを得ないと思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃられるとおり、人生100年という時代と言われております。私も考えたときに、自分自身が定年いたしまして畜産を始めたときに、あと10年から15年ではできるよねっていう気持ちで始めたわけですので、それを考えますと、一回リタイアされた方々が新たな農業に挑戦する、商工業に挑戦するいうときに、やはりそれから先、10年、20年ではできるという自信があらわれるわけです。ですので、年齢を撤廃したからといって、その上限年齢は定めるというのは今、考えていないんですが、おおむね報告義務が5年間ございますので、せめて、やはり5年間はそういった事業の継続をしていただきたいというのと。

あと、給付する金額についても、やはり、若い世代の方々は投資が多くありますので、その年齢に応じたといいますか、ある程度、給付額はちょっと抑える形になると思いますけれども。まだ、今から要綱を煮詰めていきますので、そういった大

まかな考え方を持っております。

○9番（岩水 豊議員）

期待しております。要綱の制定について、私は、所信表明の中で出ておりましたので、今回、要綱が何か出るかなあと考えていたんですけど、提示されておられませんので。どうでしょう、12月か3月か、いつぐらいまでに要綱の変更をして、議会のほうに示されることができるかお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

できれば当初予算から取り組みたいと思っておりますので、当初予算編成をする12月、遅くても1月、そういったところまでには要綱をまとめていきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

いろいろ制度上の問題もありますが、周りでそういう方を見ていて、支援して、できるだけそういう形で、曾於市内で働いていただく方、住んでいただく方が多くなることを期待しておりますので、手厚い支援というよりも、いろんな支援方法が曾於市はあるんだよということをアピールする意味でも必要かと思います。

金額の大小については、さほど問いませんので、ぜひ、その辺の年齢を上げていただきたいと思います。

次に、外国人の実習生、就労者等のサポートの窓口ということで、昨日も、今日も説明があって、答弁もありましたが。現実味のあるこの窓口、それと、外国人の就労ということについては、国の法律の制約もあり、制度が成り立っているわけがありますので、これについては、どうか関連する団体、県との何かこういう支援窓口ですか。それに何か構想が、少しく説明できないかなあと考えております。お知らせください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この外国人の今、就労者というのが市内にも300人以上いらっしゃると思いますが、それぞれの管理会社の窓口が違いますので、できればそういった、先ほども答弁しましたが、管理会社のちょっと調査をさせていただき、そして、そこで市が、行政がその管理会社と連携してできるものはないものかというふうに考えております。

そういった意味では、県・国といいますか、ハローワーク等も把握している部分もございますので、そういったところにも調査を依頼して、やはり、管理会社の情報をしっかりと得ながら取り組まなければならないと思っておりますが。

やはり、いろいろな業種がございますので、例えば今、介護の業務なんかは病院さんが窓口になられている部分もあったりしますので、その辺をどうするかというのがありますけれども。主には、農業、商工業、そういったところで、いわゆる、今、研修生として働いている方々が、今後、育成就労型になって、3年間それから5年間となりますと、今度は永住という形になってくると思いますけれども。

やはり、その中で管理会社がずっと管理をしていく中で、事業者の方々がそれだけの相応の負担をしていく部分を、軽減をしていきたいというふうに思っておりますので、そこを、市のほうとその管理会社というのをちょっと接点を持たせたいと。

一番いいのは、第三セクターというような形ができれば一番いいと思うんですけども、まだ私のほうも大まかな構想でしかないので、農業については、そこを農業公社が担っていただければ。例えば、その外国人の方々の業種への派遣というのを公社のほうが賄っていけるというような形が取られれば、一番理想的だなというふうに思っているところです。

○9番（岩水 豊議員）

サポートする……今鶴議員の答弁でもありましたとおり、情報収集ということもありましたが。これは国の制度にのっとってありますので、国、労働基準監督署かな、ハローワークを含めた、そういうところの情報とか集約すれば、結構そういう情報っちゅうのは、集約は簡単ではなかろうかとは思うんですね。個々にやっているわけではないし、国の法律等の中で動いているわけですので。そこは情報収集という意味では、結構できると思います。

ですから、どうしてもこれを任期中に絶対にしてくださいということも言いたいですが、方向付けが、ぴしゃっとできるように。ただ、今は、希望的な部分が表現的にありますが、これを現実にするようにしていただきたいと思います。

次に、3番目の雇用の創出と企業誘致、工業団地確保等についてということを出しておりますが。

市の開発公社が持っている土地、笠木があり、商工団地とかあります。私は、開発公社で土地を持っておくというのはあまり、いいのかなあと。やはり行政が、市が実質やる分については、市でちゃんとすると。あくまでも、こうしてくれば土地開発基金からの借入れという形になって、金利はゼロですとかいう形にして、市の財産でないようなふうに見える部分があるけど、実質は市が持っている部分と。ここが市の財政の不明瞭化につながっていくと思いますので、できるだけこういう公社ということは将来的には廃止をしていただきたいと思いますが。

工業用地ということで、この件について、市長はどのようにお考えか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

土地開発公社につきましては、やはり、市からの依頼を受けて先行取得をするというのが今までの慣例でございます。もちろん、市の担当課のほうから、こういった事業をするので用地の取得をしてほしいというのが今までの流れでございました。それが、時代によっては計画が中止になったりという形で、開発公社が、いわゆる昔は塩漬けと言われるような土地になってきていたというふうに思います。

もちろん、土地開発公社、基金があれば金利はゼロという形になるんですが、ただ、管理費が毎年かさんでまいります。そういった部分もありますので、やはり、土地開発公社が今持っていらっしゃる笠木の用地ですね、そこについては早い段階で、やはり企業誘致というのをしっかりとやらないといけないというふうに思っておりますし、また、大きなものでは保健センター用地であったり、菅渡の住宅用地であったりというのがございます。そういったところも、やはり目的を持って取得しているわけでございますので、早い段階で処分ができると思いますか、そういった形を取っていかないといけないというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

私もぜひ、その辺は処分といいますか、活用といいますか、していただいて、行政としても身軽になっていただくことと、計画に沿った形での、実質、動く用地買収になっていただかないと、これから先、見えない部分での市の負の遺産になってしまわないように思っております。

ここでちょっと視点を変えていただきたいんですが、パークゴルフ場等を計画しておりました胡摩地区ですね。議員になった初めの頃、あそこで土地を売った方からの相談を受けまして、契約書では、もう確固たる目的が達成される前には、契約を破棄するという契約条項がついておりましたが、前市長の判断で買収したと。今現在、塩漬けになっております。

ここについて、工業団地とか、この土地を有効に活用する手だてとかいうことを、市長は何か考えはお持ちでないか、お伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この用地につきましては、前々池田市長のときに計画が立てられまして、前市長のときにこの計画がいわゆる破棄されたという形になっております。もう13年ほどこういう形になってきて、そのままになっております。

ただ、企画課長ともお話をしましたけれども、今後、ここを何らかの形で変えていく場合に、やはり、伐採をして伐根をするその経費、それから、やはり、調整池を造らなければ排水の対策を取れないだろうということ、そういったことも含めま

すと、かなりの予算が要るだろうなというふうに考えております。

ですので、今のところでは、私は具体的な計画は持っておりませんが、やはり、高速道路のこのバイパス道路の計画が明るみに出てきますと、やはり、企業からの引き合いというのも出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、その時点で、またしっかりと協議をし、議会のほうにもしっかりと丁寧な説明させていただきたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

立地条件として、地形的には今、市長が言われるとおり、費用がかかる部分というのはもちろんあると思います。笠木の企業跡地を買収した土地に比べれば、かかるかとは思いますが、そのまま置いておくということは、やはり、もったいないなというのと、立地の場所として考えれば、笠木よりも優位性はあるのじゃないかなというようにところも見えてきます。

ですから、何らかの対応を考えていただければと思います。単に目的のない土地になってしまうと、それはもったいない話でありますので、目的のあるしっかりとした計画の下、売れる、活用できる土地を探していただくと。住宅政策も地域振興住宅からだんだん切り替えていこうという、それも確かにそのほうがいいとは思っています。

ただし、売れない住宅地では意味ありません。かといって、衰退する地域をそのまま放置、その衰退のままにしておくというのも、これはまた、市民感情もあります。でも、やはり最終的に考えれば、消費者の動向ではありませんが、必要とされる部分に目を向けざるを得ない部分があると思います。

その辺ちょっと、板挟みになる部分もあるかとは思いますが、その辺について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、宅地造成というのをまず考えますと、やはり、購入される側の気持ちからすれば、交通の利便性であったり、買物であったりとか、学校であったりとか、そういったところが優先とされるであろうというふうに思います。

一方、市としましては、やはり、いわゆる農村部、そういったところの過疎の歯止めというのもしっかりと考えていかないといけないというふうに思っておりますので、そこをどう調整していくかというのは、非常に難しい問題でございます。

やはり、この交通体系の中で、例えば、インターチェンジの近くで、若干、農村部のところであれば、やはり企業誘致というところから開けていけるところも出てくるだろうと思っておりますので、やはり、そこは交通インフラの整備にもつなが

っていくだろうというふうに思っております。

そういった整備もしっかりとやっていかなければならないし、また、農村部においては、やはり、農道等の改修、圃場の改修、そういったものもしっかりやっていくことで、後継者の定住も見込めるんじゃないかというふうに思っておりますので。

そういった両面から見た形で、非常に難しいと思いますけれども、市民の皆さんの意向を聞きながらしっかりと進めてまいりたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ、過疎地といいますか、市の中心部から離れた地域の、特に、日常、私どもそういう田舎を通っておりますで……難しい話じゃないと思うんですけども——夏場になれば草が生い茂り、風が吹けば、枝葉が落ちて通れなくなるとかいう——もう、本当、日常的な管理ですね、そういうところにもうちちょっと重点を置いていただいて。センターラインのある道路にせんにゃあいかなとかそういう話ではありませんので。水たまりのない、そこそこの排水があって、車の離合がどうにかできるよというような、日常的な管理というのを十分やっていただくことと、あわせて、そういう企業誘致、それと人口対策というのを併せて考えていただきたいと思います。

また、市長の所信表明の中でありました、昨日も、5番目に高齢者福祉という問題も出ております。具体的などころには取り上げておりませんが、これも一つお伺いしようと思っておりましたが、昨日、久長議員のほうからお伺いされて、財部温泉についてですね、福祉という意味での。財部温泉もですが、末吉の温泉にしても、弥五郎にしても、そういう部分というのを十分に含んだ形で開発がされて、その後、3町が合併されたわけですので、当初の目的というの、やはり、見過ごすわけにはいかないと思います。

ただ、できるだけ他市町村が、特に都城市においても、そういう施設については全部民間に譲渡したりして、入浴料も高くなったりとかいろいろありますけど、その両面というのがあると思いますので、一方だけを考えて対応していただくというのが、やはり市民としては、市民感情としては受け入れられない部分がありますので、特に財部の温泉については、そういう面も含めて、今後やっていただければと思っております。

次に、8月7日から8日にかけての大雨、線状降水帯だったのか、ただ大雨だったのか細かいところは分かりませんが、特に私の身近なところであります旧大隅支所近辺の件について、お伺いしたいところではありますが。

県と協議を進めてきておるということで伺っております。これからも定期的にしていってということになっておりますが、私とすりゃあ、ちょっとこれじゃ生ぬるい

と、もう急を要すると思うんですね。

ですから、昨日、渡辺議員からもありましたが、やはり、河床が上がってきている。そしてまた寄り州がある。だから、流量が制限される。だから、その流量を確保するためには、その河床の整備が必要であると。

以前は、以前といいますか、私もずっと見ていたわけではなかったんですけど、県のほうもそれなりに維持的な金として、定期的に、毎年みたいに、月野川の持留橋の付近もやってくれております。そこは大きな金額ではないんですけど、前川のところも、菱田川との合流のちょっと上辺りを毎年のようにしていたと思うんですよ。ここ、ちょっと見ないような気がするんですよ。ですから、そういうところの要望をしっかりと上げて。

だから、取りあえずは、これからまた台風も来ますので、いかに早く、同じような災害を発生させないかということになれば、まず取り組めるところとしては、その寄り州と河床を整理してもらおうと。そこはもう一番、即してもらおうということが必要じゃないかと思います。

そこで、ちょっと気になる部分がありました。写真をちょっと1枚出してください。

(岩水議員、議場モニターに河川内の排水口の写真を表示)

○9番（岩水 豊議員）

今、これは排水口です。県道からのです。もうちょっとアップできないですかね。

四角い枠の中に丸くなっておりますが、丸とコの字になっている間に、横に丸い棒が1本あると思う。分かるかな。それが、これは鉄筋が入っているんですよ。元はそこに蓋がついていたみたいなんですね、逆流防止用の。それが、もういつの間にかなくなって。こういう排水口が、JAのところの端から大隅支所の間に、私が確認したときに4か所、たしか、あったと思います。

市長も、何かすぐ災害の後、見に来られたということで、地元の方も改修に期待をしておられます。

ですから、これ、どこが造ったかちょっと分かりません。県がしたのか、市がしたのか。要は——ありがとうございます——私が言いたいのは、今回の逆流による冠水は、複合的な問題がいっぱいあったと思うんです。先ほど言った、河床整理がされていない、下流の寄り州の除去をしないといけない。それと、弥五郎の里ができて、調整池ができて、ちょうど合流点より、まだ、もうちょっと上のほうにその排水も来ていると。あと、県の合庁のところがきれいになって排水が、地下浸透が少なくなってきた、流れてくる分。

そして、国道269号線を、弥五郎の里入り口から少し上がったところに、新しく

横断の排水を入れたんですね。ということになると、その水はどうだったかというと、反対側に落ちる、竹山の裏側に落ちる水をこっち側に持ってきているんですよ。そういう複合的な流域面積が変わったり、下流側に弥五郎の里の調整池が満杯になって流れてくれば、下流の水位が上がれば、上流から流れてくる水はこれはもう流れます。

だから、複合的な部分があるから、こういうところというのを調査されただろうとは思いますが、この写真を見ていかがですか。これは確認されておられるかを含めて、お伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私は、実際この排水弁のところは確認はしておりませんが、この前、県との打合せの中で、逆流防止の排水弁がつけてあると思いますということでは聞いておりましたので。ちょうど、味のゆうきさんのお隣が大きな排水路がありますけれども、そこから、上からまた落ちてくる排水も県道の向かい側にあるようでございます。そこも一挙に上がってきたということですから、恐らくこの逆流防止っていうのが効を成していなかったんだらうなというのは思っております。

○9番（岩水 豊議員）

一つ言えば、この逆流防止の機能がもうなくなったというところがありますね。そして、先ほど言った弥五郎の里とかだったりができて、極端にまとまって1か所に流れてくるようになったと。そうやった、自然のままであれば地下浸透も多かったわけですが、ああやって整備してしまうとどうしても寄ってしまって、それが一挙に流れ出すと、そういうような災害を起こしてしまうと思うんですね。

ですから、私とすれば、河川については県であります、弥五郎の里については市で計画した事業であります。その流末が来ているわけです。それで、いろんな複合的な問題で、今そこに、あの町一帯が浸水したわけです。もう郵便局もほとんどの単車が壊れたとか、軽の箱バンも壊れた。郵便局内のコンピューター施設もやられたとかいうことで、営業できない日にちが相当ありました。

ですので、支所はこうやって移転して助かりました。だけど、やっぱり、そこに住んでいる方というのはそう簡単には移転はできませんので、その人たちのためにも、県の技術士会とかそういうところに相談したりして、そういう根拠のある調査と。ただ、県としては河川です。いろんな事業等の取り入れを含めて、もうちょっと、これについては、のんびりしたやり方じゃまずいと。

私とすれば、今言うような複合的なこともありますので、市も直接的な責任があったともある意味言えると思うんですよ。そういう開発が、その地域に影響を与え

た可能性っちゅうのは相当あると思うんです。何回もあって、地元の人も本当、困り果てているということでもありますので。

これについては、もうちょっと積極的な、市から県に提案できるぐらいの。そのために県の技術士会とかに相談して、いろんな専門的な方々ですので、調査していただいたりということをして市でもいいんじゃないかなろうかと思うんですね。

私とすれば、肝属川等についてはゲートがついていて、内水面が上がった場合はポンプアップして川に流していますね。そういうことっちゅうのも実際考えないといけないと思うんですよ。

ですから、昨日からこれについて、何人もの議員の方からあるときに、当局から、そういう提案的なもん、考え方というのが全く出ていない。県と定期的に協議していくと。今後も引き続き協議を重ねて、適切な対応策をと。

だから、これは県に考えさせるのか。いや、県に考えさせてもいいんですよ。だけど、市としても一つの方向性とか考えとかを持って、県に提案するぐらいのことがあってもいいんじゃないかと思うんですよ。

ですから、それについて市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりであろうと思っております。私どもも複数的な要因が重なっていることは思っておりますが、県のほうとしましても、2日の日の会議の中では、やはり、その、どういった流入あるいは逆流も含めて、その、まず原因究明、そして、どういった対策を取ればいいのかというのを、関係機関を全て一回集めていただきたいということでございましたので。

また、市、県、それから、あの地域の事業者の関係者の方々、上の弥五郎伝説の里の関係者の方とかそういった方々も集めて、その対策を、協議を進めていきたいと思いますということになっております。

原因究明も含めて、それもやっていかなければならないと思っておりますし、確かに、本来であれば台風シーズンも来ますのでスピーディーにというのが当然でありますけれども、まず、その原因をしっかりと把握しましょう、究明しましょうというところで今、協議をしておりますので、今の段階では、そういった部分で協議にとどまっているというのが現状でございます。

○9番（岩水 豊議員）

担当課長にお伺いします。具体的に今、市長が言われたとおり原因究明、適切な対応をするということになりますが、原因究明を市として探ると、調査するということは今、何か進めておられますか。お伺いいたします。

○土木課長（吉元幸喜）

それではお答えいたします。

先ほど市長からも答弁があったんですが、この前の2日の協議の中で、やはり、こういったことが要因でああいう浸水が起こったのかちゅうのが一番やっぱり大事だということで、今後、あの流域の流入流域、また、水路等の流下能力などを調査して、市でできることは市で、県でできることは県で、それぞれを協議して、今後、対応していくということで話しているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

市長、ちょっと急いでもらいたい。県も県で考えるでしょう。でも、市として、私が言った県の技術士会とかに依頼したりして、どういう原因で来るのかというのは、もうそういう専門家に相談すれば、結構早く地図とかいろいろな資料を持っていますので、出ると思うんですよ。

ですから、「県と協議します、県と協議します」ということだけに終わらずに、県から回答が来るのを待っているんじゃなくて、こっちから問題を突きつけたり、こっちから「こういう問題もあるんじゃないか」というところを出していかなと、だんだん延びていくだけで。

これについては、前市長のときにも何回か要望しましたが、「県との協議の中で要望しております」と言うだけに終わってしまう。だから、結果的にそういうふうになってしまうと、また同じようなことになってきます。

特に、まず、寄り州除去。これは、もう簡単なことです。これについては、県に早急の要望を出していただきたい。河床をどこまでするというのは細かいことは分かりませんが、取りあえず下流の河床が上がっている部分、寄り州がある部分というのを、どうしても早急に取っていただくということを進めていただいて。

護岸もあちこち、今度の大雨で傷んでいるようです。昔の切り石が落ちているところもありますので。このまましとったら、今度はそれが崩れたりしたら大変なことになりますよ、同じような雨が来たら。それは私が調査した、昔の切り石を積んである部分ですね。間知ブロックじゃありません。ですから、裏はコンクリートも入っていないところも多くあると思います。いつ、またそういうことで壊れたら、今度は人命まで影響を受ける可能性もあります。

ですから、どうしても早急に県のほうに、まず、寄り州を早くのかせてくれと。そういう要望というのは、取りあえずの対策として、まずはしていただきたい。

そして、今言うような、市としても対策を模索して、市のほうから県に「こういう方法を取ってくれ」とか、「市は、この部分についてはこうしてやりたい」。それについては、瀬戸口県議そして森山先生もいらっしゃいますので、予算について

は、何らかの方法を支援していただくと。

まずは、でも、するという方向に向けて、そこの調査を大至急やっていただきたいのと、寄り州除去について県に要望をしていただきたいという思いがありますが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

総合的な対応策については、おっしゃるとおり、検証を済ませてからということになりますと、時間がかかると思いますので。昨日、渡辺議員からもございました、寄り州の除去それから河床の砂の除去ですね。そういったものについては、私のほうで、しっかりと要望させていただきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

箇所によっては、私どもの月野の月野川のところの、これも県の管理河川ですが、定期的にやってくれています。ちょっと下流側に頭首工があったりして影響を受けやすいというのもありまして、橋のところ、戦争で弾が当たった持留橋というところがあります。その一帯が、いろんな影響で河床が上がりやすくなっておりますので、定期的にやってくれています。え、もう、またやるのかというぐらい。大きな量ではないですけど、やってくれています。

ですから、そういうので要望をすれば、全然難しい話ではないと思います。でも、早急にせんと、万が一、今年中にもう一回同じようなことがあれば、もう、せっかく新しい市長になったというのに、期待外れだったとかいう声になると……。まず、地元の方々としては、まず災害があって、すぐ市長が現場視察に来ていただいて、声をかけていただいたということに、非常にありがたく思っているという意見を聞きました。かといって、そこで終わってしまったら、期待が、ないのと一緒にさせていただきますから。これは、やっぱり早期に、ここは新市長として取り組んでいただきたいと思いますので。

もう一回、そこを。時期をいつというわけにはいきませんが、早急にとこの対応を取っていただけるかどうかをお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられた、寄り州の除去それから河床の関係ですね。これについては、私のほうから地域振興局の建設部長のほうに、しっかりと直接お伝えをしたいというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

また、担当課長におかれましても、技術士会とか周りにいっぱいいらっしゃるいま

すし、そういう方なんかには、要望して、災害の支援体制というの、その技術士会も持っておりますから、相談したりとかいうことは非常に大事だと思います。県じゃなくて、こっちがして、「こうだよ」と県に言えるぐらいのことをお願いしたいと思います。

課長、一言。

○土木課長（吉元幸喜）

今、議員が言われることも含めまして、今後また検討していきたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

検討じゃいけませんよ。早速そういうふうに取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（山田義盛）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩	午後	1時52分
再開	午後	2時03分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

3番、さくら会、瀬戸口恵理です。このたびの豪雨災害に見舞われた方々にお見舞い申し上げ、一日も早く日常生活に戻れますよう、心よりお祈り申し上げます。今回はそのことも踏まえて質問してまいります。大きく三つの項目について質問してまいります。

大項目1、災害福祉について。

8月23日に行われた第21回曾於市社会福祉大会では、「災害から考える支え合う地域づくり」をテーマに、シンポジウムが開催されました。今回の豪雨では、特に高齢者、障害者、子供などの要配慮者への支援が心配されましたが、シンポジウムのまとめでも「日頃からの関わりや支え合い」が緊急時にも大きな力と安心につながるのとあり、今後の災害福祉を考えるきっかけとしたいため見解を伺ってまいります。

①災害発生時に大きな役割を担う社会福祉協議会との連携を強めるために、本市が行っていることについてお伺いいたします。

②大規模災害時には協議の上で社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設

置されますが、今回の霧島市、姶良市のように、いざというときにはサイボウズ災害支援チームのようなIT活用の支援や連携がなされるのかについて伺いいたします。

③誰かの支えがないと避難所に行けない方への対応について伺いいたします。

④本市では、主に防災ラジオで災害時の情報を伝えています。聴覚障害者や高齢で耳の遠い方へのお知らせはどうしているのか伺いいたします。

⑤同様に耳の不自由な方が高齢の一人暮らしの場合、外部と連絡が取れるツールはあるのかについて伺いいたします。

⑥避難所における女性や子供特有の問題について、配慮していることがあるのかについて伺いいたします。

⑦学校に児童・生徒がいる時間帯に災害が発生した場合の対応について伺いいたします。

大項目2、手話の普及について。

①鹿児島県内で先駆けて手話言語条例を制定した本市ですが、実際には手話の普及が進んでいないように思えます。その原因について、どこにあると考えるのかについて伺いいたします。

②本市に手話通訳士や手話通訳者はどれくらいいるのでしょうか。通訳が必要な場合は近隣の自治体から来ていただいているようですが、今後の対策について伺いいたします。

③手話の普及には教育面も不可欠ですが、学校や市民向けにどのような取組を行っているのかについて伺いいたします。

④本市の手話関連の授業は手話奉仕員養成講習会がメインですが、今後、手話の普及のために取り組む予定の事業はあるのかについて伺いいたします。

続いて、大項目3、教育環境について。

今年の夏は暑さが厳しく、熱中症警戒アラートが頻発し、プールや体育館で授業ができない日が続いた学校もありました。そこで伺いいたします。

①本市の小中学校で普段から利用されている教室には、全てクーラーが整備されているのかについて伺いいたします。

②学校をはじめとする市所有の体育館施設では、全体に風が行き渡るような大型扇風機やクーラーの設置や、その検討がされているのかについて伺いいたします。

③一部開始された学校プール授業の民間委託について今後の予定はありますでしょうか、伺いいたします。

④今年の夏休みも教育委員会主催で「こども議会」が開催され、各学校の代表として参加した児童・生徒から、本物の議員さながらのすばらしい提言が行われまし

た。こども未来課でも「こどもの意見でまちづくり」という取組を始めております。主権者教育の面からも、児童・生徒自身が主体性を持って、自分たちの環境についての意見を意思決定機関に伝えられる機会を増やす取組はできないかについて伺いたいします。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（竹田正博）

それでは、瀬戸口恵理議員の質問にお答えさせていただきます。

質問事項の１の⑦と大項目３以外については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の１の⑦と３については教育長に後から答弁させます。

１、災害福祉についての①社会福祉協議会との連携強化について、お答えいたします。

社会福祉協議会との連携については、市の防災計画において災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を結んでいるところです。また、地域福祉推進の活動として、校区・地区社会福祉協議会で、地域の災害・防災に関する取組も積極的に実施されていると認識しております。

１の②災害ボランティアセンターにおけるＩＴ活用の支援や連携について、お答えいたします。

大規模災害時のＩＴ活用については、情報共有の効率化や活動を最適化する上で役割を果たすものだと考えるところです。

今回の災害では、霧島市、始良市において、県社会福祉協議会から各市の社会福祉協議会にシステムのあっせんがあり、導入されたと伺っており、本市でもそのような状況となった場合は、社会福祉協議会と協議して導入されるものと考えております。

１の③支えがないと避難所に行けない方への対応について、お答えします。

避難所へ行くことが困難な方への対応を協議する場としては、曾於市災害時要配慮者避難支援対策協議会があります。ここでは、基本的な考え方として、日頃から要支援者自らが避難支援を依頼しておくなど、自主的に災害への備えを行うことが必要であることに加え、地域社会全体で連携して、要支援者を支えるという考え方のもとに、各機関、団体との情報の共有を行っているところであります。

１の④防災ラジオの聴覚障害者への対応について、お答えいたします。

聴覚障害の方々や耳の不自由な方々が、市の防災ラジオからの情報を認知する機能や機器は、現在ないところでございます。

１の⑤耳の不自由なひとり暮らしの高齢者の、外部との連絡ツールについて、お答えいたします。

一人暮らしの高齢者が外部と連絡を取る方法として考えられるツールの一つとしては、市が設置している緊急通報システムがあるところです。しかしながら、耳の不自由な方が災害時に実際にそのシステムを使用できるのか、などの課題もあるところです。

1の⑥避難所における女性や子供特有の問題への配慮について、お答えいたします。

妊産婦や乳幼児については災害ストレスの影響を受けやすいため、大規模災害時や避難所生活が長期化する場合には、パーティションや段ボールベッドの設置など、プライバシーの確保に努めることとしております。

また、女性等への配慮として、更衣室やトイレの確保など、施設の利用上の配慮や、女性相談窓口の設置や女性専用の物資配布を講じることとしております。

2の手話の普及についての①手話の普及が進んでいない原因について、お答えいたします。

曾於市は、鹿児島県内で先駆けて手話言語条例を制定し、手話の普及を図るための手話奉仕員養成講座など取組を進めてきましたが、御指摘のとおり、市民生活の中での手話の利用や普及が十分に浸透していないという課題は認識しています。手話の普及が進んでいない主な要因としましては、日常生活における手話利用の場の不足や、手話に対する市民全体の意識がまだ十分に高まっていないことが根本的な原因として挙げられます。

2の②手話通訳者等の登録者数及び今後の対策について、お答えいたします。

御質問の手話通訳者等の登録者数につきましては、本市においての登録者は確認できておりません。現在、市民の皆様から手話通訳者の派遣の要請があった際には、近隣の志布志市や鹿屋市などから、手話通訳者の派遣の御協力をいただいているのが現状です。今後の対策としましては、手話通訳者の確保と手話の普及を進めるため、曾於市社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員養成講習会を継続的に開催し、今後は、手話通訳者を目指す方向けの養成講座の開催も計画していきたいと考えております。

2の③手話の普及の取組について、お答えします。

手話普及についての取組についてですが、毎月、市の広報誌に「手話コーナー」を設置し、市民が手話を身近に感じてもらう取組を行っています。また、今年の8月9日に、鹿児島県聴覚障害者協会の協力により、「県民向け手話講座」を開催し、小学生から高齢者まで22人の参加があったところです。

2の④今後の手話普及のために取り組む予定の事業について、お答えします。

本市では、令和2年度から、曾於市社会福祉協議会へ委託し、手話奉仕員養成講

習会入門課程と基礎課程を実施しています。今後は、手話奉仕員基礎課程修了者のニーズを確認しながら、手話通訳者を目指す方向けの養成講座の開催も計画をしていきたいと考えています。

次は、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えいたします。

1の災害福祉についての⑦学校に児童・生徒がいる時間帯に災害が発生した場合の対応について、お答えいたします。

子供たちが学校にいる時間帯に災害が発生した場合、最優先すべきは「子供たちの命を守る」ことです。そのため、学校では、在校時間の災害について危機管理マニュアルに基づき、命を守る最善の対応を行うとともに、保護者への引渡しが確実に行えるよう体制を整えています。

教育委員会といたしましては、気象庁や市から発令される避難情報等を基に、必要に応じて通知や指示を出し、学校が迅速に対応できるように支援しています。また、曾於市内の4小学校は、土砂災害警戒区域に含まれているため、大雨の際は早急に避難できるよう、より迅速な判断・対応に努めているところです。

次に、3、教育環境についての①本市の小中学校で普段から利用されている教室には、全てクーラーが整備されているかについて、お答えいたします。

学校施設におけるエアコンの整備状況については、令和元年度に国の補助事業を活用して特別支援学級を含む普通教室にエアコンを設置しました。令和2年度からは、大規模校の特別教室を中心にエアコンの設置を進めております。なお、小規模校の特別教室については、その必要性に応じて、年次的に整備していく予定です。

3の②学校をはじめとする市所有の体育館施設では、全体に風が行き渡るような大型扇風機やクーラーの設置やその検討がされているかについて、お答えいたします。

学校の体育館の空調施設については、コロナ禍において国の補助事業を活用し、大型扇風機や冷風扇を導入した学校はありますが、体育館にエアコンを設置した学校はございません。なお、現在避難所となっている学校体育館については、避難所機能の強化を図る観点から国の臨時特例交付金の対象となっております。今後、市としては大規模校の体育館を中心に補助年限の令和15年度までに空調整備ができないか、関係各課と検討を進めているところであります。

社会体育施設では、末吉総合体育館武道場にのみエアコンが設置してあります。それ以外の体育施設については、現在のところ設置の計画はございませんが、施設利用者拡大及び防災の観点から空調整備の検討が必要であると考えております。

3の③一部開始された学校プール授業の民間委託について、今後の予定について、お答えいたします。

本年度、六つの小学校を対象に民間委託を実施しました。実施校からは「専門的な指導、児童の実態に合わせた指導ができ、児童の泳力向上が見られた」「天候に左右されず熱中症の心配もなかった」「プール管理など、職員の負担軽減にもつながった」という意見があり、成果があったと判断しています。一方で、「プールまでの移動時間が長く、指導時間が短くなる」といった意見もあり、今後の課題として改善を図ってまいりたいと思います。

教育委員会といたしましては、本年度対象とならなかった学校から「来年はぜひ実施を希望する」という意見が多数ありましたので、次年度は対象校を拡大していく方向で考えております。

3の④児童・生徒自身が主体性をもって、自分たちの環境についての意見を意思決定機関に伝えられる機会を増やす取組について、お答えいたします。

こども基本法第11条では、国・地方公共団体において、子供に関する施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子供等の意見を幅広く聞いて、反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。

教育委員会といたしましては、今後、子供たちが「社会の一員」として地域の課題に関心を持ち、主体的に関わる力を育てるため、子供たちの様々な意見を尊重し、よりよい施策につなげていく仕組みを構築していくこと、学校に対しては、教育活動の実施において、子供の意見を聞きながら改善を図るよう指導を行うことなど、法の基本理念にのっとりた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、質問してまいります。まず、災害福祉について伺ってまいります。

①に関してですけれども、今回の災害に関して、市と社会福祉協議会との連携については特に問題はありませんでしたでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今回の豪雨災害のときには、いわゆるボランティアの関係でございましたけれども、そのことも連携はしていたというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回、8月13日に協議が行われて、災害ボランティアセンターの設置に関しては見送られたというか、なかったということなんですけれども、その代わりにボランティアの方に依頼があったということですが、そのことについて詳細をお伺いいた

します。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

今回のボランティアの対応につきましては、社会福祉協議会と協定書に基づき協議・調整をして対応したところでございます。

調整につきましては、今回の災害が浸水区域も限られておりまして、範囲も把握できていたことから、ほかの霧島市、始良市で設置されているような災害ボランティアセンターを立ち上げる方式は取らずに、社協の通常のボランティア業務がございします。そちらのほうで対応していくというような話合いのもとで協議がなされたところでございます。これにつきましては、社協のほうにボランティア登録をかねてからされている方がおられますので、社協のほうが要請を、ニーズを把握した上でその方にそのボランティアを派遣するというような対応をとらせていただいたところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

社協のほうにも相当の数の団体がボランティア登録されていると思うんですけれども、今回の対応に特に問題はあったとかいう報告等はございますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

社協のほうからは、報告といたしまして1件の方からボランティアの要請があったということで、4名のボランティアを派遣したという報告がまいっております。それ以外につきましては、先日の一般質問でもございましたけれども、この協議が早かったのか遅かったのか、今回につきましては市のほうで災害の調査をしまして、浸水された方の戸数を把握した上で、その情報を共有しボランティアを派遣したという流れになったところでございます。それ以外には特になかったと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回の霧島市、始良での災害の対応に関しては、質問にも挙げておりますけれども、サイボウズの災害支援チームが入ることによって、ITを活用して広く知っていただくことができたために、ボランティアセンターの働きも通常以上に機能したというふうに伺っております。答弁の中にもありますけれども、気になるのは、いざ曾於市がそういった災害に見舞われたときに、いち早くそういった活用をしていただけるか、ITの対応等をしていただけるかというところが気になるところなんですけれども、それに関しては大丈夫だという認識でよろしいでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

今回の霧島市、始良市ではITを活用したそのような対応がなされたと伺っております。答弁にもございましたけれども、県の社協のほうからシステムの斡旋が地元の社会福祉協議会にあり、それを活用して対応されたということになると思います。

曽於市で同じような大規模な災害が起こった場合は、そのような同じような対応がなされるものと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

これだけ大雨がありますと、気になるのは自力で避難できる方はまだいいとして、なかなか、3番目の質問でも挙げておりますけれども、誰かの支援がないとそもそも避難所に行けない方の対応というところが気になるんですけれども。基本的には普段から支援が必要な方というのは社協のほうで見守りをしているかと思うんですけれども、例えば地域支援体制の中で高齢者見守り対策事業、いわゆる訪問専門員による声かけや安否確認、また、社協の支え合いネットワーク事業、こちらが在宅福祉アドバイザーによる見守り安否確認ですけれども、以前、委員会のほうでもお伺いしたところ、在宅福祉アドバイザーは約580人いらっしゃるということで、対象者数が1,187名いらっしゃるということで、以前、答弁いただいたことがあるんですけれども。いざというときに、やはり在宅福祉アドバイザーがすぐ近くに住んではいるものの、地域全体が災害に遭うときというのは、その在宅福祉アドバイザー自体も避難しなければならない状況が考えられるために自分のことで精いっぱい、普段見守っている方まで手が回らないということが考えられるのですが、今現在、支えがないと避難所に行けない方の対応というところは難しいような御回答でありましたが、今後の課題として、そこはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

災害時に避難できない人の対応というのは、福祉分野におきましても災害時の大きな課題であると思っております。特に、協力いただいております、今出ました在宅福祉アドバイザーの方、それから民生委員の方もおられますけれども、かねての見守りをお願いするような形になっておりますので、これは災害時に実際助けに行かなければならないのかとか、そういうことではございませんで、あくまでも避難に関してはかねてから自分が避難の支援をもらう人などとのコミュニケーションを

取りながら、対応していくというのが基本になるかと思います。

そのような中で、それを取り巻く周りの方々、今出ましたアドバイザーの方とか、また、地域の方々、そういうような方々でそれを見守っていくという体制の構築、そういうことで対応していくということが基本になるかとは思いますが。

○3番（瀬戸口恵理議員）

避難所のホームページのところに福祉避難所、市内9か所の表示がございますが、こちらは高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特別な配慮を要する配慮者を対象としておりますが、具体的にはこういった方が利用されますでしょうか。

一般の方が行けるような施設でしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

今ありましたとおり、福祉避難所につきましては、市内9か所ということで防災計画にも記載があるところでございます。それ以外にも、この福祉避難所への受入れをすることに関する協定というものを結んでいる施設が5か所ほどございます。

福祉避難所の運営につきましては、まず第1に災害が起きた場合に、一般の指定避難所のほうに避難をしていただきまして、そこでの避難生活が長期に渡ったりして避難生活が困難な方で要配慮者、どうしてもそこでは生活が難しいというような方につきましては、その都度、福祉避難所を設置をして、そこへ移っていくというような対応をするものでございます。なので、福祉避難所につきましては、常時設置するものではなくて、そういうケースがあった場合に設置されるものだということでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

過去から今までの間に、この福祉避難所が開設された実績はありますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

福祉避難所が実際機能したということはちょっと記憶にもないところではあります。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

共助という言葉がこれまでの議員の質問の中でも、また、答弁の中でもたびたび出てきておりますが、どうしても地域の共助に頼らざるを得ないというのが災害時のポイントだと思うんですけども、8月23日に行われた曾於市社会福祉大会でも、やっぱり共助が大切だというふうにおっしゃっていました。この共助というのがこ

れからのキーワードになってくるかと思うんですけれども、その共助を高めるために、これからどういった方針でしていくかというのが考えていかなければならないことだと思うんですけれども、市長の見解としてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も8月23日出席をさせていただきまして、ちょうど恒吉の小川原さんだったでしょうか、地域の方々とコミュニケーションをとりながら、やはり、今の現状、生活の現状、要介護者なのかどうか、そういった情報を一生懸命収集をしながら、そして地域の方々と、何かあったときはあなたがあの人のところにちゃんと行ってくださいよというような連絡体制を作りたいんだということもおっしゃっておられました。非常に大事なことだなと思っております。それが、これからの共助になっていくんだろうと思っておりますが、やはりこれはコミュニティ組織がしっかりと機能しないといけないんだなということを感じておりますので、やはりその地域のコミュニティの中でそういった活動の場、人が寄り合う場、そういった場を増やしていく、それがその共助につながっていくのではないかと考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、市長の御答弁にもありましたけれども、なかなかその地域の関係が希薄化していく中で、しかもコロナ禍を経て、なかなか隣の人ですら最近話をしないよねという方、又は御近所であってもあまり御近所付き合いをしたくない方もいらっしゃるわけで、そういった中に、やはり困難を抱えている方がいらっしゃると、気にもなるけれどもお声かけしづらいということも考えられます。ただ、しかし、そのままでありますと、大事が起こったときに支え合うということが難しくなりますので。そこはまた、すぐに対応できることではないと思いますので、地域の関係性を構築していく上で、できることというのを考えていっていただきたいと思います。

また、④なんですけれども、聴覚障害者や高齢で耳の遠い方のお知らせに関して、現在ないところということで御答弁いただきました。基本的にLINE等でも防災に関する情報というのはありますけれども、最初の1回避難所開設のお知らせが来たまま、その後ずっとLINEは鳴らないままで、ただ防災ラジオだけが頻繁になっているという状況もあるわけですし。やっぱり耳がもともと聞こえない方というのは、そういったコミュニティがありますので、情報の取り方というのが横のつながり等ありますので、まだいいかと思うんですけれども、御高齢になっていく中で徐々に耳が聞こえなくなった方というのは、耳が聞こえないことに対する対応というのが分からないままになっていることも考えられます。そういった方が、例えば

今こういったことになっているのかという情報を取りたくても、とにかくテレビをつけてテレビの画面を見るぐらいしか確認する方法がなくて、せめて文字等で確認できるようなシステムがあればと思うところなんですけれども、LINEを含む公式SNSであるとか、何かツールとして活用できるものがないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

今現在、議員がおっしゃるとおり、LINEでエリアメールという形で周知をしているところでございます。こちらは複数回ということも考えたところではあるんですけれども、ただ、こちらにつきましては大ボリュームで鳴るということが、もう設定が変えられない状況になっておりますので、それを複数回鳴らすというのはちょっといろいろなところからいろいろ御意見があるとは思いますが、今後、そこにつきましては我々また福祉のほうとも協議していきながら、何かしら方法がないか協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、ほかの自治体とかで先進事例として、文字でお知らせするというものは御存じないでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

大変申しわけございません。そこについては、まだちょっと調べてないところでございます。そういうところは先進事例がありましたら、そちらのほうを勉強にいきながら取り入れるものがあれば取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、企画政策課のほうでもLINEの活用についていろいろしていただいているところで、そのアンケートの結果のほうを私も拝見させていただきましたが、余りにもこのLINEが頻繁に来ることで、ちょっと余り多すぎないかというクレームも確かにございます。なので、適切な頻度というのがどれぐらいかというのがなかなか個人差があって難しいところではあると思うんですけれども。ただ、福祉大会の会場でも右側の画面にずっと文字が出てきていたと思うんですけれども、しゃべっている人のをすぐ文字化して表示をされていました。あれは人が打ち込んで表示しているツールではあったんですけれども、ただ、今これだけIT化が進んでいて、AIが進化してきている中で、例えばこの今、私が話しているような内容がすぐに文字化されて議事録として残るというシステムももう実際に存在している

わけですので、何らかの形で文字でお知らせするという方法も今後は考えていかないと、これだけ高齢化が進んでいて耳の機能が早くにだめになってしまったけれども、それでも長生きされるという人が増えていく可能性が高いです。そして、その人口割合は高くなっていく一方だと思うので、やはり耳の聞こえなくなってしまう方、もともと耳の聞こえない方への配慮というのも、やはり誰一人として取り残さない福祉を考える上では必要だと思うので、今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

いわゆるツール、そういったものがあるかどうか、まず調査をさせていただきたいと思っております。身近なところでは、今御質問を受けながらテレビで文字を出せる機能がついていると思いますが、そういったものもやはりお知らせをしていきながら、いわゆる難聴の方であったりとか、そういった方々が口の動きと文字を見ながらテレビを理解する、そういったこともちょっとお知らせもしていきたいというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

⑤なんですけれども、市が設置している緊急通報システムというのがございます。こちら、ホームページ上で確認しましたところ、「サスケ」と「ソバミー」というものがございまして、月額300円で利用できるということですのでけれども、こちらについて詳細を説明していただけますか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

緊急通報システムについて説明させていただきます。今ありましたとおり、サスケと言われるものでございますけれども、大きなボタンがついておりまして、緊急のボタン、それから相談のボタンというボタンがついてございます。もし、その方、一人暮らしの方などがその緊急のボタンを押しますとコールセンターにつながりまして、コールセンターからあらかじめ登録されていた身内の方であるとか、近隣の方々、その方に連絡が行く機能もございます。24時間に対応するというところでございます。そのような形で、もし今回の災害のようなことがあって、すぐ逃げないといけないというような場合に、仮にこのシステムがあって押すということになりますと、それらを通じて、場合によっては救急車とかそういう出動とか、そういう機能も備わっているかとは思っております。ただ、目が見えない方につきましては、これを実際押せるのかとかいうところはまた、活用できるかというのはまた別な問題になるかとは思っておりますけれども、そのような機能を有しているものでござ

います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もう一つ。ソバミーに関してはこういった機能がございませうでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

ソバミーに関しましては、高齢者の御自宅にある電気の回線、例えばポットとかテレビとか、そういう電源のプラグに通しまして、一人暮らしの方がそれを利用したときには電源が通りまして、あらかじめ登録された方に「今、これを使っていますよ」というような連絡がいく機能を有しているシステムでございませう。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほどは、市の防災の情報をお伝えするという話でしたが、今度は耳の不自由な方が電話ができないと仮定した場合に、SOSをどのようにして外部の人に発信すればいいかという話になります。基本的には緊急通報システム、このサスケとソバミーですけれども、ソバミーはどちらかというで見守りの機能になるかと思うんですが、このSOSを発するためには、このサスケというのが今現在、市のほうでは対応をしているということなんですけれども。これは、例えばボタンを押すというひと手間がいるところなんですけれども、これがもし、例えば耳の聞こえない方が利用すれば、こういった対応になりますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

耳の聞こえない方がこのシステムを使った場合、原則的にはこの機械からコールセンターからの音声で確認をされる機能ですけれども、それが聞こえないということになりますので、その場合にはそのコールセンターから、先ほど申しました登録された方などに連絡がいった、近くに居られればその方がどうしたかなということで見守りをするというようなことになるかと思ひます。そのほかのツールといたしましても、「Net 119」という携帯電話のシステムがございませう。大隅曾於地区消防組合でもホームページでも紹介されているシステムでございませうけれども、携帯電話のそのような機能を通じて、そのボタンを押せば消防署につながるというシステムです。そこで会話ができればいいんですけれども、できなかった場合は、また消防等で何らかの対応がなされるものと思ひております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらのサスケについては、ペンダントもあるようなんですけれども、そちらは外出先等、例えば家の中でもペンダントを着用していれば、その機器から多少離れていても利用できるものでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

ペンダントの機能もあるところがございますけれども、通話可能距離はおおむね50mと書いてあるんですが、実際は浴室等でそういうことになった場合に使われるものだと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

このソバミーとサスケというものがございますけれども、こちらに関しては対象が、要件がございますが、在宅の65歳以上の一人暮らし並びに高齢者のみの世帯、同一敷地および隣接地に65歳未満の二親等以内の親族が住居していない方、通院等により治療中であり、見守り等の支援が必要であると判断される方、さらに、65歳以上で心臓疾患があり、常に発作を引き起こす危険性がある方となっておりますが、これに該当される方で、もしかしたら知らない方がいるのではないかというふうな懸念がございますけれども、お知らせ等はどのようにしていच्छいますか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

この緊急通報システムの広報というようなことであるかと思いますが、現在、市内で175台の機器が稼働いたしております。これらの広報につきましては、身近な民生委員さんを通じてだとか、そういうことで広報してまいりたいと思っておりますけれども、市報とかそういうのにも掲載させていただいて、今後また周知を図っていききたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

これだけ災害が起こってしまうと、やはり今後の、家に在宅しているときに何かあったときにやはり不安に思われる方が多くなっているのではないかと推測するところでもありますので、ぜひ広報に関しては力を入れていただきたいと思っております。また、この耳の不自由な方の高齢の一人暮らしの方が外部と連絡が取れるツールというのが、やはりこれだけではちょっと心もとないところもございますが、何かやはり今後は先ほども申し上げましたが、SOSを発信するためのツールというのは、今後、研究が必要ではないかと思うところではありますが、いかがでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、今、携帯電話に代表されるように様々な機能は出ているところではございますので、引き続きこのような機器、それから機能などの研究はしてみたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり、皆さん高齢にはなっていくので、当事者のことを考えると、やはり不安な気持ちで過ごされている方もいらっしゃるかと思いますので、今後、検討・研究をしていただきたいと思います。

続けて、6番目の女性や子供特有の問題についてなんですけれども、プライバシーの配慮等に努めるなどいろいろ御答弁いただいておりますが、私として心配される場所は、今現在、避難所というのは、短期間というか短時間の利用の方が多いいので、そう多くは問題視されていないかとは思いますが、やはり近隣の霧島市や始良市のほうでは長期の避難を余儀なくされていらっしゃる方が多くいらっしゃると思いますので、曾於市としても今後のことをやはり危機的に考えていかなければならないと思うところなんですけれども。やはり、避難所生活が長期化すると、まず一つは生理の問題であるとか、あとは女性や子供に対する性犯罪の問題、あとは子供を連れての避難生活になりますと、どうしても子供自身もストレスがたまってしまうので、周りに配慮はするものの、やはり、声が大きくなったり騒いだりということが考えられます。ただ、子供が騒ぐことによってストレスを感じてしまう方もいらっしゃると思いますので、そこら辺のうまい分け方というか、対応というのを考えておかなければならないと思うところなんですけれども、そういったことは、今まで検討はされていらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、長期になりますと、やはり様々な方、子供様、また女性の方、女性とは限らず男性もですけれども、様々なストレス等が生じてまいります。それにつきましては、我々としてはプライバシーの保護、またプライベート空間を考えないといけないということで危機管理室のほうでいろいろ協議をしているところでございます。そのような中で、今、考えておりますのが、パーティションで区切ること。また、長期化になりますと、室内用のテント。こういうことでプライバシーを守り、また子供様、そういう方につきましては、逆に今度は保健師の方とかに定期的に巡回をしていただく、若しくは、先ほど犯罪という話もございましたが、こちらにつきましては、警察等と協議をしながら

定期的な巡回をしていただくような形を取っていくという方向で、今、協議をしているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

避難所となりますと、自分のうちのようにいきませんので、いろいろな不具合が生じてしまうかと思うんですけれども、ぜひ霧島市や始良市でも今現在、そのような問題が起こっているかと思しますので、その話も聞きながら、いい方法があるかもしれませんので、そこもまた今後の検討、研究課題として考えていただきたいと思ひます。

それについて所見をお伺ひいたします。

○総務課長（上村 亮）

今後、様々な場所等、また地方公共団体等にもいろいろ聞きながら、できるだけ避難者の方々にストレスを感じないような環境づくりも含めて勉強していきたくと思ひます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、いろいろと伺ってまいりましたが、7番目の学校にいるときにもし災害が発生してしまった場合の対応なんですけれども、今、現在、対応をしていただいているということなんですけれども、御答弁にありました曾於市内の四つの小学校では、土砂災害警戒区域に含まれているというところなんですけれども、具体的にどこか分かればお答えください。

○学校教育課長（畑添辰也）

お答えいたします。

土砂災害警戒区域が含まれている四つの小学校については、憶小学校、岩南小学校、月野小学校、中谷小学校の4校でございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その小学校は、特に注意をしなければならないと思うんですけれども、ほかの小学校に比べて、例えば早く帰らせるとか、何か特別な対応はしていらっしゃいますか。

○学校教育課長（畑添辰也）

お答えいたします。

発令された避難情報、警戒レベルに応じた判断基準というのを設けております。警戒レベルに応じて、現在の状況、この先の状況を鑑みて判断をするわけですから

ども、この四つの小学校につきましては、ほかの学校よりもより警戒レベルを、アンテナを高くして、早めの判断をするように指導したり、学校としても対応しているところがございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もし早めに帰らなければならない、避難をしなければならないという状況になったときに、保護者との落ち合う場所というのは、学校はそれぞれ把握はしていっていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（畑添辰也）

答弁にもありましたとおり、引渡しの体制というのを全校整えております。この四つの小学校につきましては、この自然災害を想定した土砂災害避難警報発令を想定した対応訓練ということで保護者には発信をして、実際に子供達をより安全な、例えば2階の教室に移動させて保護者を待つといった対応、ほかの学校にはない対応をしているところがございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

実際、災害……、避難しなければならなくて、保護者と落ち合う場所を決めて、実際そこにお迎えに行くというような形を取られていると思うんですけども、実際にそれを、訓練を実施したという小学校はございますか。

○学校教育課長（畑添辰也）

引渡し訓練につきましては、市内13の学校でしております。訓練をしていないところにつきましても、PTA総会や、あるいは保護者への文書等、メール等で引渡しの体制について広報しているところがございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

災害が起こってしまったところの反省点とか、あとはよかった点というところで、実際に避難訓練をやっていたから考えることなく自然に体が動いて避難できたというところが生死を分けた、というような体験談もございます。

やはり、書面で配られて、子供ともそうしようねって何となく話はしているけれども、実際、それが起こったときに、本当に避難できるのかなっていうところが不安に思うところで、子供もやはり口で言われただけじゃ、何となくしか分かっていなくて、実際、起きたときに全然違うところにいたとかということが考えられるので。何かこの今おっしゃっているところ、内容というのが何となくちょっと怖いなというようなイメージがあるんですけども、もう少し具体的に、この避難に関して考える機会というのは作れないものでしょうか。

○教育長（中村涼一）

この災害時に子供たちが学校にいる場合、基本的に学校は先ほどの4校を除けば

学校自体が避難所になっているということで、我々としては、災害、風水害、台風、地震も含めて、こういうときには、とにかく子供を学校から出さない。

以前は、こういう災害があるときは、集団下校っていうのをやっていたんですが、それはかえって子供を危険にさらすということで、今は集団下校からどちらかというと、保護者に引き取っていただくということで、そういうふうにやってほしいということで、教育委員会も、また学校もそういう方向に変わっております。とにかく安全なのは学校だと。

ただ、先ほど申し上げました四つの小学校については、非常に教育委員会としても正直申しまして苦慮しているところがございます。一つは、どの段階で子供たちを避難させるか。場合によっては、大雨になって冠水とかして保護者が迎えにこれないと、そうなった場合は、早めの段階で判断して、我々もできるだけ学校に情報を早くして、過去に地域の避難所に子供たちを移動させたこともございます。

ただ、それが教員の車で移動させたということで、これも果たしてそれでいいのかと。緊急を要したということで、教職員の車で子供たちを避難所まで連れていったということがございました。我々としては、何らかの方法がほかにはないのかなということを検討しているんですが、子供たちだけを優先という……、そういう災害時になったときですね、先ほどの瀬戸口議員からもありましたけど、弱い立場の子供たちをどういうふうに安全に避難させるか。特に四つの学校については、我々もいろいろ考えて苦慮しながらいくつか対応を、これまでも大雨のときはもう自宅待機ということもありました。

学校が安全ではないという言い方は変なんですけど、そういう非常に警戒を要する場所であるということで、子供たちを、どうやって安全を守っていくか、先ほども申し上げましたように、我々も苦慮しながら、多分学校はもっとそれ以上に悩んでいると思いますので、できるだけ情報をお互い共有して、早め早めの対応を、場合によっては、我々教育委員会で判断をして避難をさせたいと、そういう方向で考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市民の防災意識が高まっている今だからこそ、みんなで知恵を出し合って考えられることがあるかもしれませんので、ぜひ今後も尽力していただきたいと思います。

災害福祉に関しては以上なんですけど、それぞれ今回のことがきっかけでいろんな課題が浮彫りになってきたかと思いますので、今後、課題を共有しながら研究、調査しながら検討していただきたいと思います。

○議長（山田義盛）

ここで瀬戸口議員の一般質問を一時中止して、10分間、休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時11分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、大項目2の手話の普及について伺ってまいります。

皆さんも御承知だと思うんですけども、2025年6月18日の衆議院の本会議で、全会一致で可決成立し、6月25日に施行されたのが、手話に関する施策の推進に関する法律、いわゆる手話施策推進法なんですけれども、こちらは手話通訳者の育成や手話に関する情報提供の推進など、手話を使用する人々が安心して暮らせる社会を目指すことが明記されております。

そこで、担当課長にお伺いしますが、9月23日は何の日か御存じでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

9月23日は手話の日と定められたということです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今回、この手話施策推進法が施行された関係で、広く手話に関する理解と関心を深めるために、9月23日が手話の日と正式に制定された次第なんですけれども、手話施策推進法は、手話が重要な意思疎通の手段であることが位置付けられておりまして、手話を使って暮らせる環境整備等を国をはじめ自治体の責務であることも明記されております。

これを踏まえて質問をしてまいりたいと思いますが、①の中で、手話の普及が進んでいない原因についてお伺いしましたが、市民生活の中での手話の利用や普及が十分に浸透していないという課題を認識していらっしゃるということですが、今後、それを課題を解決していくためにこういった取組みをしようと考えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

最初の市長の答弁でもございましたとおり、この手話への取組というのがなかなか進んでいないというところは御指摘のとおりだと思っております。

対応策といたしましては、1番は、市民全体の手話に対する意識とか理解度、そういうところの機運がまだ十分に高まっていないということが一番の要因になるのかなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

実際に、本市は手話言語条例が制定されているにも関わらず、手話の普及にはまだまだだということだと思いますが、本市には、そもそも手話を通訳できる方がいない現状があります。以前、一般質問でも指摘させていただきましたが、本市においての登録者はいないということでございます。

市民の方から手話通訳が必要な要請がございますので、派遣の要請があった際には近隣の志布志市や鹿屋市から来ていただいているという状況になっていると思います。

今現在、手話通訳士の名簿を確認しますと、令和7年5月の時点で、鹿児島県で私が数える限りでは42名が手話通訳士の登録をされているかと思えますけれども、近隣の自治体の手話通訳者、奉仕員も含めてどれくらいいらっしゃるか、把握していらっしゃいますか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

私のほうが令和7年の4月1日現在の数字というのを、ちょっと資料からいただいたところでございますけれども、県内で手話通訳士は、これによりますと33人、それから手話通訳者が72人という数字はいただいたところでございます。

市町村別にはちょっと把握していないところです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、曾於市で必要な場合は、志布志市や鹿屋市に依頼をかけて来ていただいているということなので、近隣の自治体には手話通訳ができる方がいらっしゃるということです。ただ、本市におきましては、そういったことができる人がいないというところなんですけれども、その原因に関して、具体的にはどのようにお考えでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

今ございました手話通訳者の養成というようなことだと思いますけれども、今現在、曾於市で行っておりますのは、手話奉仕員の養成講座というのを行っております。この養成講座を受けられました後に、次の段階として手話通訳者の養成講座と、

もう一ランク上の講座がございます。その上の講座、3年ほどかかるような仕組みになっているようですけれども、こちらの手話通訳者の養成講座というのが、曾於市では開催していないところでございます。

市内で奉仕、今実施しております養成講座を受けられた方で、またさらに上を目指したい方につきましては、曾於市以外の養成講座に進んでいらっしゃる方がおられることは、私も理解しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、市役所内であるとか、市に雇用されている手話ができる方というのは全くいない状況でしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

市役所職員で手話通訳者以上の資格を持っていらっしゃる方というのは、把握していないところでございますが、先ほど言いました手話奉仕員の養成講座初級、それから基礎編とありますけれども、そこを受講した職員はいるということは分かっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その手話奉仕員の養成講座を受け終わった方に関して、例えば、その手話で対応できますというような表示等は今、対応はしていらっしゃいませんか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

今、行っております手話奉仕員の養成講座を仮に修了された方はおられるんですが、実際に手話通訳活動を行うことが可能という方につきましては、手話通訳者の資格を持った方が、その活動はできるような体制になっているものと思っております。

したがって、今、行っております奉仕員の養成講座を卒業、修了されただけでは、ちょっと実際の手話通訳が難しいのかなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まだ手話が完璧ではないにせよ、手話奉仕員養成講座は初級と基礎がございまして、基礎を終えられると、指文字もできますので、全ての手話が表現できなくても、指文字さえできれば意思疎通はできますので、御本人たちの希望等もあるでしょうけれども、その聴覚障害者の方が庁舎に来られた際に、手話で少しでも対応してい

ただけると安心感が違うのではないかと思うんですけれども、今後そういった取組等は考えられないでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

実際に手話を利用される方が窓口に来たときの対応でございますけれども、現在のところは筆談であったりとか、あるいはタブレット等も置いておりますが、そこに音声から文字を出して見せる方法とか、何らかの方法でコミュニケーションは、現在のところは取れているところでございます。

確かにおっしゃるように、手話ができる職員がおりまして、そこで手話で会話ができるような状況が理想ではございますけれども、今のところは支所も含めまして、そのような体制はちょっと今、できていない現状でございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり、手話に興味を持ってくださるっていう方が増えるというのがベースを作っていくうえで大切だと思います。今後の取組として、現在、やられている取組は、市の広報誌に手話コーナーを設置していただいたり、また先日8月9日に行われた県民向け手話講座にも小学生から高齢者まで22人参加していただいたということで、こういった取組を広げていくことが周知につながるかと思うんですけれども、今後、さらにこれを広げる取組として考えはございますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

まず、この手話をこの理解を深めると、広めるというところが一番大切なところだとは思っております。今、ありましたとおり、県の手話講座なども開催をいたしたところでございますけれども、そのほかといたしましては、今現在の市民の中でその手話というものの理解度はどれくらいあるのかというような調査といたしますか、そういうことも試みたいと思っております。

具体的に申し上げますと、今年が障害者基本計画の策定の年となっております。この計画につきましては、市民に対しましてアンケートを取りますので、そのアンケートの中に手話に関する項目を今回入れ込みまして、一般市民の方が手話をどう理解しているのか、手話言語条例を制定したことを知っていますかとか、そういうような質問項目を追加をして、市民全体の理解度がどれくらいあるのか、調査はしてみたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今年度、障害者基本計画を策定していくということで、市民向けアンケートも近い将来、実施予定ということで大変ありがたく思っているところですが、現在、手話に関する講座に関しては、手話奉仕員の養成講座にとどまっているところですが、その上になる上級の手話講習会の検討などはされていますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

この講座につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をして実施していただいているところでございます。その上級の続いていける講座につきましては、今現在、講座を受けられている方などの人数の調査、希望の調査なども含めまして、可能であるかどうか、また協議はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、市報でも手話を掲載していただいておりますけれども、これをまとめたといいますか、市民の方に広く見ていただけるような簡単な冊子等を作ったり、若しくはSNS等で手話を紹介したりなど、普及に関する取組が考えられないかと思うところなんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

今の市報のほうで手話のコーナーを設けているところでございますけれども、この掲載されているものにつきましては、全日本ろうあ連盟というところに引用の許可を取りまして掲載をさせていただいております。従いまして、その市報に載ったものを冊子にしてということになりますと、恐らく著作権などの問題が出てくるかと思います。その代わりではないんですが、同じく市報のほうにQRコードを載せておりまして、このろうあ連盟の書籍などを紹介をするページといいますか、そこに飛ぶような対応をしているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先日行われた曾於市の社会福祉大会でも手話通訳の方が横について手話通訳をされていらっしゃいました。市長も実際に御自身が話される言葉を横で即座に手話に変換されて通訳される様を御覧になったかと思うんですが、市長の手話に関する見解ということについてお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私もこの前の社会福祉大会を見ながら、やはり、手話を通じて理解をされる方々もたくさんいらっしゃったと思います。そういった方々に、やはり深い理解をいただくということについては、非常に重要なことだなと感じております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その手話は決して聴覚障害者だけではなくて、例えば、先ほど申し上げたように、高齢になってからの勉強というのは難しいかもしれないんですけども、生活していく中で、早くに聴覚を失われてしまった方に対しても、十分有効な意思疎通のツールになるかと思いますので、今後、曾於市においても、これは重要な事業と位置付けて予算のほうも考えていただきたいと思いますところでございます。

続きまして、大項目3の教育環境について移ってまいりたいと思います。

今現在、小中学校における教室で全てクーラーが整備されているかという質問に関しての御答弁でしたけれども、小規模校の特別教室については、必要性に応じて年次的に整備していく予定とございました。今現在、付いていないところがあるという認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

最初の教育長の答弁でありましたとおり、普通教室、いわゆる子供たちがいる教室には全てクーラーを設置しております。それ以外の、いわゆる特別教室、特別教室と申しますのが、理科室、それから音楽室、図工室、細かく申し上げますと、多目的教室とか少人数教室、教育相談室とかありますけれども、それらを含めて設置されていない教室があるということでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在、そこにクーラーが設置していない状況において支障等はないのでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

現在、クーラーの設置していない学校の対応につきましては、例えば、夏場において、例えば理科の授業を小学校において普通教室でクーラーのついている部屋で行っていただいていたたり、それから暑くないように扇風機等を回して使っていただいているような状況です。

差し支えないかということ、どちらかというと差し支えがあるかもしれません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

これだけ暑くなってくると、やはり、普段家にいるだけでも、クーラーをつけていても熱中症になってしまう方がいらっしゃる状況の中で、特に子供というのは、体内に保有している水分が大人よりも少ないということと、あと、床との距離が近いということで水分を蒸発しやすい状況にあります。さらに、子供というのは汗っかきですので、どうしても水分が出ていってしまう。なので学校の先生方はこまめ

に水分を取るように指導をしているわけですが、それでも飲んだと思っていて飲んでなかったりという子がいたりとかするわけで、やはり、熱中症が心配されるところなんですけれども。今後、必要性に応じてということなんですけど、やはり、その必要性が高まってきているのではないかと思うところなんですけども、そこについて御見解をお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

瀬戸口議員が言われますように、最近の暑さはもう本当に異常なくらいで、令和元年度に国の補助事業で全国一斉に取り組んだわけですが、自治体によっては全ての教室にエアコン入れたところもあれば、曾於市みたいに基本的に子供たちが使う、普段いるということで普通教室のみ整備したところがございます。

その当時はそこまで暑かった……暑いのは暑かったと思うんですが、我々大人の認識として許容範囲であったと判断していた、それが結果的に全ての教室にはなかったのではないかなと思います。あとはもう財政的な問題だと思いますが、ただ、本当に今の状況としては、もう暑すぎる。

子供たちっていうのは、先ほど、本当に瀬戸口議員が言われたように、水を飲みなさいといっても飲まないんですよ。我々、私も現場にいたときは、担任の先生方には飲むのを見なさいと、そこまでしないと子供は水分を取らないで、結局その後、具合が悪くなったりとか、そういうのがありました。

本当に、今、子供たちの状況を見ると、もう6月から、下手すれば10月の後半までエアコンを入れなきゃいけないような状況になってきているということで、我々としても、今は国の補助がなかなかつかない中で、少しずつこう必要なところから設置しております。小規模校を後回ししているというわけではなくて、小規模校も以前、普通教室だったところが空き教室になっていたり、そこにはエアコンがありますので、そういうものを利用させていただいたりとか、学校のほうに支障がないかと先ほど……あると思います。でも、できる限り、我々も早い時期に必要なところには設置していきたいなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

まだ教室は、違う教室を利用したりとかで授業ができるかと思うんですけども、体育館に関してはそういうわけにはいかないかと思います。実際に今年は特に暑くて、熱中症アラートが頻発して、体育の授業できなかったという報告が学校から頻発していて、先生たちもその時間割の組み直しに大分苦慮されていたようです。特に、私の子供が行く学校は、暑すぎて午前10時くらいまでしかプールも体育の授業

もできずに、それ以降は全くできないので、全ての学年がその時間帯の枠を取り合うようなことが起きていて、何とか授業数はクリアしたけれども、これが毎年続くとかかなり厳しいというような声も聞かれています。

なので、学校にも学校の体育館にも大きな扇風機を設置はされているものの45cmぐらいの小さな、大きいと言っても小さいんですが、体育館の規模に関しては、四隅から風を送っても全然中央に風が行き渡らなくて、本当にサウナのような状況になってしまっているんで、本当に危険だなと思うところもございます。なので、昼休みの体育館の活動はもう全面的に禁止されていたりとかいうことがあります。

やはり、今後は体育館に大きな、何て言うのかな、身長ぐらいの大きさの風を送るような大型扇風機とかも実際に活用している学校もございますが、そういったものを設置するか、若しくはクーラーを設置していかなければ、そもそも夏場、それこそ6月から9月、10月ぐらいまでは体育館、全然利用できないよというような状況が、今後、起こり得ます。

なぜかと言うと、平均気温は上がることはあっても下がることはもう今後考えられないというふうに、温暖化対策のほうでも言われておりまして、過去5年間の平均気温をもとにそういうような施策をされているんですけれども。もう1.5度のラインを超えてしまって、これが2度のラインまで到達すると、もう言われている状況になっております。

県内に設置や検討をしているところがあるのかなと思うところなんですけども、そういった事例は聞かれていますでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

公立学校、いわゆる小中学校の体育館、屋内運動場に空調設備を設置するという交付金、補助金がございます。その交付金を、いわゆる県内で実施している自治体におきましては、令和7年5月現在で、出水市、それからいちき串木野市、それから中種子町、この3自治体で小中学校の体育館にクーラーを一部設置しております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後、本市においてそのクーラーの設置等、大型扇風機も含めてで構いませんが、そういったことはやっていくおつもりはございませんか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

先ほどの議員からもありましたが、体育館があっても夏場は使えない、当然、授業ができない、体育館でできないですので、校庭はさらにできませんので、体育の授業、水泳も、プールも暑すぎて、ほかの県でしたけど、プールの水泳の授業のとき、コンクリートの上に子供たちが座っていてそのままやけどをしたっていう状況

もでございます。

本当に今の暑さの中で、子供たちの体育の授業をするというのも非常に厳しい状況になっております。そういうことも考えながら、今後、曾於市でもできれば体育館を空調を入れていきたいと思っておりますが、なかなか、一つ数億円かかると言われています。国のほうも補助金とか有利な起債もあるようです。我々としてもその辺をちょっと研究をしてから導入を図っていききたいなと思っております。

電気でいくか、それともガスとかそういうのでやっていくか、避難所になるところをまず最初に、学校の体育館を冷房か空調を入れないか、その辺も関係各課と今、協議しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長にお伺いしたいと思います。

今度の公約にもあられるように、大分、市長のほうも教育環境については関心があられるというふうに思っておりますが、今の教育長の話聞いて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

やはり、今後は温暖化どんどん進んでいくと思っております。そういった意味では、やはりこの体育館への空調施設というのは、やはり進んでいくだろうというふうに思っております。いかんせん、まだ国の補助体系というのがよく見えてきておりません。ですので、そこがしっかりと見えてきた段階で、やはり避難所になっているところもございしますし、また選挙事務で使っているところもございします。そういったことを鑑みますと、そこをしっかりと考えたうえでの優先順位をつけながら設置を検討していきたいというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

補助もいろいろな角度から見ますと、活用できる場合もございしますので、いろいろと調べていただいて対応をしていただきたいと思います。

③のほうですけれども、学校プール授業の民間委託について、以前、一般質問で質問をさせていただいたときに、令和7年度から開始するというふうに御答弁いただき、実際に希望される学校から順次始まっているところでございます。今現在、民間委託をされている六つの小学校に関しましては、これは通常のプール授業のある夏だけの対応でしょうか。

○学校教育課長（畑添辰也）

お答えいたします。

今年度6校をテストケースとして実施をしておりますが、今年度は通常のプールがある1学期の実施のみでございました。

以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後この民間委託の室内プールの活用というのは、夏場だけではなくって、最悪冬でも利用できるというのが利点になるかと思いますが、例えば、余りこの真冬だと、やはり寒すぎるというのが、上がった後が寒すぎるというのもあるかと思えますけれども、春先から秋まで、ちょっと猶予を持って活用できないかと考えるところなんですけど、それについては検討されていませんか。

○学校教育課長（畑添辰也）

学校の意見を聞いておりますけれども、できれば9月に実施したいとか10月までできればありがたいとか、時期に捉われずに2学期の今の時期ぐらいから11月ぐらいまでにかけて実施できるのもいいのではないかと考えているところでございます。また、学校のニーズに応じて検討してまいります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

委託先の都合もあると思います。例えば。たくさんの学校が希望したとして、委託先が一時期、同じ時期に集中してしまっていて受けきれないという問題もあるかと思えますので、そこはちょっと期間を猶予しながら対応をしていただきたいと思います。

また、その本年度対象とならなかった学校からも、来年はぜひ実施を希望するという意見があるということで嬉しく思っているところなんですけれども、やはり、以前その財政の話をさせていただきましたが、学校のプール修繕やその水にかかるお金で、またこの暑さですと、すぐ藻が生えてしまっていて、なかなかプールの授業自体を実施するのが難しいという環境もございますので、今後、こちらが拡大していくほうが市にとってもプラスになるのではないかと、私自身考えているところなんですけれども、それについて教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

実施して、おおむね今年希望した6校の学校から非常に高い評価を受けております。

課題も先ほど申し上げましたが、ちょっと市民プールから遠い学校もございました。あえて遠い学校をモデルケースとして、今回、今年したんですが、やはり、バスの時間が、恒吉小は30分くらいかかるということで、もう少し短くならないかということで、そこについては、また我々、検討していきたいと思っています。

小規模校だけでなく、柳迫小、60名ぐらいの中規模校も今年モデルケースと

してやってみて、そこも何とか全体としてできましたので、来年は学校数を増やしていきたいと思いますが、ある時期に集中してしまうと受け入れる民間のほうはなかなかできないということでしたので、そこは何とか分散できないかなということで、我々としても考えております。

早ければもう5月の頭ぐらいからできれば、そして2学期10月ぐらいまでできた一番いいのですが、やっぱり学校からの希望としては、夏休みがあるので1学期が望ましいという意見も結構ございました。

来年度は学校数を増やして、全部というわけにはいかないですが、費用対効果というと、民間委託のほうがとても安く上がっていますので、我々としては、子供たちの泳力、それから教職員の負担軽減、そして我々としてはプールの改修費用がすごく今、非常に厳しい状況もございますので、そういったうえで費用対効果もあるのかなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

委員会の中でも今あるメセナのプール自体の改修費用というのも、今後大きくかかってくるというので、やはり、曾於市として人口が目減りしていく中、財政をどこに集中させていくかというようなことも、効率的に考えないといけないと思いますので、今後もまた対応等をしていただきたいと思います。

それでは、④番に移ってまいります。子供たちが自分たちの意見を意思決定機関に伝えられる機会を増やす取組について質問いたしましたが、子供自体が自分の意見が誰かに伝わって、それが実現したというこの成功体験が主体性を育む上で大切になってくると思っております。

今現在、実際のところ、子供たちが学校で先生や管理者ですかね、校長先生や教頭先生に何か伝えたくても、なかなか伝えることができないという状況が現実だと思います。それは、そういったことを今までしたことがないということも一つあるかと思いますが、余り余計なことを言ってしまうと、余りかえってよくない結果を生んでしまうんじゃないかという子供自体の不安もあるかと思います。

というのも、やはり、今の日本の学校教育自体が主体性を育むような教育をしてきてこなかったというところがあるかと思うんですけれども。ただ、しかし、曾於市においては、教育センターもありますし、やはり、曾於市独自の教育というのを今後していける可能性が十分にあると思っているので、子供たちが自分たちの意見が反映した、私たちが主権者であるというようなことを実感できるような取組というのをしていただきたいと思います。考えるところなんですけれども、それについての御見解をお伺いいたします。

○学校教育課長（畑添辰也）

議員がおっしゃるように、子供の意見を聞いてそれを反映させるというのは、とてもこれから大切な視点になってくると思います。

各学校においては、全部の小中学校で何かしらの子供たちの意見を聞く場を設けて、それを教育課程に反映させているようです。とりわけ大きな行事である運動会だったり、あるいは中学校であると生徒会活動を通じて自分たちの学校行事とか教育活動について要望を出したりとか、次の学年の改善を図ったりとか、そういった取組をやっているようでございます。

あと、今、タブレットがありますので、いわば無記名ですぐに送れるという利点もございます。市の教育委員会がやっている行事でも、直接、中学生がタブレットで行事の反省や感想を送るという取組も今年やっておりますので、そういった取組をさらに充実させていきたいなと考えているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現在の日本の学校教育のシステムというのが、自己肯定感が低いがために不登校が増えてしまっている、そして、自分で命を絶ってしまう子が増えているというのが現状だと思います。それがいじめ問題とか教職員の負担増につながっているわけなんですけれども、子供が中学生とかになると、自分の意見をうまく言葉にしたり文字にしたりとかして伝えることができるかと思うんですけども、小学生になると、そもそもその方法が分からないというようなことがあるかと思います。

なので、こども議会でもどっちかという最高学年が代表として出席しているわけなんですけど。ただ、そこに至るまでに、学年が低い学年だとしても、それぞれ自分たちの意見を持っているわけで、それをうまく形にして伝えるというような取組を今後していったほうが、先の主体性を育むうえで大切になってくるかと思うんですけども、そういった取組が先進事例としてあったり、また今後を考えているとかございましたら、教えていただきたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

本当に、今年、我々もこども議会をする中で、この二、三年、こども議会の中で我々が一番力を入れてきたのは、やっぱり子供たちが権利主体だということで、子供たちの意見を本当に大事にして、それを何とか市の市長さんをはじめ各課の課長さんたちに、子供たちでもこんないろんな考え、すごく僕は今年もいい発表をしてくれたと思います。

これが本当に実現、施策に生かされるようになったらいいなと思いながら、こども議会を毎年実施しているわけですが、本当に今、学校で子供たちの意見を……と

にかくこども基本法という法律ができて、その前に子どもの権利条約というのがありまして、子供を権利主体として扱いなさいと。なかなかそれが学校の中では具体化、なかなかされない部分もございます。先ほど、瀬戸口議員からもありましたけど、余り子供の意見を大事にすると指導ができないんじゃないかなと、いろんな御意見もございますが、ただ、やはりこれからの時代を生きていく、この世界の中で生きていく子供たちにどういう力をつけていくかといったら、やっぱり主体性のある子供を育てていかなければいけない。

学力検査で日本の子供達は世界の中で非常に高い学力を持ちながら勉強は嫌いだと。何か矛盾した子供たちが、日本は今、育っています。本来だったら学力が高ければ勉強好きはずなのに、それがそうでない、一方で不登校がどんどん増えていくと。子供たちが置かれている状況を考えると、我々大人はもっともっとこう子供の意見を聞いて、それを我々行政は行政施策の中に生かしていく必要があるんじゃないかなと思っております。また、学校は学校で子供たちの意見を聞きながら、より良い学校を作っていただきたいと思っております。

曾於市は、今回、学校管理規則を大幅に見直して、管理規則の中に校長先生の学校経営で、この中に子供たちの意見を聞きなさいと、それからまた、子供の意見表明権を学校管理規則の中で盛り込みました。多分、県内で唯一のそういう盛り込んだ管理規則を作りましたので、これが現場の先生方、校長先生をはじめ生かされていって、曾於市の子供たちは、ある面では本当に自分たちの意見が生かされる、そういう学校、そして行政、我々も含めて、そういうふうになったらいいなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

日本の子供は、自主性は高いけれども主体性が低いというか、当事者性に欠ける、何か失敗してしまうと人のせいになってしまう傾向にあると言われております。

それは、やはり自分で決めて自分でやっていないから、人に言われてしたことだから、いざというときにどうしても人のせいになってしまうというところがあると言われております。そのために、やはり自己肯定感が低くって、何かにつまずいたときに自分で起き上がる力が持てないがために、自分で命を絶ってしまったり、不登校に追い込まれたりとかいうことが、あるというふうに言われております。

今、教育長の答弁を聞いて、とても安堵したところなんですけども、やはり曾於市は特にこれから教育に力を入れようと、今現在も努力してくださっているところなので、やっぱりこれだけ全国的に不登校が多くて、自殺してしまう子供たちが多いということは、やはり、今までの教育システムが何らかの問題があったというこ

とが結果として表れているということだと思いますので、曾於市が先駆けて、子供たちの主体性を育むような仕組みづくりをしていただきたいと思います。

今のやりとりを聞いて、市長からも一言いただきたいと思います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、中村教育長のほうからもありました。そういった子供たちが主体となったもの、子供たちが提案するもの、そういったものというのをこれから重要視していきたいということもありました。

私も就任してすぐこども議会を迎えました。19名の小学生から高校生までの提言をいただきました。すごく素晴らしい提案だなと思った項目もたくさんございます。

例えば、スポGOMI選手権をやろうとか、S o o g o o d弁当を作って売り出したらどうですかとか、そういった提案もいただきました。私も選挙戦を戦う中で、青少年提案型予算を作りたいということもうたってきました。こういったこれからの子供たちが提案したものを予算化できるような提案もいただければ、すごくその子供たちが、今、議員がおっしゃった主体性というものも出てくるのかなというふうに思っているところでありますので、前向きに進めていきたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

本当にこども議会、年に1回するのはもったいないなと思うぐらい素晴らしい提言がなされたと思います。また、教育委員会のほうでも教育に力を入れていくということで頑張って尽力してくださっていますが、いかんせん、なかなか予算に反映されないという課題もあるかと思います。そこはまた市長にも考慮していただいて、子供たちが帰ってきたくなるまち曾於市にするためには、子供自体にあそこで育ってよかったなという思いがあって帰ってきたくなるまちになるかと思いますので、やはり、子供自身がこのまちで育ってよかった、また帰ってきたいと思えるまちにするためにも、また教育委員会のほうとも意見を出し合って、反映していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（山田義盛）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時58分

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会

令和 7 年 9 月12日

(第 4 日目)

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会會議錄（第 4 号）

令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 4 号）

（以下 2 件一括議題）

第 1 議案第 65 号 曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 2 議案第 66 号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第 3 議案第 69 号 令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第 4 議案第 70 号 令和 7 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

（文教厚生常任委員長報告）

第 5 議案第 71 号 令和 7 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

（産業建設常任委員長報告）

第 6 認定案第 1 号 令和 6 年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

（以下 3 件一括議題）

第 7 認定案第 2 号 令和 6 年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 認定案第 3 号 令和 6 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定案第 4 号 令和 6 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（以下 5 件一括議題）

第 10 認定案第 5 号 令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 11 認定案第 6 号 令和 6 年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第 12 認定案第 7 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

第 13 議案第 67 号 令和 6 年度曾於市水道事業剰余金の処分について

第14 議案第68号 令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

(以下3件一括議題)

第15 議案第72号 請負契約の締結について

第16 議案第73号 請負契約の締結について

第17 議案第74号 請負契約の締結について

第18 議案第75号 請負契約の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	6番	重久昌樹	7番	鈴木栄一
8番	(欠員)	9番	岩水豊	10番	湊合昌昭
11番	今鶴治信	12番	九日克典	13番	土屋健一
14番	原田賢一郎	15番	渡辺利治	16番	(欠員)
17番	久長登良男	18番	徳峰一成	19番	山田義盛
20番	(欠員)				

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

5番 片田洋志

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野満 次長兼議事係長 池之上誠 総務係長 富永大介
主任 鎌原一輝

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市長	竹田正博	教育長	中村涼一
総務課長	上村亮	教育総務課長	鶴田洋一
大隅支所長兼地域振興課長	渡邊博之	学校教育課長	畑添辰也
財部支所長兼地域振興課長	上集勉	生涯学習課長	竹下伸一
企画政策課長	外山直英	農政課長	吉田秀樹
財政課長	池上武志	商工観光課長	佐澤英明
税務課長	中西昭人	畜産課長	和田忠義
市民環境課長	梶井秀和	耕地林務課長	入来満
保健課長	谷川和穂	まちづくり推進課長	諸留貴久

こども未来課長	新澤津 友子	水道課長	吉田 宏明
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉田 竜大	会計管理者・会計課長	吉元 健治
土木課長	吉元 幸喜	代表監査委員	野村 行雄
		監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大迫 伸一
		農業委員会事務局長	中野 満

開議 午前10時00分

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第65号 曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第66号 曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（山田義盛）

日程第1、議案第65号、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第2、議案第66号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案3件を9月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第65号、曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第66号、曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。

議案第65号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する規定を改正するため提案されたものです。

育児休業等の取得が重なることによる業務への影響についての質疑に対し、同一課内で取得が増える場合は、課内で協議していただき、取得する曜日の調整や取得の時期をずらすなど、業務に支障がないようにしていきたいとの答弁がありました。

また、任命権者の配慮という規定により、どの程度これまでと取扱いに差が出るのかという質疑に対し、休暇制度の周知や取得への不安解消、取得率の向上に向けた取組を進めていきたいという答弁がありました。

議案第66号は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、関連する規定を改正するため提案されたものです。

住登外者宛名番号管理機能についてはこれまでも使用しているが、そのデータの中に特定個人情報が増加されたため、制度に見合った条例改正が必要になったためであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、議案2件について採決の結果、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

議案の65号の市職員の育児等の改正について、3点質問いたします。

まず第1点は――議論された範囲内で答弁してください。これまでこの条例については、特に曾於市に関わる内容としては、職員が育児休暇を行う場合に1日2時間以内だったら、一応休業扱いでありますけれども、休暇が取れたというのがこれまでであって、今回の条例改正はこれにプラスして1年に10日以内だったら、これも休業扱いですが、育児休暇ができるという内容だったと思います。

質問であります、今回のこの条例改正によりまして、どれだけ利用が増えるか、あまり期待できないんじゃないかと思えますけれども、お答え願います。

質問の第2点目は、現在、利用されている現行の育児扱いについて、大体おおむね何名ぐらいが利用しているか。課題やら問題点があるのかどうか議論されていたらお聞かせください。2点目です。

3点目、今回はこの職員の育児休暇ですが、会計年度職員については、この種の育児休暇の条項は全くないのかどうか。その点で議論がされていたらお聞かせ願いたいと思います。

以上3点です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問にそれぞれお答えいたします。

まず、1点目として対象者がどれだけ増えるのかといった質問でございます。この点なんですけれども、2点目のほうの現行の利用者が何名いるのかといったところとも関連していますので、これもまとめて回答したいと思います。

現状の対象者については、議論はなかったところでございますが、これが施行さ

れた場合、対象者は何人ほど見込んでいるのかといった質疑があったところです。そういったやり取りの中で、小学生がおられる職員が40名ということで、こういった40名の職員が、こういった新しい改正された条例の対象になるということが想定されるというやり取りがあったところでございます。

2点目として、課題はあるのかといったところでございます。これについては、若干、任命権者の配慮のほうで議論があったところでございますけども、現在、諸休暇制度の認識不足等や制度への不安解消や取得率が低いといった問題があるということで、今回の条例の改正をきっかけに働きやすい職場の整備という面で、周知について取り組んでいきたいといった答弁が執行部からあったところでございます。

3点目の会計年度職員についてでございますけども、今回は職員の議論が中心でございまして、そういったやり取りはなかったところでございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

会計年度職員は今後の課題と言えます。質問の1点ではありますが、今回のこの条例改正は、繰り返しますが1年に10日以内休業扱いが、1年に10日以内だったらこの条例改正によって一応恩恵が受けられるということではありますが、あくまでもこれ休んだら休業扱いということであるし、職員は一方で有給休暇がありますので、ですからその関係でほとんど利用者はないんじゃないか、少ないんじゃないかと言えます。ですから、この有給との関係を含めて、我が曾於市の場合に、せっかくの条例改正でありますので、課題があったらやはり市独自にまた条例を、あるいは不足等を含めて改正していくというのが、今後の課題を含めてありようとしては大事じゃないかと言えますけれども、議論がもし課題に類する問題でされていたら報告してください。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質疑にお答えいたします。

直接ではないんですけども、関連したやり取りについて報告したいと思います。

時間給の取得について委員のほうから質疑がありまして、現行では看護休暇等については5日間給料が出る、そういった休暇があるといったやり取りがありまして、またその委員の中から非正規は給料は出ないけども、正規のほうは5日間は保障されているということで、今までの労働基準法にのっとった対応と変わらないかといった質疑がありました。

そういった中で、執行部の回答としては労働基準法と同じような対応になっているという回答があったところでございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

1回目に質問予定だったんですけれども、質問を忘れていましたので初歩的な質問ですね、そもそも育児というのは対象年齢は就学前というふうに、この定義、解釈はしていいのでしょうか。確認方々の基本的初歩的な質問ですけれども答えてください。育児の年齢条項ですね。

○総務常任委員長（山中雅人）

育児の対象年齢というところなんですけれども、そこはもう現行法と改正点として変わらないということで議論には上がらなかったところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第65号及び議案第66号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案2件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第3、議案第69号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されて

おります。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第69号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の前年度繰越金8億4,240万6,000円の増額、大隅文化会館施設整備事業に係る教育債2,310万円の増額、歳出の財政調整基金積立金5億2,388万3,000円が主なものであるとの説明がありました。

繰越金及び積立金の推移に関する質疑に対し、若干の増額傾向はあるものの、昨年並みに推移しているとの答弁がありました。

総務課関係では、歳入の自衛隊募集事務委託金8万5,000円の増額、歳出の防火水槽撤去等工事費93万5,000円、職員の時間外勤務、扶養手当等人件費の増額が主なものであるとの説明がありました。

防火水槽の撤去理由は何かとの質疑に対し、この防火水槽は民有地に設置されているが、今回、その所有者からの依頼により撤去する必要が生じたためであり、新設する必要もあるが、場所は今後検討していくとの答弁がありました。

また、職員数及び採用状況についての質疑に対し、定数は352人だが現在344人であり、不足は会計年度任用職員で対応している。採用試験を行っても中々応募が来ないところであり、現在、採用試験も2回に分けて行っている。職員とコミュニケーションを取りながら、弊害が起きないように努力していくとの答弁がありました。

企画政策課関係では、市民祭開催費補助金178万8,000円、大隅北校区コンビニ跡地におけるネットワーク回線使用料11万7,000円、曾於市国際交流実行委員会負担金349万2,000円の増額が主なものであるとの説明がありました。

台湾との国際交流における費用の内訳についての質疑に対し、青少年国際交流促進事業は、11月上旬に市内の中学生3名が台湾に訪問して交流する。その相手先に送る記念品代が主なものである。また、台湾からの訪問に係る経費については、当初予算の計上後に、台湾のほうから11月に訪問させてほしいとの話があったため、今回、計上したとの答弁がありました。

税務課関係では、産・育休代替に伴う事務補助員の人件費の追加が主なものであるとの説明がありました。

市民環境課関係では、産休代替に伴う事務補助員の人件費、斎苑職員等の通勤手当の差額の追加が主なものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（矢上弘幸）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案2件を9月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第69号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉介護課関係では、障害福祉サービス費は今回の補正額1億3,000万円を加えると14億円規模となるが、9月の時期としては例年と比べて一番多いかとの質疑に対し、給付費は年々増加傾向である。決算額ベースでは令和5年度が12億4,900万円、令和6年度が13億9,000万円と増加しており、特に障害児支援給付費の児童発達支援及び放課後等デイサービスが年々、1.2から1.3倍程度増加しているとの答弁がありました。

保健課関係では、保健師の退職に伴う後任の職員は決まっているのかとの質疑に対し、9月1日からお願いしており、6月補正で計上した暫定予算で対応しているとの答弁がありました。

また、令和8年度の保健師の人数と、その人数での業務対応は可能かとの質疑に対し、来年度は7名の予定である。現在2名が会計年度任用職員であるため、行政事務をお願いできない部分もあるが、全て正職員なら対応可能であるとの答弁がありました。

委員より、保健課や保健師に限らず、近年は途中で辞める若手職員が多い。職員を確保する面からも、現場の状況や意見を市長・副市長に上げ、給与水準の見直しも含めた人員計画をもって全庁横断的な検討が必要であるとの意見がありました。

こども未来課関係では、保育所等給食支援事業補助金や障害児保育事業補助金、産後ケア業務委託料の増額が主なものです。

教育総務課関係では、学校給食センター管理費の空調・換気保守点検委託料や貯水槽清掃業務委託料、小学校管理費の岩北小学校の特別支援学級空調設備の修繕に伴う追加が主なものです。

学校教育課関係では、学校教育総務費のいじめ防止対策委員会の開催に伴う報酬や費用弁償等の追加が主なものです。

生涯学習課関係では、大隅文化会館の音響設備改修工事について、昭和58年11月の設置以来、一度も更新しておらず、スピーカー、アンプ類、ミキサー類に複数故障や不具合が見られ、催事に影響が出ているため、今回、全面的に更新するとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案2件を9月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第69号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第5号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

農政課関係では、鳥獣対策事業について、電気柵の要望が多く予算が不足することから補正をお願いするとの説明がありました。また、都城市で確認された死亡イノシシの豚熱に関する質疑があり、財部の北地区の一部が半径10km圏内の感染確認区域に入っているため、鹿児島県が経口ワクチンの散布を実施する予定であるとの答弁がありました。

商工観光課関係では、観光総務費について、新たに設置した溝ノ口洞穴の浄化槽フロア及び取水口ポンプの電気料が予想以上に掛かっており、使用実績を考慮すると不足する見込みであることから補正をお願いするとの説明がありました。

畜産課関係では、酪農経営緊急支援対策事業給付金について、曾於市、志布志市、大崎町の3自治体で協議したとのことだが、乳量が減少する夏場だけでも給付単価を上げるといった取組はできなかったのかとの質疑があり、給付単価について検討はしたが、最終的には3自治体で協議し決めた単価に決定したとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、森林環境譲与税事業の旅費について質疑があり、全国育樹祭において、たからべもみじの森の会が悠久の森への植樹活動で林野庁長官賞を受賞するため、これに市職員が随行するのに要する旅費であるとの答弁がありました。

また、農地・農業用施設災害復旧事業の施設1件の被災はどのような施設かとの質疑があり、大隅町大谷の用排水路で、延長が30m程度で比較的大きい断面の水路であるとの答弁がありました。

土木課関係では、市道整備事業について、笠木・かんじん松線の路肩が雨水により崩壊しているため、早急に改修工事を行うとの説明がありました。

また、現年発生公共土木施設災害復旧費について、6月の梅雨前線豪雨に伴うもので、前回の補正後に新たに判明した19件の災害応急作業委託分であるとの説明がありました。

まちづくり推進課関係では、会計年度任用職員を引き続き雇用することに伴う増額であるとの説明がありました。

水道課関係では、小規模水道事業費の補正について、昨年度も補正を組んでおり、今年度も補正によって当初予算から倍増となっている。補正の内容を見ても、今後多くの予算を伴うと思うがどう対応していくのかとの質疑があり、昨年度に比べ当初予算も増額していたが、要望が多かった。既に来年度を想定した要望も出てきているため、次年度も予算を増額する必要性を感じているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点、そして産建委員長に2点質問いたします。

総務委員長には、この財政関係の基金積立てに関する財政問題でございます。委員長報告の中にもありますけれども、今回、前年度からの繰越金の多くを三つの基金に積み立てており、三つの基金の積立額が7億2,000万円であります。このことで、三つの基金の合計額が現在で約50億円となります。この三つの基金を含めた15基金の現在高が86億円になるようであります。

私がお聞きしたいのは、この基金は今後取崩しによって様々な市の、特に大型事業を含めた、事業に充てるいわゆる一般財源であります。御承知のように多くの事業がこうした一般財源と二つ目は国県、特に国の補助、そして三つ目は借入債のこの3点セットで多くの事業が今後も行われます。ですから総務委員会でこの基金の現在高が今回の積み立てを含めて、今後の事業として対応できるか、これで十分であるのかという議論はもちろん第一義的に大事であります。併せて今申し上げましたように特に借入債ですね。合併特例債が来年度からなくなりますので、借入債をどういったのが合併特例債に代わる条件のよい借入債があるか。なかなかないと思うんですが。その辺りを含めて、総合的にこの財政問題もその中にセットで位置付けて、議会も議論すべき今後の大きな課題じゃないかと言えますけれども。そうした借入債との関係で、この現在の基金の積み立てを含めて、3点セットでもし議論がされたら報告してください。

質問の2点目は、産建委員長に質問であります。66ページの鳥獣対策は、報告にもありましたけども413万9,000円は、鳥獣被害関係でイノシシ関係であります。私がこの予算を見て不可思議に思うのは、全額一般財源であります。この曾於市を含めて、全国的に鳥獣問題というのは、もう本当直近の最大の大きな課題でありま

すが、なぜこうしたイノシシ対策に国の補助が1円もつかないのか、これが不可思議でなりませんが、もし議論がされていたら報告してください。

それから、3点目は78ページ、83ページの災害関係でございます。今回、二つの災害で4,564万円、4号の専決処分で3億2,000万円……3億円近く計上しており、この二つで、4号、5号で災害関係が3億2,000万円になるようであります。

先日のこの総括質疑でも担当課長のお二人の答弁では、災害関連は12月議会で合わせて約7億円を見込んでいたということでありました。ですから、4号、5号そして12月議会を含めても、災害関連がある面ではわずかに10億円でございます。かつては、この合併直後もそうであります、特に旧町時代は末吉町だけで災害関係が15億円から20億円、年によっては末吉町だけで20億円から30億円の予算ではなかったかと記憶いたしております。

それで申し上げたいんですが、その点で今、建設に関わる業者の方々も大変御苦労があるようでありますが、この災害関係の予算の中で、審議の中で、建設業の経営環境についても対策として可能な限り対策できないかを含めて、もし議論がされたら報告をしてください。

以上です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目として借入債含め将来的な財政問題について議論をされたのかといった質問でございます。総務常任委員会の議論といたしましては、どちらかというところ、昨年と比較してどういった推移なのかといったことが議論の趣旨でございまして、将来的な議論についてはあまり議論がなかったところでございます。

以上です。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

徳峰議員の質問に答えたいと思います。

現在、イノシシの対策だと思うんですが、今私なんかの中でいくと、委員会の中ではイノシシ対策のことはあんまり出なかったところなんです、ただ一つ言えるのがちょうど御池で発生した豚熱ですね、この件がやはり重要視されていまして、質問がありました。その経緯としてはワクチンを使って県が保障するという内容でありました。あと、災害についての議論は一応なかったところです。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

産建委員長に質問いたします。おこがましい言い方ありますので、御了解をいただきたいと思います。

議会の議論というのは、この提案された予算を真正面から議論するというのがもちろん第一に大事であります。広くやっぱり市民の、業者を含めて、今後の暮らしや仕事を守るというのも、行政と同様に、二元代表制でありますから大事じゃないかと。この鳥獣対策についても、もう全国全ての地方自治体が困っていると思いますけれども、様々な鳥獣被害ですね。

それに対して、国の制度が、県もそうですけども、こういった補助政策があるのか、本当にこの市民サイドから見て十分であるのか。もしなかったら行政と一体になって、あるいは議会と独自にですね、国に、ほかの市町村とも連携を取りながら、行っていくというのも議会人の大事な役割の一つだと言えます。これは、次の災害関連もそうだと思うんですね。ですから、その点で議論がされてなかったら、今後の決算関係もありますけども、ぜひ大きな立場で対応すべきじゃないかという点で、一言コメントがあったらお聞かせ願いたいと考えております。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

被害にあったところは何箇所かあったということで……河川ですね。河川の工事のところとかあるいは……があったんですが、補助がついて、——通行止めは3か所と。今現在、財部町のほうで3か所ということが出ました。一応、それだけ出ました。以上でございます。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（原田賢一郎議員）

1点だけ質問をいたします。総務委員長にお願いします。

防火水槽の撤去のことが出ておりますが、93万5,000円ですね。この質疑に対して民有地に設置をされていたので、所有者からの依頼によるものということですが、既存の防火水槽は今、畑地とか民有地、そういったところにもいっぱいあるんですが、撤去をするという理由といたしましては、私たちが一番今まで耳にしたのには、そこを道路が通るからというような理由が多かったようでございますが、この理由は何なのか、それと、この場所はどこなのか、そしてまた設置時の契約等はどうなっていたのか、そこらが調査されておったらお聞かせ願いたいと思います。

○総務常任委員長（山中雅人）

それでは、原田議員の質問にお答えいたします。

防火水槽の移動の理由は何なのか。そして、契約状況はどうなっていたのかといった質問でございます。そして、場所についてでございます。

これについては、海野鉄工さんのところでございまして……。

（「すみません。もうちょっとゆっくり」と言う者あり）

○総務常任委員長（山中雅人）

すみません。

（「後ろ側だから、よう聞き取れない」と言う者あり）

○総務常任委員長（山中雅人）

失礼いたしました。海野鉄工さんの事務所でございまして、それが事務所を拡大するというので、市のほうに要望があったということでした。

そこで、市としては業者からの依頼ということで、一旦撤去して新しい場所を今選定している。場所については、まだ検討中であって決定していないというところでありました。契約の内容については、やり取りがなかったところでございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

聞き取れないんですけど、何の拡張ということでしたかね。何かを拡張するということに聞こえたんですけど。

○総務常任委員長（山中雅人）

事務所でございます。会社の事務所をちょっと拡張するところに防火水槽が当たっているの、移動を市のほうにお願いしたといったやり取りがあったところでございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

よく分かりました。この防火水槽は公的なものですからなかなか重いものだと思うんですけども、そういった事例が今までも何回もありますか、どうだったんですか。

○総務常任委員長（山中雅人）

お答えいたします。

過去に同様の事例があったのかといったことについては、委員会でやり取りはなかったところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（瀬戸口恵理議員）

総務委員長に1点伺いいたします。

職員数及び採用状況についての質疑の中で、現在不足が生じているので会計年度任用職員で対応しているというふうにございました。文教厚生委員会の委員長の報告にもありましてとおり、現在、保健課や保健師にかかわらず、近年は途中で辞め

る若手職員が多いということで、こちらの委員会のほうでも議論があったところです。その対策として採用試験を行ってもなかなか応募が来ないというふうにございますが、待ちの姿勢だけではなくて、ほかの自治体との取り合いになるかと思えますので、アウトリーチ型の対応などをされるような議論はございましたでしょうか。

○総務常任委員長（山中雅人）

瀬戸口議員の質問にお答えいたします。

総務委員会の議論といたしましては、同様の懸念を表明された方はいらっしゃるんですけども、答弁といたしましては2回に分けて試験を行うことによって募集者を何とか採用していくと。そして、退職者ができる限り出ないようにコミュニケーションを深めていきたいといったやり取りがあったところで、アウトリーチ型のやり取りについては委員会の中でなかったところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

文教厚生委員会の中では、保健師の採用をできやすくするために、そういう専門学校とかにも声をかけていくというふうにございました。また、今年度の採用試験に関しての本年度の状況についての説明はございましたか。

○総務常任委員長（山中雅人）

本年度の状況についてのやり取りはなかったところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論ありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

私は一般会計の補正予算には賛成いたしますが、ただ1点だけ委員会でも申し上げたんですが、気になる点で59ページでのこども未来課関係で、予算はわずかに8万3,000円ですが、ここにも事項で書いてありますように、これは旧末吉町時代からあったということですが、末吉小学校の敷地内に児童クラブが古い校舎

を一応貸してくれということで借りてきた経過が、長年の経過があります。

今回が業務委託料のわずかに8万3,000円ありますが、今後新たに建設になると恐らく全額市の一般財源の持ち出しになるかもしれませんが、当初どういった契約でもって貸し借りの契約書を結んだかが、委員会審議の中では答弁ができませんでした。これは竹田市長としても、副市長が決まったらキャップに据えて、今後少くない予算が計上されることになるかもしれませんので、市内の児童クラブのほかの団体の方々あるいは議会、市民が納得理解できる形でやはり法律、条例上の根拠も示しながら予算計上はすべきだと気になりました。この点で一応一言申し上げましての賛成討論といたします。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第4 議案第70号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第4、議案第70号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（矢上弘幸）

議案第70号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、認定審査事務負担金の増額が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第5 議案第71号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（山田義盛）

次に、日程第5、議案第71号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第71号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、これまでも水道事業の一部業務については民間委託をしていたが、受付・窓口業務の一部や開閉栓業務、滞納整理業務、漏水の初期対応等を加えて包括的に民間委託するための債務負担行為の補正であるとの説明がありました。

近隣の市町村で包括業務委託をしている自治体はどこかとの質疑があり、都城市が実施しているほか、県内では5市1町が実施しているとの答弁がありました。

また、委託を受ける事業者がいるのかとの質疑に対し、全国的にもノウハウを持

った事業者がいる。本市での事業執行に当たっては、管工事組合と連携をとって業務を遂行できる事業者をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第6 認定案第1号 令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山田義盛）

次に、日程第6、認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

それでは、日程第6、認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

本市の令和6年度当初予算編成は、「市民にやさしい市政運営」、「人と自然を生かした活気ある地域づくり」、「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」、

「人口増を目指し、地域活性化の推進」、「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」の五つを基本方針として、限られた財源の中で、市民の福祉、教育、くらしを守るための予算を編成して取り組みました。

決算の概要は、歳入総額312億9,972万円、歳出総額300億7,760万2,000円で歳入歳出差引額は12億2,211万8,000円となりました。

歳入歳出差引額から令和7年度へ繰越すべき財源3億2,971万2,000円を差し引いた実質収支は、8億9,240万6,000円となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税92億4,567万6,000円、市債40億8,460万円、国庫支出金37億6,482万6,000円、市税32億6,015万4,000円、繰入金32億3,677万6,000円です。

歳出決算額の主なものは、民生費84億7,607万6,000円、総務費54億8,642万9,000円、公債費29億6,373万4,000円、教育費29億7,394万4,000円です。

財政分析については、令和4年度からの3か年の決算総額、財政指数及び財政健全化判断比率、基金残高及び市債残高の推移を含めて報告いたしております。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

主要施策の成果について4点質問いたします。

まず1点目として、76ページ、各道の駅の売上げ推移を見ますと、比較的回復基調に見えますが、現在の取組状況についてお伺いいたします。

2点目として、94ページ、立地適正化計画と都市計画マスタープラン策定の見直し業務がありますけども、現在のところの進捗状況についてお伺いいたします。

3点目として、次の95ページ、公民連携研修の成果状況についてお伺いいたします。

続いて99ページ、これは助成額合計で上がっているところでございますけれども、給食費無償化を令和6年度に始めておりますけれども、インフレに伴う食費の値上がり等がありますけれども、その影響についてお伺いをいたします。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

76ページ、各道の駅の取組状況についてお答えいたします。

一般的に、新型コロナウイルス感染症前の来場者数には届かないものの、多くの方々に来場いただいているところでございます。

各道の駅は、年間を通じお客様感謝祭などイベントを行い、1,000円以上お買い上げの方に抽せん会やポイント2倍セールなどの開催や、お子様向けのイベントとして魚のつかみ取りやヨーヨー釣りを行ったり、来場者向けに地元野菜の配布、豚汁のふるまい、黒牛焼肉のふるまいなどを行っていただいております。

売上げにつきましては、特に道の駅すえよしにおきまして、野菜のほか、果物の売上げが前年度を上回っている状況と伺っております。また、各道の駅の直売所におきまして、午前中で売り切れる商品について、在庫を確保し常に商品提供に取り組んでいただいております。

イベント開催のほか、レストランでは曾於市の豊かな食を求めて、多くの方がランチを楽しみ訪れられている状況となっているところでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

まず、94ページの立地適正化計画と都市計画マスタープラン策定の見直し業務の進捗についてお答えいたします。

初めに、立地適正化計画でございますが、これにつきましては本市におけるコンパクトシティのまちづくりを見据えて、この計画の原案を令和6年度に策定したところでございます。

この原案を策定した後、今年度は国とのヒアリングによる調整を行い、その後、市の都市計画審議会の決定を経て、年度末には市民に対し公表を行う予定でございます。

次に、都市計画マスタープランでございます。これにつきましては都市計画区域マスタープランでございまして、県が最終的には策定するものでございます。これは、市町村マスタープランの上位計画に当たるものでありまして、県がこの内容を、計画を定めて告示するものでございますが、このマスタープランの中に曾於市の中

で末吉、財部、大隅それぞれの都市計画として示されているところでございますが、今現在、この最終的な策定が20年を経過したことから、県のほうからこの修正の見直しが通知され、令和6年度にこの区域マスタープランの曾於市分の内容の見直しを図ったところでございます。

現在、素案のほうができておりまして、これを今後、県との協議を行い、最終的には県の都市計画審議会に諮られ、そこで決定された後、告示されるものでございます。

次に、95ページの公民連携まちなか再生推進事業の研修についてお答えいたします。

初めに、専門有識者による支援でございます。本市において、公民連携事業を進めるために、オガールディベロップメント合同会社へ公民連携推進業務を委託して、研修を実施したところでございます。

研修内容につきましては、岩手県紫波町における職員の視察研修、あるいは市職員や関係者を対象にした講演会を本市で実施したところでございます。研修の成果としましては、公民連携の知見を得ることができたこと、また、今進めておりますリードプロジェクトを進める上でのノウハウを取得できたことが上げられます。

次に、人材育成プログラム研修でございます。公民連携推進室の職員が都市経営プロフェッショナルスクールを受講しまして、公民連携事業に関する基本的な考え方や知識と先進地域のケーススタディからそのプロセスを学んだところでございます。

研修の成果としましては、eラーニングと集合研修において職員のスキルが向上したこと、そして現在の公民連携の実務につながっていることなどが挙げられるところでございます。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

それでは、99ページ、学校給食助成事業についてお答えをしたいと思います。

インフレ等に伴う食費の値上げによる影響はなかったかについてお答えをしたいと思います。

詳細に我々も調査いたしましたところ、米等に関しましては令和5年9月の段階で5kg1,770円、それからそれを受けまして令和7年1月に調査したところによりますと、大体5kg4,000円、226%となっております。それから、人参につきましても1kg当たり320円のものが378円、118%、それから調味料等といたしましてサラダ油、1.35kg当たり366.7円が486円、132.5%、それから調理酒におきましては194円のものが313円ということで、我々給食費の食材等についても影響を受けている

ところでございます。

○1 番（山中雅人議員）

では、それぞれ2回目の質問を行います。

まず、1点目として各道の駅の売上推移ですね、これは回復基調ということで大変いいことなんですけども、全員協議会の決算のほうでも少しあったところでありますけれども、きらら館がイベント開催等を増やして、現在ちょっと売上げが比較的回復、戻ってきているといったところでありました。このイベントというのはどの程度のもので、特にこのきらら館に関して売上げというのをもっと増やしていくためには、現在、どんな取組をしているのか、それについて1点目を伺いたいと思います。

2点目として、立地適正化計画についてでございます。

これなんですけども、立地適正化計画については原案を策定して国とヒアリングをするということなんですけども、その国とのヒアリングでどのような議論がなされるのかちょっと自分は想像ができないものでして、国はどのような意見を出すものなのか、その点について少し基本的なところなんですけども、よろしく願いいたします。

そして、3点目の公民連携研修の成果でございます。

これについては、オガールディベロップメントのほうで、紫波町のほうでリードプロジェクトについて学んだと。そして、人材育成のほうで都市経営のほうでeラーニングをしながらケーススタディについて学んだといった回答があったところなんですけども。やはりこれも一人当たり99万円、100万円近いコストがかかってまして、やはり今後公民連携を進めていくためには、外部から岡崎さんのような方を外部から持っていくか、曾於市内で人材育成するか、その両方が必要になってくるのかなと思うんですけども。この研修で、今後市営住宅が集約を議論されてますけれども、それに耐えられる、そういった実際の実務に耐えられるような人材育成につながっているのかどうか。そして今後、市営住宅の集約だけじゃないので、条例も制定された以上は、今後様々な公民連携事業に対して、この研修を受けた方がリーダーシップを持って対応できるだけの状況になっているのかどうか、それについてお伺いをいたします。

そして、4点目の給食費の無償化でございます。回答のあったとおりにかなり、特にお米などが4,000円ぐらいと非常に上がっております。よくこの無償化している自治体でよくある話なんですけども、保護者負担であれば保護者が負担をできるのでそこでメニュー等に変化はないんですけども、無償化していると当然ながら補正予算を組むにしても3か月に1回とかになってきますので、それに対応するために

予算の枠が決まっているから、メニューが貧弱になっていくといったことはほかの自治体等でも聞くとこです。

今後、そういったインフレなどによってメニューが貧弱になっていくようなことはないのかどうか、その点の確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

道の駅のきらら館についてなんですけども、昨年とはまた違って、本年もかなりの取組をしていただいております。これが売上げの上乗せにつながっているものと思っております。今、毎月のようにイベントを開催している状況でございます。4月には創業祭の14周年を記念してそこで今度は野菜の無料配布を行ったり、空くじなしの抽せん会を行ったり、豚汁等のふるまい等も行っております。

また、5月はゴールデンウィークの今度はまたイベントを行っております。それから、また季節に応じて今度は雨の日の来店サービスとか、このようなものも行っているところでございまして、毎月のように今企画を行っているのが現状でございます。また、このようなイベントを重ねまして、道の駅のきらら館にしましては、今年の3月からまたいろいろと施設内での運営体制も変わったところもございますが、まず一番大きなのがレストランの価格改定というのを行っております。

今年の3月から、50円から200円、300円程度価格の改定を行っていただいております。レストランのほうは、人数のほうはいい状態状態で逆に売上げのほうは伸びている状況となっております。

また、それに伴いまして直売所のほうも、毎月、昨年を上回る増収となっております。月平均で約120万円ほど毎月昨年対比で比べますと、売上げが伸びているという状況でございます。このようなイベント等がかなりの実績につながっているというふうに感じているところでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まず、立地適正化計画における国とのヒアリングでございます。今現在、素案を策定しまして、この後、国とのヒアリングが始まるところでございます。この立地適正化計画については、都市再生特別措置法第82条に規定されている計画でございます。まずはこの法制度にのっとった計画であるのか、最初に国との調整が行わ

れると。調整と言いますか、国が確認されるところでございます。

また、現在素案として作成している内容で、都市現況の把握あるいは居住誘導区域、さらにはこの法律のほうで追加されました防災指針、こういったところがございます。

こういったところが、国のこの制度の中でしっかりとここが計画に落とし込まれているのか、その内容が適切であるのか、こういったところがヒアリングの内容というところでございます。

次に公民連携の研修でございます。

人材育成プログラム研修ということで、都市経営プロフェッショナルスクール、これについては令和5年度、6年度、2か年同じ職員がこの研修を受けたところでございます。

この研修の内容は、eラーニングによる基礎知識の習得、あるいは現地の研修というところでございます。

現在、岡崎氏に公民連携のプロジェクト等のアドバイスをいただいているもの、これについては岡崎氏がこの計画、プロジェクトの内容を作るのではなく、まちづくり推進課の公民連携推進室の職員が作りながら、この内容をよりよいものにするためのアドバイスをいただいているところです。

こういった計画を作るところは、やはりこの実践型の研修を受けた職員が計画を作っておりまして、今後はその岡崎氏のアドバイスが必要なくなるぐらい、こういったところのノウハウ、知識等を重ねながら、いずれは市職員が自走でこういう形でプロジェクトをやっていくということを目指しているところでございます。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

あらかじめ決められた既定予算の中では、食材費が値上がりすることによって給食の献立がみすばらしくなるんじゃないかということの御質問だったと思いますけれども、学校給食につきましては文部科学省のほうで小学校低学年、中学年、高学年、そして中学生という具合に、摂取栄養基準が定められております。

その中で、その栄養基準を基に栄養教諭が献立を作成しているところでございます。ですので、その栄養基準を下回らないような形で作成することで工夫をしております。また、一部報道でもありましたとおり、唐揚げが1個だったという、みすばらしい給食だったということでありますけれども、計算上はあの唐揚げ1個でも基準を満たしているところでございます。

曾於市の給食においては、やはり見た目も大事ではあるんじゃないかということで、見た目もきれいにおいしく食べられるように今後も工夫していきたいと考えて

いるところでございます。

○議長（山田義盛）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、認定案第1号、一般会計決算について質問をまいります。

主要施策の成果の中から質問まいります。まず、17ページの1番のデジタル田園都市国家構想推進事業の中で質問しますが、LINEを活用した手続等オンライン化事業による効果は実感しているか伺います。また、市民の反応や感想等について伺います。利用状況や課題について伺います。セグメント機能の効果について伺います。

続きまして、19ページ、6番の定住促進対策事業について、食の支援事業、年4回、21世帯に配布しておりますが、こちらの実績と効果について伺います。定住促進につながっているという実感があるかについて所感を伺います。

続いて、反省点や令和7年度に改善した部分があるかについて伺います。

25ページ、12番の移住交流促進事業、オーダーメイド型移住体験ツアーについて伺ってまいります。まず自然体験と市内視察の具体的な内容について伺います。令和6年度は、4組9人の方が利用されていますが、参加者に対する移住者の割合について伺います。

また、過去と比較して令和6年度の実績について比較の対象を伺います。

また、令和7年度の進捗について伺います。

続いて、26ページ、15番、南九州畜産獣医学拠点事業について伺ってまいります。年間来場者が令和6年度は2万3,414人でした。令和6年度の総合的な見解について伺います。

また、7年度の進捗について伺います。

続いて、75ページ、1番の商工業促進事業について、令和6年度から返礼品の条件等が変わってはおりますが、思いやりふるさと寄附金が過去3年と比較して下がってしまった要因について伺います。

同じく、75ページの2番、観光及び特産品の推進事業について「36ぷらす3」のおもてなし事業の効果と今後の展望について伺います。

溝ノ口洞穴の来場者の推移について伺います。同じく、溝ノ口洞穴は遠方からも観光客が来られてにぎわっておりますが、地元で消費を促す仕組みがあるかについて伺います。

続いて、94ページ、3、公園について伺います。

子供が一人で利用することもある公園ですが、防犯対策についてお伺いいたします。また、公園で危険箇所を見つけた場合、市民が迅速に通報する方法はあるかについてお伺いいたします。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、企画政策課分をお答えいたします。

たくさん御質問いただきましたので、答弁漏れがあったときは御指摘ください。

まず、LINEの効果を実感しているかということでしたけれども、まずこの事業によりまして市民の皆様が窓口に来庁することなく、時間や場所を問わず手続きができる環境を構築したことは大きな成果だというふうに思っております。また、予約や申請ができて便利になったという声もいただいているところです。

次に、市民の反応ですけれども、一番身近でありますごみ分別検索やクリーンセンターのライブカメラ、それから子育て支援センターの予約機能など、イベント情報配信について便利になった、助かる、といったお声をいただいておりますが、一方で情報量が多すぎる、受信設定と関係ない情報が届く、などのお声もいただいているところです。

3番目の利用状況についてですが、令和7年8月末現在で、登録者が6,190人となっております。先ほども言いましたけれども、受信設定をしていても関係ない情報が届くなどのお声もいただいておりますので、今後の課題というふうに捉えております。

次に、セグメント機能の効果ですけれども、今回大きな特徴の一つでありますセグメント機能ですが、対象を絞った発信が可能となった反面、送る側の規定といたしますか、ここがまだ曖昧な部分となっております。ですので、受信設定をしていても送る課が全部の方に送るという設定をしてしまうと、セグメント機能が発揮されない状況でございますので、ここが今後の課題というふうに言えると思います。

次に、19ページの定住促進対策事業の食の支援ですが、先ほど議員のほうは21名と申されましたけれどもこれがですね、19ページの住宅取得祝金の食の支援事業、子育て転入世帯が25世帯ですけれども、この下に結婚支援事業こちらにも食の支援の対象者がいまして、21世帯ですが、合わせて6年度は46件の申請があったところです。これらにつきましては物価高の中で助かるというお声を多くいただいているところでございます。

それから、定住促進につながっているかということでしたけれども、直接的にはこの食の支援事業があることで定住するとか移住するということにはつながっていませんけれども、間接的に定住促進に寄与しているという捉え方をしているもので

ございます。

次に、反省点や改善点ということでしたが、7年度の改善点としまして、申請時に必須としていた住民票の添付を削除いたしました。こちらで市民環境課のほうに確認するという手続をとっておりますので、少し簡略化したところでございます。

次に、オーダーメイド型の体験ツアーですが、まず自然体験ということで、溝ノ口洞穴、悠久の森、花房峡憩いの森など自然体験をしていただいております。市内視察では、曾於市の生活をイメージしていただくために、道の駅や公園、それからスーパーなどの訪問をして市内の様子を確認していただいております。

次に、参加者に対する移住者の割合ですけれども、現時点ではこのオーダーメイドを体験された方が移住された実績はございません。過去との比較ですが、令和4年度が3組、5年度が7組、6年度が4組の受入れをしたところでございます。

それから、7年度の進捗ですけれども、7年度については9月、今月に2組の受入れを予定しているところでございます。

それから、26ページのSKLV事業ですが、総合的な見解ということで、議員からもありました2万3,414名に訪れていただきましたけれども、大きな目的であります獣医学生の臨床実習受入れが全国15大学から200名受入れをしましたので、認知度の向上が図られたという認識を持っております。

次に、7年度の進捗ですけれども、8月末までに全国に17獣医系の大学がございしますが、全てから受入れをし、達成をしたというふうに思っております。

企画政策課分は以上でございます。

○商工観光課長（佐澤英明）

商工観光課分をお答えいたします。

75ページ、思いやりふるさと寄附金の下がった要因についてお答えいたします。

令和6年度13億3,431万1,000円の寄附がございました。これに対しまして、令和3年度との比較をしますと、3年度が16億2,353万4,000円で、2億8,922万3,000円の減となっております。4年度と比較しますと、4年度が15億4,160万9,000円、2億729万8,000円の減となったところでございます。

今度は5年度と比較しますと、5年度が17億715万4,000円で、3億7,284万3,000円の減となったところでございます。これに伴いまして、要因としましては令和5年10月の制度改正によりまして、令和5年11月から返礼品の寄附金額を上げたことによりまして寄附者離れや、昨今のふるさと納税の市場におきましてネットショッピング化してきておりまして、寄附者が選べる返礼品が多様化するとともに、価格競争が進んでいることやお米やトイレットペーパーなどの生活必需品が人気があることの影響が大きいと分析しているところでございます。

続きまして、同じく75ページ、観光及び特産品の推進事業の観光列車「36ぷらす3」のおもてなし事業の効果と今後の展望についてお答えいたします。

観光列車「36ぷらす3」がおもてなし駅であります財部の大隅大川原駅に毎週金曜日に停車いたしますが、曾於市観光協会を中心に地元の事業者がキッチンカーでの販売や民間のガレージでの琴の演奏、旅の思い出を絵手紙にして乗客に無料で配布を行ってもらっております。

昨年10月の4周年記念日には、地元のこども園の園児によるホームでのお出迎え及びお見送り、駅の広場では園児のダンス、「そお星人」との記念撮影等を行っております。地元の方々の協力で、駅周辺の清掃や弁当の販売等も行っている状況でございます。

また、「36ぷらす3」のおもてなし駅の情報をもとに、旅行会社のツアー商品が組まれまして、通常は日南線を運行しております「特急海幸山幸」の観光列車が、本年12月に日豊本線で特別運行が行われまして、財部の大隅大川原駅に下車されまして、曾於市の自然を満喫していただいております。大隅大川原駅でのおもてなしがツアーの商品として認識されていると思っております。

次に、溝ノ口洞穴の来場者の推移につきましてお答えいたします。

溝ノ口洞穴は、令和3年に国の天然記念物に指定されたことによりまして、大隅半島の観光地として注目を浴びており、鹿児島や宮崎でのテレビ放映やこれまでも全国版でのテレビ放映もされているところでございます。

また、来訪者のSNSによります情報発信で、パワースポットとして特に注目を浴びておりますので、年々来場者は増加していくものと推測しております。

最後に、地元で消費を促す仕組みについてお答えいたします。

観光客の大半はレンタカーで来られ、県外から多くの方々が来訪いただいております。レンタカーを使った観光客が多いこともあり、曾於市を堪能していただくために大隅大川原駅周辺の観光マップや市内の観光ガイドブック、ふるさと納税のチラシなどを設置し、市内の紹介をしているところでございます。

また、昨年は観光協会と連携して溝ノ口洞穴の記載台にチラシを配布しまして、そのチラシを道の駅たからべに持参しますと芋かりんとうとゆず吉くんをプレゼントする企画も行っており、来場された方々に特産品のプレゼントキャンペーンを行ったところでございます。

さらに、昨年オープンしましたSKLV内にあるカナディアンキャンプとも連携し、乗馬半額券を設置しまして、市内の観光地への誘客を図り、市内外からの来場者に向け曾於市内の観光地の案内、体験メニュー等を提供させていただきました。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、94ページ、3、公園の、防犯対策についてお答えいたします。

都市公園における子供に対する防犯対策としましては、子供の安全を守り、安心して遊べる環境を整えることが重要であると考えております。

現在、行っている防犯対策としましては、夜間における防犯対策としまして、都市公園内に外灯を設置しております。その設置数は現在172基でございます。主に総合公園、運動公園などに特に多く設置しているところでございます。

今後は、防犯カメラの設置や非常用警報器の設置などを進めながら、防犯対策の環境整備を行っていきたいと考えております。

次に、公園の危険箇所を見つけた市民が迅速に通報する方法はあるかについてお答えいたします。

公園の危険箇所における市民の通報手段としましては、基本的には電話による通報があるというふうに考えております。公園におきましては、管理者である市の電話番号を表記した看板を設置しているところもございますので、この電話番号において通報いただき、その後に担当者が対応している状況でございます。

また、市公式のLINEによる通報メニュー、この中で公園というものがありまして、こちらからも公園の内容に関して通報ができるというところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、2回目の質問を行ってまいります。

まず、17ページのデジタル田園都市国家構想推進事業の中で、セグメント機能等の課題を答弁いただきましたが、今現在LINEを活用した手続等で、関係がないお知らせが来るというのが苦情として上がっているということでしたけれども、ある程度原因は……送る側の規定であったり設定であったりということですが、ここを見直せばそれは解消されとお考えかどうかについて伺いいたします。

また、19ページの定住促進対策事業の中で、食の支援事業ですが、こちら年4回送られるということで、受け取りのタイミングがきちんとニーズと合ったものになっているかどうかについて伺いしたいと思います。

続いて、商工業推進事業の思いやりふるさと寄附金に関してなんですけれども、今までのほかの議員からの質問の中にもあったように、令和7年度の9月でポイント付与が終了するというので、駆け込みがあるんじゃないかという以前答弁がございました。各自治体、この9月の駆け込みに対する広報等に力を入れておりますが、曾於市として具体的にはどのような対策をしているかについて伺いたいと思います。

「36ぷらす3」のおもてなし事業なんですけれども、今後の展望について答弁漏れがございましたが、もしあればお願いいたします。

また溝ノ口洞穴の来場者の推移に関してですが、年々増加傾向にあるとは答弁がありました。具体的な数字の把握は難しいものなんでしょうか。もし分かっていたら答弁をお願いいたします。

また、溝ノ口洞穴から街のほうに誘導する仕組みとして、プレゼントキャンペーンをされているということでしたが、道の駅にプレゼントを受け取りに来られた方の人数が分かっていたらお願いいたします。

続いて、94ページの公園に関してですが、LINEでも通知ができるということで、市役所が閉まっている間でも大丈夫なのかなというふうに推測したところです。この94ページにも記載がありますように、子ども子育て支援等の社会課題に対応した公園の整備をされてきたというふうに記載がございますが、具体的にどういった整備をされてきたか、もし分かれば御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、セグメント機能についてですけれども、まず一つの問題点としまして、市役所側の——送信する側ですね——こちらが、より多くの人に送ればいいという認識があるという点が、まず問題だというふうに思っております。

令和6年10月1日に、曾於市公式LINEアカウント利用規約というものを作成しておりますが、この中には全体の管理、保守・運用に関することは、今現在総務課と企画政策課が所管になっています。

これらのことから、送信をする担当課のほうで情報を総務課あるいは企画政策課に持ってきて、自分の課の内容を全員に送りたいと言え、現状ではそのまま送信されている結果となっています。ですので、議員御指摘のとおりですね、セグメントがかかっていない状態ですので、ここをもう少し強化したいという課題認識を持っています。

それから、食の支援についてですが、こちら受け取りのタイミングというお尋ねでしたけれども、時間のことでしょうか、それとも内容のことでしょうか。両方ですか。受け取りの時間につきましては、申請時にどの時間帯ならお家にいらっしゃるかという確認をしていますので、そこで確認が取れている。

もう一つ内容につきましても、送る側のJAさんとかナンチクさんに確認をしまして、こういったものを送りますというのは事前の通知もやっておりますので、特にトラブルはないところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

先ほど最初の答弁の中で、特急海幸山幸の観光列車が本年12月と、ひょっとしたら表現したかもしれませんが、本年2月の間違いでございました。大変申し訳ございません。

それから、先ほど2回目の御質問をいただきました令和7年度に向けましての、9月に向けましての取組の状況ですけれども、この9月に向けましてもう既に本年度初めから、いろんな取組のほうを行っております。その中でも、ポータルサイトを見ていただければ分かりやすいんですけども、今回は市制20周年ということもございまして、そのような特集ページを作ったりとか。そのように、寄附者の皆様の目に留まるような、一応そのようなホームページページ作りも協力業者のほうと一緒にやって取り組まさせていただいているところでございます。

続きまして、今度は「36ぷらす3」の今後の展望はということで御質問いただきましたけれども、先ほどの1回目のほうで答弁のほうを少しさせていただいたんですけども、この「36ぷらす3」が一応ツアーと一緒になった取組もしていただけるような提案もあります。実際昨年度もありましたので、そのような形で今後も、そのようなツアーと一緒に取り組んでいただいて、またここに、曾於市のほうに寄っていただけるようなものに取り組んでいけたらというふうに考えております。

ただ、この「36ぷらす3」につきましては滞在時間というのが決まっております、長い時間ではございません。以前は45分ほど停車しておりましたけれども、現在30分ほどの停車となっておりますので、この30分間をいかに有効に皆様方におもてなしができるかというところを、今後また考えていきたいというふうに考えております。

それから、溝ノ口洞穴の来場者の推移ということでございますが、実績としまして今は生涯学習課のほうで、毎月、集計のほうを記載台のところで取っていただいているところでございます。

6年度の実績につきましては3万1,570人の方、記帳された方で一応把握しているところでございます。本年度につきましては7月末の記載に関しましては、現在2,519名ということで、月平均が約2,500人ぐらい来られているということでございます。

また、この洞穴の来訪者につきましては、やはりどうしてもこの実人数というところを私たちも把握したいということで、昨年度トイレ工事のほうをさせていただいたんですけども、これに合わせて入場カウンターというのを一緒に付けさせていただきました。このカウンターを付けて、今4月から集計を取っているんですけれど

ども、現在この5か月間、8月までの集計で2万671人の方が実際に来られています。

ですので、実際に記帳された方と実際の入場された方という差が約1,000名ほどあるということで、実質月平均4,000人の方が御来場いただいているというふうに把握しているところでございます。

それから、昨年この溝ノ口洞穴からの誘客のイベントというか、そのチラシを配布してきらら館への誘客がどれくらいあったかということだったかと思いますが、一応、8月と9月の2か月間で624名の方に溝ノ口洞穴からきらら館のほうにお越しいただいている状況でございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、公園における子ども子育ての支援というところの対策でございます。

これにつきましては、子供たちがまず公園で安全に安心して遊べる環境整備を行うということが基本だというふうに考えております。公園には遊具がある公園もございまして、まずはこの遊具の点検を行いまして、点検によって修繕が必要なものについては修繕を行い、この遊具等で安心して遊んでいただくというところを行っているところでございます。

また、先ほど防犯というところではございましたが、防犯に必要なところは外灯の基数を増やすこと、プラス照度を上げるということも必要であるというふうに考えております。6年度は、この外灯についてLED化を図った外灯もございまして。こういったところをまた進めていきたいと考えております。

また、公園の中で死角を作らない、見通しを確保した植栽管理ということも大事であるというふうに考えております。公園の中の大きくなった木、あるいは枝ぶりがある木、こういったところで死角があるというふうに見られた木については、適宜伐採をしているところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

次に、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

私は、主要施策の55ページの財部温泉健康センター、そお生きいき健康センターの令和3年度、5年度、4年度に比較して、6年度が利用者数が増えているということで、コロナの影響が大分……第5類になったということで、その成果かなとは思っているところであります。この間に補正で、指定管理料だけではちょっと利用者が減ったということで、補正を組んで指定管理料を……補助を増やしたことがあったところでございますが、現在5年……そのときに売上げ減ということで結果的

に伸びたわけですけど、5年度、6年度は指定管理料はそれぞれどうだったのか。

56ページのメセナ交流センターについてでもございます。

それと、57ページの市単独鍼灸補助でございますが、市民の方より鍼灸補助費が減ってしまって利用できない、回数が減ったという意見も聞いております。実際、毎年利用者も減っているのか分かりませんが、今回鍼灸について質問をしましたが、令和5年度より令和6年度が220人減少しているということで、市のほうで助成を減らしてこういう結果なのか、利用者が減っているからこういう状況なのかということですね。

温泉保養券でも一緒でございますが、やはり国民健康保険の利用費抑制の目的もあるということで、このことについて現状について伺いたいします。

それと、58ページの救急医療及び夜間急病センターについてでございます。市民が夜間・休日に安心して医療機関が利用できる体制ということで、市が取り組んでいるところでございますが、これも特に都城地区救急医療センターが前年度より456人増えているということで、コロナ禍の中で医療機関の受入れも制限されたのか分かりませんが増えた要因、それとまた逆に曾於医師会夜間急病センターのほうは、令和5年が108件だったのに63件に減っている。これがちょっと都城と曾於医師会も増えたんだったら分かるんですけど、この要因について伺います。

それと、曾於市24時間健康・医療相談サービスであります。これが、やはり医療控えもあったのかしれませんが、令和6年度で令和5年度と比較して80件ほど増えているということで、非常に市民の方が利用されているということでいいことであると思われるところでございますが、特に令和5年度と比較して50歳代、70歳代、80歳代が増えている。その要因について、分かる範囲で質問いたします。

その後の59ページで、特に6年度で利用者が増えたというのがここに答えがあるのか知りませんが、気になる身体症状に関する相談、また夜間・休日の医療機関案内の相談というのが伸びているというところで、これが要因なのかもしれませんけれども、50歳代の若い人も急激に増えているということで、その辺で分かる範囲でいいんですけど質問いたします。

それと、71ページの環境保全型農業推進事業の有機JAS認証補助でございます。今回9件の有機JASの申請が6年はあったということで、特に、以前も聞いたんですけど、お茶等が多いということでございましたが、この9件の内容について伺います。

そして、最後に86ページの曾於市伐採及び伐採後の造林届について伺います。

伐採のほうも平均500haということで年々相当数の伐採数であります。森林法の規定によるということで書いてありますが、その後の伐採後の造林が面積では

なく届出件数で書いてございますので、届出件数それと面積当たりがどのぐらいになっているのか伺います。

以上です。

○保健課長（谷川和穂）

保健課分についてお答えしたいと思います。

まず最初に、財部温泉健康センターでございますが、議員のおっしゃるとおりコロナ明けにより利用者のほうが増となっているところでございます。お尋ねの指定管理料についてですが、令和6年度が3,118万2,000円、令和5年度が3,160万円となっているところでございます。

続きまして、そお生きいき健康センターについてお答えしたいと思います。

こちらのほうも利用状況については、トレーニング室の利用が大幅に増えたところでございます。ここでの指定管理料は、令和6年度が1,550万円、令和5年度が1,483万1,000円と増額になっているところでございます。

続きまして、メセナ住吉交流センターでございますが、こちらも利用者増にはなっているところでございますが、こちらもコロナ禍明けによる増というふうになっております。こちらの指定管理料でございますが、令和6年度が1,300万円、令和5年度が750万円と、6年度決算においても増額になっているところでございます。

続きまして、市単独鍼灸補助についてお答えしたいと思います。

こちらについては、利用者の減については、こちらの一般会計については後期高齢者を対象に支給しておりますので、高齢者の後期高齢にかかる被保険者数の減によるものも要因だと考えているところでございます。

続きまして、救急医療及び夜間急病センターについてでございますが、曾於医師会、都城市北諸県郡医師会、鹿屋市医師会が運営し実施しているセンターになります。

利用状況についても年々増加しており、要因としては新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、受診控えが解消していることが要因、またインフルエンザ等の感染症の再流行による受診者数が増えたのが要因だと考えているところでございます。

ただ、都城市の増につきましては診療科目に小児科があること、また都城道路が整備され、医療アクセスが改善されたことが要因と考えているところでございます。

それと、曾於市24時間健康・医療相談サービスについてですが、こちらの年代ごとの要因については、資料のほうがないところでございます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

有機 J A S 認証補助につきましては、有機 J A S 認証取得に掛かります、認証及び調査手数料等の費用に対しまして、3分の1以内で5万円を上限に補助するもので、6年度実績の9名の方に交付をしておりますが、その9名の方の内容といたしましては、お茶が6名、お茶と複合系が1名、野菜が2名、合計9名となっております。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、86ページ、曾於市伐採及び伐採後の造林の届出についてお答えいたします。

届出については、86ページに記載のとおりですが、伐採後は再造林の面積につきましては令和6年度で266haが杉などの再造林がされ、再造林率は54.4%となっております。伐採後の造林につきましては、先ほど申し上げた再造林、杉などを植える場合と天然更新、伐採後に自然の力で森林を再生させる場合も造林の届出の一つとなっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

利用者が帰ってきて、大分利用者がまた人数が増えている割に、やっぱ指定管理料等はなかなか減額はできない状況だというのは分かったところでございますが、この前の一般質問のときの市長答弁もございましたが、メセナ住吉交流センターの、これから調査していただけど、できるところから改修等も行っていきたいということもございました。

また、前市長が財部温泉健康センターを民間へ無償譲渡というのもありましたけれども、それは竹田市長は考えておられないということで、この間、やはりお湯を温めるために重油等もたかれるわけですので、燃料高騰、水道料金等もやはり掛かってきているわけで、人件費もですね。その中で一般質問の中でありましたけど、今後将来的には入浴料の値上げもやむを得ない時期が来るのではないかとということでございました。その中で、以前も質問したんですけど、五位塚市長時代に、1万人ほど利用者が増えたということで、仮にですけど大ざっぱに100円上げれば1,000万円ほど収入も増えるということで、——値上げをするに対してもやっぱり先ほども言いましたけど、市民の健康増進の目的もございますので、そういう改修工事等が早めにできれば、またそれに伴う料金設定ということも考えられますが——、近隣と比べても曾於市が一番安いということでもいいことではありますが、安定運営とした場合に近隣のところを調査されているかどうかを伺います。

それと利用者、市単独の鍼灸補助につきましては、利用者が後期高齢医療で減っ

ているということもありましたが、今年度から急激にだったのかしれないけど、私は数字的なもので前年度からそういうふうになっているかと思っていますが、——決算でございますけど令和7年度に対してはそういうのが減ったということで、私どもに鍼灸の方、またその利用者の方からそういうのが減ってきているようなことを聞いていますので確認のためにお伺いいたします。

あと、伐採……がもう大体ほかのことは分かったところでございますので、伐採のほうが二百何haということで、森林法においては届出が必要だということだけど、そのまま自然に雑木が植えるのも届出のうちに入るということで、やはり人工造林を目指していくべきだと思っておりますけど、苗の供給等とかも500haにすると半分近くしかないということですけど、供給体制とかそういうのは500haまで可能なかどうか伺います。

○保健課長（谷川和穂）

近隣市町の温泉入浴料についてお答えいたします。

都城市の公営でございますが、15歳以上のほうが420円となっているところでございます。あと、鍼灸助成の令和7年度についてでございますが、こちら当初予算時点で今回10月の20日から、今、鍼灸運用についてはシステムのほうで、標準化に該当するシステムのほうで運用しているところでございますが、今回10月の20日のシステム標準化の切替えに伴い、温泉鍼灸券のほうが使用できなくなる状況でございます。

一応、こういった状況もありまして、今年度半年間の……今年度は限定ということで、6か月分の予算を組んで、要綱についても8月いっぱいの方で廃止の手続を今取っているところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは御質問にお答えいたします。

伐採届が提出された際は、伐採後に再造林をしていただけないかということで再造林の案内のチラシをお配りしているところで、再造林の推進は進めているところですが、先ほど申し上げたような再造林率になっているところです。

苗につきましては、現在、再造林するには十分、苗等は確保できていると聞いております。ただ、全部を当然植えるとなると足りない状況になるかは予想されることです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

令和7年度のことでありましたので、ちょっと決算にはふさわしくないですけど、

委員会で聞いていただければいいんですけど、もう一回。市民に説明する必要性のために。そういう鍼灸医療の後期医療に対するそれぞれ国県からも助成が出ているということではありますが、10月までは対応できたけど、それ以降はもう市のほうではその助成は広域連合組合に従って、もうできなくなるという解釈でよろしいのでしょうか。

○保健課長（谷川和穂）

お答えいたします。

今回のシステム標準化については、庁舎内のシステムが利用できなくなるということでございますので、また新たなシステム等のほうが導入できれば、また鍼灸券の発行管理事務のほうも継続して行える状況でございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時10分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○18番（徳峰一成議員）

一般会計について、通告要旨に基づきまして質問いたします。

質問の第1点は、6年度末において60歳以上の再任の職員も含む正規職員の数、男女別、平均年齢、それから10歳刻みの年齢構成について報告してください。

そして総体として、こういった課題等があるか、分析されていると思いますので決算ですからお聞かせ願います。

2点目、これも6年度末において、フルタイム、パートタイムの現状、それから労働条件、正規職員との一人平均の年収の違い。パート職員の場合は職員によって勤務日数が全然違いますので、全体にわたりまして。この点は、総務課長にも申し上げておりますので。

会計年度職員の今後の労働条件の改善の課題があると思うんですけども、これについても報告してください。

3点目、市税収入の中で例年と比べての違いや特徴について、6年度を分析して

答弁してください。

次に、6年度末の段階で、今後二、三年内に改修が必要な施設あるいは改修計画、改修額について報告してください。これから新年度の予算編成に入りますけども、今の財政状況から見まして、特に借入債の制約された条件から見て、かなり計画的にしなければ後手回しになりかねない恐れ、心配がありますので答弁してください。

次に、各課が管理する公園の数と、トイレを含む日常的な管理の現状について報告してください。よく管理されている公園もあれば、現在草ぼうぼうの公園もありますので、管理状況を含めて答弁してください。

次に、年度末において、東部畑かんそして北部畑かんの加入率、平均年齢、対象地の多い順に主な作物を答弁してください。また、これも課題が多いと思うんですが、特に代表的な課題についても報告してください。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、徳峰議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、6年度末、再任用等を含む正規職員数、男女別、平均年齢、10歳刻みの年齢構成について、どういった点に課題があるかについてお答えをいたします。

まず、正規職員数につきましては352名で、男性が258名、女性94名でございます。

平均年齢につきましては、男性が44歳、女性が41.4歳、全職員平均が43.3歳でございます。

年齢構成でございますが、男性が、10代が2名、20代が32名、30代が71名、40代が55名、50代が67名、60代が31名でございます。女性ですが、20代が8名、30代が43名、40代が16名、50代が20名、60代が7名でございます。全職員では、10代が2名、20代が40名、30代が114名、40代が71名、50代が87名、60代が38名でございます。

課題といたしましては、30代そして40代の職員が全体の5割以上を占めておりますので、年齢構成の偏りがあることが課題となっているところでございます。

続きまして、6年度末、フルタイム、パートタイムの現状、労働条件について、正規職員との一人平均の年収の違いについて、会計年度任用職員の今後の労働条件改善の課題はないかについて、お答えをいたします。

6年度末時点で、フルタイムが3名、パートタイムが198名でございます。

労働条件につきましては、フルタイムが正規職員と同様に1日当たり7時間45分、週5日勤務でございます。パートタイムにつきましては、複数の勤務形態がございますが、勤務時間が最も短い方は月2日の勤務で、勤務時間が最も長い方につきましては1日当たり7時間45分で月20日勤務となっているところでございます。最も

多い勤務形態は、1日当たり7時間、週5日の勤務となっているところでございます。

正規職員との平均年収の違いでございますが、正規職員の平均が602万6,118円、フルタイム402万3,665円、パートタイムにつきましては206万7,508円となっているところでございます。こちらは年収ベースでございます。

今後の労働条件の改善の課題についてでございますが、期末勤勉手当でございますが、今、職員につきましては4月まで遡及をしておりますが、会計年度につきましては遡及をいたしておりませんのでそちらを適正な時期に行うか、そちらが課題となっているところでございます。

以上です。

○税務課長（中西昭人）

それでは税務課分でございます。市税収入の例年と比べての違いや特徴について、お答えいたします。

市税収入の主な内訳で、現年度分収入済額の個人市民税につきましては主に定額減税の影響がございまして、前年度より1億97万円減の9億2,571万1,000円となったところでございます。

法人市民税では、原材料価格の高騰により1,267万8,000円減の1億3,874万6,000円となり、固定資産税については、令和6年度が評価替えの年でございますが、その影響によりまして1,562万8,000円減の17億7,480万9,000円となったところでございます。

また軽自動車税では、軽四輪乗用の新税率適用後の新規登録車両及び新規登録から13年経過した車両増により、271万9,000円増の1億8,783万4,000円となったところ です。

たばこ税では、消費本数が前年度より35万7,000本減となりまして、234万2,000円減の1億9,715万円となりました。現年度分の市税全体では、1億2,889万9,000円減の32億2,425万円となったところでございます。

以上でございます。

○財政課長（池上武志）

それでは、年度末の段階で2年から3年以内に改修が必要な施設ということでございましたので、令和8年度から令和10年度までの3年間の間で改修が計画されている施設ということで報告をさせていただきます。

対象となる施設は18施設、金額でいきますと総額10億3,700万円ほどとなります。

その中で主なものとして申し上げますと、まずクリーンセンターですけれども、破砕機の修繕等で1億1,480万円。次に末吉総合センターですが、こちらは舞台の改

修等が必要ということで1億1,200万円。次に大隅文化会館ですが、同じく舞台の改修等が必要ということで2億3,450万円。それから曾於市立図書館ですが、こちらは空調設備の改修等が必要ということで9,100万円。それから末吉総合体育館ですが、屋根の防水工事等が必要ということで1億円と、主なものはそういう内容になっているところでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、⑥各課が管理する公園の数と、トイレを含む日常的な管理の現状について、まちづくり推進課分をお答えいたします。

まちづくり推進課が管理する都市公園の数は21でございます。

都市公園の日常的な管理としましては、シルバー人材センター等に清掃業務委託を行っているところでございます。

トイレなど含む清掃については、各公園1週間に1回から2回行っているところでございまして、草刈り等については年3回から5回を行っているところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

耕地林務課分についてお答えいたします。

曾於市公共施設等総合計画による公園の数は5か所あります。

いきいき親水公園につきましては、週1回のトイレ掃除と年5回草刈りを行っております。白鹿岳森林公園及び陣が岡森林公園につきましては、トイレ清掃を週に1回、草刈りを年6回行っているところです。健康増進広場の大川原と柿木につきましてはトイレはなく、地元で管理していただいているところです。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

生涯学習課の分をお答えしたいと思います。

生涯学習課につきましては、6か所管理をしております。

栄楽公園、大隅運動公園、財部城山運動公園、新地公園グラウンド・ゴルフ場、高松イベント広場、寺田コミュニティ広場の6か所でございます。

草刈り等につきましては月2回から3回、トイレ掃除につきましては週に2回から3回実施をしておりますが、新地公園グラウンド・ゴルフ場につきましては毎日実施をしているところでございます。なお、高松イベント広場、寺田コミュニティ広場については、地区の公民館に委託をして実施をしていただいているところでございます。ほかの施設につきましては、シルバーのほうに委託をしているところで

ございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（上集 勉）

それでは、財部地域振興課の分についてお答えいたします。

財部の畠中ふれあいロードのほうですが、トイレの掃除を週2回、草刈りのほうを年2回、シルバーに委託しております。昨年は、職員におきまして1回草刈りのほうをやっているところでございます。

中谷の公園ですが、地区公園になります。こちらが週1回のトイレ掃除、あと草刈りのほうを年2回、シルバーのほうに委託しております。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、⑦年度末、東部、北部畑かんの加入率、平均年齢、対象地区の多い順に主な作物、今後の課題についてお答えいたします。

曾於東部全体の畑かんの水利用率は29.4%で、水利用者の平均年齢は71歳となっております。対象地区の多い順で主な作物は、末吉町の東部畑かん区域内で飼料作物680ha、カンショ338ha、茶91ha、大根44ha、ゴボウ13haとなっております。

曾於北部の畑かん水利用率は7.9%で、水利用者の平均年齢は64歳となっております。対象地区の多い順で主な作物は、飼料作物864ha、カンショ483ha、茶261ha、大根100ha、ゴボウ57haとなっております。

今後の課題につきましては、曾於北部の給水栓設置率が伸び悩んでいるところです。現在事業中でありますので、実証圃での実績で水利用のメリットの広報を行うことや、給水栓設置の確認が必要な箇所の関係者への同意書送付など、取組を継続してまいります。

以上です。

（「ふるさと寄附金の答弁が」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

④については質問がなかったんで、あなたが終わっているんですよ。2回目で、はい、お願いします。

（「言いたかったんだ」と言う者あり）

○18番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入る前に、耕地林務の課長のこの畑かんの答弁の中で、東部畑かんが一番多いのが飼料というのが入っていなかったんですよ、答弁の中で、なぜですかね。北部が一番多いのが飼料ということで答弁がありましたけど、東部が一番多いのがカンショっていう報告だったんだけど、飼料はどうなんですか。

（「言ってるんじゃないの」と言う者あり）

○耕地林務課長（入来 満）

先ほど、私としてはすみません答弁したつもりだったんですが、少々お待ちください……

（「カンショ、茶、大根、コボウということで」と言う者あり）

○耕地林務課長（入来 満）

北部につきましては、一番多いものが飼料作物で864haです。

（「東部です」と言う者あり）

○耕地林務課長（入来 満）

あ、東部。東部も一番多いものは飼料作物で680haです。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

じゃあ2回目の質問に入ります。

まず、市職員については答弁でありましたように、30代、40代が多いと。意外とこの60代も再任等の方がおりますので38名って多いと思うんですが。

結論的に市長に質問いたします。これから職員の中長期の在り方というのは、午前中の、若い職員が辞めて、特に技術、資格を持った職員が辞めると非常に課長をはじめとしてその確保が大変でありますけれども、一方で、こうした全体的な立場から見た場合に、やはり中長期の在り方を研究する必要があると思っております。その点、市長もこれからでありますので、基本的な考え方を示していただきたいと思います。1年2年で結論が出る問題じゃないのです。

次に、会計年度職員についても、同じく市長に質問いたします。会計年度職員は、御承知のようにフルタイムが僅かに3名、パート職員が198名。フルタイム職員とパート職員はいろんな点で、いろいろな意味で労働条件にも違い、もっと言いますと格差があります、御承知のとおりであります。その点で、今後もやはりフルタイム、パート職員中心で対応していくのか、中長期的に見てですね。これが第1点。

それから第2点目は、いずれにいたしましてもパート職員は労働条件が非常に厳しい、もっと言って悪い状況であります。その点で、今後のトップの市長としての考え方を聞かせていただきたいと考えております。

関連して、担当課長に質問いたします。この198名のパート職員の中で、社会保険に未加入の職員が——これは、おおむねでいいですけども——何名いるのか、つまり勤務日数が少ないというのが、社会保険、雇用保険を受けられない大きな一つの要因となっておりますけどもお答え願いたいと考えております。

次に、市税収入関係についてお聞きいたします。

課長の答弁にもありましたように、6年度は定額減税が1億円から減収となって、全体としても答弁ありました1億2,800万円の減ですよね。その中で、今後のやはり市税対策としても、市長としても非常に大事なのではないかと思います。例えば、合併後20年間たちましたけども、大きく市税で当初伸びたのが圧倒的に償却資産でございます。これはデータを分析したら分かります。それがこの数年代これがもうほぼ横ばい傾向であります。

ほかのもろもろを考えましても、曾於市の人口が減っている、納税者が非常に少なくなっている。また、納税者の中でもこの所得がなかなか伸びないために全体として市民税は横ばい傾向であります。固定資産も同様でございます、土地の価格が低迷しているためにですね。

今後の市税対策として、もし市長に一定の考え方があるんだったらお答え願いたいと考えております。

税務課長にお聞きいたします。今後の市税収入の中で、税収が伸びることが期待できる項目や分野があるでしょうか。恐らくないのじゃないかと思うんですけども、この6年度の実績を見て答えていただきたいと考えております。

次に、先ほど質問し忘れました、ふるさと寄附金収入の例年と比べての現状、あるいは今後の課題についてもお聞かせ願いたいと考えております。

次に、今後改修が必要な施設等、課長から8年度から10年度分の18施設について報告答弁がありました。これは全体の施設の中で見たら、一つの、全部じゃなくて、代表的なこれは、課長、事例ですよね。この間、五位塚市政の下でも八木副市長をキャップとして、今後この老朽化した施設をどうするか、廃止を含めて、改修を含めて検討がされてきました。これは市長も御存じでしょう、文書も持っておられると思います。もちろん、私たち議員も持っております。なかなかこれは議論を重ねても、これはほかの市町村もそうですけども、実際に実践するとなるといろんな絡みでなかなか難しい現状があります。私も文厚委員会でも、見解、検証を行っても同様であります。

特に、率直に言って、もう市長選挙が近づくと難しいと思います。ですから、早い段階でやはり副市長をキャップとして、この財政状況も今後見ながらやはり行っていくということが大事じゃないかと思います。

その点で、今の段階での市長の考え方を基本方向だけお聞かせ願いたいと考えております。今後は、副市長が決まってから一般質問等で具体的には取り上げてまいります。

次に、各課が管理する公園の数、全部合わせたところ33か所になるようであります。実際少ないような感じがしますね。今から二十数年前に、旧末吉町の文教建設

委員会で都城市を調査したら、都城市は当時、旧都城だけで都市公園が200か所ありました。かなり管理はされております、日常的に。今はちょっと弱くなっておりますけど、都城市も。その中で、トイレについては課長の答弁では週2回を原則としている、草刈りは課によってまちまちですけども。1回目に質問したように、公園によってはよく管理されているところもあれば、例えば、末吉の向江公園——これ、理想的な公園でありますけども、利用も本当に多いんですが——管理されておりますが、一方で具体例を挙げますと、大隅の八合原の公園等ですね——1か所に限らず——これは草がぼうぼうという所、現状もあるでしょう。私、3週間ほど前も行っただんですけども、トイレは使えないことはないけども、やっぱり子供たちや若い女性が使うにはいかなんかという状況も月によっては見られますけども、この辺り、もう課長はよろしいですけども、市長として今後かじ取りを行う中で全体を見通したやはり一定の指針と指導が必要じゃないかと思います。

これは、お隣の都城市が昔から苦勞して非常に先進的な取組を今でもやっておりますので、それなんかも参考にしながら対応するべきじゃないかと思いますので、答弁をしてください。

次に畑かん関係について、課長答弁にありましたけれども、東部もそうでありますけども、特に北部はこれからの給水を含めてであります。この点について、もう北部も完成が近づいておりますけれども、今後の市長としての考え方を聞かせていただきたいと考えております。

具体的な質問はいたしませんけれども、今後最も大きな課題を抱える施設になりますので、その点で、基本的なトップとしての市長の畑かんについての利用問題を含めての考え方を、方針を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○市長（竹田正博）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、職員の中長期的な在り方ということでございますが、おっしゃられたとおり、職員が退職していく事例というのがございまして、今、総務課長が答弁いたしましたとおり、年齢的な構成がやはりばらつきがあるということもございます。今後、採用試験を今までは年に1回という形で行ってございましたけれども、実際、私が就任してからちょうど8月でございますが、1回目の採用試験の——1次試験は実施されておりましたので——2次試験で面接を行ったところでございます。これにつきましては、いわゆる技術系の職員という形で採用を今、内定をさせていただきました。今度は、一般職という形でまた1次試験を9月に実施をする予定でございます。

こういった形で、やはり欠員が大幅に生じた場合については年2回、あるいは、やはりキャリア職といいますか、新卒ではなくて年齢の幅をもたした形での採用ということも検討しながら採用試験も行っていきたいというふうに思っております。それで年齢構成を、偏りのないような形で取り組みたいと思っております。

それから、会計年度職員のフルタイム、パートタイムの今後の考え方ということでございました。フルタイムの方々が少ないということで、パートタイムの方々と格差があるということですが、やはり今いらっしゃる会計年度任用職員さんの方々、例えば結婚されていて御主人の扶養に入っていられる方もいらっしゃいます。そういった方々についてはいわゆる130万円の壁がございますので、ここを超える分について、まあ若干超えても逆にマイナスになってしまうという点がございますので、そういったところを本人さん方がやはり働きやすい形で選ばれておりますので、パートタイムの方が多いというふうに思っております。特に、子育て世代の方々につきましては、やはり時間というものも非常に気にされます。職員と同様で17時15分までということではなくて、16時あるいは15時30分までとか、そういった形で選ばれる方がいらっしゃいますので、これは一概にこちらのほうから収入の価格是正ということではなくて、あくまでも会計年度任用職員さんの希望に応じて取り組みたいというふうに思っておりますし、今後の考え方としましては、やはり定員適正化計画もございます。あくまでも会計年度任用職員さんにつきましては、職員の補助的な業務を行っていただくという形を考えておりますので、今後は段階的にやはり縮小傾向になっていくだろうというふうに考えております。

それから税の考え方ですが、やはり特徴的に今後税金が増えるという期待はできないというふうに思っております。ただ、固定資産税あるいは固定資産税に関わる償却資産、そういったものはずっと続いていきますけれども、評価替えにおいて下がってくることは否めないだろうというふうに思っているところでございます。

今後の税の考え方としては、やはり生産年齢人口を増やすということが一番のかなというふうに思っておりますし、そういった方々の納税ということで維持していくという考え方になろうかと思えます。

それから施設の在り方でございます。施設につきましては、公共施設、建物が約430弱ほど今、本市にもあるかと思えます。おっしゃられたとおり、在り方検討委員会ということで令和3年3月に64の施設の在り方について答申が出されたところでございますが、なかなかそれを一挙に、まあ継続あるいは廃止という形もあるんですが、一挙には進まないというふうには思います。しかしながら、やはり今後老朽化してくる施設については、市民の皆様方の御理解をいただきながら、複数年か

けて廃止するものは廃止の御理解をいただくという考え方でいきたいというふうに思っております。

それから公園管理の考え方でございますが、今、答弁がありましたとおり、複数の課にまたがっているようでございますので、やはりその連携を取ることが大事ななというふうに思っておりますので、一回、今答弁をされた各課の皆さんで集まっていたいただいて、そのほかに漏れた公園はないのかということも含めて協議をさせていただきたいというふうに思っておりますし、統一的な管理の在り方を模索していきたいと思っております。

それから畑かんでございます。北部畑かんにつきましては、まだ事業実施中でございます。同意率が低いのも承知しております。しかしながら、大隅南でありますとか、東部でありますとか、今、水の利用率は上がってきている状況です。というのは、この夏場の温暖化そしてカンショの植付け等での日照り、そういったもので水利用はかなり需要は増えてきているというふうに思っております。県の畑かんセンターもございます。そういったところから一生懸命推進をしていただいておりますので、やはり出来上がったものをしっかりと利用率を上げていくという方針でございますので、しっかり推進をしていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

（「老朽化施設について新しく検討委員会を立ち上げないのか」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

施設の管理につきましては、曾於市のこの公共施設の現状と管理計画というのを立てられておりますので、今後、庁議の中で定期的に会議は進めていきたいというふうに思っております。

○総務課長（上村 亮）

それでは、会計年度職員198名のうちの社会保険加入者についてでございます。198名の中で176名の方が社会保険に加入されておられます。それ以外の方々22名の方につきましては、国民健康保険若しくは配偶者等の扶養に入っておられる方がおられるようでございます。

以上です。

○税務課長（中西昭人）

それでは、今後の市税収入で増額が期待できる税目はということでございましたけれども、先ほど市長が申し上げましたけれども、全体的に極端に減額している税目はなくてほぼ横ばいでございますが、特に今後増額が期待できるのが、強いて言うならば、たばこ税が税制改正がありますので、これが若干増えるだろうと予想しているところでございます。

今後は収納率を少しでも上げるために、職員の研修や徴収率の目標値を決めて、収納率の向上を努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

ふるさと寄附金の現状と課題につきましてお答えいたします。

令和6年度の本市の寄附金につきましては13億3,431万740円となりまして、令和5年度の17億715万3,560円に対しまして3億7,284万2,820円の減と、前年度比78.2%となったところでございます。

主な要因としましては、令和5年10月の制度改正によりまして、令和5年11月から返礼品の寄附金額を上げたことの影響が大きいと分析しているところでございます。

今後さらに検証を行い、返礼品の取扱事業者の皆様とこれまで以上に情報交換を図るとともに、専門事業者の力を活用しながら、返礼品の見直しや新たな魅力的な返礼品の開発、効果的な広報などを積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

3回目の質問に移ります。

まず第1点、職員の採用試験を市長に就任して、初めてこの前されたということではありますが、面接はこれまで基本的には三役がやっていたと思うんだけど、今回は市長お一人だったわけですかね、副市長がおられんです。確認方々質問いたします。

次に、会計年度任用職員についてですけども、一つ一つを手当を含めて分析しますと、やはり今後改善すべき内容があるかと思っております。その点で総務課長も一言答弁がありましたけども、例えば勤勉手当ですね。これは遡及を行うべきだと考えております、遅れております。市長の答弁をしてください。今後は一般質問等でこの問題を取り上げていきますが、この1点だけ答弁してください。

次に、市税収入について言えば、課長答弁もありましたように、全体として非常に厳しい状況で、市長答弁にありましたように、生産者人口を増やすっていうのもそう簡単なことではありませんけれども、答弁はよろしいです。

それから、ふるさと寄附金については、課長答弁にありましたように、前年度比78.2%になっております。市長の大きな公約、また所信表明の柱でもありますし、先日の一般質問でも若干触れましたけれども、市長に一言、考え方を聞かせてください。

結論的に言ってやれないことはないと思います、任期中に30億円にもっていくのはですね。全国を調べても、近辺では宮崎市も——まあ曾於市とは状況は違いますが——大きく増えたですよ、御承知でしょう。ですから発想を変えていくかどうか、市長は答弁の中で第一のお付き合いっていうのをナンチクをもちろん挙げましたが、やはり複合的に三つから四つの角度からやはり取組をしていかなないと、1、2じゃあ弱いと思います、ですね。こういった問題の場合は発想を変えろというか、一つの理念哲学を持って対応すると。そうしたらやれないことはないといえます。その点で、市長としては今の段階でこういった特に新たな取組、努力をしたいということで考えているのか、もう新年度予算編成に入りますので、お答え願いたいと考えております。

次に改修計画については、——これは、今後12月か3月議会の一般質問でも取り上げますけども——全体として、6年度実績を照らしてもまだ弱いと言えます。今度の補正予算でも大隅の文化会館、まあ言えば後追いの関係で予算計上をされている経過があります。ですから、どうしても今後も利用が必要な施設については早め早めに振興計画に入れながら、後手に回らないように取り組む必要があろうかと思っています。これは担当課長の責任も、役割も非常に大事だと思っておりますけれども、後手に回らんようにということで、一言市長の考え方を、決意を含めて答えていただきたいと考えております。

公園は、全体で連携を取りながら行うということでありますので了解いたします。畑かん問題というのはもう本当に大きな問題であり過ぎますんで、今回はよろしいです、答弁は。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、職員の採用の面接でございます。今回はおっしゃるとおり、副市長がおりませんので、私とそれから総務課長、そしてそれぞれの担当の課長さん方に入っていて、判断をいただいたところでございます。

それから会計年度職員の勤勉手当についてですが、おっしゃられるとおり、曾於市のほうは勤勉手当、これを遡及しておりませんので遡及していく考え方で進めたいというふうに思っております。

それからふるさと納税でございます。ふるさと納税につきましては、この前一般質問でもお答えいたしました。やはり新たな商品も大事でございますが、事業者との連携をしっかりと深めていきたいというふうに思います。事業者の方々がやはりやる気を持っていただく、そして、寄附者とのつながりを持っていただく、そうい

うことが一番今から大事だろうと思っておりますし、宮崎市等が伸びてきたのはやはり肉で伸びてきているんですけれども、曾於市の物と比べると曾於市のほうが量的にも質的にも私はいいと思っているんですけれども、やはりそこはコマーシャルだろうと思っております。しっかりとその広報にも、今後事業者と一体となりながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから改修計画でございます。緊急の修繕というのは仕方ございませんけれども、今後見込まれる分については金額が大きいものもございますので、しっかりと振興計画に乗していきながら、そして、やはり財政状況を見ながら組まないといけないだろうなということを考えております。

以上でございます。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案については、議長及び監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、本案については、議長及び監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、決算審査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

決算審査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。特別委員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時07分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました決算審査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせをいたします。

決算審査特別委員会委員長に重久昌樹議員、同副委員長に山中雅人議員、以上のとおりです。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 認定案第2号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定案第3号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定案第4号 令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山田義盛）

次に、日程第7、認定案第2号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、認定案第4号、令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第7、認定案第2号から日程第9、認定案第4号まで一括して説明いたします。

日程第7、認定案第2号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、平成30年度からは、都道府県も保険者となり財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担

い、市町村と共同で運営しております。

本市においては、加入者の高齢化等を背景に依然として医療費は増加傾向にあり、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病及び重症化予防を目的に特定健康診査及び特定保健指導事業等を実施しています。

また、受診率向上の一環で特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや、令和6年度から8年度において、特定健診受診者にインセンティブ付与として、地域振興券の発行を実施しています。

また、健康意識や啓発のため、20歳から39歳までの早期介入健康診査・保健指導を実施しました。

特に、生活習慣病による合併症等のリスクの高い方には、医療費適正化及び重症化予防について、特定健診後の個別支援や継続的な訪問指導、医療機関との連携による糖尿病性腎症や慢性腎臓病対策に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額53億7,726万2,000円、歳出総額53億2,483万2,000円で、歳入歳出差引額は5,243万円となりました。

しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金を1億897万8,000円及び法定外繰入金1億9,000万円を差し引くと、2億4,654万8,000円の赤字となったところ です。

次に、日程第8、認定案第3号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払等を行っています。

市町村は、所得割と均等割を基に、被保険者一人一人に賦課された保険料の収納と資格及び給付に関する申請受付等の窓口業務を行っています。

決算の概要は、歳入総額6億8,971万1,000円、歳出総額6億8,673万円で、歳入歳出差引額は298万1,000円となりました。

この繰越額については、出納整理期間中の令和6年度分の保険料等であり、令和7年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第9、認定案第4号、令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

我が国では、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、認知症高齢者の増加に伴う高齢者等の権利擁護及び多様化する介護サービスの需要に対応する介護人材の確保や介護現場の生産性向上を推進するとともに、地域共生社会の実現が目指されております。

曾於市においても、65歳以上の高齢化率は既に44%を超え、介護予防に向けた地

域包括ケアシステムの深化・推進や制度の持続可能性を確保していくことが重要となっており、曾於市独自の多様なサービス、総合事業に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額60億9,096万9,000円、歳出総額57億5,658万4,000円となり、歳入歳出差引額は3億3,438万5,000円となり、令和7年度への繰越金となります。

今後も、高齢者が住み慣れた地域でともに支え合い、健やかに暮らし続けていけるよう努めながら、健全財政に取り組んでまいります。

以上で、日程第7、認定案第2号から日程第9、認定案第4号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査とすることに決しました。

日程第10 認定案第5号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定案第6号 令和6年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第12 認定案第7号 令和6年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第13 議案第67号 令和6年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第14 議案第68号 令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（山田義盛）

次に、日程第10、認定案第5号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第14、議案第68号、令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第10、認定案第5号から日程第14、議案第68号まで一括して説明いたします。

日程第10、認定案第5号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

市町村設置型による浄化槽の新設については、事業導入から20年となった令和3年度末をもって終了しております。

令和4年度から設置後10年を経過した浄化槽について、設置年度の古いものや譲渡が必要と判断したものを順次、所有者へ無償譲渡を開始し、令和6年度末で374基の譲渡が完了しました。

また引き続き、事業により設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額6,793万1,000円、歳出総額6,583万9,000円で、歳入歳出差引額は209万2,000円となりました。

次に、日程第11、認定案第6号、令和6年度曾於市水道事業会計決算の認定について説明いたします。

水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業目的であります市民への清浄で安定した飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備、充実を図るものであります。

令和6年度の給水戸数は1万4,932戸となっております。また、収益に影響がある有収水量率は89.5%、給水家庭における一月当たりの平均使用水量は17.6^m₃、使用料は消費税抜きで平均2,491円となりました。

工事等につきましては、桜ヶ丘地区配水管布設工事ほか7件の建設改良工事を実施し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。

収入合計は消費税抜きで5億3,969万352円で、主なものは水道使用料の4億4,646万5,290円で、収入総額の約83.1%となっています。

支出合計は5億3,639万9,074円で、当年度純利益は329万1,278円となりました。

次に、資本的収入及び資本的支出について説明いたします。

収入合計は6,900万円で全額企業債となっております。

支出においては、総額2億4,730万3,247円となり、その内訳は建設改良費1億2,576万3,646円及び企業債元金償還金分1億2,153万9,601円となっております。

消費税を含めまして、資本的支出に不足する額1億7,830万3,247円は内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第12、認定案第7号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計決算の認

定について説明いたします。

公共下水道は、生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設であります。

本市では、平成9年度より事業を開始しており、28年が経過しております。

令和6年度事業では、工事はありませんでした。

令和6年度末の接続戸数は1,884戸、接続率は74.91%となっております。

また、収益に影響がある有収率は99.65%、1戸一月当たりの平均有収水量は16m³、下水道使用料は消費税抜きで平均1,959円となりました。

それでは、決算の概要について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。

収入合計は消費税抜きで2億3,326万7,048円で、そのうち下水道使用料は4,428万9,470円、収入総額の約19%となっています。

支出合計は1億9,402万6,683円で、当年度純利益は3,924万365円となりました。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

収入においては、総額1,370万8,400円となり、その内訳は、企業債が1,080万円、受益者負担金が290万8,400円となっております。

支出においては、総額1億1,499万965円となり、その内訳は、企業債元金償還金分1億1,499万9,965円となっております。

消費税を含めまして、資本的収入が資本的支出に不足する額、1億129万1,565円は内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第13、議案第67号、令和6年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明いたします。

令和6年度曾於市水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が2億6,812万4,798円となり、当該剰余金を翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案するものです。

次に、日程第14、議案第68号、令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について説明いたします。

令和6年度曾於市公共下水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が1億6,804万2,771円となり、当該剰余金を翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案するものです。

以上で、日程第10、認定案第5号から日程第14、議案第68号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可し

ます。

○18番（徳峰一成議員）

最初に、認定案の5号の生活排水について、一つは、6年度の加入者の現状、そして、財政状況について。2点目は、特別会計は何年度をめどに終了の見通しか、間接的には、市長答弁で報告がありましたけども、この2点であります。

次に、認定案の6号の水道事業について、一つは、6年度の主な財政指標並びに財政状況。2点目、年度末の水道管の総延長。3点目が、その総延長の中で老朽化等で更新、改修が必要な総延長、特にその中でも、地域的に特徴があったら答えてください。

次に、年度末の水源の施設の数、全ての水源地で水質等は問題は出ていないか、あるいは心配される水源地がもしあるとしたら答えてください。

最後に、これらを踏まえた今後の改修事業計画は策定しているのかどうか、これらに必要な改修総事業費と財源等について答えてください。

次に、認定案の7号の下水道、6年度の加入あるいは死亡等によりましての脱退状況、年度末の加入世帯並びに加入率。

次に、年度末の主な財政指標と財政状況。

次に、今後施設改修が必要な箇所があるのかどうか、これらの改修計画と改修額について答えてください。

あと、これは口頭で課長に申し上げておりますが、この運用開始後、6年度までに28年間たっておりますけれども、修繕改善のための一般財源の投入は総額で何十億円つぎ込んでいるか。

以上であります。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、徳峰議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

令和6年度末の加入者の現状についてということと、財政状況につきましてですが、6年度末の加入者状況につきましては、浄化槽の基数で申し上げますと735基となっており、受益人数で申し上げますと2,259人でございます。

財政状況につきましてですが、歳入6,793万1,000円、歳出6,583万9,000円、差引き209万2,000円でございます。

特別会計は何年度をめどに終了の見通しかという御質問でございますが、終了年度につきましては、令和13年度を予定しております。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

それでは、令和6年度の水道事業の財政状況について報告いたします。

収入につきましては、収益的収入が5億8,427万447円で、このうち給水収益は4億9,088万3,530円でした。資本的収入は6,900万円です。

支出につきましては、収益的支出が5億6,994万8,437円で、資本的支出が2億4,730万3,247円でした。

令和7年3月末日現在の主な資産の状況につきましては、固定資産が41億8,948万1,040円で、流動資産のうち現金預金が9億9,404万9,796円となっております。

主な負債の状況につきましては、企業債の未償還残高が17億3,910万1,876円となっております。

主な純資産の状況につきましては、剰余金が6億7,337万5,972円となっており、内訳は、減債積立金が8,290万円、建設改良積立金が3億2,235万1,174円、当年度未処分利益剰余金が2億6,812万4,798円となっております。

続きまして、年度末の水道管の総延長、老朽化等で更新が必要な総延長と特定できる地域についてお答えいたします。

令和6年度末の水道管路の総延長は、不明管を含めまして、約743kmで、老朽管は推計でございますが330km程度と思われます。避難所などの重要施設管路の優先的な更新が現在必要となっているところでございます。現在、末吉の住吉地区3.5kmを令和6年度から国庫補助事業で更新しているところです。

続きまして、年度末の水源施設数、全ての水源地で水道は問題ないか、あるいは心配される水源地について。これらを踏まえた今後の改修事業計画・改修総事業費と財源内訳についてお答えいたします。

令和6年度末の水源施設数は38か所です。

水源地の水量水質に問題はなく、心配される水源地もありますが、浄水場、配水池の耐震化整備が必要となっております。

令和17年度までの整備計画を策定しており、事業費は約30億円で、財源は国庫補助、それから企業債、自己財源であります内部留保資金を予定しております。

続きまして、公共下水道事業でございます。

令和6年度末の加入数・脱退状況についてお答えいたします。

令和6年度末の加入世帯は22世帯で、脱退についてはありませんでした。

年度末の加入世帯・加入率についてお答えいたします。

令和6年度末の加入世帯は1,884世帯、加入率が74.91%となっております。

年度末の下水道事業の財政状況について報告いたします。

収入については、収益的収入が2億3,765万3,588円で、このうち下水道使用料が4,867万6,010円でした。

資本的収入が1,370万8,400円で、このうち企業債が1,080万円となっております。

支出につきましては、収益的支出が1億9,841万3,223円で、資本的支出が1億1,049万9,965円でした。

令和7年3月末の主な資産の状況につきましては、固定資産が31億1,354万2,845円で、流動資産のうち現金預金が6,695万2,747円になっております。

主な負債の状況につきましては、企業債の未償還残高が11億7,872万9,640円になっております。

主な純資産の状況につきましては、剰余金が1億7,244万2,771円になっており、当年度未処分剰余金が1億6,804万2,771円となっております。

続きまして、今後、施設改修が必要な箇所があるか、これらの改修計画と改修額についてお答えいたします。

現在、下水道浄化センターの汚水処理施設は2系統で稼働しているところですが、本年度から令和9年度までに3系統目を増設するため、整備費として約4億円を予定しております。

3系統目の整備後に既存の2系統の状況調査、そして診断が可能となるために、その後、調査・診断により必要な改修、整備額の把握を行うところでございます。

それから、下水道の開始から今年度までの一般会計からの繰入金ということでございますが、繰入金といたしましては、平成10年から令和6年度までの27年間で総額が29億7,473万2,361円でございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

まず、生活排水について、これは課長に質問いたします。

令和13年度を一応、特別会計を終了ということで、これは見通しは計画どおりに順調にいっているということで、6年度の状況を見ていいのかどうか確認の質問であります。2点目、初歩的な質問でありますけれども、例えば旧末吉町の場合は、下水道地域は合併処理浄化槽は使用できません。財部町の場合は、一応合併処理浄化槽は要件を満たしていたら、全て一応対応できるのか、基本的な質問でありますけれども、答弁してください。

次に、水道事業についてです。

水道事業については、いわゆる内部留保金について説明がありませんでしたので、課長のほうで答弁してください。

2点目、水道管の総延長が743kmで老朽管が330kmということで、これらを含めて、全体の計画は持っているのかどうか。そして、この中でいわゆる管路図といいますか、管路図が未確定な部分が、課長あるでしょうか、旧町時代はあったんですよ。

水道管が走っているけれども、それを水道課として、いわゆる管路図を作っていない

いということですね。もしあるとしたら、どの部分があるか答えてください。

次に、ほかの会計に比べたら、市長、この水道事業は比較の上では財政状況はいいほうだと思うんです。

今、課長の答弁にありましたけども、減債あるいは建設改良、あるいは利益剰余金、合わせて6億7,337万円あるし、全体としてはある状況でありますけども、これもう五位塚市政のときも、再三、私は本会議でも問題提起を含めて質問しているんですが、ざっくばらんに、一般論的に考えて、これだけの年間5億から6億円の収支の事業でありますけども、今後の改修については、箇条的な報告は議会に示されているんですけども、例えばそれを文書にして、そもそも論的な立場からの計画書が策定されていないために、恐らく担当する委員会を含めて、私たち議会は全体像がこのイメージとして入っていないんですね、そういった文書がないために。

例えば、福祉とか介護関係というのは国の指導もあって、指針もありまして、数年ごとに計画を策定しております。それを見ながら議論を深めることができるんですが、こと水道事業はそういった点がないために、これは今後の課題として考えていくべきじゃないか、これが今後の水道事業をよりいい意味で前進させる上でも、議会審議の中で深みのある議会審議ができるんじゃないかと言えますので、一言、今日は答弁をいただきたいと思います、今後の課題としてですね。

次に、下水道事業について、課長、一つはこの末吉地区の下水道、現在のこの下水道方式と合併処理方式では汚水の処理能力にはそれほど程度に違いがないんじゃないかと、素人の私は見ております。下水道が特段進んでいるとは思えないですけども、課長が知っている範囲内で答弁してください。これが1点であります。

2点目、それにしても下水道はお金がかかります。課長答弁がありましたように、今後新たな下水処理施設だけでも約4億円であります。そのほかにもかかります。

これまで投じた一般財源が実に29億7,000万円であります。この間、ほとんど27年間、加入者が大きく増えたわけでもないんですよ。

その点で、これははっきり言って失敗じゃなかったかと私は思っておりますが、今後、それでも今の方式のやり方でやらざるを得ない側面がありますけども、一言だけ、市長の考え方を聞かせてください。

毎年1億円前後の一般財源の投入が、今後恐らく半永久的にこれは続く事業であります。一言だけ、コメントだけ取りあえず答弁してください。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、水道事業のこの全体像が見えないということの御質問でございました。

先般の一般質問でもございましたけれども、やはり今後の水道事業の長期的な計画といたしますか、そういったものが見えないということであると思っております。

やはり今後、水道管の布設の交換、そういったものが、工事がどんどん進んでいかなければならないと思っておりますので、年度別にこういった計画でいくか、また優先的にどこをしていくか、そういったことをまた水道課との打合せをしながら、お示しをしていきたいというふうに思っております。

一方、下水道につきましては、今、一般財源の投入が29億7,000万円ということでもございましたが、今後、また4億円の新たな工事ということになります。この公共下水道、利用者がいらっしゃるわけでございますので、これを中止するわけにもいけません。

今後、やはり市の一般財源を投入する部分につきましては、しっかりと協議をしながら進めなければならないというふうに思っているところでございます。

投入しなければならない部分は致し方ないというふうには思いますが、しっかりと協議をしながら進めたいと思っております。

○市民環境課長（梶井秀和）

徳峰議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

譲渡の計画が進んでいるかという御質問であったかと思えますが、今のところ、同意しないという方はいらっしゃらないというふうに聞いております。

今後も引き続き丁寧な説明を進めまして、未同意の方がいないように丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

あと2番目の質問に対しましては合併は……。

（「合併処理浄化槽は希望者は設置できるのか」と言う者あり）

○市民環境課長（梶井秀和）

3年度までが生活排水特別会計事業で設置をしておりました関係で、4年度以降につきましては、財部の地区も同じ……、大隅と財部と同じように、全ての方が対象になって、補助金を交付できると。

（「今、合併処理浄化槽は令和6年度は希望者は設置できるのか」と言う者あり）

○市民環境課長（梶井秀和）

はい、財部は——それについては、水道課の管轄になるかもしれませんが、できるというふうに思います。

○水道課長（吉田宏明）

それでは、お答えいたします。

まず、水道事業の内部留保でございますが、令和6年度決算時点での内部留保資金が9億9,190万8,150円でございます。

それから、老朽管の今後の整備の計画ということでございますが、今、国のほうも老朽管というよりは耐震化のほうを進めているところでございます。耐震化のほうに補助金がついているという状況で、計画といたしましても、耐震化のほうで現在計画を立てているところでございます。

今後、管路の計画というのは、この住吉が終わってから、あと1か所しかございませんが、配水池、また浄水場等の耐震化の計画というのは6件ほど、現在計画しているところでございます。

（「管路図は全部あるんですね」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

管路図につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたが、不明管というのがありますので、なかなかつかみづらい——不明管についてはその管路図もないところでございます。それ以外については、管路図があるのは523kmというのは管路図で把握しているところでございます。

（「合併処理浄化槽と……」と言う者あり）

○水道課長（吉田宏明）

合併浄化槽と下水道浄化センターの処理能力については、能力の調査についてはちょっと行っていないところでございます。

○18番（徳峰一成議員）

3回目でありますので、担当課長に含めて、あるいは、場合によっては市長、まとめとして答弁してください。

財部の生活排水に関連して、財部は生活排水を令和13年度終了を予定して……目的にずっとやっているわけでありますので、一般論としても、一般市民がどの地域であれ、合併処理浄化槽を設置したいという希望があった場合は、また要件が整っていたら、当然のことながら、財部の場合は一応要望を満たす設置を行うっていうことでの確認の質問ですよ。基本的な点であります。その点でどなたか答弁してください。

次に、水道関係、市長も答弁は課長がするかもしれませんが、総体として考えていただきたい。

6年度で総延長が743km、その中で課長答弁では老朽化したのが330km、これをどのようなこの財政も考えながらやっていくか。全体像を優先地域を決めながらやっていく、大変大きな仕事があります。その点でも、私は全体計画を議会を含めて示すべきじゃないかというのも、一つの側面の質問であったんです。

また一方で、課長答弁も若干ありましたけれども、特に旧町時代の一番古い時代に設置した水道管については図面が残っていないと。僅かかもしれませんが、どう

であろうか分かりませんが。だから、どれだけ古いのかも把握はできないという、前近代的な様子もまだ今でも引きずっている面があります。これらを含めて、やはり可能な限り検討を加えながら、そして改修計画を行っていかねばいけない。課長、そうですね。ですから、それが市長のかじ取りであります。

確かに客観的には内部留保資金も9億9,000万円ありまして、まあまあ財源では対応できますけども、やはり計画的な対応が必要かと言えます。その点、非常に中長期にわたっての大事な事業でありますので、市長としての適切で的確な指導方針を持ちながらの対応が必要ではないかということで、これは市長答弁が必要だと思いますので答えてください。

下水道事業の問題については、本当重荷になりますけども、これは市長の責任ではないので、一応頭に入れてください。だけど、これは大きいですよ、今後。財政の足引っ張ります。

課長含めてよろしくお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

合併浄化槽関係につきましては、先ほど市民環境課長が答えたとおりだと思っておりますが、やはり市町村設置型から個人の設置型へというふうに変えたわけですので、補助の対象にはしっかとなりうっているというふうに私は理解をしているところです。

それから、水道管の布設替え、300kmほど古い管が残っているということで、やはりこの工事計画については、順次、長期的な計画を立てて、また内部留保金のその事業費への組み込み方、そして補助金との組合せ、そういったものの長期的な計画をしっかりと立てていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（山田義盛）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案3件及び議案2件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件及び議案2件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第15 議案第72号 請負契約の締結について

日程第16 議案第73号 請負契約の締結について

日程第17 議案第74号 請負契約の締結について

○議長（山田義盛）

次に、日程第15、議案第72号、請負契約の締結についてから、日程第17、議案第74号、請負契約の締結についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第15、議案第72号から日程第17、議案第74号まで一括して説明いたします。

日程第15、議案第72号、請負契約の締結について説明いたします。

末吉小学校校舎改築本体工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、渡辺・鎌田・川畑特定建設工事共同企業体が24億9,975万円で落札者となり、8月26日付けで仮契約を締結しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第16、議案第73号、請負契約の締結について説明いたします。

末吉小学校校舎改築電気設備工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、中外電工・九州電通特定建設工事共同企業体が3億4,628万円で落札者となり、9月1日付けで仮契約を締結しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第17、議案第74号、請負契約の締結について説明いたします。

末吉小学校校舎改築機械設備工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、川原・田中特定建設工事共同企業体が3億2,010万円で落札者となり、8月26日付けで仮契約を締結しましたので、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、日程第15、議案第72号から日程第17、議案第74号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第75号 請負契約の変更について

○議長（山田義盛）

次に、日程第18、議案第75号、請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第18、議案第75号、請負契約の変更について説明いたします。

令和7年6月20日に議決をいただきました財部中央公民館改修本体工事請負契約について、施工途中、本体構造部の一部に強度不足が発見され、その補強工事を追加することに伴い、契約額4億1,250万円を800万円増額し、4億2,050万円に変更するとともに、工期を令和8年3月19日まで20日間延長するため、令和7年9月2日付けで契約の相手方である株式会社川原田工務店と変更仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負変更仮契約書等を添付しておりますので、御参照ください。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2点質疑いたします。

この前、全協のほうで説明もあったところなんですけども、この財部中央公民館の改修施工変更の点でして、まず、管理者が不明であったと。施工者に関しても所在が不明であると。県も確認済みかどうか不明であり、検査済みかも不明である

といった説明があったところです。

これというのは、私はパターンが三つ考えられると思っておりまして、旧財部町時代に何らかの事情でそれがなくなったのか、合併した際に、合併時のやり取りの中で失われたのか、それとも曽於市になってから、管理に何らかの問題があつてそれがなくなったのか、そういったパターンがいろいろ考えられるところですけども、現状、この様々な管理者が不明な理由について、まず伺いいたします。

2点目として、県のほうでも聞き取りをして、検査記録が分からなかったといった説明があったんですけども、県のほうでも分からないというのがちょっと私も何でなのかなと思ったところです。そこの県のほうでも検査済みが分からなかった理由と、あとは一応この財部中央公民館の建設に関する情報は永久保存のそういった資料であるのか、その点について伺いいたします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

去る9月4日に全員協議会のほうで、私のほうが変更についての説明をさせていただいたところでございます。

変更の概要の中で、財部中央公民館の建設状況について説明を差し上げた中で、建設の施工者の不明、管理者の不明、あと県の確認済証等の不明があるということとで説明をしたところでございます。

全員協議会の中で再度、議長のほうが、調査をしてくださいということでありましたので、その後、調査を再度したところでございます。その中で、施工者につきましては、東産業さんという都城市の会社が請け負っていることが分かっております。

調べた結果、平成20年6月30日に廃業をしたということで、これにつきまして、宮崎県の広報がございしますが、その中に明記されておりましたので、既に20年6月30日に廃業しているということが分かったところでございます。

あと、県の検査につきましては、再度、県に聞いております。そういたしましたら、申請台帳がございました。その中で、確認申請については、昭和49年5月9日に確認ができたということがあったところでございます。なお、検査済証には記録がなかったというところでございます。

財部町時代の管理に問題があったか、合併時に引継ぎでうまく行かなかったのかということでございますが、一応、財部町時代の例規を調べさせていただいたところでございます。財部町の文書取扱規程というのがございました。その中で、永久保存文書という項目がございます。

その中に、事業又は工事に関する特に重要なものは永久保存文書と、10年保存文書のほうに事業又は工事に関する重要なものというのが明記がございました。この

ことから、実際、私どもも改修時に財部中央公民館の中、あと、元財部支所の文書倉庫等も調べました。文書がないということになりましたので、当時のこの文書の規程からいきますと、当時の担当者が、もしかしたらこの10年保存の事業又は工事に関する重要なものという、この10年保存の規定がございました。ここで該当して、もしかたらもう合併前に文書等が破棄されている可能性があるんじゃないかなという、これはもうあくまでも予測でございますが、じゃあないだろうかということで、今考えていたところでございます。

もう一点の県の検査記録はないというのは問題ないかということにつきましては、まちづくりのほうの課長から答弁があるということでございます。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、②で御質問のありました県の検査記録がないというのは問題ないかということについてお答えいたします。

全員協議会の後に、この県の検査の記録、これについて再度確認をいたしました。

9月8日の全員協議会の中では不明という表記でありましたけれども、再度、県のほうに確認を取ったところ、先ほど生涯学習課長からもありましたとおり、県の検査の中は……、着工前に、工事を着手する前に、その施工主が行う建築確認の申請、こちらについては財部町のほうで行っておりまして、確認済証の発行の記録があるという回答でございました。確認番号等は先ほど生涯学習課長からあったとおりです。

これは県の申請台帳の記録によるものなのですが、この財部中央公民館の確認済証は記録があるのですが、検査済証の欄が、ここが未記入でありました。

県の担当者によりますと、検査済証が発行していないのか、そもそも検査申請を行わず、ここが空欄になっているのか、あるいはあったんだけど、ここの記録をしていないのか、これについては県の担当者も分からないという回答であったところでした。

以上です。

○議長（山田義盛）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

山中議員の質問の答弁で大方分かりましたけれども、一般論として、担当課長、まちづくり課長がいいかな。今の時代ではちょっと考えられんでしょう。検査の中で、穴が開いているって分からなかった。今回はあったということで。過去はともあれ、今はどうなんでしょうか。その辺りしっかりできる検査体制になっているわ

けですか。

2点目、もし不具合が出た場合は何年間、今の条例等では、一応業者に問題があるとしたら、自己責任で対応できるのか、この2点をお聞きいたします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

今現在、公共施設等の建築があった場合は、先ほど申し上げました建築確認検査制度の内容に沿って、まず工事着手前には確認申請を行いまして、この確認済証を県からいただいていると。そして、この工事が完了した後は、この検査の申請を行いまして、検査済証が発行されますので、これを保存すると。文書を保存するといふところでございます。

（「今はずさんな検査はしていないでしょ」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

こういった記録については永久保存として、まちづくり推進課のほうで保管をしているところでございます。

（「今の市としてのチェック体制は、検査含め、このようなことはありえないと理解してよいか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

検査におきましては、市の規程もございます。これによって、建築物でありましたら建築者による下検査、そして最終的には、私が最終的な検査員として検査する、こういったところも全て文書の保存をしているところでございます。

（「問題ないということか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

はい。

（「2点目は。保証期間は何年あるのか」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

今現在の規約を。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

文書保存期間につきましては永久でございます。

（「業者の責任は何年か」と言う者あり）

○議長（山田義盛）

瑕疵担保やろ。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

瑕疵担保期間でございますが、これにつきましては契約書のほうで明記するところでございますので、その建築物によって、また、その期間があるところでござい

ます。

(「今回のような場合は何年間か」と言う者あり)

○まちづくり推進課長(諸留貴久)

10年間でございます。

以上です。

○議長(山田義盛)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山田義盛)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山田義盛)

御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第75号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山田義盛)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山田義盛)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山田義盛)

御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月30日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時20分

令和7年第3回曾於市議會定例会

令和7年9月30日

(第5日目)

令和 7 年第 3 回曾於市議會定例会會議錄（第 5 号）

令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 5 号）

第 1 常任委員会の所管事務調査報告

（産業建設常任委員長報告）

第 2 認定案第 1 号 令和 6 年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

（決算審査特別委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

第 3 認定案第 2 号 令和 6 年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 認定案第 3 号 令和 6 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 認定案第 4 号 令和 6 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下 5 件一括議題）

第 6 認定案第 5 号 令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 認定案第 6 号 令和 6 年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第 8 認定案第 7 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

第 9 議案第 67 号 令和 6 年度曾於市水道事業剰余金の処分について

第 10 議案第 68 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（決算審査特別委員長報告）

（以下 3 件一括議題）

第 11 議案第 72 号 請負契約の締結について

第 12 議案第 73 号 請負契約の締結について

第 13 議案第 74 号 請負契約の締結について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下 2 件一括議題）

第 14 発議第 3 号 曾於市議會會議規則の一部改正について

第 15 発議第 4 号 曾於市議會委員會条例の一部改正について

第16 同意案第1号 副市長の選任について

第17 閉会中の継続調査申出について

第18 議員派遣の件

追加

(第5号の2)

第1 同意案第2号 固定資産評価員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	(欠 員)	9番	岩 水 豊
10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	渡 辺 利 治
16番	(欠 員)	17番	久 長 登良男	18番	徳 峰 一 成
19番	山 田 義 盛	20番	(欠 員)		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市 長	竹 田 正 博	教 育 長	中 村 涼 一
総 務 課 長	上 村 亮	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財 政 課 長	池 上 武 志	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
税 務 課 長	中 西 昭 人	畜 産 課 長	和 田 忠 義
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
保 健 課 長	谷 川 和 穂	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久

こども未来課長	新澤津 友子	水道課長	吉田 宏明
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉田 竜大	会計管理者・会計課長	吉元 健治
土木課長	吉元 幸喜	代表監査委員	野村 行雄
		監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大迫 伸一
		農業委員会事務局長	中野 満

○議長（山田義盛）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（山田義盛）

日程第1、常任委員会の所管事務調査報告であります。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

おはようございます。

産業建設常任委員会所管事務調査報告。

議会の承認を得ておりました所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査事項。

①曾於市秋季畜産品評会。

調査地、曾於中央家畜市場。調査期間、令和7年9月2日火曜日、1日間。

②曾於地区秋季畜産共進会。

調査地、曾於中央家畜市場。調査期間、令和7年9月11日木曜日。

2、調査委員。淵合昌昭、出水優樹、鈴木栄一、九日克典、土屋健一。

3、調査結果。曾於市秋季畜産品評会は、曾於市畜産振興協議会主催で末吉地区8月29日、大隅地区9月2日、財部地区9月3日にそれぞれ開催され、産業建設常任委員会では大隅地区の品評会を調査いたしました。

地区別の出品頭数は、末吉地区53頭、大隅地区23頭、財部地区25頭で、曾於地区秋季畜産共進会への出品牛が37頭選考されました。

曾於地区秋季畜産共進会は、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曾於郡8町から出品された95頭で競われました。

審査の結果、本市関係分においては、全ての出品種目において上位入賞を果たし、鹿児島県畜産共進会への出品牛14頭のうち、本市から10頭が選考されました。

出品牛全体の種雄牛別では、梅華福24頭（25.3%）、秀幸福16頭（16.8%）、夏百合12頭（12.6%）が出品頭数の54.7%を占めております。

子牛価格は去勢の平均が約70万円、雌の平均が約60万円と上がってきておりますが、相場が安定しておりません。

畜産農家にとっては依然として厳しい経営環境であります。今後も畜産振興に邁進されるとともに、県畜産共進会に向けて取り組まれることを期待いたします。

結果については、資料を添付してありますので御参照ください。

○議長（山田義盛）

以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第2 認定案第1号 令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山田義盛）

次に、日程第2、認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（重久昌樹）

おはようございます。

決算審査特別委員会付託事件審査報告。

決算審査特別委員会に付託された認定案7件、議案2件を総務・文教厚生・産業建設の3常任委員会を単位とする分科会を設け、その所管事項について9月16日から9月19日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査し、9月26日、議場において各分科会主査の報告を求め審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての各分科会での審査における主な質疑・答弁・意見は次のとおりです。

初めに、総務分科会です。

なお、審査に当たっては、財部支所において、オンラインリモート窓口の運用状況について現地調査も実施しました。

財政課関係では、公債費の返済のピークはいつ頃になるかとの質疑に対し、令和9年度から30億円を超えてくるので、公債費の支出が大きくなっていく。一方で、古い償還は終わっていく。令和6年度で繰上償還も実施できた。そういった影響を考慮しながら、今後の財政計画を検討していきたいとの答弁がありました。

また、令和6年度の地方交付税が増額された理由について質疑があり、人事院勧告による給与改定費の項目見直しにより、人件費増の分が反映され、補填されたとの答弁がありました。

また、入札執行について質疑があり、建設工事について、一般競争入札は600万円以上で実施している。建設工事のランク分けに関しては公開しておらず、点数のみを本市では公表しているとの答弁がありました。

総務課関係では、ハラスメントの相談体制について質疑があり、総務課の職員や保健師を配置し、相談窓口の体制を作っている。ハラスメントについて十分な周知・研修を行い、コミュニケーションを取れる体制、働きやすい環境作りを行っていくとの答弁がありました。

また、危機管理監の職務状況について質疑があり、前は自衛官OBを配置していたが、現在は消防組合OBに会計年度任用職員として来てもらい、月16日6時間の勤務状況である。台風の日などは常駐して対応をお願いしており、小学校などで防災訓練の指導も行ってもらっているとの答弁がありました。

委員より、市長交際費について、市長が元議員に公費から供花を出すと不公平感も出るため、内規などを整備し、公正性の担保に努めるよう意見がありました。

企画政策課関係では、SKLV関連について質疑があり、現在出荷している牛は市場導入してきたものであり、SKLV産とは言えない。純SKLV産と言えるものは、令和9年3月頃からの出荷になる。今までの出荷は実験的要素も強いので、ブランド化して大々的に売り出すことは、経済連とも協議して行っていないとの答弁がありました。

また、地区・校区公民館のコミュニティ協議会への移行について質疑があり、設立準備委員会から約1年半掛けて移行する。現在、末吉5、大隅4、財部1公民館の移行が完了しているとの答弁がありました。

また、台湾との国際交流事業について質疑があり、令和7年度には新市長の表敬訪問があり、市内の中学生の派遣など民間レベルの相互交流を目指すとの答弁がありました。

また、DXアクションプランの進捗状況について質疑があり、現在7割程度の進捗だと考えている。今後の課題として、ワンストップ窓口にシステムを導入して手続を簡易にする。また、窓口に来ずとも手続をできるように対応し、手数料・納税・施設利用料等をキャッシュレス支払にすることが目標であるとの答弁がありました。

市民環境課関係では、最終処分場の現状について質疑があり、大隅の処分場が9年、財部が3年でいっぱいになる。国のほうでは広域化の対応を求める動きもあるので、その対応について課内で検討しているとの答弁がありました。

また、公害苦情処理に関連して、市内に様々なものが持ち込まれ、放置されている状況があるが、規制や指導は行っているかとの質疑に対し、市域を越える場合も

あり、他自治体と協議したり、県や関連する部署とも連携して対応しているとの答弁がありました。

税務課関係では、固定資産税の滞納繰越額7,800万円について質疑があり、納税意識の希薄によるものが大きい。固定資産税の場合、1件当たりの額が大きく、差押さえを適宜行っているものの、滞納額も大きくなっているとの答弁がありました。

また、トラクター等の軽車両のナンバー未取得件数は幾らほどかとの質疑に対し、申告主義のため未取得者の把握は難しい。申告が義務である旨を様々な方法で周知していくとの答弁がありました。

監査委員・選挙管理委員会事務局関係では、移動式期日前投票バスについて質疑があり、もともと投票所が設置されていた地域を1日に旧町ごとに回っている。直近の参議院選挙では、3町で合計323人が利用したとの答弁がありました。

投票率向上の取組については、明るい選挙推進協議会が全校に出向いての啓発活動、出前授業などを行っているとの説明がありました。

また、投票済証明書による商品の割引などのサービスを行っている地域もあるが検討できないかとの質疑に対し、選挙管理委員会から積極的に話を持ちかけることは選挙業務の公平性の観点から難しいとの答弁がありました。

会計課関係では、国債の運用状況について質疑があり、令和6年度は額面1億円の20年国債を利率1.8%で購入している。今年度については検討中であるとの答弁がありました。

また、財政調整基金等の運用状況について質疑があり、定期預金にて最長1年で10億円ごとに運用している。金利の上昇もあるため、定期預金の切替えを適宜行いながら運用しているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会です。

福祉介護課関係では、障害福祉サービス費が前年度の12億4,900万円から13億9,000万円へと増加しており、特に障害児支援給付費の利用が伸びているとの説明がありました。

高齢者補聴器購入補助事業における1件当たりの補助額の増額について、来年度はどのように考えているか。また、執行率が64.0%と思うように上がっていない理由として、補助金があることを知らない方もいると思われるので、耳鼻咽喉科などの窓口だけではなく、民生委員や地域で見守りをされている方からも事業の紹介をしていただく取組はできないかとの質疑に対し、以前の一般質問でもあったとおり、実際の購入費に比べて補助額が低いところはある。また、周知の方法については、広報紙への掲載や民生委員の定例会での周知が考えられるが、来年度に向けて協議していきたいとの答弁がありました。

保健課関係では、財部温泉健康センターやメセナ住吉交流センターに関して、入浴料の引上げと今後見込まれる改修費用についての質疑に対し、近隣の都城市が420円で運営されており、仮に同金額まで引上げた場合、財部温泉はそれでも2,218万2,000円の指定管理料が必要で、メセナ住吉交流センターは300万円の黒字となる見込みである。また、令和5年度に積算した改修費用について、財部温泉は浴室が8,000万円程度、管理棟まで含めるとおよそ3億9,000万円程度が見込まれ、メセナ住吉交流センターは大規模改修となる予定で、2億9,000万円程度が見込まれるとの答弁がありました。

こども未来課関係では、令和6年度に第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の総括に関する質疑に対し、令和7年度からの5年間の計画を策定した。調査結果では、充実してほしい子育て支援サービスは何かとの設問についての第1位は医療の確保、第2位は経済的支援、第3位は保育の充実、続いて生活用品や環境についての困りごとと続くとの答弁がありました。

また、以前の一般質問や委員会でも取り上げた放課後児童クラブの安全管理のルール策定と、それに伴う、誰でもできるチェックシートの運用はどうなっているかとの質疑に対し、各児童クラブにお願いはしているが、誰でもチェックできるシートは全クラブそろっていないので、今後、見える形のを整備していきたいとの答弁がありました。

教育委員会関係では、冒頭に教育長から成果と課題について説明がありました。成果として、学校給食センターが新たに稼働し、物価高騰の影響を受けながらも子供たちに安心・安全な給食を安定的に提供できていることを挙げられました。一方、課題として、少子化の進行が非常に早く、小学校の再編計画に早急に着手する必要があること、不登校児童について、特に小学生が増加傾向にあること、教員不足が深刻で正職員の約6割が50歳代から60歳代で占められているなどの現状が報告されました。また、学校プールの維持管理が非常に厳しい状況であり、民間委託による水泳授業は6校で実施されたこと、さらに教育施設の老朽化が進んでおり、必要な修繕は着実に対応するとの説明がありました。

教育総務課関係では、学校給食費の完全無償化が始まり、児童一人当たり月額4,900円（年額5万3,900円）、生徒一人当たり月額5,700円（年額6万2,700円）を助成し、総助成額は1億2,774万5,200円であるとの説明がありました。

学校給食センターの稼働後から人気の揚げパンが出なくなった理由や令和6年度と7年度で献立に変化があったのではとの質疑に対し、新しい給食センターは連続フライヤーを使用しているが、相性が悪く、揚げパンに向いていないため提供していない。献立については、栄養教諭が変わったことにより、献立に変化があったの

ではないかとの答弁がありました。

学校教育課関係では、将来自立に必要な力を育むため「学力向上」や「生徒指導」に重点的に取り組んでいるとの説明がありました。また、不登校の児童・生徒は前年より大幅に増加し、84人に上ったため、保護者を対象とした「保護者と語る会」を開催したとの説明がありました。

生涯学習課関係では、令和6年度末時点における所管施設数と、そのうち耐用年数が経過している施設数についての質疑に対し、132棟のうち108棟が耐用年数を超えており、廃止予定は大隅運動公園の研修館・民舞館、同公園のプール、旧大隅中央公民館及び大隅の郷土館の4棟であるとの説明がありました。

全ての所管課の審査終了後、委員から次の意見が出されました。

福祉介護課分。

一人暮らしの高齢者について、身寄りのいない方を含めての対策が大きな業務の分野の一つであることから、高齢者の実態を把握して、目的意識を持って取り組むべきである。

補聴器購入補助について、実態に合わせた補助額の引上げを求めるとともに、周知の方法を検討し、次年度以降に生かしていただきたい。

保健課分。

財部温泉健康センターを含めた温泉施設に関して、入浴料の値上げや大規模な修繕・改修については中・長期的な計画の位置付けの中で見通しを立てて取り組んでいただきたい。

こども未来課分。

児童クラブの安全管理に関して、安全管理ルールの策定と誰でもできるチェックシートの作成がまだ整備されていない施設があり、また、コロナ禍に休止していた巡回の監査も再開したが、年に3から4か所しか実施されておらず、市内の全施設を一巡するのに6年ほど掛かるとのことであった。そのことにより、安全面に関する市の指導が遅れ、場合によっては死亡事故にもつながりかねないので、早急に取り組んでいただきたい。

教育総務課分。

学校給食費が値上げされたとのことで、材料費も掛かっているかと思うが、子供たちがおいしいと思えるような献立と給食を作っていただきたい。

学校教育課分。

不登校の児童生徒が急激に増えている。学校側でも対応されているかと思うが、今まで以上の真剣な取組を切望する。

生涯学習課分。

132棟と数多くの施設を担当しているが、そのうち老朽化により耐用年数を過ぎたのが108棟もあるので、改修が必要なものは改修計画を立てて対応されたい。

大隅運動公園の武道館が完全に放置され、今でもブルーシートで屋根を覆っている。当該施設も含めて、ほとんどの施設が修繕するのか取り壊すのかという時期に来ているので、今後残すべき施設なのか、縮小、解体するのかという検討を行った上で管理計画を策定し、それを市民にしっかりと示して前に進めていただきたい。

次に、産業建設分科会です。

農業委員会関係では、農地法第4条及び第5条の転用許可について、転用の目的はどのようなものがあつたかとの質疑があり、住宅建設目的のほか、資材置場や太陽光発電施設、山林への転用など様々であるとの答弁がありました。

農政課関係では、かんしょ振興事業に関連して、基腐病の現状について質疑があり、令和3年に約9割の圃場で発生したが、生産者や関係機関の連携した対策により、令和6年産は約2割まで抑えることができたとの答弁がありました。

商工観光課関係では、溝ノ口洞穴周辺整備事業の現地調査を実施しました。

消費生活相談について、どのような相談があつたかとの質疑に対し、SNSを利用した投資詐欺、通信販売や訪問販売でのトラブル、クレジットカードの不正利用、不審電話、その他様々なものがあるとの答弁がありました。

畜産課関係では、有機センター製品売払収入について、昨年度と比較してどのような状況かとの質疑があり、販売額、販売量ともに前年とほぼ同じとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、森林環境譲与税事業に関連して、基金への積立ては行わないのかとの質疑があり、基本的には積み立てずに使い切ることを目標としている。森林環境の整備のために支出するほか、条件に合致すればほかの事業にも利用するため、令和6年度は基金を取り崩して曾於市立図書館大隅分館の木質化に利用したとの答弁がありました。

土木課関係では、執行率の低い事業や繰越額の大きな事業に関する質疑があり、繰越しにおいては過疎対策事業の地方債の関係により前倒して予算化したものや、国の災害査定時期により標準工期が確保できずに繰り越したものが主なものであるとの答弁がありました。

また、繰越しの手続きは正しく行われたかとの質疑に対し、国や市それぞれの規定に従い正しく行ったとの答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、住宅使用料の収納率について質疑があり、現年度分の収納率は昨年度と比較して横ばいである。収納率向上のため、催告書の送付や連帯保証人への連絡を行っており、最終的には住宅明渡訴訟を含め、収納率向上に取

り組んでいる。滞納繰越分についても令和5年度と比較して40万円ほど減少しており、引き続き収納率向上に努めるとの答弁がありました。

水道課関係では、浄化槽設置整備事業に関連し、今後の普及方針について質疑があり、新築物件については合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。既設のくみ取り槽や単独処理浄化槽からの転換を推進しているが、高齢等の理由で転換されないところも多い。今後も事業の啓発に努めていきたいとの答弁がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な審査内容について報告します。

総務分科会関係では、公債費の償還に関連し、合併特例債に代わる借入れ条件のよい起債について質疑があり、代わりになるような起債についての議論はなかったが、執行部は今後も末吉小学校関連の工事や道路改良工事等に大きな出費を見込んでいるとの主査答弁がありました。

文教厚生分科会関係では、財部温泉健康センター及びメセナ住吉交流センターの改修の内容に関する質疑があり、財部温泉健康センターはボイラーなどを含め緊急に修繕が必要である。メセナ住吉交流センターは、場所が判明していない漏水箇所修理と、宿泊施設の改修が見込まれているとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（山田義盛）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

私は、令和6年度一般会計決算認定には賛成をいたします。

現在、市民生活全体を見た場合に、お2人に1人が高齢者であり、また、年金受給者であります。そうした中で曾於市では、特に低年金の受給者が非常に多い点があります。あるいは中高年、若い世代でも年収が少ない市民の方が多くなっており、いわゆる格差社会が進んでおります。曾於市の格差社会は都市と違いまして、特に

低所得者の格差が広がって、また、数が多くなっているのが実態であります。そうした中で医療や福祉をはじめ、市民に寄り添う市政のかじ取りが大きな今後の課題といえます。

あるいは、先ほども決算の報告でもありましたけれども、老朽化問題も特に大きな課題といえます。

その中で、1点だけ、特に老朽化が、早急に対策が求められているのが市民プールであります。私は、令和6年度当初予算に基本的に賛成しているために本決算認定にも賛成であります。ただ、新年度以降は竹田市政が市民生活第一のかじ取りや、いわゆる税金の使い方を行うかで今後は判断いたしてまいります。

以上で賛成討論といたします。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより認定案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山田義盛）

起立多数であります。よって、認定案第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第3 認定案第2号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第3号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定案第4号 令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山田義盛）

次に、日程第3、認定案第2号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第5、認定案第4号、令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査

を終了されております。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（重久昌樹）

認定案第2号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

予算執行状況においては、歳入総額は53億7,726万1,770円、歳出総額は53億2,483万2,367円で、差引額は5,242万9,403円となりますが、単年度では、前年度繰越金1億897万7,649円及び法定外繰入金1億9,000万円を差し引くと、2億4,654万8,246円の赤字となったとの説明がありました。

給付実績が多かった疾患は何かとの質疑に対し、医療費では1位が腎不全、2位がその他の神経系の疾患であり、患者数では1位が高血圧性疾患、2位が糖尿病であったとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第3号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月1日から施行され、65歳から74歳までの前期高齢者で一定の障害を有する方を含む、75歳以上の高齢者を対象とした制度であり、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が保険者となっています。

令和6年度からは均等割が5万6,900円から5万9,900円に、所得割は10.88%から11.72%に改定されたとの説明がありました。

委員より、令和4年10月から2割負担が新たに追加された制度改正について、市民に周知や理解がされていないように見受けられるので、より市民に分かりやすい形で周知するようにとの意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な審査内容について報告します。

制度改正により追加された2割負担の方々の令和6年度の数について質疑があり、全体の8.33%で651人であったとの主査答弁がありました。

討論では、委員より、広域連合による本特別会計の制度上の理由並びに令和4年度の制度改正による高齢者の負担増及び令和6年度の保険料の値上げを理由に、本認定案に対する反対討論がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定案第4号、令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

介護保険事業における監査の方法に関しての質疑に対し、介護保険法においては運営指導として、人員や設備状況等の確認を行うことで、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施しており、法律上は6年ごとだが、本市では計画的に3年ごとに実施しているとの答弁がありました。

委員より、他自治体の事業所で不正が発覚し、認定取消となった事例もあったことから、絶対に不正をさせないための監査の在り方について研究されたいとの意見がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより認定案3件について討論を行います。

討論通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○18番（徳峰一成議員）

3認定案について、それぞれ討論いたします。

最初に、認定案の2号の国民健康保険会計の決算認定についてであります。

曾於市は令和6年度におきましても国保会計へ一般会計から1億9,000万円の財源の繰入れを行っております。これは世帯1世帯当たり約2万円の国保税の負担軽減となります。ちなみに、曾於市は池田市政の途中から五位塚市政まで一貫して赤字部分は一般会計から繰入れを行ってきており、併せて賛成であります。

今後、令和8年度以降については竹田市政のこの点での在り方を見極めていきたいと思います。

次に、認定案の第3号、後期高齢医療会計については反対であります。

鹿児島県連合議会に限られた市町村長と議会で構成されて総会を開き、短時間において令和6年度も保険料の引上げを行っております。

また、決算報告にありましたけれども、利用料も高くなっております。このため曾於市でも高齢者の保険料の負担割合、負担額が最も特別会計の中でも大きくなっている、そうした事業であります。

今後の制度改正を含めて、いわゆる改革が必要であり反対であります。

次に、令和6年度の認定案4号の介護保険会計について、賛成であります。

その理由は、令和6年度当初予算に賛成しているために基本的に介護保険制度にはいろいろ課題や問題点がありますけれども、認定には賛成であります。

ただ、65歳以上が加入の介護保険料は各特別会計の中でも最も現在市民の負担割合が割高であり、今後は竹田市政が改革の方向を示すかで見極めていきたいと考えております。6年度決算認定には、賛成であります。

以上です。

○議長（山田義盛）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山田義盛）

起立多数であります。よって、認定案第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定案第2号及び認定案第4号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定案2件に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、認定案第2号及び認定案第4号は委員長の報告

のとおり認定することに決しました。

日程第 6 認定案第 5 号 令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 7 認定案第 6 号 令和 6 年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第 8 認定案第 7 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 9 議案第 67 号 令和 6 年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第 10 議案第 68 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（山田義盛）

次に、日程第 6、認定案第 5 号、令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 10、議案第 68 号、令和 6 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

認定案 3 件及び議案 2 件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（重久昌樹）

認定案第 5 号、令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての総務分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

市町村設置型による浄化槽 1,109 基のうち設置後 10 年を経過した浄化槽について、令和 4 年度から令和 6 年度までに 374 基の譲渡が完了したとの説明がありました。

10 年を経過した譲渡対象基数は幾らかとの質疑に対し、約 700 基である。大隅衛生企業への引継ぎの関係で、年間譲渡数は約 140 基が上限であるとの答弁がありました。

また、不納欠損が 315 件あるが、浄化槽を停止するなどして支払ってもらうことはできないのかとの質疑に対し、浄化槽は止めると逆流を起こし住宅に被害が及ぶので、強制的に止めることは難しいとの答弁がありました。

委員より、過年度滞納額の回収について、今後も努力してほしいとの意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な審査内容について報告します。

事業の最終年度及び不納欠損 315 件は現在も浄化槽を使用されている方々かとの質疑があり、令和 13 年度に事業は完了となる。約 4 割が居住されている方の未納となっているとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第6号、令和6年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

本事業における当年度の給水単価と給水原価は、給水単価141円26銭に対し、給水原価は令和5年度より20円30銭高い167円10銭であったとの説明がありました。

企業債については、平成6年度から現在まで45件、28億8,160万円を借入れ、当年度に1億2,153万9,601円を償還し、償還高累計は11億4,249万8,124円となり、未償還残高は17億3,910万1,876円となったとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第7号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

本事業における下水道の接続状況は、接続戸数1,884戸、水洗化人口2,903人で、処理区域内人口3,875人に対し74.91%の接続率であるとの説明がありました。

企業債については、平成9年度から現在まで64件、26億1,590万円を借入れ、当年度に1億1,499万9,965円を償還し、償還高累計は14億3,717万360円となり、未償還残高は11億7,872万9,640円となったとの説明がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第67号、令和6年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金2億6,812万4,798円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第68号、令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑・答弁等の主査報告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度

未処分利益剰余金 1 億 6,804 万 2,771 円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより認定案 3 件及び議案 2 件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

○18 番（徳峰一成議員）

認定案の 5、6、7 号について討論をいたします。

初めに、認定案 5 号の生活排水処理事業については賛成であります。

決算審査の中で令和 13 年度をめぐりこの事業は終了する計画、予定であるとのこととあります。幾つか大きな今後の課題があります。ただ、そのための市の方針と取組を是認しているために認定案には賛成であります。

次に、認定案の 6 号の水道事業についても賛成であります。

さきの本会議の総括質疑では、竹田市長が今後の中長期の改修計画の全体像を議会に示したいとの答弁がありました。その竹田市長の答弁を信じて尊重して賛成であります。

次に、認定案の 7 号の公共下水道についても賛成いたします。

毎年約 1 億円前後の一般会計からの赤字が過去、現在、そして今後将来にわたり曾於市の大きな財政負担となります。

さきの総括質疑でもこれまで一般会計から投入した財源が総額で 29 億円を超しているとの答弁がありました。これは旧町時代からの経過、歴史がありまして五位塚、竹田市政の責任ではないために反対ではなく、基本的には認定案に賛成であります。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定案3件に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号及び議案第68号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案2件に対する決算審査特別委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号及び議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分
—————・—————

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————
日程第11 議案第72号 請負契約の締結について

日程第12 議案第73号 請負契約の締結について

日程第13 議案第74号 請負契約の締結について

○議長（山田義盛）

次に、日程第11、議案第72号、請負契約の締結についてから日程第13、議案第74号、請負契約の締結についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（矢上弘幸）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案３件を９月１７日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第７２号から議案第７４号、請負契約の締結について、以上３件を一括して報告します。

議案第７２号の本体工事については、１度目の入札が不落となり、再入札で落札された。入札は３者ＪＶとし、業者数及び競争性を勘案して、代表者は旧曾於郡内のＡ級と言われる１０者が代表者となり、構成員である残りの２者については市内の１５者を対象として執行したとの説明がありました。

議案第７３号の電気設備工事については、低入札価格調査の対象となり、調査を実施した結果、低入札価格調査委員会において問題がないと判断され合格となった。入札は２者ＪＶとし、代表者は旧曾於郡内の８者でそのうち市内が４者、構成員は市内の９者を対象として執行したとの説明がありました。

議案第７４号の機械設備工事について、入札は２者ＪＶとし、代表者及び構成員共に市内業者であることを条件とし、代表者はＡ級と言われる業者が６者、構成員は１１者を対象として執行したとの説明がありました。

本３件の入札について、ほかの自治体では資材等の高騰で不落・不調で終わっている案件が多い中、今回、３件とも無事に入札が完了したとの説明がありました。入札について、本体工事については、最低制限価格を下回った場合は失格となり、電気設備工事及び機械設備工事については、低入札価格調査基準価格を下回った場合は調査して、施工が可能と判断されれば落札者としてすることができるが、その差、基準等はいくらかあるのかとの質疑に対し、本体工事については基本的に公共単価等を使用するケースもあるので、そう大きく違わないということが想定される。一方で、電気設備工事ないし機械設備工事については、見積単価等を採用するケースが考えられる。そうすることによって、各入札業者の取引先との関係性、それから工事の経験等による工事費の縮減、そういったものが図られるのではないかと想定した結果、電気や機械等は低入札で対応できるのではないかとということで、工事等発注委員会で決定されたとの答弁がありました。

委員より、本３議案の入札に２企業体ないし３企業体の参加というのは少ないと思われる。より競争性を担保できる入札の在り方を強く求めるとの意見が出されました。

以上、審査を終え、本３議案について採決の結果、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

議案の72、73、74号には賛成いたします。委員長報告の中にもありましたけれども、特にいずれも入札参加者が少なく、いわゆる競争性が弱いという点があります。委員長報告にありましたけれども、今後、竹田市政においては競争性の確保、いわゆる担保が必要だと私を含めて同僚委員から強い意見が出されましたので、これを付して賛成といたします。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第72号から議案第74号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第74号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第14 発議第3号 曾於市議会会議規則の一部改正について

日程第15 発議第4号 曾於市議会委員会条例の一部改正について

○議長（山田義盛）

次に、日程第14、発議第3号、曾於市議会会議規則の一部改正について及び日程第15、発議第4号、曾於市議会委員会条例の一部改正についての2件を一括議題と

いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○ 1 1 番（今鶴治信議員）

発議第 3 号、曾於市議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 30 日。曾於市議会議長山田義盛殿。提出者、曾於市議会議員今鶴治信。賛成者、同上、山中雅人、賛成者、同上、矢上弘幸、賛成者、同上、重久昌樹、賛成者、同上、岩水豊、賛成者、同上、原田賢一郎、賛成者、同上、渡辺利治。

提案理由。

地方議会に係る手続のオンライン化を可能とするため、地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、同法に関連する手続のオンライン化、デジタル化に対応し、会議規則が根拠となる書面等による手続のオンライン化を可能とするため及び会議運営に関する所要の改正等のため、現行規則の一部改正を行う必要が生じたことから提案するものです。

続きまして、発議第 4 号、曾於市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 30 日。曾於市議会議長山田義盛殿。提出者、曾於市議会議員今鶴治信。賛成者、同上、山中雅人、賛成者、同上、矢上弘幸、賛成者、同上、重久昌樹、賛成者、同上、岩水豊、賛成者、同上、原田賢一郎、賛成者、同上、渡辺利治。

提案理由。

地方議会に係る手続のオンライン化を可能とするため、地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、同法に関連する手続のオンライン化、デジタル化に対応し、委員会条例が根拠となる手続のオンライン化及びオンラインによる委員会の開催を可能とするため、現行条例の一部改正を行う必要が生じたことから提案するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議 2 件については、会議規

則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、発議2件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第3号及び発議第4号を採決いたします。採決は1件ずつ起立によって行います。まず、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山田義盛）

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山田義盛）

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第16 同意案第1号 副市長の選任について

○議長（山田義盛）

次に、日程第16、同意案第1号、副市長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第16、同意案第1号、副市長の選任について説明いたします。

副市長として、曾於市末吉町の今村浩次氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、同法第163条の規定に基づき、任期は4年となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2点質疑いたします。

まず、1点目でございます。副市長は市長不在のときの職務代理を筆頭に様々な職務がございます。市長とともに職員の人事に関してえこひいき等をせず公平性をもって人事を監督すること、そして予算編成において適切な財政的知見をもって副市長査定を行うこと、そして客観的、また、適正な知識をもって入札などを管理すること、低入札価格調査委員会も副市長の職務でございます。また、五位塚前市長のときもありましたけれども、市長の代理として国・県に対して緊密な人間関係をつくりながら自治体の要望等を伝えること等々非常に様々な役割があり、全て重要でございます。ただ、選ばれる副市長によって得意分野は変わってくることも事実でございます。今回の副市長人事において、改めて竹田市長が重要視している副市長の役割はどのようなものか伺います。

2点目として、それを踏まえまして、職員のOBの方も含めまして、大勢の副市長候補者がいらっしゃったと思いますけれども、今回提案された今村浩次氏が最もふさわしいと決断するに至ったその人事の決め手というのはどういったところにあったのか伺います。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私が最も重要視する副市長の役割ということでございますが、やはり市の施策、それから企画・立案、そして何といたっても今後は財政という意味からも非常に重要になってくるといふふうに思っているところでございます。併せまして、2番目の質問であります今村氏につきましては、38年の行政経験がございまして、総務・財政・福祉、そして教育・農政といった分野にも従事されておられました。そういった意味から、今村氏が適任であるというふうに判断したところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

4点、簡単に質問いたします。

まず、今回、今村氏を提案した経過等について、率直に言って最初に今村氏を市

長は副市長として要請されたのか、それとも何人かは副市長を辞退され、固辞されたための何人か目の要請であったのか。これが第1点。

2点目。副市長として担当する分野、五位塚市政においては八木副市長と大休寺副市長が大きく分担して、そして対応されておりましたけれども、今村氏が副市長と就任されますと、担当する分野はどういった分野となるのか。

3点目。先の一般質問の答弁で竹田市長は、今後2人の副市長を登用したいという答弁でありましたが、今回提案されなかった、いわゆる遅れた理由・事情について答弁してください。

4点目。関連して2人目の副市長は12月議会に提案の予定であるのか。

以上、4点です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、1番目の経過についてでございます。

今村氏につきましては、私、最初に打診をした方でございます。それから、副市長のこの事務分担というところですが、今村副市長を選任されますと、総務課、企画政策課、財政課、税務課、それから教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価委員会、監査委員という形の、以前、八木副市長が担当されていた部分を主に担当していただきたいと思いますと思っておりますが、今回はお1人の提案でございますので、当分の間は全体を見ていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

それから、2人提案するということで、今回1人ということでございますが、もう一方につきましては今、打診中でございまして、4番目の質問と合わせてですが、12月議会には提案ができるものと思っているところでございます。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

12月議会までにはもう1人の提案もしたいということであります。そのお2人の分担については前五位塚市政と同じように、基本的には各分野を担当するというものであります。そうなりますと、今後4年間の任期がありますので、曾於市を熟知する方、特に曾於市はもう3年、4年ごとに大きく、特に農村地域は変貌をいたしております。だから、熟知した方が決定的に大事かと思っております。今村氏については、市長答弁にもありましたけれども、38年間の豊かな経験があつて、そして熟知しております。ですから、いずれにいたしましても、熟知した人が必要であります。その点での市長のお考えを聞かせて下さい。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今村氏につきましては、おっしゃられたとおり熟知されているというふうにも私も思っておりますし、12月に提案をさせていただく方につきましては、やはりそういった専門的な部分で、いわゆる事業担当、以前まで大休寺副市長が担っておられた部分をお願いしようかと考えているところでございますので、そういった事業関係に熟知した方という形で今考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより同意案第1号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

○18番（徳峰一成議員）

竹田市長から提案がありました今村氏については賛成であります。個人的にも長いお付き合いがありますけれども、人格・識見とも大変優れており、行政経験も豊かな方で最適人者と思っております、賛成であります。

○議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第1号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（山田義盛）

ただいまの出席議員数は16人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山中雅人議員及び出水優樹議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（山田義盛）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（山田義盛）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、17番、18番。

（投票）

○議長（山田義盛）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山中議員及び出水議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（山田義盛）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員に符合をいたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成15票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（山田義盛）

ここで、追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時32分
再開 午前11時34分
—————・—————

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、市長から同意案第2号が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

—————・—————

追加日程第1 同意案第2号 固定資産評価員の選任について

○議長（山田義盛）

追加日程第1、同意案第2号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

追加日程第1、同意案第2号、固定資産評価員の選任について説明いたします。

固定資産評価員として、曾於市末吉町の今村浩次氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田義盛）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○18番（徳峰一成議員）

初歩的で基本的な点を1点質問いたします。

市長も御承知のように、市のいわゆるこの各種の審議員等については、審議委員会等の客観性を保持する立場で市の職員は基本的には入っていないと受け止めております。例外があるかどうか分かりませんが。この固定資産評価員についても基本的にはそうした、いわゆる範疇と言いますか、範囲の中で判断すべき一つの点、側面があろうかと思っておりますが、ただ、例外的に固定資産の評価員を市のトップが一応関わりを持つというのはどういった、法律上を含めて妥当性、適切性があるのか、その1点での基本的で初歩的な質問でありますけれども、お答え願いたいと考えております。

○税務課長（中西昭人）

それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

固定資産評価員は税務課のほうで担当しておりますので、回答させていただきます。

まず、根拠といたしまして、先ほど市長が申し上げましたけれども、固定資産の評価員の設置は、地方税法の第404条ということで、その中に固定資産を適正に評価し市長が行う価格の決定を補助するということになっております。その中で、市に固定資産評価員を設置するということで、今回、常時市長と連携が取れて、知識のある方を市長が選任されたということで、今、同意案として挙げたところでございます。

以上でございます。

○18番（徳峰一成議員）

私の質問への税務課長の答弁というのは一つの側面からの、言わば個別的な部分的な答弁でありますよね。私の質問の基本的な趣旨というのは、市のそうした、いわゆる第三者的な審議会等において、市のトップを直接委員の1人として関わりを持つというのはどういった、法律上を含めた妥当性、あるいは適切性があるのか、そうした立場からの単純で、また、初歩的な質問なんです。どなたでもいいから、分かる形で私の質問に対して、2回目でありますけれどもお答え願いたいと考えております。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

徳峰議員の質問に関しましては、市側のほうが、いわゆる固定資産評価員であっていいのかという質問だろうと思っております。この曾於市が発足しまして、これ

まで副市長の事務分担に関する部分につきまして、規定として固定資産の評価審査委員会、そこを司るということも副市長の事務分担の中に入っておりました。そういった意味合いからも、今回この副市長を固定資産評価員に選任したという形でございます。

固定資産評価員は市において3名以上を選任するということになっておりますけれども、特段この条項の中に副市長を入れてはいけない、あるいは市の行政を司る者を入れてはいけないという条項はございませんでしたので、こういった形で入っているものと理解しております。

以上です。

○18番（徳峰一成議員）

今までも慣例といいますか、長年にわたりまして入れていたと思いますので、今回は一応、やむなしということではございますが、これは十分研究をしていただきたいと思います。行政と第三者的な機関との関わりについて、市のトップが関与していいのかという大きな観点から研究課題としていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

—————・—————

休憩 午前11時41分

再開 午前11時46分

—————・—————

○議長（山田義盛）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、同意案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

_____・_____・_____

日程第17 閉会中の継続調査申出について

○議長（山田義盛）

次に、日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____・_____・_____

日程第18 議員派遣の件

○議長（山田義盛）

次に、日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義盛）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（竹田正博）

一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本 9 月定例会において提案いたしました専決処分、それから人権擁護委員の諮問、そして補正予算、それから令和 6 年度の決算の認定、そして副市長の選任についての同意案全て可決いただきましたこと、大変感謝を申し上げます。

私も最初の議会で行いました。非常に緊張する中で提案申し上げたところでございます。今後、執行部一同しっかりとこの可決いただいた予算を粛々と執行してまいりたいというふうに思っております。

本 9 月定例会において大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（山田義盛）

以上をもちまして、令和 7 年第 3 回曾於市議会定例会を閉会いたします。

————— ・ ——— ・ —————
閉会 午前 11 時 50 分

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 5 号	曾於市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	曾於市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 9 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 9 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	令和 7 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 2 号	請負契約の締結について	全会一致 可 決
議 案 第 7 3 号	請負契約の締結について	全会一致 可 決
議 案 第 7 4 号	請負契約の締結について	全会一致 可 決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 9 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 1 号	令和 7 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 1 号	令和 6 年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 2 号	令和 6 年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 3 号	令和 6 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 4 号	令和 6 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 5 号	令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 6 号	令和 6 年度曾於市水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 7 号	令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
議 案 第 6 7 号	令和 6 年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決
議 案 第 6 8 号	令和 6 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決

令和7年第3回曾於市議會定例会

(決算審査特別委員会)

令和7年9月12日

決算審査特別委員会設置

分 科 会 設 置

令和7年9月26日

主 査 報 告

令和7年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月12日（金曜日）

午後2時00分開議

場所：議員控室

1. 審査日程

第1 委員長の互選

第2 副委員長の互選

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	6番	重 久 昌 樹	8番	（ 欠 員 ）
9番	岩 水 豊	10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信
12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎
15番	渡 辺 利 治	16番	（ 欠 員 ）	17番	久 長 登良男
18番	徳 峰 一 成	20番	（ 欠 員 ）		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

5番 片 田 洋 志

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

開会 午後 2時00分

○議会事務局次長（池之上誠）

お疲れさまです。それでは最初の委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の原田委員に、臨時委員長をお願いしたいと思います。

○臨時委員長（原田賢一郎）

臨時の委員長ということで、長老であります私にせよということでございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、配付いたしております日程により進めます。

日程第1 委員長の互選

○臨時委員長（原田賢一郎）

日程第1、委員長の互選についてを議題といたします。

決算審査特別委員会の委員長については、議員申し合わせ事項第37章第1項第2号の規定により、副議長が当たることとなっておりますので、重久委員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（原田賢一郎）

異議なしと認めます。

よって、重久委員が委員長に当選されましたので、当席から当選の告知をいたします。

ただいま、委員長に当選されました重久委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

（委員長就任のあいさつ）

○臨時委員長（原田賢一郎）

それでは、委員長と交代いたします。

（臨時委員長退席 委員長着席）

日程第2 副委員長の互選

○委員長（重久昌樹）

それでは、日程第2、副委員長の互選についてを議題といたします。

決算審査特別委員会の副委員長については、議員申し合わせ事項第37章第1項第

2号の規定により、常任委員会の委員長が交代で当たるとなっており、本年度は総務常任委員長の順番であります。したがって山中委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって山中委員が副委員長に当選されましたので、当席から当選の告知をいたします。ただいま副委員長に当選されました山中委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

（副委員長就任のあいさつ）

○委員長（重久昌樹）

ありがとうございました。以上で委員会を閉会いたします。議場への移動をお願いいたします。

—————・—————・—————

散会 午後 2時05分

令和7年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月12日（金曜日）

午後3時30分開議

場所：議員控室

1. 審査日程

第1 分科会の設置

第2 主査、副主査の選任

第3 分科会付託及び審査日程

第4 その他

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	6番	重 久 昌 樹	8番	（ 欠 員 ）
9番	岩 水 豊	10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信
12番	九 日 克 典	13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎
15番	渡 辺 利 治	16番	（ 欠 員 ）	17番	久 長 登良男
18番	徳 峰 一 成	20番	（ 欠 員 ）		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

5番 片 田 洋 志

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

開会 午後 3時30分

○委員長（重久昌樹）

これより、決算審査特別委員会を開会いたします。
本日の委員会は、配付しております日程により進めます。

日程第1 分科会の設置

○委員長（重久昌樹）

日程第1、分科会の設置を議題といたします。
決算審査を円滑に効率的に行うため、会議規則第102条の規定により、分科会を
常任委員会単位で設置したいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

日程第2 主査、副主査の選任

○委員長（重久昌樹）

次に、日程第2、主査、副主査の選任を議題といたします。
各分科会の主査及び副主査につきましては、各常任委員会の委員長及び副委員長
をもって選任したいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 分科会付託及び審査日程

○委員長（重久昌樹）

次に、日程第3、分科会付託及び審査日程であります。
各分科会に付託する事件は、別紙の付託表のとおりであります。また、各分科会
での審査は、来週16日から19日までの日程を取っておりますので、それぞれ審査を
お願いいたします。
次の全体の特別委員会は9月26日金曜日午前10時から議場で行います。内容は、
各分科会主査の審査結果報告、質疑、討論、採決であります。
なお、特別委員会の採決については、討論通告を求めておりませんので、認定案
7件、議案2件、全てを1件ずつ起立採決したいと思います。以上のようなことで

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

それでは、そのようにいたします。

_____・_____・_____

日程第4 その他

○委員長（重久昌樹）

次に、日程第4、その他を議題といたします。

議員申し合わせ事項についての確認でございますが、分科会では討論、採決は行わないことになっております。

また、9月26日の全体の委員会では、執行部の出席は求めないことで御理解いただきたいと思っております。

ほかに、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

ないということですので、本日はこれにて散会いたします。

_____・_____・_____

散会 午後 3時32分

令和7年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月26日（金曜日）

午前10時00分開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

- 第1 認定案第1号 令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（総務分科会主査、文教厚生分科会主査、産業建設分科会主査報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 認定案第2号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第3 認定案第3号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第4 認定案第4号 令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（文教厚生分科会主査報告）

（以下5件一括議題）

- 第5 認定案第5号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第6 認定案第6号 令和6年度曾於市水道事業会計決算の認定について
第7 認定案第7号 令和6年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
第8 議案第67号 令和6年度曾於市水道事業剰余金の処分について
第9 議案第68号 令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（総務分科会主査、産業建設分科会主査報告）

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
8番	（欠員）	9番	岩水豊	10番	湊合昌昭
11番	今鶴治信	12番	九日克典	13番	土屋健一
14番	原田賢一郎	15番	渡辺利治	16番	（欠員）
17番	久長登良男	18番	徳峰一成	20番	（欠員）

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富永 大介
主 任 鎌原 一輝

開会 午前10時00分

○委員長（重久昌樹）

おはようございます。

これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、配付しております審査日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（重久昌樹）

日程第1、認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（山中雅人）

総務分科会審査報告。

総務分科会に付託された認定案2件を9月16日から9月18日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

なお、審査に当たっては、財部支所において、オンラインリモート窓口の運用状況について現地調査も実施しました。

財政課関係では、公債費の返済のピークはいつ頃になるのかとの質疑に対し、令和9年度から30億円を超えてくるので、公債費の支出が大きくなっていく。一方で古い償還は終わっていく。令和6年度で繰上償還も実施できた。そういった影響を考慮しながら、今後の財政計画を検討していきたいとの答弁がありました。

また、令和6年度の地方交付税が増額された理由について質疑があり、人事院勧告による給与改定費の項目見直しにより、人件費増の分が反映され、補填されたとの答弁がありました。

また、入札執行について質疑があり、建設工事について、一般競争入札は600万円以上で実施している。建設工事のランク分けに関しては公開しておらず、点数のみを本市では公表しているとの答弁がありました。

総務課関係では、ハラスメントの相談体制について質疑があり、総務課の職員や

保健師を配置し相談窓口の体制を作っている。ハラスメントについて十分な周知・研修を行い、コミュニケーションをとれる体制、働きやすい環境作りを行っていくとの答弁がありました。

また、危機管理監の職務状況について質疑があり、前は自衛官OBを配置していたが、現在は消防組合OBに会計年度任用職員として来てもらい、月16日、6時間の勤務状況である。台風の時などは常駐して対応をお願いしており、小学校などで防災訓練の指導も行ってもらっているとの答弁がありました。

委員より、市長交際費について、市長が元議員に公費から供花を出すと不公平感も出るため、内規などを整備し、公平性の担保に努めるよう意見がありました。

企画政策課関係では、SKLV関連について質疑があり、現在出荷している牛は市場導入してきたものであり、SKLV産とは言えない。純SKLV産と言えるものは、令和9年3月頃からの出荷になる。今までの出荷は実験的要素も強いので、ブランド化して大々的に売り出すことは、経済連とも協議して行っていないとの答弁がありました。

また、地区・校区公民館のコミュニティ協議会への移行について質疑があり、設立準備委員会から1年半かけて移行する。現在、末吉5、大隅4、財部1公民館の移行が完了しているとの答弁がありました。

また、台湾との国際交流事業について質疑があり、令和7年度には新市長の表敬訪問があり、市内の中学生の派遣など、民間レベルの相互交流を目指すとの答弁がありました。

また、DXアクションプランの進捗状況について質疑があり、現在7割程度の進捗だと考えている。今後の課題として、ワンストップ窓口にシステムを導入して手続を簡易にする。また、窓口に来ずとも手続をできるように対応し、手数料・納税・施設利用料等をキャッシュレス支払いにすることが目標であるとの答弁がありました。

市民環境課関係では、最終処分場の現状について質疑があり、大隅の処分場が9年、財部が3年でいっぱいになる。国のほうでは広域化の対応を求める動きもあるので、その対応について、課内で検討しているとの答弁がありました。

また、公害苦情処理に関連して、市内に様々なものが持ち込まれ、放置されている状況もあるが、規制や指導は行っているかとの質疑に対し、市域を超える場合もあり、他自治体と協議したり、県や関連する部署とも連携して対応しているとの答弁がありました。

税務課関係では、固定資産税の滞納繰越額7,800万円について質疑があり、納税意識の希薄によるものが大きい。固定資産税の場合、1件当たりの額が大きく、差

押えを適宜行っているものの、滞納額も大きくなっているとの答弁がありました。

また、トラクター等の軽車両のナンバー未取得件数はいくらかほどの質疑に対し、申告主義のため未取得者の把握は難しい。申告が義務である旨を様々な方法で周知していくとの答弁がありました。

監査委員・選挙管理委員会事務局関係では、移動式期日前投票バスについて質疑があり、もともと投票所が設置されていた地域を一日に旧町ごとに回っている。直近の参議院選挙では、3町で合計323人が利用したとの答弁がありました。

投票率向上の取組については、明るい選挙推進協議会が全校に出向いての啓発活動、出前授業などを行っているとの説明がありました。

また、投票済証明書による商品の割引などのサービスを行っている地域もあるが、検討できないかとの質疑に対し、選挙管理委員会から積極的に話を持ち掛けることは、選挙業務の公平性の観点から難しいとの答弁がありました。

会計課関係では、国債の運用状況について質疑があり、令和6年度は額面1億円の20年国債を利率1.8%で購入している。今年度については検討中であるとの答弁がありました。

また、財政調整基金等の運用状況について質疑があり、定期預金にて最長1年で10億円ごとに運用している。金利の上昇もあるため、定期預金の切替えを適宜行いながら運用しているとの答弁がありました。

認定案第5号、令和6年度曾於市生活排水処理事業……。

(何ごとか言う者あり)

○総務分科会主査（山中雅人）

以上になります。

(「委員長」と言う者あり)

○委員長（重久昌樹）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分
再開 午前10時11分

○委員長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

文教厚生分科会審査報告。

文教厚生分科会に付託された認定案4件を、9月16日から18日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

福祉介護課関係では、障害福祉サービス費が前年度の12億4,900万円から13億9,000万円へと増加しており、特に障害児支援給付費の利用が伸びているとの説明がありました。

高齢者補聴器購入補助事業における1件当たりの補助額の増額について、来年度はどのように考えているか。また、執行率が64%と思うように上がっていない理由として、補助金があることを知らない方もいると思われるので、耳鼻咽喉科などの窓口だけではなく、民生委員や地域で見守りをされている方からも、事業の紹介をしていただく取組はできないかとの質疑に対し、以前の一般質問でもあったとおり、実際の購入費に比べて補助額が低いところはある。また、周知の方法については、広報紙への掲載や民生委員の定例会での周知が考えられるが、来年度に向けて協議していきたいとの答弁がありました。

保健課関係では、財部温泉健康センターやメセナ住吉交流センターに関して、入浴料の引上げと今後見込まれる改修費用についての質疑に対し、近隣の都城市が420円で運営されており、仮に同金額まで引き上げた場合、財部温泉はそれでも2,218万2,000円の指定管理料が必要で、メセナ住吉交流センターは300万円の黒字となる見込みである。また、令和5年度に積算した改修費用について、財部温泉は浴室が8,000万円程度、管理棟まで含めるとおよそ3億9,000万円程度が見込まれ、メセナ住吉交流センターは大規模改修となる予定で、2億9,000万円程度が見込まれるとの答弁がありました。

こども未来課関係では、令和6年度に第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の総括に関する質疑に対し、令和7年度からの5年間の計画を策定した。調査結果では、充実してほしい子育て支援サービスは何かとの設問についての第1位は医療の確保、第2位は経済的支援、第3位は保育の充実、続いて生活用品や環境についての困りごとと続くとの答弁がありました。

また、以前の一般質問や委員会でも取り上げた放課後児童クラブの安全管理のルール策定と、それに伴う、誰でもできるチェックシートの運用はどうなっているかとの質疑に対し、各児童クラブにお願いはしているが、誰でもチェックできるシートは全クラブそろっていないので、今後、見える形のものを整備していきたいとの答弁がありました。

教育委員会関係では、冒頭に教育長から成果と課題について説明がありました。成果として、学校給食センターが新たに稼働し、物価高騰の影響を受けながらも、子供たちに安心・安全な給食を安定的に提供できていることを挙げられました。一方、課題として、少子化の進行が非常に早く、小学校の再編計画に早急に着手する必要があること、不登校児童について、特に小学生が増加傾向にあること、教員不足が深刻で、正職員の約6割が50歳代から60歳代で占められているなどの現状が報告されました。また、学校プールの維持管理が非常に厳しい状況であり、民間委託による水泳事業は6校で実施されたこと、さらに教育施設の老朽化が進んでおり、必要な修繕は着実に対応するとの説明がありました。

教育総務課関係では、学校給食費の完全無償化が始まり、児童一人当たり月額4,900円（年額5万3,900円）、生徒一人当たり月額5,700円（年額6万2,700円）を助成し、総助成額は1億2,774万5,200円であるとの説明がありました。

学校給食センターの稼働後から人気の揚げパンが出なくなった理由や令和6年度と7年度で献立に変化があったのではとの質疑に対し、新しい給食センターは連続フライヤーを使用しているが、相性が悪く、揚げパンに向いていないため提供していない。献立については、栄養教諭が替わったことにより、献立に変化があったのではないかと回答がありました。

学校教育課関係では、将来自立に必要な力を育むため、「学力向上」や「生徒指導」に重点的に取り組んでいるとの説明がありました。また、不登校の児童・生徒は前年より大幅に増加し、84人に上ったため、保護者を対象とした「保護者と語る会」を開催したとの説明がありました。

生涯学習課関係では、令和6年度末時点における所管施設数と、そのうち耐用年数が経過している施設数についての質疑に対し、132棟のうち108棟が耐用年数を超えており、廃止予定は大隅運動公園の研修館・民舞館、同公園のプール、旧大隅中央公民館及び大隅の郷土館の4棟であるとの説明がありました。

全ての所管課の審査終了後、委員から次の意見が出されました。

福祉介護課分。

一人暮らしの高齢者について、身寄りのいない方を含めての対策が大きな業務の分野の一つであることから、高齢者の実態を把握して、目的意識を持って取り組むべきである。

補聴器購入補助について、実態に合わせた補助額の引上げを求めるとともに、周知の方法を検討し、次年度以降に生かしていただきたい。

保健課分。

財部温泉健康センターを含めた温泉施設に関して、入浴料の値上げや大規模な修

繕・改修については、中・長期的な計画の位置付けの中で見通しを立てて取り組んでいただきたい。

こども未来課分。

児童クラブの安全管理に関して、安全管理ルールの策定と、誰でもできるチェックシートの作成がまだ整備されていない施設があり、また、コロナ禍に休止していた巡回の監査も再開したが、年に3から4か所しか実施されておらず、市内の全施設を一巡するのに6年ほどかかるとのことであった。そのことにより、安全面に関する市の指導が遅れ、場合によっては死亡事故にもつながりかねないので、早急に取り組んでいただきたい。

教育総務課分。

学校給食費が値上げされたとのことで、材料費も掛かっているかと思うが、子供たちがおいしいと思えるような献立と給食を作っていただきたい。

学校教育課分。

不登校の児童・生徒が急激に増えている。学校側でも対応されているかと思うが、今まで以上の真剣な取組を切望する。

生涯学習課分。

132棟と数多くの施設を担当しているが、そのうち、老朽化により耐用年数を過ぎたのが108棟もあるので、改修が必要なものは改修計画を立てて対応されたい。

大隅運動公園の武道館が完全に放置され、今でもブルーシートで屋根を覆っている。当該施設も含めて、ほとんどの施設が修繕するのか、取り壊すのかという時期に来ているので、今後残すべき施設なのか、縮小、解体するのかという検討を行った上で、管理計画を策定し、それを市民にしっかりと示して前に進めていただきたい。

以上です。

○委員長（重久昌樹）

次に、産業建設分科会主査の報告を求めます。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

先ほどは失礼しました。

産業建設分科会審査報告。

産業建設分科会に付託された認定案3件及び議案2件について、9月16日から9月19日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号、令和6年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

農業委員会関係では、農地法第4条及び第5条の転用許可について、転用の目的はどのようなものであったかとの質疑があり、住宅建設目的のほか、資材置場、太陽光発電施設、山林への転用など様々であるとの答弁がありました。

農政課関係では、かんしょ振興事業に関して、基腐病の現状について質疑があり、令和3年に約9割の圃場で発生していたが、生産者や関係機関の連携した対策により、令和6年産は約2割まで抑えることができたとの答弁がありました。

商工観光課関係では、溝ノ口洞穴周辺整備事業の現地調査を実施しました。

消費生活相談について、どのような相談があったかとの質疑に対し、SNSを利用した投資詐欺、通信販売や訪問販売でのトラブル、クレジットカードの不正利用、不審電話その他様々なものがあるとの答弁がありました。

畜産課関係では、有機センター製品売払収入について、昨年度と比較してどのような状況かとの質疑があり、販売額、販売量共に前年度とほぼ同じとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、森林環境譲与税事業に関連して、基金への積立ては行わないのかとの質疑があり、基本的には積み立てずに使い切ることを目標としている。森林環境の整備のため支出するほか、条件に合致すれば他の事業にも利用できるため、令和6年度は基金を取り崩して曾於市立図書館大隅分館の木質化に利用したとの答弁がありました。

土木課関係では、執行率の低い事業や繰越額の大きな事業に関する質疑があり、繰越しにおいては、過疎対策事業の地方債の関係により前倒して予算化したものや、国の災害査定時期により標準工期が確保できずに繰り越したものが主なものであるとの答弁がありました。

また、繰越しの手続は正しく行われたかとの質疑に対し、国や市それぞれの規定に従い正しく行ったとの答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、住宅使用料の収納率について質疑があり、現年度分の収納率は昨年度と比較して横ばいである。収納率向上のため、催告書の送付や連帯保証人への連絡を行っており、最終的には住宅明渡訴訟を含め、収納率向上に取り組んでいる。滞納繰越分についても、令和5年度と比較して40万円ほど減少しており、引き続き収納率向上に努めるとの答弁がありました。

水道課関係では、浄化槽設置整備事業に関連し、今後の普及方針について質疑があり、新築物件については合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。既設のくみ取り槽や単独処理浄化槽からの転換を推進しているが、高齢等の理由で転換されないところも多い。今後、事業の啓発に努めていきたいとの答弁がありました。

○委員長（重久昌樹）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（岩水 豊委員）

分科会主査に1点お伺いしたいんですが、1ページ目の総務課関係ですが、市長交際費についてのことが書いてありますが。ちょっと理解しづらいんですが、この内容、公平性を課すと言われるこの実態について、詳しく……説明があったかとは思いますが、内容について再度説明していただきたいと思います。

○総務分科会主査（山中雅人）

それでは、岩水委員の質疑にお答えいたします。市長交際費の件でございますけれども、これは、元議員の宮迫勝さんに、前市長が公費からお花を出したということになっております。

249ページで値段的には1万9,800円というところでございました。ただ、ほかの委員からは、亡くなられた元議員というのはたくさんいらっしゃいますので、どの方に出して、どの方に出さないのか、その点も含めて公平性が担保されるように、今後、内規等の整備をお願いしますといった形での意見があったところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊委員）

と言いますと、現在の規程では、交際費の規程では、こういう行為に対する規定というのがないということ、説明だったんでしょうか。

その条例というか、規程上の、交際費の規程上に、公平性、公共性を欠くという意見があるということであれば、努めるようにということであれば、公平性が担保されてない事実であるというような認識であったのか、説明であったのかを、再度お伺いいたします。

○総務分科会主査（山中雅人）

それでは、お答えいたします。執行部の説明によりますと、現職の議員に関しては、規定などあるところですが、元議員に関しては、市に特別の貢献のあったものといった形での規定はあるところですが、それ以上の規定はないということで、それ以上は市長の裁量によるものであるとの回答があったところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊委員）

それでは、市に貢献があった場合とかいうのについては、例えば何期以上とか、議員であれば何期以上とか、ほかの例えば団体の会長とかかれていて、何年以上とかいう規定とかいうのも、市にはないという説明だったと理解してよろしいんです。

ようか。お伺いします。

○総務分科会主査（山中雅人）

お答えいたします。執行部の説明といたしましては、先ほど申し上げたとおり、特段の功績があったものといったこと以上の説明はなかったところでございます。以上です。

○委員長（重久昌樹）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成委員）

まず、総務分科会主査に主査報告に基づいて質問いたします。

一つは財政課関係で、公債費について、令和9年度から30億円を超えてくる云々が報告されております。公債費等に対する償還については、今の基金積立てが現段階で80億円、年度末には毎年全体で100億円に達しておりますので、今後の償還に基本的には支障はないと思っておりますが、広く財政関係を、令和6年度を含めて考えた場合、現在と今後において考えていった場合に、合併特例債が7年度でなくなりますので、それに代わる、借入れ条件のよい合併特例債に代わる新たな起債が現状では見当たりませんけども、これを含めて広く財政関係について議論が深められていたら報告をしてください。

次に2点目、入札執行についても説明がありました。一般競争入札は600万円以上で実施して云々であります。これは私の所属する文厚委員会でも議論され、またこの間本会議でも議論されたわけでありましたが、この入札に、一般競争入札にいわゆる競争性が十分確保されていない、担保されていない点が6年度においても見られました。この点で審査の過程の中で、入札の競争性を含めた在り方について議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

3点目、ただいま岩水議員も質問がありましたけども、ここでは市長交際費について、市長が元議員に公費から供花を出す問題についてが触れられましたけれども、これは広く市長交際費、議長交際費、あるいは私たち議員の交際費についても、基本的には法律等で規定がされております。

しかし、一方では十分規定がされていない面が幾つか見られるようであります。その点は今後の内規の整備を含めて、あるいはこの道義的責任、道義的な立場からの交際費等を含めての有り様が、今後議論が必要かと思いますが、そういった点で議論が深められていたら報告をお願いいたします。

次に、産業建設分科会主査に二、三質問いたします。

まず第1点は、農政課関係では、カンショの基腐病対策を含めた6年度について報告がありました。このことに関連して、6年度を含めて、特に、曾於市の場合は、

今、高齢化が進む中で基本的には農家の大きな収入はカンショでございます。そうした中でも、6年度を含めて高齢化が進み、やはり園芸農家が少なくなっているのではないのでしょうか。今後の園芸農家対策について議論が深められていたら報告してください。

2点目、同じく畜産課関係についても触れられておりますが、特に、畜産課の中では、子牛のいわゆる生産農家が、毎年6年度を含めて減少しておりますが、今後の畜産振興を進める立場で、畜産農家対策について議論が深められていたら、お聞きかせ願いたいと考えております。

3点目、やはり6年度を含めて深刻なのが、イノシシを含めた鳥獣対策であります。この中では、主査報告の中では、全く触れていないですけれども、議論がされていたら報告してください。

以上です。

○総務分科会主査（山中雅人）

それでは、徳峰委員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、財政への観点についてでございます。令和9年度から公債費が30億円を超えてくる、財政的な将来的な議論などは、有利な起債等を含めて議論されたのかといった質疑でございます。

お答えいたします。

まず、有利な起債等はあるのかといったことは、議論はなかったところでございます。ほかに財政的な議論点として、今後インフラ整備等で大きな予算を伴う事業はあるのかといった質疑があったところです。

執行部によりますと、末吉小学校の改築が令和10年度まで、そして、同じく末吉小学校に作る児童クラブと例年の道路改良工事等が、かなり大きな出費の伴うインフラ工事になってくるといった回答があったところでございます。

2点目として、入札執行の競争性に関しての質疑でございます。これに関して、直接競争性の担保に伴うものはなかったところでございますけれども、関連して一般競争入札のクラス分けに関して、曾於市は点数だけ公表ということがあるんですけども、ほか県や市では、そのランク分け自体を公表しているところもあるといったところもありました。また、金額の設定に関しては、本市においては、工事等指名選考委員会で決定していますけれども、公表はしていないといった議論があったところでございます。

3点目として、市長交際費の観点でございます。おおむね岩水議員の質疑のやり取りがあったところでございますけれども、委員の意見といたしましては、亡くなられた元議員というのも非常にたくさんいらっしゃいますので、どの議員を出して、

どの議員を出さないとなると、公平性がいろいろありますので、その点、ちゃんと現職の議員ではない元議員に出費する場合に関しては、ちゃんとルール整備等をしてほしいといった意見があったところでございます。

以上です。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

園芸農家と畜産農家の今後の推移についての件ですけれども、あと、イノシシ対策のことも出たんですが、委員会の中ではイノシシ対策についての意見はなかったところですよ。

ただ、畜産農家についての件については、やはり現状が大変厳しい中にありまして、畜産農家が減っている、500を切っている状況を、意見が出たところですよ。

あと、畜産農家については、借家の借り入れるところの、牛舎とか、そういった話はなかったかということが出たんですが、それは一応、やっぱり自分の家と畜産農家の家が似てる、その土地にあるもんですから、かなり厳しい面があったということがありました。

以上です。

○18番（徳峰一成委員）

総務分科会主査に再度質問いたします。財政関係では、今後の財政運営において、最も大きな課題と言えるのが、一つは老朽化対策だと言えます。老朽化の改修については、なかなか借入債が見当たらない、あっても条件が厳しいといった点がありますが、一方で、6年度の、例えば、文厚委員会関係でも、数多くの老朽化施設がありますが、ほとんどが改修計画がありません。ですから、どのような財源を充てるか、最大の、私は、竹田市政の課題になると考えております。お荷物になると思っていますが、この点、老朽化対策について、事業との関係で議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと考えています。

次に、入札関係です。一口に言って、競争性が確保されていない点が見当たりますけれども、今後の競争性を担保するといいますか、確保するという立場からの議論が深められていたら、報告してください。

次に、産業建設分科会主査に質問をいたします。1回目の質問の中で、カンショに代表される園芸農家、園芸農家対策として、今後の曾於市の園芸を前進させるという立場からの議論が、また当局の答弁が深められていたら、報告していただきたいと思っております。

同じく、畜産課関係も、特に子牛を生産する、いわゆる生産農家対策を今後前進させるという意味で、当局の答弁を含めて、特徴点が見られたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○総務分科会主査（山中雅人）

それでは、徳峰委員の質疑に2点お答えいたします。

1点目として、老朽化改修等に関連する件でございます。この件でございますけれども、あまり委員会では議論がなかったところでございます。関連するところとして、普通財産管理費で、令和6年度が対前年度比に大きく上がっておりまして、改良普及所の解体費用が増加しているといったところでやり取りがあったところでございますけれども、それ以上のやり取りはなかったところでございます。

2点目として、競争性の担保について、将来的にどう確保していくのかといった質疑でございます。この点に関しても、委員の中で議論がなかったところでございます。

以上です。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

先ほど答弁したんですが、実は園芸関係についての質疑はなかったところなんです。ただ、やはり有機センターの施設の修繕、これが次年度に繰越しということが出ました。この辺も早急に修理するよという話が出まして、議題となりましたので、付け加えておきます。

あとについては、なかったところです。

○委員長（重久昌樹）

よろしいですか。徳峰委員。ほかに質疑ありませんか。

○11番（今鶴治信委員）

文厚分科会主査に質問いたします。保健課関係の財部温泉とメセナ住吉交流センターの積算によることですが、大規模改修をした場合、財部温泉が浴室が8,000万円、管理棟まで含めると3億9,000万円である。メセナ交流センターが2億9,000万円程度が見込まれるということで、全体的工事をしたときという場合であるでしょうけど、委員会の中で、主に管理棟まで含めて相当な金額になるんですけど、具体的な内容が、説明があったら質問いたします。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

ただいまの質問にお答えします。財部温泉はボイラーなどを含めて、緊急に修繕をしなければならないところがあります。メセナ住吉交流センターは、今までの委員会での説明もあったんですけど、漏水している場所がありまして、その場所が分からないので、大規模改修になる。また、宿泊施設も和室から洋室に変えたほうがいいのではないかという意見があり、その金額が2億7,000万円程度ということになります。

以上です。

○11番（今鶴治信委員）

財部温泉についてもう一点質問いたします。前五位塚市長が民間譲渡ということで掲げられておりましたけど、全部したとき、メセナよりも老朽化が激しいから合わせて3億9,000万円なのか、メセナ住吉交流センターより1億円多くの改修費積算であります。その具体的説明がもしあったら、その管理棟というのは宿泊施設を含めて改修したときの場合か、そんなに管理棟などを大規模改修をしなくてはいけない状況にあるのかどうか、説明があったら質問いたします。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

金額の具体的な質問はなかったところです。

○委員長（重久昌樹）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（渡辺利治委員）

文厚主査へお尋ねいたします。学校教育関係で、不登校の児童生徒数が前年より大幅に増えておりますが、その対策として保護者と語る会を開催されておりますが、やはり子供は将来の宝でございますので、学校教育課でも相当力を入れておられると思いますが、この語る会をいたしまして、そこにどのような問題点に対する解決策が見出され、それがどのような結果につながっていったのか、質疑がありましたらお聞かせください。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

ただいまの質問にお答えします。

語る会なんですけど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の不登校家庭に含めて、そういう方々が参加していただいて、具体的な内容については、質問は出ませんでした。

○15番（渡辺利治委員）

やはり、これは大事な問題でありますので、そこら辺りは深く追及しながら、今後のために役立てていくための、これは語る会であつただろうと思いますので、そこら辺りはやはり慎重な審査を求めるところでございます。今後、その機会があったら、しっかりしていただくようにお願いします。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

その語る会での結果報告とかを、ほかの不登校の保護者にも、こういう質問が出ましたので、こういう答えが出ましたというのを、案内をしたかどうかという意見はありました。

○委員長（重久昌樹）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

○18番（徳峰一成委員）

私は、令和6年度一般会計決算には、基本的に賛成であります。

現在、市民生活全体を見た場合に、2人に1人が高齢者あるいは年金生活者の中で、非常に低年金者が多く見られます。あるいは、中高年や若い世代でも1年間の年収が少ない市民が多くなっており、いわゆる格差社会が曽於市でも確実に進んでおります。

そうした中で、医療や福祉をはじめとして、市民に寄り添う市政のかじ取りが大きな課題といえます。私は、令和6年度の当初予算に一般会計では賛成しているために、本決算にも基本的には賛成であります。

ただ、今後の新年度以降は、竹田市政が市民生活第一のかじ取りや税金の使い方を行うため、見極めて判断してまいりたいと思います。

以上で賛成討論といたします。

○委員長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。

（「違う」と言う者あり）

○委員長（重久昌樹）

起立多数であります。失礼いたしました。

よって、認定案第1号は認定すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分
—————・—————

○委員長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

日程第2 認定案第2号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（重久昌樹）

次に、日程第2、認定案第2号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第4、認定案第4号、令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、文教厚生分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生分科会主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

認定案第2号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

予算執行状況においては、歳入総額は53億7,726万1,770円、歳出総額は53億2,483万2,367円で、差引額は5,242万9,403円となりますが、単年度では、前年度繰越金1億897万7,649円及び法定外繰入金1億9,000万円を差し引くと、2億4,654万8,246円の赤字となったとの説明がありました。

給付実績が多かった疾患は何かとの質疑に対し、医療費では1位が腎不全、2位がその他の神経系の疾患であり、患者数では1位が高血圧性疾患、2位が糖尿病であったとの答弁がありました。

次に、認定案第3号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

後期高齢者医療制度は平成20年4月1日から施行され、65歳から74歳までの前期高齢者で一定の障害を有する方を含む、75歳以上の高齢者を対象とした制度であり、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が保険者となっています。令和6年度からは均等割が5万6,900円から5万9,900円に、所得割は10.88%から11.72%に改定されたとの説明がありました。

委員より、令和4年10月から2割負担が新たに追加された制度改正について、市民に周知や理解がされていないように見受けられるので、より市民に分かりやすい形で周知するようにとの意見がありました。

次に、認定案第4号、令和6年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案について主な審査内容について報告します。

介護保険事業における監査の方法に関しての質疑に対し、介護保険法においては運営指導として、人員や設備状況等の確認を行うことで、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施しており、法律上は6年ごとだが、本市では計画的に3年ごとに実施しているとの答弁がありました。

委員より、他自治体の事業所で不正が発覚し、認定取消となった事例もあったことから、絶対に不正をさせないための監査の在り方について研究されたいとの意見がありました。

○委員長（重久昌樹）

ただいまの分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信委員）

認定案第2号、曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質問いたします。

報告の中で、法定外繰入金1億9,000万円、実質的に2億4,654万8,246円の赤字になったということで、鹿児島県広域連合に国民健康保険もなったところでありますが、以前、議員の質問の中で、法定外繰入金は今後縮小されていくというような、市長答弁もあったと思いますが、市としては、今後も法定外繰入金は実施していくか、続けるのか、そういう答弁はなかったかを伺います。

それと、認定案第3号の令和6年度の後期高齢者医療特別会計であります。委員の意見の中に、令和4年10月より2割負担が新たに追加されたということで、委員会の中で、令和6年度は実質2割負担がどのくらいおられたか、それがもし報告があったら質問いたします。

以上です。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

ただいまの質問にお答えします。

繰入金ですが、昨年度が1億3,000万円で、今年度が、令和6年度が6,000万円増えました。今後も増えていく可能性があるということでした。

次に、2割負担の人数ですが、651名で8.33%とのことでした。

以上です。

○11番（今鶴治信委員）

法定外繰入れは、現在行われているということで、今後とも引き続き、今のところは法定外繰入金を、赤字の場合は入れていくという解釈でよかったでしょうか。

もう一回伺います。

○文教厚生分科会主査（矢上弘幸）

今後もするかしないかという質問はなかったところでありますが、今後も増えていくのではという答弁はありました。

○委員長（重久昌樹）

よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（重久昌樹）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより認定案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○18番（徳峰一成委員）

賛成両方なんだけど。

○委員長（重久昌樹）

一つずつ反対から。

○18番（徳峰一成委員）

私は、令和6年度の国民健康保険特別会計には賛成であります。

ただいまの質疑にもありましたけれども、令和6年度も一般会計から1億9,000万円の財源の繰入れを行うことで、1世帯平均で約2万円の国保税の負担軽減となっております。賛成であります。

2点目の令和6年度の後期高齢者医療特別会計には反対であります。後期高齢の県連合議会は、限られた市町村長と議会で構成され、総会を開いており、令和6年度は報告にありましたように、保険料の引上げを行っております。また、令和4年

度から2割負担が新たに加われました。このため、曾於市でも高齢者の保険料の負担割合、あるいは負担額が大きくなっており、反対であります。

次に、令和6年度の介護保険特別会計には、6年度の当初予算に賛成しているために、基本的に賛成いたします。ただ、65歳以上が加入の介護保険料は、各特別会計の中でも、最も市民の負担割合が割高であります。今後、竹田市政が改革の方向を示すかで、今後は見極めていきたいと思っております。6年度決算には賛成であります。

○委員長（重久昌樹）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は分離して、起立によって行います。

まず、認定案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、認定案第2号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立多数であります。よって、認定案第3号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、認定案第4号は認定すべきものと決しました。

日程第5 認定案第5号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 6 認定案第 6 号 令和 6 年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 認定案第 7 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 8 議案第 67 号 令和 6 年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第 9 議案第 68 号 令和 6 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○委員長（重久昌樹）

次に、日程第 5、認定案第 5 号、令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 9、議案第 68 号、令和 6 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

認定案 3 件及び議案 2 件については、それぞれ所管の分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（山中雅人）

認定案第 5 号、令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

市町村設置型による浄化槽 1, 109 基のうち、設置後 10 年を経過した浄化槽について、令和 4 年度から令和 6 年度までに 374 基の譲渡が完了したとの説明がありました。

10 年を経過した譲渡対象基数はいくらかとの質疑に対し、約 700 基である。大隅衛生企業への引継ぎの関係で、年間譲渡数は約 140 基が上限であるとの答弁がありました。

また、不納欠損が 315 件あるが、浄化槽を停止するなどして支払ってもらうことはできないのかとの質疑に対し、浄化槽は止めると逆流を起こし、住宅に被害が及ぶので強制的に止めることは難しいとの答弁がありました。

委員より、過年度滞納額の回収について、今後も努力してほしいとの意見がありました。

以上です。

○委員長（重久昌樹）

次に、産業建設分科会主査の報告を求めます。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

認定案第 6 号、令和 6 年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本事業における当年度の給水単価と給水原価は、給水単価 141 円 26 銭に対し、給水原価は令和 5 年度より 20 円 30 銭高い 167 円 10 銭であったとの説明がありました。

企業債については、平成 6 年度から現在まで 45 件、28 億 8, 160 万円を借り入れ、

当年度に 1 億2,153億9,601円を償還し、償還高累計は11億4,249万8,124円となり、未償還残高は17億3,910万1,876円となったとの説明がありました。

認定案第7号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本事業における下水道の接続状況は、接続戸数1,884戸、水洗化人口2,903人で、処理区域内人口は3,875人に対し74.91%の接続率であるとの説明がありました。

企業債については、平成9年度から現在まで64件、26億510万円を借入れ、当年度に 1 億1,499万9,965円を償還し、償還高累計は14億3,717万360円となり、未償還残高は11億7,872万9,640円となったとの説明がありました。

議案第67号、令和6年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金 2 億6,812万4,798円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

議案第68号、令和6年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金 1 億6,804万2,771円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

○委員長（重久昌樹）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○18番（徳峰一成委員）

最初に生活排水について、総務分科会主査に質問いたします。

基本的な、初歩的な質問を含めてであります。よろしくお願いします。

主査報告にありましたように、市町村設置型の浄化槽が1,109基あって、その中で令和6年度までに374基が、譲渡が完了したということであります。残りについて約半分近くありますけれども、今後の見通しはどうであるのか、また市としての最終的な、譲渡を行う事業の最終年度は何年度であるのか、これが質問の第1点であります。

質問の第2点目は関連いたしまして、残りが374基除いた残りについて、今後の譲渡見通しがどうであるのか、もし質疑がされていたら報告をしてください。これが2点目であります。

それから、3点目は年間の譲渡数が140基が上限という、この上限が140基というのがちょっと分かりませんので、説明してください。

第4点目が、不納欠損が315件ということですが、この315件の方々は、6年度もこの浄化槽を使用されていると思うんですけども、その確認と、併せてこの方々は、水道料のほうは未納はないのかですね。水道料は払っておられて、そし

てこの生活排水の設置についてが未納であるのか、またその理由等について質疑がされていたら報告してください。

以上です。

次に、産業建設分科会主査について質問いたします。

一つは水道事業であります。企業債等については未償還残高を含めて説明がありましたが、先日の総括質疑の中で、市としては今後のこの老朽化した施設の改修計画を含めて全体像を示したいといった竹田市長の答弁があったかと思っております。

今後、やはり中長期の全体像、改修計画を示しながら、毎年検証を加えて進めていく必要があろうかと思いますが、この点で今後の長期計画を含めた議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に、認定案7号の公共下水道について説明がありました。これも先日の総括質疑の中では、基本点を若干質問いたしましたが、御承知のように、これは毎年1億円前後の一般会計からの繰入れをせざるを得ないという状況であります。また、課長答弁にもありましたけども、今後、処理場の新たな老朽化対策としての4億円規模の計画もあるようでございます。こうした今後の在り方を含めて、全体の事業の在り方について議論がされていたら、下水道事業についても報告してください。

以上です。

○総務分科会主査（山中雅人）

それでは、徳峰委員の質疑にお答えいたします。

まず1点目と2点目に関しては、これは譲渡の見通しといったことなので、まとめて説明いたします。まずこの譲渡完了の見通しに関しては、やり取りがなかったところでございますけども、一方で、借入れの償還に関してはやり取りがあったところでございます。事業自体は令和13年度に完了予定でございまして、そして令和24年度に借入れの償還が完了する予定であるといった回答があったところでございます。

2点目に140基の、これが限度であることについての中身でございます。これは大隅衛生さんの人力的なキャパの都合で、年間140基以上を譲渡されても、このマンパワー等が足りずに対応できかねるので、140基を上限として1年間に対応してほしいというやり取りがあったところでございます。

3点目に315件の不納欠損に関してでございます。水道料に関しては、やり取りはなかったところでございます。全体として4割が住んでいる方の未納という形でありまして、残りの6割が市営住宅を出られた方の不納欠損であるとの説明があったところでございます。

以上です。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

徳峰委員の質問にお答えします。

先ほどあったとおり、この浄化槽あるいは水道の方の大分老朽化が進んでいる中でいきますと、やはり相当お金がかかってくる中でいくとして、最終的にはやはり水道料の値上げという話もあるのかなという気がしております。そんなとこの意見も出ました。

以上です。

（「公共下水道は」と言う者あり）

○委員長（重久昌樹）

もう一つ、7号。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

7号については、1件だけ、下水処理場で脱水したものを、工場に持っていく、赤坂の工場に持っていくという説明もありました。

その中でいきますと、これから先はですね、やはり公共下水道の在り方も変わってくるのではないかという意見もありました。ほかはなかったところです。

○18番（徳峰一成委員）

生活排水について、総務分科会主査に再度質問いたします。

ただいま1回目の報告にもありましたけども、報告では、この事業の最終年度が令和13年度終了の予定であるということであります。逆算から考えまして、不納欠損が315件あって、その約6割がもう住んでいないというか、市営住宅等にもう転居しているということで、実際水道料を含めて使用されていない物件であります。最終的には令和13年度までに、これらの物件を市としてどう対応するか、非常に大事な事業を終了させる、終わらせるという点から鑑みて、市としては大事な今後の対策が、基本的な方針と考え方が必要じゃないかと言えます。

その点で事業終了との関係で市としては、これらの不納欠損を中心とした物件について、どうした考え方を持っているのか、質疑がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

以上です。

○総務分科会主査（山中雅人）

それでは、徳峰委員の質問にお答えいたします。

委員会の中であったやり取りとして、不納欠損の回収のために、浄化槽を停止するなどはどうかといった意見があったところです。ただ、止めますと逆流を起こしまして、住宅に被害が及んで、逆に損害賠償が発生するということで、あまり強硬的な対応が難しいといった答弁があったところになります。それも含めて、委員よ

り、過年度滞納額の回収について、今後も誠心誠意努力してほしいといった意見が出されたところになります。

以上です。

○18番（徳峰一成委員）

私の質問の観点の一つは、例えば、一般会計分野を含めて税金や保険料等の滞納というのは少なからずあります。一方で民法等を含めて、一応、これには期限があります。期限延長というのも場合によってはありますけれども、ただ、この生活排水については、基本的には市の考え方、計画では令和13年度までに終了ということでしょう。逆算から考えて、客観的にどうしても、納入の見込み、めどが立たない場合は、市として何らかの方針と考え方を持って、毎年の予算あるいは決算に臨むべきだと思うんです。議会としてもその観点からの、13年度の終了を見込んだ逆算的な方法での考え方、議論も必要ではないかと言えますが、そのあたりの議論はされなかったのかという、そういった一つの側面からの質問であります。

○総務分科会主査（山中雅人）

徳峰委員の質問にお答えいたします。

恐らく時間内にどう差押えをしていくのかといった趣旨の質問かと思いますが、その点については、委員会でやり取りはなかったところでございます。

以上です。

○委員長（重久昌樹）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（今鶴治信委員）

産業建設分科会主査に質問いたします。

認定案第6号、令和6年度曾於市水道事業会計について質問いたします。

給水単価が141円26銭に対し、給水原価が令和5年度より20円30銭高い、167円10銭であるということでありましたが、要因として、電気代とか、そういう高騰、人件費高騰も考えられるんですけど、決算ですので、今回とは関係ないんですけど、この前基本料金の半年間の無料化が通ったところでありますが、安定的水道事業を続けるためには、逆転している状況では、先ほども質問の中でありましたけど、今後の古い水道管の改修等もありますんで、その辺で市民が水道料金の値上げの時期も来るんじゃないかと想像されるんですけど、市民からしたら基本料金を半年無料化となった中で、余裕があるのかなと思った後に、水道料金値上げというのも厳しいところがあると思うんですけど、その辺について、委員会では質疑はなかったかを伺います。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

今の質問の内容ですけれども、委員会の中でも、やはり値上げに関しては出ました。大きなものではなかったんですけれども、やはり水道料金がほとんど赤字に近いくらいになってきている中でいきますと、その水道料金の話も出ました。

以上でございます。

○11番（今鶴治信委員）

今後のことですが、無料化が全会一致で通ったところもありますけど、私たちは委員会が違いますので、そこら辺の具体的、今回決算で内容が分かったとことですが、やはり市民に理解をいただく、値上げをする場合ですね、市民に理解をいただかなくちゃいけないと思うんですけど、急激な値上げにならないように、今後の、そういう既設管の交換等の計画などを示して、値上げも相談するべきだと思いますが、そういう意見はなかったかどうか伺います。

○産業建設分科会主査（淵合昌昭）

今の質問の内容はなかったところです。

○委員長（重久昌樹）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより認定案3件及び議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

○18番（徳峰一成委員）

令和6年度の認定案5号の生活排水決算認定には賛成であります。

次に、認定案6号の水道事業決算認定についても賛成であります。さきの総括質疑では、今後の中長期の改修計画の全体像を議会に示したいと、市長答弁がありました。

付言いたしますと、現在、曾於市の水道料金は、私が間違えてない限り、お隣の都城市や志布志市より高いんです。今でも。そのことも考えながら議論を深めていきたいと思います。

今後の全体像を示すことについては、竹田市長から答弁がありましたので、この答弁を信じて尊重して賛成いたします。

次に、認定案の68号の公共下水道事業についても、基本的には賛成であります。

総括質疑でも若干申し上げましたが、毎年約１億円前後の一般会計からの赤字が、これは設置の当初から続いており、これに投じたお金が実に一般財源29億円を超えております。今後、将来に渡って、これは確実に１億円前後が重なります。今後、現在でもそうです、曾於市の大きな負の財産となる一つの例であります。これは、旧町時代からの経過がありまして、五位塚あるいは竹田市政の責任ではないために、現状では反対でなく、基本的に賛成をせざるを得ず賛成であります。

○委員長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は分離して起立によって行います。

まず、認定案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、認定案第５号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第６号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、認定案第６号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第７号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、認定案第７号は認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、議案第67号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（重久昌樹）

起立全員であります。よって、議案第68号は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の案文については、委員長及び副委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって委員長報告の案文については、委員長及び副委員長に委任することに決しました。

以上をもちまして、令和7年決算審査特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、御苦労さまでした。

————— ・ ——— ・ —————

閉会 午前11時38分